

平成30年 第1回

身延町議会定例会会議録

平成30年3月 2日 開会

平成30年3月19日 閉会

山梨県身延町議会

平成 3 0 年

第 1 回身延町議会定例会

3 月 2 日

平成30年3月2日
午前 9時00分開議
於 議 場

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 町長施政方針
- 日程第5 教育長教育方針
- 日程第6 予算決算常任委員会正副委員長の選任
- 日程第7 議案第1号 身延町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について
- 日程第8 議案第2号 身延町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第3号 身延町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第4号 身延町行政組織条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第5号 身延町個人情報保護条例等の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第6号 身延町職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第7号 身延町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第8号 身延町企業立地促進産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第9号 身延町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第10号 身延町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第11号 身延町公共物管理条例及び身延町道路占有料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第12号 身延町社会体育施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議案第13号 本栖湖いこいの森キャンプ場の指定管理者の指定について
- 日程第20 議案第14号 身延駅前しょうにん通り駐車場の指定管理者の指定について
- 日程第21 議案第15号 身延山駐車場の指定管理者の指定について
- 日程第22 議案第16号 総門駐車場の指定管理者の指定について

- 日程第 2 3 議案第 1 7 号 峡南広域行政組合規約の変更について
- 日程第 2 4 議案第 1 8 号 平成 2 9 年度身延町一般会計補正予算(第 8 号)
- 日程第 2 5 議案第 1 9 号 平成 2 9 年度身延町国民健康保険特別会計補正予算(第 5 号)
- 日程第 2 6 議案第 2 0 号 平成 2 9 年度身延町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 4 号)
- 日程第 2 7 議案第 2 1 号 平成 2 9 年度身延町介護保険特別会計補正予算(第 5 号)
- 日程第 2 8 議案第 2 2 号 平成 2 9 年度身延町介護サービス事業特別会計補正予算(第 3 号)
- 日程第 2 9 議案第 2 3 号 平成 2 9 年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算(第 5 号)
- 日程第 3 0 議案第 2 4 号 平成 3 0 年度身延町一般会計予算
- 日程第 3 1 議案第 2 5 号 平成 3 0 年度身延町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 3 2 議案第 2 6 号 平成 3 0 年度身延町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 3 3 議案第 2 7 号 平成 3 0 年度身延町介護保険特別会計予算
- 日程第 3 4 議案第 2 8 号 平成 3 0 年度身延町介護サービス事業特別会計予算
- 日程第 3 5 議案第 2 9 号 平成 3 0 年度身延町簡易水道事業特別会計予算
- 日程第 3 6 議案第 3 0 号 平成 3 0 年度身延町農業集落排水事業等特別会計予算
- 日程第 3 7 議案第 3 1 号 平成 3 0 年度身延町下水道事業特別会計予算
- 日程第 3 8 議案第 3 2 号 平成 3 0 年度身延町下部奥の湯温泉事業特別会計予算
- 日程第 3 9 議案第 3 3 号 平成 3 0 年度身延町大八坂及び川尻並びに山之神外十五山恩賜林保護財産区特別会計予算
- 日程第 4 0 議案第 3 4 号 平成 3 0 年度身延町広野村上外九山恩賜林保護財産区特別会計予算
- 日程第 4 1 議案第 3 5 号 平成 3 0 年度身延町第一日影みそね沢恩賜林保護財産区特別会計予算
- 日程第 4 2 議案第 3 6 号 平成 3 0 年度身延町第二日影みそね沢及び石原外二山恩賜林保護財産区特別会計予算
- 日程第 4 3 議案第 3 7 号 平成 3 0 年度身延町大久保外七山恩賜林保護財産区特別会計予算
- 日程第 4 4 議案第 3 8 号 平成 3 0 年度身延町仙王外五山恩賜林保護財産区特別会計予算
- 日程第 4 5 議案第 3 9 号 平成 3 0 年度身延町姥草里外七山恩賜林保護財産区特別会計予算
- 日程第 4 6 議案第 4 0 号 平成 3 0 年度身延町入ヶ岳外二山恩賜林保護財産区特別会計予算
- 日程第 4 7 議案第 4 1 号 平成 3 0 年度身延町西嶋財産区特別会計予算
- 日程第 4 8 議案第 4 2 号 平成 3 0 年度身延町曙財産区特別会計予算
- 日程第 4 9 議案第 4 3 号 平成 3 0 年度身延町大河内地区財産区特別会計予算

日程第50 議案第44号 平成30年度身延町下山地区財産区特別会計予算

日程第51 議案第45号 身延町過疎地域自立促進計画の変更について

日程第52 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

2.出席議員は次のとおりである。(14名)

1番	伊藤雄波	2番	伊藤達美
3番	望月悟良	4番	赤池朗
5番	上田孝二	6番	田中一泰
7番	野島俊博	8番	河井淳
9番	芦澤健拓	10番	福與三郎
11番	渡辺文子	12番	川口福三
13番	広島法明	14番	柿島良行

3.欠席議員は次のとおりである。

なし

4.会議録署名議員(3人)

7番	野島俊博	8番	河井淳
9番	芦澤健拓		

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(21人)

町	長	望月幹也	副	町	長	瀧本勝彦													
教	育	長	鈴木高吉	総	務	課	長	笠井祥一											
会	計	管	理	者	笠	井	喜	孝	政	策	室	長	遠	藤	基				
財	政	課	長	村	野	浩	人	税	務	課	長	佐	野	和	紀				
町	民	課	長	熊	谷	司	福	祉	保	健	課	長	穂	坂	桂	吾			
観	光	課	長	佐	藤	成	人	子	育	て	支	援	課	長	望	月	由	香	里
産	業	課	長	望	月	真	人	建	設	課	長	水	上	武	正				
土	地	対	策	課	長	小	笠	原	正	人	水	道	課	長	埜	村	公	文	
環	境	下	水	道	課	長	羽	賀	勝	之	下	部	支	所	長	柿	島	利	巳
身	延	支	所	長	佐	野	昌	三	学	校	教	育	課	長	伊	藤	克	志	
生	涯	学	習	課	長	高	野	博	邦										

6. 職務のため議場に参加した者の職氏名(2人)

議会事務局長 佐野 勇夫
録音係 大村 隆

開会 午前 9時00分

○議会事務局長（佐野勇夫君）

相互にあいさつを交わします。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

（ あ い さ つ ）

ご着席ください。

○議長（柿島良行君）

本日は大変ご苦労さまでございます。

平成30年第1回身延町議会定例会に議員各位、ならびに町長をはじめ執行部各位にはご出席をいただき心から御礼を申し上げます。

本定例会は議員改選後の新年度に向けた初の定例会であり、また提出される諸議案はいずれも重要な内容を有するものであります。

議員各位には慎重な審議、ならびに円滑な議会運営に格段のご協力をお願い申し上げます。

それでは出席議員が定足数に達しておりますので直ちに会議を開きます。

本日は議事日程第1号により執り行います。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第126条の規定によって、

7番 野島俊博君

8番 河井 淳君

9番 芦澤健拓君

を指名します。

日程第2 会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は本日から3月19日までの18日間にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、会期は本日から3月19日までの18日間と決定しました。

日程第3 諸般の報告を行います。

本定例会に町長から上程されております案件はお手元に配布のとおり条例案12件、指定管理者の指定4件、規約変更案1件、補正予算案6件、当初予算案21件、身延町過疎地域自立促進計画の変更案1件、諮問1件の計46案件となっております。

これらの説明のため本日の説明員として地方自治法第121条の規定に基づき、出席通知のありました者の職氏名につきましては一覧表としてお手元に配布したとおりです。

なお、瀧本副町長については南部町合併15周年記念式典の出席のため、午前中の予定で欠席の報告がありました。

次に12月定例会以降の議会関係の諸行事については、お手元に配布により報告としますのでご了承を願います。

次に2月5日、6日に姉妹都市協定を結んでおります千葉県鴨川市に議員が改選後初の表敬訪問をしましたので、議会運営委員長が代表して報告をします。

議会運営委員長 芦澤健拓君、登壇してください。

○議会運営委員長（芦澤健拓君）

2月5日、6日に行われました議員改選後の姉妹都市表敬訪問について報告いたします。

鴨川市とは姉妹都市関係にありまして、改選後には必ず相互に訪問しあうというのが恒例になっております。本年は2月5日、6日の両日、千葉県鴨川市を訪れました。

1日目は歓迎対面式、歓迎交流会ということで、2日目に認定こども園OURS、日蓮上人の誕生寺、道の駅保田小学校を研修してまいりました。

本町側といたしましては町長、議長、副議長以下議員11名で計14名。町の職員、総務課長以下4名ということで合計18名で鴨川市を訪れました。

1日目は先ほど申し上げましたように歓迎対面式と歓迎交流会ということで、2日目に3カ所を研修してまいりました。

研修の内容につきましてはご覧ください。

所感といたしまして、議員選挙に伴う鴨川市訪問は市議会議員、鴨川市長とも懇親ができ素晴らしい2日間でありました。

日蓮上人の誕生寺がある天津小湊町と修行の地である旧身延町との姉妹都市関係が平成の大合併により鴨川市と身延町という新たな関係が成立いたしました。今回の訪問で新たな人間関係をつくり上げた方も多数あると思われまます。

認定こども園や道の駅の研修を生かして、今後の議会活動や町の活性化につなげていくことがわれわれ議員の務めであり、研修費用を生かす道であると感じております。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4 町長施政方針。

町長から施政に対し方針を述べる旨の申し出がありましたので、これを許します。

望月町長。

○町長（望月幹也君）

皆さん、おはようございます。

この冬は次々に寒波が襲来し非常に寒い冬となりましたが、梅の花も開き春が感じられる好季節になってまいりました。

本日ここに平成30年身延町議会第1回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆さまにはご多忙の中、全員のご出席をいただきましたことに厚くお礼を申し上げます。

去る2月9日の開幕から25日の閉幕まで17日間にわたって開催されました第23回冬季オリンピック競技大会は極寒と強風に堪えながら、国の代表としてベストを尽くす日本選手の姿に感動したところであります。

2020年、平成32年7月24日から8月9日には第32回オリンピック競技大会が東京

で開催されます。このオリンピックの開催により山梨県はもとより身延町を世界に認知していただく好機と捉えPRしていくことで、さらなる観光客および交流人口の増加を期待するところであります。

さて、平成27年12月に策定しました身延町まち・ひと・しごと創生総合戦略も平成30年度は計画の4年目となります。総合戦略で掲げた施策の取り組み状況を検証し、最終年度へ向けて取り組みを強化していかなければならないと考えております。

今後も総合戦略に基づき子育て世代にやさしい町民すべての方に住みやすい身延町を目指し努力してまいりますので議員の皆さまや町民の皆さまのご理解・ご協力をお願い申し上げます。

それでは、これより行政報告をいたします。

まずは国および身延町の財政状況および予算についてであります。

国の平成30年度予算につきましては、財政健全化への着実な取り組みを進める一方、子育て安心プランを踏まえた保育の受け皿整備など、人間づくり革命の推進や生産性革命の実現に向けた企業による設備や人材への力強い投資、研究開発、イノベーションの促進など重要な政策問題について必要な予算措置を講じるなどメリハリのきいた予算編成を目指しております。

今回の予算では経済財政再生計画における集中改革期間の最終年度であり、当計画に掲げる歳出計画を着実に実行するとし、政策効果の乏しい歳出は徹底して削減し、効果の高い歳出に転換する考え方に立って公的サービスの産業化、インセンティブ改革、IT化などの公共サービスのイノベーションという3つの取り組みを中心に着実に推進し、引き続き行政事業レビューなどを通じて各部署の取り組みを後押しするとともに、地方財政については地方公共団体の基金や行政サービスの水準の地域格差等の状況を含む地方単独事業の把握と見える化等を通じた改革に取り組むとしております。

次に本町の予算であります。今回提案させていただいております一般会計補正予算ならびに特別会計補正予算につきましては、今年度事業の精査により補正させていただいております。

一般会計では第2表の繰越明許費補正で事業の追加をさせていただきました。繰越事業につきましては事業の早期完成を目指し、職員一丸となって取り組んでまいりますので、ご理解をお願い申し上げます。

まず歳入ですが、国・県支出金につきましては、各種補助事業において年度内の事業量等を考慮し、それぞれの負担に応じて減額等の補正をさせていただきました。地方交付税につきましては4億4,805万4千円。繰越金につきましては5億1,440万1千円を追加補正させていただき、今後の財政基盤の強化を図るための財源として目的基金への積み立てなどに充てさせていただいております。

また臨時財政対策債の2億5千万円と借換債分1億7,680万円および合併特例債の借換債分4千万円につきましては、財源が確保できたため借入れを行わないことといたしました。

次に歳出ですが、歳入予算で申し上げましたとおり年度内の各事業量に応じてそれぞれの予算について増減をさせていただいたところでございます。国の二次補正により今回、予算計上いたしました農業振興による六次産業化事業で行う、あけぼの大豆拠点施設内部工事および備品購入費につきましても繰越明許費補正に追加をさせていただきました。

次に平成30年度の身延町一般会計予算は、総額8億3,070万円で対前年度比で0.4%の増としたところであります。

本町の一般財源の主なものとして、町税1億3,347万8千円を計上させてい

いただきました。29年度に比べ2.2%の減となっております。

地方交付税と臨時財政対策債を合算した実質交付税は38億7千万円の計上となり、歳入全体の46.6%を占め、自主財源である町税が全体の16.2%であることから改めまして国への財源依存度の高さを再認識したところでもあります。

30年度の主な事業につきましては、乗合タクシー事業の充実を図るためバス運行対策費に9,029万1千円を計上させていただいております。

次に身延町総合戦略のアクションプランに記載された子育て支援、定住促進、産業振興による六次産業化、観光資源の魅力アップ事業などを実施していく経費として、まち・ひと・しごと創生事業費に2億9,734万5千円を計上いたしました。

また農林水産業費では区要望による農道施設整備に275万4千円、林道および治山施設整備に2,622万6千円を計上いたしました。農林業の基盤整備、有害鳥獣対策なども拡充を図ってまいります。

次に土木費では町道整備等につきましても区要望により3,700万円を計上いたしました。また橋梁の長寿命化修繕計画に基づく橋梁の耐震化および修繕事業や道路ストック修繕事業等、老朽化したインフラ整備を重点的に実施してまいります。

30年度は橋梁修繕詳細設計や橋梁等の点検業務に7,800万円。天白橋橋梁修繕工事、上川渡橋橋梁修繕工事等の工事請負費に9,500万円を計上いたしました。

消防費では安心・安全なまちづくりといたしまして地震等の災害に備え、地域防災計画改定および事業継続計画BCP策定業務に939万6千円。Jアラート新型受信機の設置費に393万4千円を計上いたしました。

教育費では身延小学校の校舎改修および屋外プールの改修費に6,618万3千円。身延中学校改修事業として特別教室等の空調および電気設備工事に2,420万5千円を計上いたしました。体育施設整備事業として甲南スポーツ広場テニスコートおよび身延中学校テニス部が活用している身延町民テニスコートの全天候型コートへの改修費として5,967万6千円などを計上したところであります。

次に峡南地域中核工業団地への企業進出についてであります。

このことについては、2月9日に行われた山梨県ならびに進出企業との共同記者会見においてJKホールディングス株式会社、連結子会社の株式会社キーテック様が本町に生産の拠点を整備することが発表されました。

ご存じのように当該工業団地におきましては、平成22年度よりユニプレス株式会社山梨工場様が操業を停止しておりました。先般のUTYでの報道では山梨県が積極的な誘致をしたとされておりますが、本町におきましてもユニプレス株式会社と長く深く関わり合いを持ち優良企業誘致を模索し、平成29年2月28日に本町が先導役となり、山梨県の立ち会いのもと両者を引き合わせ現地視察等を実施したことが今回の大きな成果につながったものであります。

キーテック様は合板製造を手掛ける日本でも優良な企業であり、地元への雇用の創出や経済効果などにより本町はもとより峡南地域への活性化が図られるものと期待しているところであります。

今後の工場整備には町も全面的に協力してまいりたいと考えております。議員の皆さまにも今後公表される社員募集には地元雇用に向けて、ぜひともお力添えをいただきたいと思います。

本町へ新たな企業を誘致することは現在の経済状況からも至難の業であります。本町に新

たな雇用を創出し、町の活性化のためには非常に重要な施策であります。今後も総合戦略に掲げる企業誘致に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

次に行政組織条例の改正についてであります。

現在、本町では19の課等で町の行政運営を行っておりますが、町民ニーズの変化や新たな事業の展開などに対応するため本年4月から組織機構の見直しを行うことといたしました。

具体的には心配される東海地震や東南海地震、また巨大化する台風など災害に対する対応強化が喫緊の課題であること、また高齢化が進む本町では町営バスなど交通行政の充実も図っていかねばならない事業であることを考慮し、防災と交通に特化した交通防災課を新たに設置するとともに大規模な施設整備を終えた下水道事業と今後も施設整備を進めなければならぬ水道事業を統合し、環境上下水道課に再編するものです。

また、現在の政策室を企画政策課に改めるものでもあります。これは一般的に室は課の下に、特に困難な事務でまとまった事務処理が必要なものを専門的に処理するために設置されることが多いとされており、本町の基本となる計画やまちづくりに関する重要な事業を所管し、企画する部署としてやはり課とすることが適当であることから今回、企画政策課に変更することといたしました。

今定例会に行政組織条例の改正を上程させていただきますので、何とぞご理解をお願いいたします。

次に身延町みのぶ自然の里についてであります。

身延町みのぶ自然の里につきましては、平成30年1月31日に山梨県教育委員会、守屋教育長をはじめ多くのご来賓や町議会の皆さまのご出席をいただく中で、無事竣工式を終え2月1日にオープンいたしました。

2月の利用実績につきましては、7組69人の方々にご利用をいただきアンケート結果等においても大変好評を得ております。2月21日には議員の皆さまにもご利用いただき、またご指導をいただき、誠にありがとうございました。

3月の予約状況につきましては、あくまでも2月末時点でございますけれども、9組76人の方々にご予約をいただいております。この中には企業が社員の研修に利用するための予約も含まれております。

今後も利用が増えるように町といたしましても指定管理者と力を合わせ最大限の努力をしてみたいと思いますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

次におもてなしインバウンド対応、トイレの改修についてであります。

トイレ改修の関係予算は9月議会でご議決いただき、12月から工事を随時発注したところであり、観光施設をはじめとする公共施設18カ所124の便器を温水洗浄暖房便座に改修しております。平成30年度も引き続き計画的に14施設81の便器を改修する計画であります。

公共施設を利用される町民の皆さまや身延町を訪れる観光客の皆さんに快適にご利用いただけるよう整備してまいります。

次に、しだれ桜の里事業についてであります。

しだれ桜の里づくり事業につきましては第2期伐採造成工事、1工区から3工区の工事がおおむね終わり現在、第2期植栽整備工事、1工区、2工区とそれと有害獣防除ネット工事を行っております。

皆さまに協賛していただきましたクラウドファンディングにつきましては、募集期限を2月28日まで延長したところ5万円の口については20本100万円で予定数完了でした。3万円の口は127本381万円で昨年度に続き二度目の募集ということもあり、予定数には達しませんでした。合計で147本481万円のご協力をいただきました。関係者の皆さまのご協力に感謝を申し上げます。

平成30年度は植栽した苗木の保護をはじめ、5月の開花による誘客を目的に遊歩道沿いにツツジ等を植栽するなど、来園者受け入れ準備のための整備や植栽木が確実に生育するよう維持管理を進めてまいりたいと考えております。

次に平成30年度の国民健康保険制度、ならびに後期高齢者医療制度についてであります。

国民健康保険制度は、平成30年度から県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保と国保運営に中心的な役割を担うこととなります。

新制度のもとでは、町に対して標準的な税率が県から示されます。本町では国保税率を平成24年度から据え置いてきましたが、平成30年度はこれらの県からの示された数値等を参考に町の状況を勘案しながら基金も活用し、国保税の引き下げとなるよう改正の提案をいたしました。

また町が行う事務事業につきましては資格管理、保険給付、保険税率の決定、賦課徴収、保健事業など地域におけるきめ細かい事業を引き続き実施してまいります。

2年ごとに見直しを行っております後期高齢者医療の保険料につきましては、平成30年度が見直しの時期になりますが、保険料率の改正は行わず据え置いて運営していくこととなりました。

なお、高齢者が安心して医療を受けられますよう引き続き山梨県後期高齢者医療広域連合との連携を図り円滑で安定的な事業の運営に努めてまいります。

国民健康保険および後期高齢者医療制度の両制度においては、医療費抑制が喫緊の課題となっております。医療費抑制のためには健康率の向上、生活習慣病予防に重点を置き、日常生活の見直しや健康意識を高める活動が不可欠であり、町ではさらに取り組みを推進してまいります。

次に第7期介護保険事業計画期間にかかる第1号被保険者保険料についてであります。

現在、平成30年度から平成32年度までを計画期間とする第7期介護保険事業計画の策定作業を進めているところですが、これに合わせて同計画期間中の介護保険料率の見直しも行っております。

その結果、保険料基準額につきましては年7万9,160円と算定し、見直し後の保険料率を規定するため、介護保険条例の一部を改正する条例案を今議会に提案させていただいております。

本町におきましては、介護リスクの高まる後期高齢者の比率の上昇等を背景に今後も高齢化が進展し、介護保険サービスの必要度はますます高まるものと予想されるところであります。

引き続き介護予防にも重点を置きつつ、必要とされる介護サービスの量の確保と質の向上に努めてまいります。

次に町営温泉施設無料回数券交付事業についてであります。

身延町の高齢化率は年々上昇し平成37年度には2人に1人が高齢者、3人に1人が後期高齢者となると予測されております。

特に後期高齢者は医療や介護リスクが高まるといわれることから外出の機会、また他者との交流の機会として町営温泉施設を利用していただけるよう後期高齢者に対し無料利用券10枚つづりの回数券を年1回交付する事業を創設することといたしました。

これに伴う関連予算を平成30年度一般会計当初予算に計上したところであります。高齢者福祉の視点から一般会計においても健康の維持と介護予防に資する取り組みをさらに進めてまいります。

次に小学校の統合に関わる諸行事についてであります。

このことについては、本年4月に現身延小学校と現大河内小学校が統合して新たな身延小学校が開校いたします。本年度末に閉校となる身延小学校と大河内小学校はそれぞれ地域の教育と文化の中心として輝かしい伝統を培ってまいりました。長い歴史の中で築き上げた教育成果を持ち寄り今春から新たな歴史の一步を刻み始めます。

閉校式の日程につきましてはすでにご案内のとおりであります。身延小学校が3月17日の午前9時30分、大河内小学校が同日午後1時30分の開式予定になります。

また閉校記念行事につきましても各小学校の閉校記念事業実行委員会の皆さまが計画をしておりますので多くの皆さまにご参加いただきたいと思います。

新身延小学校の開校式につきましては、4月5日の午前10時に開式を予定しております。新身延小学校の開校により3小学校1中学校の学校配置が整い、小中学校の適正規模の実現と学校教育環境の充実を目的とした後期統合計画が完了いたします。本町での義務教育期間を通じ身延町の子どもたちが多様な友だちと出会い集団の中で考え、自ら決断し率先して行動することにより知・徳・体のバランスの取れた生きる力を身に付けた人に成長してくれるものと信じているところであります。

次に学校給食費負担金の全額補助についてであります。

このことについては、本町では平成28年度から町内の小中学校へ通う児童生徒に対し1食当たり半額以上の150円の補助を行ってまいりました。これは学校教育にかかる保護者の経済的な負担を軽減し、子育て世代への支援を総合的に推進することが目的であります。2年間の施策の成果を踏まえ、これを一層推し進めることを決断し新年度から小中学校の給食費負担金の補助として約1,500万円を増額することといたしました。これにより学校給食費に対する保護者の負担はすべてなくなります。補助教材費への補助、校外活動費への公費負担など他の教育支援策も継続することで子育て世代の経済的負担の軽減と児童生徒の健全な育成を強力に牽引してまいります。本町ではすでに全国トップレベルの施策を展開しているものと自負しております。

次に連携型中高一貫教育についてであります。

このことについて、山梨県教育委員会から本町にある県立身延高等学校と身延中学校ならびに南部中学校との連携型中高一貫教育を平成31年度に導入する方針が発表されました。県が進める峡南地域における高校再編計画の中における身延高校の存続については、本町にとっても大変重要な課題ですので、県とともに身延高校の魅力向上、通学の利便性向上に取り組んでいるところであります。

本町といたしましても山梨県、ならびに南部町と同じ方向性で身延中学校へ連携型中高一貫教育を導入し、身延・南部地域の教育環境の充実を目指してまいります。

次に生誕300年木喰展の開催についてであります。

今年度から準備を進めています木喰展につきましては、出品を依頼した仏像81点、古文書等19点の承諾が得られ、出展総数100点の規模で7月14日から10月21日までの約3カ月間、なかとみ現代工芸美術館の開館20周年記念特別展として開催されます。

特別展に向けて効果的な周知、告知を図るべく木喰特集として記念番組の制作、また期間中のトークショー等の企画、テレビ・ラジオ・新聞等のメディア等を通じた広報計画を現在進めており、今議会には木喰展開催事業費を計上させていただきました。また経費の財源として有利な交付税措置があります。過疎対策事業債を充当するため、併せて身延町過疎地域自立促進計画の変更についても上程させていただいております。

以上、行政報告をさせていただきましたが、定例会で毎回報告しておりますが、平成29年第4回定例会以降の主な事業につきましては、お手元に配布したとおりでございますので、ご確認をいただきたいと存じます。

なお、お詫びを申し上げたいのですが、第3回と書いてありますけども、実は誤りで第4回ですので、ぜひともご訂正をよろしくお願いいたします。

結びに私ども自治体は自らの責任と判断で自らのまちづくりを行っていくことが求められております。このためには行政と町民の皆さんがそれぞれ役割と責任を担っていくことが大切であります。

「生まれてよかった 育ってよかった 住んでよかった」と思える町を目指して取り組んでまいりますので、議員の皆さまや町民の皆さまの各段のご理解とご協力をお願い申し上げます、あいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（柿島良行君）

町長の施政方針を終わります。

日程第5 教育長教育方針。

教育長が教育に対して方針を述べる旨の申し出がありましたので、これを許します。

鈴木教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

平成30年度身延町教育委員会教育方針、ならびに主要施策についてご説明をさせていただきます。

近年の科学技術の進歩や情報化、国際化、少子高齢化などわが国の社会環境は年ごとに大きく変化をしています。人々の意識や価値観などが多様化しており、教育環境にも大きな影響を及ぼしています。

身延町教育委員会は教育基本法を基盤とした教育目標の実現を目指し、平成27年に策定した身延町教育大綱および身延町教育振興プランの基本理念である明日のふるさと身延を担う人づくりに基づき、他者を思いやり社会のきずなを大切にする人づくり、自ら学び考え行動する創造性豊かな明日を担う人づくり、郷土を学び郷土を愛し地域文化を育む人づくりの実現のため、身延町まち・ひと・しごと創生総合戦略を基幹原動力とし、教育諸施策を展開していきます。

学校教育においては、本町の児童生徒が知・徳・体の調整が取れた成長と国際化高度情報化のめまぐるしい進展など、社会の変化に主体的に対応できる力を身に付けるため学校教育環境と学校教育内容の充実や社会を生き抜く力と健康な児童生徒の育成を推進します。

生涯学習は、人々が自己の啓発や生活の向上のために自発的意思に基づいて行うことを基本とし必要に応じて自己に適した手段、方法を自ら選んで生涯を通じて行う学習だと言われています。

生涯学習は生涯にわたって健康で楽しく学び習う活動であり、その活動には性別、年代を超えた交流が生まれ、人間が元気になり、その中で生まれ育まれたつながりが地域協働のまちづくりに生かされていくものだと思います。

教育委員会では、このような視点になって生涯にわたり学習していく環境づくりを進めるため学習活動の支援、生涯スポーツの推進、文化芸術の振興と文化財の保護、青少年健全育成を推進します。

以上の基本方針をもとに平成30年度に次のような施策事業を展開いたします。

まず、学校教育関係施策についてであります。

1点目は身延小学校の開校について申し上げます。

身延小学校は豊かな心を持ち、進んで学ぶたくましい子どもの育成を学校教育目標とし、一人ひとりが大切にされ、やさしさに満ち溢れた学校、確かな学力が身に付く学校、児童や教職員が生き生きとし活力に満ちた学校、全員が一つのことに向かって頑張れる学校を目指し、目指す学校像に掲げ新しい歩みを始めます。4月5日の開校に向け、開校式、通学支援、施設改修など万全な準備を進めます。

2点目は通学支援について申し上げます。

学校統合に伴い各小中学校の学区が広域化し、児童生徒の通学支援を目的としたスクールバスの運行が学校運営において重要な役割を担っております。

身延中学校においては5路線でバス10台を、また身延清稜小学校においては3路線でバス2台とタクシー1台を、下山小学校においては5路線でバス4台とタクシー1台を、そして新たな身延小学校においては5路線でバス4台とタクシー1台での運行を予定しております。悪天候時や緊急時に備え、学校、教育委員会、運行委託業者が連携をしながら常にP D C Aサイクルでの改善に取り組み児童生徒の安全を第一に考えた運行に引き続き努めます。

また身延中学校における学校統合以外の理由による新規路線の運行、要望に関しましては車両および運転手の確保、全町的な公共交通手段のあり方や有効活用などの課題をクリアする必要があり、関係者だけではなく町民にも広くご理解が得られるよう保護者と協同する機会を設け、引き続き検討を行います。

3点目は連携型中高一貫教育の推進について申し上げます。

平成26年度から具体的な連携事業を展開し、事業の効果、課題の検証を行ってきました身延高校と身延中学校、南部中学校の連携型中高一貫教育につきましては、3校による正式導入に向け平成30年度に協定書を締結し、平成31年度から実施をする予定で準備を進めます。

4点目はきめ細かな教育のための教職員配置について申し上げます。

町単独教職員の配置について、本町では県が定める育みプランを基準としながら児童生徒の実態・実情を勘案し、特に保育所、幼稚園から上がってきた小学校1年生が学校生活に適用できるよう入学前から子どもたち一人ひとりの実態把握に努めながら関係者の意見、ならびに保護者からの要望をもとに柔軟な姿勢で学級編成に努めております。

平成30年度は身延小学校の新3年生38名と新1年生30名を2学級とする計画で2名の町単独教員を常勤配置いたします。また中学校には引き続き2名の町単独教諭を常勤配置し、

きめ細かな学習体制の中で学力向上を目指します。

次に特別支援教育支援員の配置についてであります。

文部科学省の調べによりますと通常の学級において学習障害、注意欠陥多動性障害、自閉症スペクトラム等を抱える児童生徒が約6.5%の割合で在籍をしているといわれております。

さまざまな障害を持つ児童生徒に対する学校生活上の介助や学習活動上の支援などを目的とし、各小学校に3名の特別支援教育支援員を配置いたします。

また小学校における安全対策として勤務時間の延長を行い、放課後における校内での見回り活動を充実いたします。

学校図書館司書の配置についてであります。

学校内における児童生徒の読書活動の充実を図るため、各校の学校図書館へ引き続き専従の図書館司書を4名配置いたします。

5点目は次期学習指導要領への対応について申し上げます。

学習指導要領の改訂に伴い、平成32年度から小学校では道徳の教科化、3年生からの英語の必修化、プログラミング教育の必修化が導入をされます。特に英語の必修化では5・6年生で英語の読み・書きを加えた正式な教科となり、教科書を使った授業が行われ評価も実施されることとなります。

本町では来年度を英語の必修化までの移行期間に位置付け、現在35時間の外国語活動を15時間増加し、来年度は50時間とする計画であります。小学校では3校に2名の外国語指導助手ALTを配置し、学校要望を最大限尊重した配置時間数を確保し、外国語教育の充実と強化を図ります。

また指導内容や指導方法の研究および指導案作成を支援する目的で現在の教職員に対するコーディネート役を設置できるよう努めます。

プログラミング教育の必修化に対しましては、全小中学校の校内情報通信設備の整備が本年度までに完了し、児童や教職員がいつでも情報機器をアクティブに使用できる環境が整いました。新年度は教育課程全体を見渡してプログラミングを実施する単元や学年が決定次第、授業に必要となる教材等の整備に努めます。

6点目は学びの向学館について申し上げます。

身延町教育研修センターでは、教員のOBの皆さんを中心にご協力を得ながら平成24年度より中学校3年生を対象とし、また平成28年度からは小学校3年生以上を対象に加え夏・冬休みや土曜日に学習支援を町内4会場で行ってまいりました。

現在における寺子屋ともいえるこの学習指導活動は学ぶ意欲のある児童生徒なら誰でも参加することが可能で、本町の学校教育を強力にバックアップしてくれております。

また夏休みに開催をしているイングリッシュキャンプについては、1泊2日を外国人講師と基本的に英会話で過ごすことにより英語に親しみ、実践的な会話力と自己表現力の向上を目指すもので、新年度は会場を本町のみのおのび自然の里で行う予定です。

この2つの事業は本町の地域力を生かしたかけがえのない学習機会であり、引き続き内容の充実を努めます。

7点目は学校教育環境の充実および教育にかかる保護者負担の軽減について申し上げます。

1番として学校給食費の全額補助についてであります。

学校給食は児童生徒に栄養のバランスが取れた食事を提供し健康の保持・増進や体位の向上

を図るとともに心身の健全な発達に役立てる教育活動の一環として実施をしております。

学校教育にかかる経費のうち食材料費分は保護者の負担とされ、小学校は1食当たり270円、中学校は300円を保護者から給食費負担金として納めていただく必要があります。これに対し本町では給食費補助金として1食当たり150円を保護者に補助しておりますが、先に町長から説明がありましたとおり新年度からは小学生は1食当たり270円を、中学生は1食当たり300円を補助することとし学校給食にかかる保護者の負担は完全になくなります。2番目として入学支度金の交付についてであります。

小中学校の入学時に必要となる多額の出費の一部に充てるため、支度金として小学校入学時に3万円、中学校入学時に6万円を交付します。身延町に住所を有し新年度に小中学校等へ入学する児童生徒は小学校入学者が63名、中学校入学者が50名の見込みで交付申請手続きの済んでいる保護者に対しましては、本日ご指定の口座へ入金をする予定です。

3番目として補助教材費への公的負担、校外活動費への補助についてであります。

教科書以外の補助教材を有効に利用し、児童生徒の基礎的・基本的な知識と学力の向上を図るため小学生1人当たり年額6千円、中学生1人当たり年額1万円を上限とし、公費で補助教材を購入します。また社会科見学、スケート教室、スキー教室などの校外活動時に必要な経費である見学科や体験料、用具のレンタル料などの費用を公費で負担をしております。

平成28年度から実施をしているこれらの事業や修学旅行補助金については、新年度も引き続き実施し教育環境の充実と子育て世代の支援に努めます。

8点目は学校施設設備の改修について申し上げます。

学校施設の計画的な維持管理のため町立学校施設整備計画を現在策定をしており、時期を見て町議会へ報告するとともに、さらに具体的な施策を進めてまいります。新年度は開校する身延小学校の校舎改修工事およびプール改修工事、身延中学校の電気設備および特別教室空調設備工事、身延学校給食センターの給水給湯管および排水設備工事を予定しております。

9点目は学校給食の充実について申し上げます。

学校給食は文部科学省が定めた学校給食衛生管理基準に基づき、施設および設備の改善に努め、また学校給食従事者においては健康観察諸検査を実施し徹底した衛生管理を行っております。また学校給食における地産地消に関しましては可能な限り県内産、町内産の食材を使用しており、郷土料理や行事食も取り入れ安心・安全なおいしい給食の提供に引き続き努めます。

10点目は教員の多忙化改善に向けた取り組みについて申し上げます。

学校現場を取り巻く環境が複雑化・多様化をし、学校に求められる役割が拡大をする中、教員の多忙化の改善が重要な課題となっております。

本町では平成29年5月に教員の多忙化対策検討委員会を設置し、平成29年度から32年度までの改善計画を策定し、中学校への部活動外部顧問の配置を実施しました。新年度は夏休み中の8月13日から15日までの3日間、県民の日、学校創立記念日に日直を置かない学校閉庁日を設定します。

次に生涯学習関係施策について説明をいたします。

1点目はまち・ひと・しごと創生総合戦略施策について申し上げます。

1つとして、地場産業の活性化とPRの強化についてです。

伝統産業である西嶋和紙の普及促進と和紙の里の活用推進を図ります。観光課との連携により県内および関東圏域の学校などをはじめ、広く一般に向けて西嶋和紙ならびに和紙の里体験

施設の利用をダイレクトメール等、効果的な手段により働きかけます。また西嶋和紙の需要開拓を目的とし町内小中学生の蔡倫書道展への出展、見本市や展示会への参加を支援するため西嶋和紙工業協同組合等へ補助金を交付します。

次に2番目として若い人が積極的に地域を考え行動できる組織づくりについてであります。

組織づくりを通じて町を元気にできる人材の育成を進めます。3年目を迎える人材育成講座、みのべーしょん288はさまざまな立場の町民の皆さまが町の将来について語り合い、調査研究を行う講座です。これまでの講座の中で受講者から生まれた町を元気にする活動を支援し、引き続き人材の育成を進めていきます。

3点目は郷土愛を育む教育の充実についてであります。

大学等との連携により地域の文化・歴史を学ぶ郷土愛を育む学習の場として講座等を開催するとともに郷土を学ぶふるさと読本による学習機会を提供することにより郷土を愛し郷土に誇りを持てる子どもを育てる環境づくりを行います。

2点目は生涯学習の推進について申し上げます。

1つとして活動拠点の整備です。地区公民館分館を活動拠点として安全に利用していただくことを念頭に施設を提供していくとともに分館運営、また集落間整備等を進めるにあたり必要な支援を行い、地域の皆さまが交流するコミュニケーションの場として講座等の充実を図ってまいります。

2点目として図書館の充実についてです。

図書館は生涯学習における情報収集の拠点として町民の皆さまの読書活動を推進し、その学習活動を支援するために多様な図書の収集や郷土資料の収集、整理、保存に努め町民の皆さまの調査研究への意欲に応えていきます。

3点目は生涯スポーツの推進であります。

心と体の健康はすべての人が望んでいます。多くの町民の皆さんがスポーツ、レクリエーションをより安全により一層楽しむことができるよう施設の提供を行い、各種スポーツ教室等を開催するなど生涯スポーツの推進に取り組んでいきます。

新年度は中学校の部活動、またスポーツ少年団をはじめ多くのソフトテニス愛好家の念願でありました身延町民テニスコートおよび甲南スポーツ広場テニスコートの全天候型への改修工事を行います。

またジュニア世代対象のスタンドアップパドルボードの全国大会を本栖湖で開催します。全国からウォータースポーツの愛好家が家族連れで身延町を訪れ、世界文化遺産富士山の構成資産である本栖湖の雄大な自然を体感していただき、その魅力を持ち帰り全国に広めていただくことが大きな目的となっております。

そのほか地域住民の皆さまの健康づくりの一助になるような事業実施に向けて体育協会およびスポーツ推進員とともに取り組んでまいります。

4点目は文化芸術の振興と文化財の保護についてであります。

文化芸術は心を癒すとともに情操を豊かにしてくれます。また文化財金山史跡はふるさとの歴史、文化の証であります。このため町民の皆さまが生きがいのある充実した生活を営むための環境づくりに努めます。

文化芸術活動の推進については総合文化会館ホールの特性を生かした魅力ある自主文化事業の開催や音楽隊、NHK番組の公開収録を招致をし、なかとみ現代工芸美術館においては年間

企画展回数を減らしながらも開催期間を長期とするなど運営の模索を行いつつ、開館20周年を迎えるにふさわしい良質な文化芸術に親しむ場を提供してまいります。

また国指定史跡甲斐金山遺跡の中山金山遺跡については、国指定に先立つ総合学術調査が行われてから30年を迎え、これ以降の継続調査と研究の成果および湯之奥毛無山内で同時期に操業されていた茅小屋、内山2金山遺跡を併せて歴史遺産の積極的な情報発信に努めます。

さらに町民の皆さまが自ら率先して文化芸術活動に参加していただき、その成果を発表する機会、また場所の提供や各種文化団体やサークル活動を支援しつつ、優れた知性と心豊かな文化意識の高揚に努めます。

また身延町の歴史や文化の証人であり、豊かな自然の象徴である文化財につきましても、ふるさとの貴重な文化的資源として、その価値と魅力を地域づくり、人づくりに活用していく取り組みが必要です。

平成30年度は木喰上人生誕300年にあたり、これを機会になかのみ現代工芸美術館開館20周年事業として木喰展を開催します。開催期間は7月14日から10月21日の予定です。この展覧会を通して木喰上人の魅力を積極的に発信をし、全国に誇れる価値ある資産として後世に継承してまいります。

そのほか文化財全般の保護、保存とその活用に努めるとともに地域固有の伝統行事を調査し町民が歴史・文化遺産を学ぶ機会の充実に努めてまいります。

5番目に青少年健全育成の推進についてです。

子どもたちの健やかな成長、のびやかな心身の発達には家庭と地域の教育力をより一層向上させていくことが大切です。青少年育成身延町民会議が掲げるスローガンの「地域の子どもは地域で守り育てる」のもと町全域にあいさつ見守り運動を広げるとともに町内各施設を利用した青少年育成の諸活動を地区公民館と連携をしながら推進をします。

以上、本町の教育行政推進にあたり町民各位のご理解とご協力をお願いしながら平成30年度の教育施策の推進を図ってまいります。

以上で教育方針ならびに主要施策についてご説明をさせていただきました。ありがとうございました。

○議長（柿島良行君）

教育長の教育方針を終わります。

日程第6 予算決算常任委員会正副委員長の選任を議題とします。

予算決算常任委員会は平成30年3月1日に設置されました。

同委員会の正副委員長は選任されておりませんので、議長において指名することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、議長から指名することに決定しました。

議長により指名をします。

予算決算常任委員会委員長に河井淳君、副委員長に望月悟良君を指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、予算決算常任委員会委員長はただいま指名したとおり正副委員長を選任することに決定しました。

議事の途中ですが、ここで暫時休憩とします。

再開は10時25分とします。

休憩 午前10時08分

再開 午前10時25分

○議長（柿島良行君）

休憩前に引き続き、議事を再開します。

日程第7 議案第1号 身延町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について

日程第8 議案第2号 身延町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について

日程第9 議案第3号 身延町介護保険条例の一部を改正する条例について

日程第10 議案第4号 身延町行政組織条例の一部を改正する条例について

日程第11 議案第5号 身延町個人情報保護条例等の一部を改正する条例について

日程第12 議案第6号 身延町職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例について

日程第13 議案第7号 身延町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

日程第14 議案第8号 身延町企業立地促進産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について

日程第15 議案第9号 身延町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

日程第16 議案第10号 身延町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

日程第17 議案第11号 身延町公共物管理条例及び身延町道路占有料徴収条例の一部を改正する条例について

日程第18 議案第12号 身延町社会体育施設条例の一部を改正する条例について

以上の12議案は条例案でありますので、一括して議題とします。

町長から本案について提案理由の説明を求めます。

望月町長。

○町長（望月幹也君）

それでは提出案件のうち議案第1号から議案第12号までについての提案理由を説明申し上げます。

まず議案第1号 身延町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定についてであります。

身延町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の議案を提出いたします。

今後、以下2行は省略をさせていただきます提案理由を申し上げます。

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律

による介護保険法の一部改正に伴い指定居宅介護支援等の事業の人員、基準等について条例で定める必要が生じました。

これがこの議案を提出する理由でございます。

次に議案第2号 身延町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例についてであります。

身延町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の議案を提出いたします。

提案理由を申し上げます。

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令による地域指定密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い身延町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する必要が生じました。

これがこの議案を提出する理由でございます。

次に議案第3号 身延町介護保険条例の一部を改正する条例についてであります。

身延町介護保険条例の一部を改正する条例の議案を提出いたします。

提案理由を申し上げます。

平成30年度から平成32年度までの第7期介護保険事業計画中の第1号被保険者にかかる保険料を定めるため、身延町介護保険条例の一部を改正する必要が生じました。

これがこの議案を提出する理由でございます。

次に議案第4号 身延町行政組織条例の一部を改正する条例についてであります。

身延町行政組織条例の一部を改正する条例の議案を提出いたします。

提案理由を申し上げます。

防災体制の充実、強化等を図るとともにより効果的な住民サービスの向上を推進するため身延町行政組織条例の一部を改正する必要が生じました。

これがこの議案を提出する理由でございます。

次に議案第5号 身延町個人情報保護条例等の一部を改正する条例についてであります。

身延町個人情報保護条例等の一部を改正する条例の議案を提出いたします。

提案理由を申し上げます。

行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出、ならびに活力のある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律による行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、身延町個人情報保護条例等の一部を改正する必要が生じました。

これがこの議案を提出する理由でございます。

次に議案第6号 身延町職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

身延町職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例の議案を提出いたします。

提案理由を申し上げます。

一般職の国家公務員の配偶者同行休業の制度の拡充に鑑み、身延町職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する必要が生じました。

これがこの議案を提出する理由でございます。

次に議案第 7 号 身延町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。

身延町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の議案を提出いたします。

提案理由を申し上げます。

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律による国民健康保険法の一部改正に伴い身延町国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じました。

これがこの議案を提出する理由でございます。

次に議案第 8 号 身延町企業立地促進産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

身延町企業立地促進産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の議案を提出いたします。

提案理由を申し上げます。

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律および企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第 20 条の地方公共団体等を定める省令の一部を改正する省令の施行に伴い、身延町企業立地促進産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する必要が生じました。

これがこの議案を提出する理由でございます。

次に議案第 9 号 身延町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてであります。

身延町国民健康保険条例の一部を改正する条例の議案を提出いたします。

提案理由を申し上げます。

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律による国民健康保険法の一部改正に伴い、また葬祭費の支給額の引き上げを行うため身延町国民健康保険条例の一部を改正する必要が生じました。

これがこの議案を提出する理由でございます。

次に議案第 10 号 身延町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

身延町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の議案を提出いたします。

提案理由を申し上げます。

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律による高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴い、身延町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する必要が生じました。

これがこの議案を提出する理由でございます。

次に議案第 11 号 身延町公共物管理条例及び身延町道路占有料徴収条例の一部を改正する条例についてであります。

身延町公共物管理条例及び身延町道路占有料徴収条例の一部を改正する条例の議案を提出いたします。

提案理由を申し上げます。

道路法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、身延町公共物管理条例及び身延町道路占有料徴収条例の一部を改正する必要が生じました。

これがこの議案を提出する理由でございます。

次に議案第12号 身延町社会体育施設条例の一部を改正する条例についてであります。
身延町社会体育施設条例の一部を改正する条例の議案を提出いたします。
提案理由を申し上げます。

学校統合による施設の用途変更等に伴い、身延町社会体育施設条例の一部を改正する必要が生じました。

これがこの議案を提出する理由でございます。

以上であります。

なお、それぞれの議案の内容につきましては担当課長より説明を申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（柿島良行君）

次に議案第1号から議案第12号までの議案の内容説明を求めます。

議案第1号から議案第3号について内容説明を求めます。

穂坂福祉保健課長。

○福祉保健課長（穂坂桂吾君）

それではお手元の議案説明書に基づきまして、最初に議案第1号 身延町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例について説明をいたします。

背景につきましては、いわゆる医療介護総合確保推進法により介護保険法の一部が改正され、平成30年4月1日から指定居宅介護支援事業者、これは一般にケアマネの業務を行う事業者であります。指定居宅介護支援事業者の指定、指定取り消し、指導、監査等の事務が県から市町村へ移譲されることとなり、これに伴い市町村条例に次の基準等を定めることが介護保険法に規定されました。

1つが指定居宅介護支援事業者の指定の申請者の資格、2つ目が指定居宅介護支援の事業の人員および運営に関する基準、3つ目が基準外と居宅介護支援の事業の人員および運営に関する基準、以上の3点であります。

本議案の内容について説明をいたします。

まず本則についてであります。介護保険法は上記3つの基準等を条例に定めるにあたり次の厚生労働省令で定める基準に従うこと、または当該基準を参酌することとしております。

厚生労働省の基準につきましては、平成11年厚生省令第36号、それと平成11年厚生省令第38号であります。

本条例案は従うべき基準については当該厚生労働省令の基準どおり定め、また参酌すべき基準については、特にこれと異なる基準を定めなければならない事情はないとの判断から厚生労働省令に定める基準と同様の基準を定めるものであります。

裏面をご覧くださいますと本議案の本則第1条から第33条までの条見出しをそこにまとめております。おおよそのこの議案の中身についてはそれでご確認をいただければと思います。

また1ページへ戻っていただきまして、附則についてであります。附則の第1項ただし書きの規定および附則第2項の経過措置に関する規定は、厚生労働省令と同様の措置であります。

附則第3項において身延町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するのは同条例中の厚生労働省令の基準を引用している箇所につきまして、本議案の条例の制定に伴い本条例の相当規定を引用するよう改めるためのものであります。

施行期日は平成30年4月1日から。ただし第15条第20号の規定につきましては、平成30年10月1日から施行をする予定であります。

続きまして議案第2号 身延町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について説明をいたします。

背景につきましては厚生労働省令、以下基準省令と申し上げますが、一部改正が行われました。その視点はそこに掲げてあります地域包括ケアシステムの推進、自立支援・重度化防止、多様な人材の確保と生産性の向上、制度の安定性・持続可能性の確保、そのような視点から基準省令の改正が行われました。

基準省令につきましては、次に から 、既存の身延町の条例の題名を記載されておりますが、この3本の条例を定めるにあたり基準とすべきことが介護保険法に規定されているため、今回条例改正が必要となったものであります。

内容につきましては基準省令の改正を受けまして、上記の3本の条例を見直すにあたり基準省令の改正内容と異なる基準を定めなければならない事情はないと判断しまして基準省令と同様に改正を行うものであります。

本議案の第1条で に示す既存の条例を、第2条で に示す既存の条例を、第3条で の既存の条例を改正する内容となっております。

主な改正内容は裏面にまとめてございますので、ご覧をいただければと思います。

施行期日は平成30年4月1日からであります。

続きまして議案第3号 身延町介護保険条例の一部を改正する条例についてであります。

背景等につきましては、市町村は介護保険事業に要する費用に充てるため65歳以上の第1号被保険者の保険料額について介護保険法施行令第38条に定める基準に従い、当該市町村条例で定めることとされております。

保険料は第7期のサービス見込み量等に基づく保険給付に要する費用や地域支援事業の予定額、第1号被保険者の所得分布状況、国庫負担金等に照らし、おおむね3年を通じ財政の均衡を保つものでなければならないとされており、法令の規定に従い第7期の保険料基準額(月額)を裏面のとおりに算定をいたしました。

裏面をご覧いただきまして、第7期の計画期間中に必要な費用の額、そこからそれに基づきまして最終的に月額にしますと基準額が6,597円、年額にしますと7万9,160円という基準額を算定したところであります。

なお、この算定にあたりましては、基金を取り崩し軽減を図るという措置を行ったのちの基準額であります。

また前へ戻っていただきまして、条例案の内容についてであります。

第2条第1項の改正につきましては、保険料の基準額を7万9,160円とした場合の条例第2条第1項第1号から第9号までに規定するものにかかわる保険料の額について、それぞれ当該基準額に政令で定める標準割合0.5から1.7を乗じて算出した額を規定するものであります。

第2条第2項の改正につきましては、第2条第1項第1号に規定するものにかかわる保険料の額については、基準額に標準割合0.5ですが、これに乗じて算出した額を基本としつつも平成27年度からの措置として、さらに基準額の5%分を軽減、公費負担をする措置であります。軽減することとされたことに伴い、軽減後の保険料の額3万5,620円を規定するも

のであります。

施行は平成30年4月1日からであります。

以上で説明を終わります。

○議長（柿島良行君）

次に議案第4号から議案第6号について内容説明を求めます。

笠井総務課長。

○総務課長（笠井祥一君）

まず議案第4号 身延町行政組織条例の一部を改正する条例について、議案説明書に基づき説明をさせていただきます。

議案説明書7ページをご覧ください。

条例の一部改正が必要となった背景等ですが、主要活断層帯に身延断層が追加されるなど東海地震や東南海地震等、地震対策の充実や巨大化する台風など風水害に対する対策の必要性が非常に高まっております。また高齢化が進む中、町営バス、乗合タクシーなど交通機関の充実が求められていることなどから、交通防災を統括する課の新設が必要となっております。

下水道事業の大規模な施設整備はほぼ終了し、維持管理業務が主体となっておりますが、水道業務は町営水道として施設整備を進めるとともに既存施設の老朽化が進み、今後も継続した施設整備が必要となっていることから1つの課として一体的に業務を進めることが望ましい状況となっております。

政策室の室は一般的には課の下に、特に困難な事務でまとまった事務処理が必要なものを専門的に処理するために設置されることが多く、本町の基本となる計画やまちづくりに関する事業などを所管する部署としては、やはり課が望ましいことなどの理由から今回、一部改正をお願いするものでございます。

一部改正の内容ですが、1点目といたしまして総務課、交通防災担当と政策室、企画政策担当が担当しております交通行政部門を統合して交通防災課を新設するものでございます。

2点目といたしまして水道課と環境下水道課を環境上下水道課に統合するものでございます。

3点目といたしまして政策室を企画政策課に改めるものでございます。

また身延町行政組織条例の一部を改正することに伴いまして、関連する条例7本も併せて改正するものでございます。

施行期日につきましては、平成30年4月1日から施行するものでございます。

以上で議案第4号の説明を終わらせていただきます。

次に議案第5号 身延町個人情報保護条例等の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

議案説明書8ページをご覧ください。

条例の一部改正が必要となった背景等ですが、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律が改正され、個人情報の定義が明確に規定されたことに伴い今回、一部改正をお願いするものでございます。

一部改正の内容ですが身延町個人情報保護条例中第2条第1項第2号を改正し、個人情報の定義をより明確にするとともに電磁的記録についても規定するものでございます。

同条例中同条同項に新たに第2号の2、ならびに第2号の3を加え第2号の2におきましては旅券番号、運転免許証等の番号、マイナンバーなどの個人識別符号を規定し第3号の3にお

きましては社会的身分、病歴、犯罪の経歴などの要配慮個人情報について規定するものでございます。

同条例中第3条以下におきましては、上記の改正に伴う所要の改正を行うものでございます。

身延町個人情報保護条例の改正に伴い、関連いたします身延町情報公開条例及び身延町特定個人情報保護条例について所要の改正を行うものでございます。

施行期日につきましては、公布の日から施行するものでございます。

以上で議案第5号の説明を終わらせていただきます。

次に議案第6号 身延町職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

議案説明書9ページをご覧ください。

条例の一部改正が必要となった背景等ですが、人事院規則の一部を改正する人事院規則が平成28年4月に交付され、配偶者同行休業の再度の延長ができる特別の事情が新たに規定されたことに伴い今回、一部改正をお願いするものでございます。

一部改正の内容ですが、第1条につきましては引用条文の整理を行うものでございます。

配偶者同行休業の延長を申請・取得し、延長期間が満了する日以降も配偶者の外国での勤務がさらに引き続くこととなった場合に再度の休業期間の延長を可能とする規定を加えるものでございます。ただし、再度の延長があっても休業の最長期間の3年は従来のとおり変わりません。

施行期日につきましては、公布の日から施行するものでございます。

以上で議案第6号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（柿島良行君）

次に議案第7号および議案第8号について内容説明を求めます。

佐野税務課長。

○税務課長（佐野和紀君）

議案第7号 身延町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について内容説明をさせていただきます。

議案説明書の10ページをご覧ください。

改正の背景につきましては、国民健康保険制度の改革により山梨県も国民健康保険の保険者となり市町村とともに国保の運営を担うもので財政運営の責任主体となり、財源とする市町村ごとの国民健康保険事業費納付金を決定するとともに町は保険税を賦課徴収し、県に納付金を納める仕組みへ見直すことが改正された点となっています。

改正の内容につきましては、関係する法律の改正により国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に充てるための課税額という定義を規定するものです。

次に税率等の改正についてですが、医療保険分の所得割および資産割ならびに後期高齢者支援金および介護納付金にかかわる所得割、資産割、均等割および平等割の改正を行うものです。

次に税率等が改正されたことに伴い、国保税額を減額する規定も改正が必要となりました。軽減制度として前年度の所得が一定額以下の世帯に対して税額の負担を軽くすることが定められており、後期高齢者支援金および介護納付金にかかわる均等割および平等割の7割軽減額、5割軽減額および2割軽減額を改正するものです。

なお、今回の税率等の改正において保険税が1人当たり平均で年額4,740円が軽減され

ることになります。改正後の税率等につきましては、11ページ、資料の上段の税率等に改正するものです。

施行期日につきましては、平成30年4月1日から施行するものです。

以上で内容説明を終わらせていただきます。

続きまして議案第8号 身延町企業立地促進産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について内容説明をさせていただきます。

議案説明書の12ページをご覧ください。

改正の背景等につきましては、企業における製造業等の設備投資は低調のままで地方への経済的波及効果は十分に認められていないこと、一方地域によっては地域の資源、魅力などを生かした成長性の高い新たな産業の分野に取り組む動きも見られます。このような取り組みは地域の活性化につながるものと期待をされています。

また、国は地域の成長発展の基盤強化を図るため地域経済を牽引することが期待される民間事業者などを集中的に支援し、高い付加価値を生み出し地域経済の新たな循環を実現させることを狙いとしています。

改正の内容につきましては企業立地促進法が改正されたことに伴い、県が策定したやまなし未来ものづくり推進計画に基づき当該事業者が地域経済牽引事業計画を策定し、県知事の承認を得て町へ免除申請を行うことにより固定資産税を3年間課税免除する規定であります。

また対象となる要件が直接事業の用に供する減価償却資産および家屋、または構築物の敷地である土地の取得価格の合計額が2億円を超えるものから1億円を超えるものに改正されたものです。

施行期日につきましては公布の日から施行し、平成29年9月29日から適用するものです。

以上で内容説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（柿島良行君）

次に議案第9号および議案第10号についての内容説明を求めます。

熊谷町民課長。

○町民課長（熊谷司君）

はじめに議案第9号の身延町国民健康保険条例の一部を改正する条例について内容説明をさせていただきます。

議案説明書の13ページをお願いいたします。

今回の改正では大きく分けて2つの改正になります。

1つ目の条例改正の背景を説明いたします。

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律では、平成30年度からは都道府県が国民健康保険の財政運営の責任主体となりました。安定的な財政運営や効率的な事業運営において、県が中心的な役割を果たすこととなり、国民健康保険制度の安定化を図ることとされました。この法律の改正により身延町国民健康保険条例の一部を改正する必要が生じました。

内容につきましては、国民健康保険法の改正により文言を改めるものです。

2つ目の条例改正の背景を説明いたします。

葬祭費は現在、当町は3万円の支給となっていますが県内の27市町村のうち20市町村が

5万円の支給になっています。また後期高齢者医療制度では、平成20年度の制度開始以来、5万円の支給となっています。このため支給額を5万円に引き上げることが適当であると判断しました。このことにより身延町国民健康保険条例の一部を改正する必要が生じました。

内容につきましては、葬祭費の支給額を3万円から5万円に引き上げるものです。

施行期日は平成30年の4月1日からです。

続きまして議案第10号 身延町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について内容説明をさせていただきます。

議案説明書の14ページをお願いいたします。まず背景を説明いたします。

高齢者医療の確保に関する法律に第55条の2の規定が新設され、住所地特例の規定について見直されることになりました。この法律の改正により身延町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する必要が生じました。

改正内容ですが第3条、保険料を徴収すべき被保険者の住所地特例の適用が見直され、国民健康保険の住所地特例の被保険者を75歳到達としたなどの後期高齢者医療制度に移行する場合には前住所地の広域連合に引き継がれるように改正するものです。

施行期日は平成30年4月1日からです。

以上で議案第9号、議案第10号の内容説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（柿島良行君）

次に議案第11号について内容説明を求めます。

水上建設課長。

○建設課長（水上武正君）

議案第11号 身延町公共物管理条例及び身延町道路占有料徴収条例の一部を改正する条例について内容説明をさせていただきます。

議案説明書の15ページをご覧ください。

改正の背景につきましては、平成29年道路法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い本町の公共物の使用料や町道の占用料を改正するものであります。

占用料は平成27年度に行われた固定資産税評価額の評価替え、地価に対する賃料の水準の変動等を踏まえた額に改正されます。

占用料の額につきましては、平成29年12月に山梨県が改定した道路占用料に準ずるものであります。

内容につきましては、身延町公共物管理条例第17条関係の使用料、23種類中17種類が値下げ、6種類が現行どおりに改正。身延町道路占有料徴収条例第3条関係の占用料、49種類中46種類が値下げ、3種類が現行どおりに改正するものであります。

なお、施行期日につきましては、平成30年4月1日からとするものであります。

以上で内容説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をくださいますようお願いいたします。

○議長（柿島良行君）

次に議案第12号について内容説明を求めます。

高野生涯学習課長。

○生涯学習課長（高野博邦君）

それでは議案第12号 身延町社会体育施設条例の一部を改正する条例について、議案説明書に基づき説明をさせていただきます。

説明書の16ページをご覧ください。

当議案は学校統合により、その用途が変更となった屋内運動場および校庭の学校施設、また用途が変更される学校施設を社会体育施設として位置付け、今後適切に管理をしていくための一部改正となります。

内容については社会体育施設となる施設の名称および位置、ならびにその使用料を定めるものです。

今回の用途変更による施設の確認において平成24年に社会体育施設に所管替えとなりました静川グラウンドと静川体育館については、その位置表記が現状と一致していなかったため併せて変更するものです。

なお、施行日は平成30年4月1日となります。

以上で議案第12号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（柿島良行君）

以上で町長の提案理由と担当課長の内容説明が終わりました。

日程第19 議案第13号 本栖湖いこいの森キャンプ場の指定管理者の指定について

日程第20 議案第14号 身延駅前しょうにん通り駐車場の指定管理者の指定について

日程第21 議案第15号 身延山駐車場の指定管理者の指定について

日程第22 議案第16号 総門駐車場の指定管理者の指定について

以上の4議案は指定管理者の指定についてでありますので、一括して議題とします。

町長から本案について提案理由の説明を求めます。

望月町長。

○町長（望月幹也君）

それでは提出案件のうち議案第13号から議案第16号までについての提案理由を説明申し上げます。

まず議案第13号 本栖湖いこいの森キャンプ場の指定管理者の指定についてであります。

本栖湖いこいの森キャンプ場の指定管理者に下記の者を指定することについて、議会の議決を求めます。

記

1. 管理を行わせる公の施設の名称および所在地

名 称 本栖湖いこいの森キャンプ場

所在地 山梨県南巨摩郡身延町釜額2035番地

2. 指定管理者となる団体の名称、主たる事務所の所在地および代表者の氏名

団 体 の 名 称 特定非営利活動法人みのぶ観光センター

主たる事務所の所在地 山梨県南巨摩郡身延町切石192番地2

代 表 者 の 氏 名 理事長 笠井章

3. 指定の期間

平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

提案理由を申し上げます。

平成30年3月31日に指定管理者の指定期間が満了するので、新たに指定管理者を指定する必要が生じました。ついては指定管理者の指定にあたり、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決が必要であります。

これがこの議案を提出する理由でございます。

次に議案第14号 身延駅前しょうにん通り駐車場の指定管理者の指定についてであります。

身延駅前しょうにん通り駐車場の指定管理者に下記の者を指定することについて議会の議決を求めます。

記

1. 管理を行わせる公の施設の名称及び所在地

名 称 身延駅前しょうにん通り第1駐車場

所在地 山梨県南巨摩郡身延町角打3072番地

名 称 身延駅前しょうにん通り第2駐車場

所在地 山梨県南巨摩郡身延町角打3100番地

名 称 身延駅前しょうにん通り第3駐車場

所在地 山梨県南巨摩郡身延町角打3009番地

名 称 身延駅前しょうにん通り第4駐車場

所在地 山梨県南巨摩郡身延町角打3001番地

2. 指定管理者となる団体の名称、主たる事務所の所在地および代表者の氏名

団 体 の 名 称 身延駅前しょうにん通り駐車場組合

主たる事務所の所在地 山梨県南巨摩郡身延町角打3099番地

代 表 者 の 氏 名 組合長 佐野政人

なお、指定の期間、提案につきましては本議案、また今後説明するすべての議案において先ほど説明いたしました議案第13号と同じです。省略をさせていただきたいと思っております。

次に議案第15号 身延山駐車場の指定管理者の指定についてであります。

身延山駐車場の指定管理者に下記の者を指定することについて議会の議決を求めます。

記

1. 管理を行わせる公の施設の名称及び所在地

名 称 身延山駐車場

所在地 山梨県南巨摩郡身延町身延3747番地

2. 指定管理者となる団体の名称、主たる事務所の所在地および代表者の氏名

団 体 の 名 称 門前町駐車場管理会

主たる事務所の所在地 山梨県南巨摩郡身延町身延3705番地

代 表 者 の 氏 名 会長 佐野澄夫

次に議案第16号 総門駐車場の指定管理者の指定についてであります。

総門駐車場の指定管理者に下記の者を指定することについて議会の議決を求めます。

記

1. 管理を行わせる公の施設の名称及び所在地

名 称 総門駐車場

所在地 山梨県南巨摩郡身延町身延4010番地1

2. 指定管理者となる団体の名称、主たる事務所の所在地および代表者の氏名

団体の名称 門前町駐車場管理会

主たる事務所の所在地 山梨県南巨摩郡身延町身延3705番地

代表者の氏名 会長 佐野澄夫

以上であります。

なお、各議案の内容につきましては総務課長より説明を申し上げますので、よろしくお願いたします。

○議長（柿島良行君）

次に議案第13号から議案第16号までの議案の内容説明を求めます。

笠井総務課長。

○総務課長（笠井祥一君）

議案第13号 本栖湖いこいの森キャンプ場の指定管理者の指定について、議案第14号 身延駅前しょうにん通り駐車場の指定管理者の指定について、議案第15号 身延山駐車場の指定管理者の指定について、議案第16号 総門駐車場の指定管理者の指定について内容説明をさせていただきます。

今回、上程いたします議案第13号から議案第16号までの4件につきましては指定管理期間が本年3月31日をもって終了するため、4月1日からの指定管理について身延町公の施設にかかる指定管理者の指定手続等に関する条例第6条に基づき去る2月2日、金曜日、午後1時半から本庁舎2階会議室で指定管理者選定委員会を開催いたしました。

町長からの諮問に対しまして指定管理者にふさわしいかを慎重に審査し、また選定し答申をいただきました。このような経過を踏まえ、今回、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決をしていただきたく上程するものでございます。

議案第13号から16号までの4施設につきましては、身延町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の指定管理候補者の選定の特例として第1号の公の施設の性格、規模、機能等を考慮し設置目的を効果的かつ効率的に達成するため、地域等の活力を積極的に活用した管理を行うことにより、事業効果が相当程度期待できると思慮するときに該当すると判断し公募はいたしませんでした。

議案第13号につきましては本栖湖いこいの森キャンプ場の指定管理ですが、指定管理申請者は特定非営利活動法人みのぶ観光センターであります。主な内容は本栖湖畔にありますキャンプ場の管理運営でございます。施設利用者ならびに利用料金収入も計画を上回る実績を挙げ、本町の本栖湖西岸への観光客の誘客に効果を果たしております。

次に議案第14号でございますが、身延駅前しょうにん通り駐車場の指定管理者の指定でございます。

指定管理申請者は身延駅前しょうにん通り駐車場組合です。主な内容は身延駅前しょうにん通りにございます身延駅前しょうにん通り第1駐車場から第4駐車場までの管理運営です。地域の活力を活用した運営を行い、安定した経営を続け利用者の利便性を図っているところでございます。

次に議案第15号でございますが、身延山駐車場の指定管理者の指定でございます。

指定管理申請者は門前町駐車場管理会です。主な内容は門前町の仲町にあります身延山駐車場の管理運営でございます。管理会は地域に密接に関係する団体であり、安定した経営を続け

施設を効果的かつ効率的に運営し利用者の利便性を図っていただいております。

次に議案第16号であります。総門駐車場の指定管理者の指定でございます。

指定管理申請者は同じく門前町駐車場管理会です。主な内容は門前町の元町にあります総門駐車場の管理運営でございます。管理会の状況は先ほど説明いたしましたとおりでございます。

この4施設の申請者はすべて継続で再指定するものでございます。

指定の期間は平成30年4月1日から平成33年3月31日までの3年間とし、それ以後は改めて施設の管理運営方法等について評価・検討を行うこととしております。

以上で議案第13号から16号までの指定管理者の指定に関わる内容説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（柿島良行君）

以上で町長の提案理由と担当課長の内容説明が終わりました。

日程第23 議案第17号 峡南広域行政組合格約の変更についてを議題とします。

町長から本案について提案理由の説明を求めます。

望月町長。

○町長（望月幹也君）

それでは議案第17号についての提案理由を説明申し上げます。

議案第17号 峡南広域行政組合格約の変更についてであります。

地方自治法第286条第1項の規定により峡南広域行政組合格約を次のとおり変更いたします。

提案理由を申し上げます。

地方自治法第286条第1項の規定により峡南広域行政組合格約を変更する場合の関係地方公共団体の協議は同法第290条の規定により議会の議決を経る必要があるため、本案を提出するものでございます。

以上であります。

なお、議案の内容につきましては総務課長より説明を申し上げますのでよろしくお願いいたします。

○議長（柿島良行君）

次に議案第17号の内容説明を求めます。

笠井総務課長。

○総務課長（笠井祥一君）

議案第17号 峡南広域行政組合格約の変更について、議案説明書に基づき説明をさせていただきます。

議案説明書17ページをご覧ください。

規約の変更が必要となった背景等ですが、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律第6条の規定により介護保険法の一部が改正され、平成30年4月1日から指定居宅介護支援事業者、いわゆるケアマネの事業を行う事業者の指定、指定取り消し、指導、監査等の事務が県から市町村へ移譲されることとなったこと。また、すでに峡南広域行政組合では管内の指定地域密着型サービス事業者に対する集団指導および個別の実地指導について共同事務として実施しており、新たに町が担うこととなる指定居宅介護

支援事業者に対する指導事務についても組合の事務として位置付けることしたことから今回、規約の変更をお願いするものでございます。

規約の変更の内容ですが、組合の処理する事務を定めました規約第3条中第8号を改正し、指定居宅介護支援事業者に対する指導事務を同項に規定するものでございます。

施行期日につきましては、平成30年4月1日から施行するものでございます。

以上で議案第17号の内容説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（柿島良行君）

以上で町長の提案理由と担当課長の内容説明が終わりました。

日程第24 議案第18号 平成29年度身延町一般会計補正予算（第8号）

日程第25 議案第19号 平成29年度身延町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）

日程第26 議案第20号 平成29年度身延町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）

日程第27 議案第21号 平成29年度身延町介護保険特別会計補正予算（第5号）

日程第28 議案第22号 平成29年度身延町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）

日程第29 議案第23号 平成29年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）

以上の6議案は補正予算案でありますので、一括して議題とします。

町長から本案について提案理由の説明を求めます。

望月町長。

○町長（望月幹也君）

それでは議案第18号から議案第23号までの平成29年度補正予算6議案について提案理由の説明を申し上げます。

まず議案第18号 平成29年度身延町一般会計補正予算（第8号）についてであります。

1行目は省略させていただきます。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億46万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ90億9,748万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条、繰越明許費の追加は「第2表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条、地方債の変更は「第3表 地方債補正」による。

以下についても省略をさせていただきます。

次に議案第19号 平成29年度身延町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）についてであります。

以降、歳入歳出予算の補正、第1条の箇所のみ説明とさせていただきます。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,093万1千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億9,373万6千円とする。

次に議案第20号 平成29年度身延町後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)についてであります。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,437万9千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億6,968万2千円とする。

次に議案第21号 平成29年度身延町介護保険特別会計補正予算(第5号)についてであります。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,123万4千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億7,268万3千円とする。

次に議案第22号 平成29年度身延町介護サービス事業特別会計補正予算(第3号)についてであります。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ41万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ957万円とする。

次に議案第23号 平成29年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算(第5号)についてであります。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,474万4千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億7,634万9千円とする。

平成29年度補正予算案については以上でございます。

なお内容につきましては、それぞれ担当課長より説明を申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長(柿島良行君)

次に議案第18号から議案第23号までの議案の内容説明を求めます。

議案第18号について内容説明を求めます。

村野財政課長。

○財政課長(村野浩人君)

議案第18号 平成29年度身延町一般会計補正予算(第8号)につきまして説明をさせていただきます。

7ページをお開きください。第2表 繰越明許費補正の追加であります。

2款1項総務管理費の農業振興による六次産業化事業1,800万円の繰り越しであります。が国の2次補正により今回の補正予算に計上された事業であり、国が繰り越しをするため繰り越すものであります。

移住定住の促進事業2,706万8千円の繰り越しであります。が、常葉分譲地造成事業および確定測量業務が東京電力の電柱移設業務に不測の日数を要したため繰り越すものであります。

4款1項簡易水道運営費の簡易水道事業特別会計繰出金18万9千円の繰り越しであります。が大島簡易水道事業の繰り越しに伴い繰り越すものであります。

6款1項農業費の県営中山間地域総合整備事業負担金3,210万円の繰り越しであります。が用地交渉に不測の日数を要したものが810万円、国の補正予算により計上された事業であ

り国が繰り越しをするため繰り越すものが2,400万円であります。

8款2項道路橋梁費の道路橋梁維持事業607万円の繰り越しであります。中富地区道路整備事業が工事施工に伴い地元との協議に不測の日数を要したため繰り越すものであります。

道路橋梁新設改良事業2,967万円の繰り越しであります。昭和道路線、西村平線、田原鴨狩線の道路改良工事がそれぞれ電柱の移設、地元の協議、工法の検討等により不測の日数を要したため繰り越すものであります。

9款1項消防費の消防団施設整備事業703万4千円の繰り越しであります。寄附用地の分筆登記および境界確定に不測の日数を要したため繰り越すものであります。

次に8ページをお開きください。

第3表 地方債補正の変更であります。

過疎対策事業債は橋梁長寿命化修繕事業など6,020万円を減額し、スクールバス運行事業に1億380万円を増額するため限度額を1億7,480万円とするものであります。

合併特例事業債は身延小学校施設改良事業、小学校スクールバス整備購入事業、耕作放棄地等再生整備支援事業、総合文化会館施設改修事業、急傾斜地崩壊対策事業負担金などを640万円減額。中山間地域所得向上対策事業、みのぶ自然の里改修事業、地域拠点景観づくり事業、急傾斜地崩壊対策事業負担金など2,480万円を増額し、限度額を8億1,490万円とするものであります。

合併特例事業債の借換債、臨時財政対策債および臨時財政対策債の借換債につきましては財源の確保ができたため借り入れを行わないことといたしました。

次に歳入であります。11ページをお開きください。

今回の補正につきましては、29年度事業の精査により歳入歳出予算科目全般にわたり増減をさせていただいておりますのでご理解をお願いいたします。

2款の地方譲与税から9款地方特例交付金までは国、県の交付決定により増減の補正をさせていただきます。

12ページをお開きください。

10款の地方交付税につきましては、地方交付税を増額補正し基金費の積立金等の財源に充たさせていただきます。

13款1項6目土木使用料を144万9千円増額いたしました。これは入居者の増加による現年度分の増額と過年度分の完納者の増加により増額するものであります。

13ページをご覧ください。

14款1項1目民生費国庫負担金を554万1千円減額いたしました。障がい児施設利用者数の減少などにより減額するものであります。

2項4目土木費国庫補助金を8,634万3千円減額いたしました。交付申請を行っておりました社会資本整備総合交付金の交付額が決定したことによる減額であります。

15款1項1目民生費県補助金を768万7千円減額いたしました。国民健康保険税の軽減に応じた財政支援の額の確定、後期高齢者医療保険料負担金の確定などによる減額であります。

14ページをお開きください。

2項2目民生費県補助金を682万2千円減額いたしました。重度心身障害者医療費が見込み利用者数に達しなかったため減額するものであります。

4目農林水産業費県補助金を306万5千円増額いたしました。中山間地域所得向上支援対

策補助金が二次補正により900万円の増額となったことによるものであります。

15ページをご覧ください。

17款1項2目寄附金を893万5千円増額いたしました。ふるさと納税の実績による増額であります。該当する課においては、歳出において財源組み替えをさせていただいております。

16ページをお開きください。

18款1項1目財政調整基金繰入金3億5千万円の減額は、財源の確保が見込まれるため減額するものであります。

19款の繰越金であります5億1,440万1千円の増額といたしました。

次に歳出の説明をさせていただきます。

18ページをお開きください。

2款1項10目バス運行対策費、13節に220万円を増額いたしました。地域公共交通活性化協議会負担金の決算見込みにより増額するものであります。

11目まち・ひと・しごと創生事業費を734万円減額いたしました。国の補正予算による補助金が確定したため農業振興による六次産業化事業、15節のあけぼの大豆拠点施設内部工事に1,200万円。18節大豆洗浄機等の備品購入費600万円を増額し、19ページ、地域おこし協力隊事業費1,712万7千円。20ページ、子育て世代支援事業、小学校修学旅行費補助金の実績による117万2千円。教育環境の質向上事業、事務機のリース料の入札差金等により549万5千円を減額するものであります。

2項1目税務総務費、23節を400万円減額いたしました。町税還付金を決算見込みにより減額するものであります。

21ページをご覧ください。

4項3目町議会議員選挙費、4目衆議院議員選挙費の減額につきましては、同時選挙を行うことにより経費等の節減を図り減額するものであります。

22ページをお開きください。

3款1項1目社会福祉総務費、23節に410万9千円を増額いたしました。臨時福祉事業費交付金過年度還付金の増額であります。

23ページ、2目国民健康保険費、28節を834万3千円減額いたしました。国民健康保険特別会計繰出金の減額であります。

4目高齢者福祉費、8節を278万3千円、20節を1,550万円減額いたしました。敬老祝金および老人の保護措置費を決算見込みにより減額するものであります。

5目介護保険費、28節を741万2千円減額いたしました。介護保険特別会計繰出金の減額であります。

6目後期高齢者医療費、28節を685万4千円減額いたしました。後期高齢者医療費特別会計繰出金の減額であります。

7目障害福祉費、20節を2,376万円減額いたしました。重度心身障害者医療費助成などの決算見込みにより減額するものであります。23節に639万4千円を計上いたしました。障害医療費などの国庫負担金の過年度還付金の増額であります。

25ページをお開きください。

2項7目特定教育・保育施設費、20節を600万円減額いたしました。転出などによる入所利用者の延べ人数の減少によるものであります。

26ページをお開きください。

4款1項2目予防費、13節を815万円減額いたしました。成人保健事業費、予防接種事業費ともに事業の委託金額が確定したことにより減額するものであります。

27ページをご覧ください。

2項1目清掃総務費、19節を1,220万5千円減額いたしました。峡南衛生組合の負担金が確定したため減額するものであります。

3項4目簡易水道運営費、28節を938万9千円減額いたしました。簡易水道事業特別会計繰出金の減額であります。

28ページをお開きください。

2項2目林業振興費、13節を272万円増額いたしました。有害鳥獣捕獲数の増加見込みにより増額するものであります。

29ページをご覧ください。

8款1項1目土木総務費、19節を380万円増額いたしました。県の補正により事業量の増加に伴う負担金の増額であります。

2項2目道路橋梁新設改良費を1億2,007万円減額いたしました。道路橋梁新設改良事業費については事業確定に伴う減額。社会資本整備総合交付金事業費につきましては、交付金額の確定に伴い減額するものであります。

37ページをお開きください。

13款1項4目公共施設整備基金費を1億2千円増額いたしました。公共施設整備に備え積み立てるものであります。

38ページをお開きください。

7目公共施設整備基金費を3億円増額いたしました。教育施設の整備に備え積み立てるものであります。

以上で議案第18号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願い申し上げます。

○議長（柿島良行君）

議事の途中ですが、ここで暫時休憩とします。

再開は午後1時とします。

休憩 午前11時53分

再開 午後 1時00分

○議長（柿島良行君）

休憩前に引き続き、議事を再開します。

議案第19号および議案第20号について内容説明を求めます。

熊谷町民課長。

○町民課長（熊谷司君）

それでは議案第19号 平成29年度身延町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）の内容説明をさせていただきます。

歳入から説明させていただきます。6ページをお開きください。

1款1項1目一般被保険者国民健康保険税につきましては、最終調定見込み額によりそれぞれ

れの節について減額、増額の補正をさせていただき総額で5 1 9万4千円を減額しました。

4款、7款、8款につきましては、それぞれの項目において関係機関への申請および交付決定に基づき所要の予算額を計上させていただいております。

4款1項3目国庫支出金の高額医療費共同事業負担金を4 9 8万5千円、7款1項1目県支出金の高額医療費共同事業負担金を4 9 8万5千円、8款1項1目高額医療費共同事業交付金を4 5 9万円、2目保険財政共同安定化事業交付金3 , 2 8 3万4千円をそれぞれ減額させていただきました。

7ページをご覧ください。

1 0款1項1目一般会計繰入金のうち1節保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）を2 4 2万8千円。2節保険基盤安定繰入金（保険者支援分）を7 8万9千円。5節財政安定化支援事業繰入金を5 1 2万6千円それぞれ減額補正させていただきました。これらの補正は年度内の所要額に対する一般会計繰入金の確定に伴ったものであります。

次に歳出を説明いたします。8ページをお開きください。

2款保険給付費、1項療養諸費と、2項高額療養費の財源組み替えにつきましては、歳入で説明いたしました補助金および交付金の補正予算に伴った各歳出科目に対する財源充当による組み替えとなり、財源の内訳欄に記載されたものとなります。

7款1項1目高額医療費共同事業医療費拠出金を1 , 9 9 4万1千円。2目保険財政共同安定化事業拠出金を4 , 0 9 9万円それぞれ減額補正いたしました。これは国保連合会への拠出金の確定通知によるものです。

次に議案第2 0号 平成2 9年度身延町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）の内容説明をさせていただきます。

歳入から説明させていただきます。6ページをお開きください。

1款1項1目特別徴収保険料につきましては、最終調定見込みにより現年度分5 9 6万9千円の減額です。2目普通徴収保険料につきましては、同じく最終調定見込みにより現年度分1 5 5万6千円の減額です。

3款1項1目療養費繰入金につきましては、後期高齢者医療広域連合からの確定見込み額により3 5 5万9千円の減額です。3目保険基盤安定繰入金につきましては、同じく広域連合からの確定見込み額により3 2 9万5千円の減額です。

次に歳出を説明いたします。7ページをご覧ください。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、納付金の決定などに伴い後期高齢者医療保険料負担金7 5 2万5千円、療養給付費負担金3 5 5万9千円、保険基盤安定負担金3 2 9万5千円をそれぞれ減額させていただきました。

以上で国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計の補正予算の内容説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（柿島良行君）

次に議案第2 1号および議案第2 2号について内容説明を求めます。

穂坂福祉保健課長。

○福祉保健課長（穂坂桂吾君）

それでは議案第2 1号 平成2 9年度身延町介護保険特別会計補正予算（第5号）について説明をいたします。

今回の補正は主に平成29年度の歳出予算の実績見込みを推計するとともに、これに基づきまして歳入の国庫支出金等の負担割合に応じ、見直しを行ったものであります。

6ページをお開きください。歳入について説明をいたします。

まず4款国庫支出金についてですが、1項国庫負担金は1目1節介護給付費負担金現年度分を1,187万4千円減額いたします。2項国庫補助金については1目1節調整交付金現年度分として3,272万1千円を増額いたします。2目1節地域支援事業交付金(介護予防・日常生活支援総合事業)現年度分は102万5千円の増額。3目1節地域支援事業交付金(包括的支援事業・任意事業)現年度分は54万6千円を減額いたします。

次に5款支払基金交付金についてですが、1項1目1節介護給付費交付金現年度分を1,801万円減額し2目1節地域支援事業支援交付金現年度分は114万8千円増額いたします。

次に6款県支出金についてですが1項県負担金は1目1節介護給付費負担金現年度分を903万円減額します。2項県補助金については1目1節地域支援事業交付金(介護予防・日常生活支援総合事業)現年度分は51万2千円の増額。7ページへ移りまして2目1節地域支援事業交付金(包括的支援事業・任意事業)現年度分は27万3千円減額します。3項財政安定化基金支出金につきましては、1目1節町債を全額減額します。特別会計における一般財源の不足を補うために借入れを予定していたところですが、事業費減の要因とともに調整交付金や繰越金の増額により不足分を手当できると見込んだところです。

次に8款繰入金についてです。まず1項一般会計繰入金ですが1目1節介護給付費繰入金現年度分を804万円減額します。2目2節事務費繰入金は38万9千円増額いたします。4目1節地域支援事業繰入金(介護予防・日常生活支援総合事業)現年度分は51万2千円の増額。5目1節地域支援事業繰入金(包括的支援事業・任意事業)現年度分は27万3千円減額いたします。

次に2項基金繰入金ですが、1目1節給付準備基金繰入金を全額減額します。この予算も特別会計における一般財源の不足分を補うために基金を取り崩す予定でいたところ、先ほどの6款3項1目町債の減額と同様の理由で減額するものであります。

次に9款繰越金ですが3,170万5千円を増額します。平成28年度の繰越金です。

8ページをご覧ください。

歳出について説明をいたしますが、財源組み替えのみのものについては省略させていただきます。

1款総務費、1項1目11節需用費を38万9千円増額いたします。第7期介護保険事業計画期間に対応した本町の介護保険について説明したパンフレットを作成するためのもので6千部を予定しております。

次に2款保険給付費についてですが、今年度の実績を見通す中での補正です。1項介護サービス等諸費のうち1目、5目、9目のサービス給付費をそれぞれ記載のとおり補正するもので合計5,796万4千円の減額です。

9ページに移りまして2項介護予防サービス等諸費についても1目、5目、6目の3種のサービス費、それぞれ記載のとおり補正を行い合計32万9千円の増額です。

3項その他諸費ですが1目12節役務費を19万7千円減額します。この予算は介護サービス事業者からの介護報酬の請求に対し、国保連合会が行う審査および支払事務に対する手数料ですが、審査支払件数の実績見通しによるものです。

次に4項高額介護サービス費、これは1月の利用者負担額が一定額を超えた場合に超えた分を保険から給付する予算ですが197万6千円を減額します。

10ページに移りまして、6項特定入所者介護サービス等費、これは一定の要件のもと低所得者が施設サービスや短期入所サービスを利用する場合に居住費や食費の自己負担額の限度額を設定し、これを超える分を保険から給付する予算ですが1目特定入所者介護サービス費を451万3千円減額いたします。

次に5款地域支援事業についてですが今年度の実績を見通す中で補正するものであります。

1項包括的支援事業・任意事業費は2目20節扶助費を140万円減額します。内訳は介護用品助成事業に基づく扶助費を45万円、寝たきり高齢者等介護人見舞金については実績に基づき19人分95万円を減額するものです。

2項介護予防生活支援サービス事業費は、いわゆる総合事業にかかわる予算です。1目は要支援1、要支援2の方、または総合事業対象者と認定された方が利用する訪問介護や通所介護サービスにかかわる報酬、また2目は対象者にかかわるケアプラン作成等の業務に対する費用で1目、2目合計で405万1千円を増額します。

4項その他諸費の1目12節役務費は総合事業にかかわる請求に対し、国保連合会が行う審査および支払事務に対する手数料で4万7千円増額をいたします。

以上で介護保険特別会計補正予算の説明を終わりにして、引き続き議案第22号 平成29年度身延町介護サービス事業特別会計補正予算(第3号)について説明をいたします。

6ページをお開きください。

歳入についてですが1款サービス収入について、2項1目1節の介護予防ケアマネジメント事業費収入現年度分を41万6千円増額いたします。

3款繰越金は2千円の増額補正です。

次に7ページ、歳出について説明いたします。

1款事業費、2項1目13節委託料を41万8千円増額いたします。総合事業におけるケアプラン作成等の業務の一部を指定居宅介護支援事業者へ委託するための予算ですが、事業利用者の増加に伴い、この業務を遂行するためこの予算を増額する必要があるためであります。

説明は以上です。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(柿島良行君)

次に議案第23号について内容説明を求めます。

埜村水道課長。

○水道課長(埜村公文君)

それでは議案第23号 平成29年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算(第5号)について説明させていただきます。

4ページをお願いします。

第2表 繰越明許費でございますが2款2項簡易水道建設費、大島簡易水道事業4,004万8千円につきましては、関係機関との調整に不測の日数を要したため、これを繰り越し事業を完成するためであります。

続いて歳入について説明させていただきます。7ページをお願いします。

1款1項1目簡易水道水道使用料につきましては、1節現年度分を800万円の減額、2節過年度分を72万円の増額補正であります。

3款1項1目簡易水道手数料につきましては29万5千円の増額補正であります。

4款1項1目簡易水道国庫補助金、1節国庫補助金につきましては、建設事業費の減額により837万円の減額補正であります。

5款1項1目簡易水道一般会計繰入金、1節水道事業繰入金につきましては、建設事業の事業内容の精査および入札差金により579万8千円の減額であります。2節公債費繰入金359万1千円の減額は財源組み替えによるものであります。

次に歳出について説明させていただきます。8ページをお願いいたします。

1款1項1目簡易水道管理費、11節需用費につきましては光熱水費500万円の減額補正であります。13節委託料につきましては水質検査業務、浄水施設保守点検業務、配水池洗浄業務等458万円の減額補正であります。14節使用料及び賃借料につきましては、三保簡易水道事業における市川三郷町山保簡易水道からの水道水受水に伴う使用料として15万円の増額補正であります。15節工事請負費につきましては、量水器取り替え工事の入札差金および事業内容の精査による300万円の減額補正であります。16節原材料費につきましては100万円の減額補正であります。19節負担金補助及び交付金につきましては、三保簡易水道受水に伴う市川三郷町への分担金として150万8千円の増額補正であります。27節公課費につきましては、消費税の中間納付額が確定したことにより79万6千円の増額であります。

9ページをお願いします。

2款2項1目簡易水道建設費、15節工事請負費につきましては、事業内容の精査および入札差金により1,409万3千円の減額補正であります。

3款1項1目元金につきましては、財源組み替えであります。

以上で議案第23号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（柿島良行君）

以上で町長の提案理由と担当課長の内容説明が終わりました。

- 日程第30 議案第24号 平成30年度身延町一般会計予算
- 日程第31 議案第25号 平成30年度身延町国民健康保険特別会計予算
- 日程第32 議案第26号 平成30年度身延町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第33 議案第27号 平成30年度身延町介護保険特別会計予算
- 日程第34 議案第28号 平成30年度身延町介護サービス事業特別会計予算
- 日程第35 議案第29号 平成30年度身延町簡易水道事業特別会計予算
- 日程第36 議案第30号 平成30年度身延町農業集落排水事業等特別会計予算
- 日程第37 議案第31号 平成30年度身延町下水道事業特別会計予算
- 日程第38 議案第32号 平成30年度身延町下部奥の湯温泉事業特別会計予算
- 日程第39 議案第33号 平成30年度身延町大八坂及び川尻並びに山之神外十五山恩賜林保護財産区特別会計予算
- 日程第40 議案第34号 平成30年度身延町広野村上外九山恩賜林保護財産区特別会計予算
- 日程第41 議案第35号 平成30年度身延町第一日影みそね沢恩賜林保護財産区特別会計予算
- 日程第42 議案第36号 平成30年度身延町第二日影みそね沢及び石原外二山恩賜林保護財産区特別会計予算

- 日程第 4 3 議案第 3 7 号 平成 3 0 年度身延町大久保外七山恩賜林保護財産区特別会計予算
- 日程第 4 4 議案第 3 8 号 平成 3 0 年度身延町仙王外五山恩賜林保護財産区特別会計予算
- 日程第 4 5 議案第 3 9 号 平成 3 0 年度身延町姥草里外七山恩賜林保護財産区特別会計予算
- 日程第 4 6 議案第 4 0 号 平成 3 0 年度身延町入ヶ岳外二山恩賜林保護財産区特別会計予算
- 日程第 4 7 議案第 4 1 号 平成 3 0 年度身延町西嶋財産区特別会計予算
- 日程第 4 8 議案第 4 2 号 平成 3 0 年度身延町曙財産区特別会計予算
- 日程第 4 9 議案第 4 3 号 平成 3 0 年度身延町大河内地区財産区特別会計予算
- 日程第 5 0 議案第 4 4 号 平成 3 0 年度身延町下山地区財産区特別会計予算

以上の 2 1 議案は当初予算案でありますので、一括して議題とします。

町長から本案について提案理由の説明を求めます。

望月町長。

○町長（望月幹也君）

それでは議案第 2 4 号から議案第 4 4 号までの平成 3 0 年度当初予算 2 1 議案について、提案理由を説明申し上げます。

まず議案第 2 4 号 平成 3 0 年度身延町一般会計予算についてであります。

1 行目は省略させていただきます、

（歳入歳出予算）

第 1 条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ 8 3 億 1 , 0 7 0 万円と定める。

第 2 項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第 1 表 歳入歳出予算」による。

（地方債）

第 2 条、地方自治法第 2 3 0 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は「第 2 表 地方債」による。

（一時借入金）

第 3 条、地方自治法第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は 5 億円と定める。

（歳出予算の流用）

第 4 条、地方自治法第 2 2 0 条第 2 項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおり定める。

第 1 号、各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でこれらの経費の各項の間の流用。

以下は省略をさせていただきます。

次に議案第 2 5 号 平成 3 0 年度身延町国民健康保険特別会計予算についてであります。

以降、（歳入歳出予算）第 1 条の箇所のみの説明とさせていただきます。

（歳入歳出予算）

第 1 条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ 1 8 億 6 0 6 万 1 千円と定める。

次に議案第 2 6 号 平成 3 0 年度身延町後期高齢者医療特別会計予算についてであります。

（歳入歳出予算）

第 1 条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ 4 億 9 , 1 5 9 万円と定める。

次に議案第 2 7 号 平成 3 0 年度身延町介護保険特別会計予算についてであります。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ22億6,474万5千円と定める。
次に議案第28号 平成30年度身延町介護サービス事業特別会計予算についてであります。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1,001万9千円と定める。
次に議案第29号 平成30年度身延町簡易水道事業特別会計予算についてであります。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1億644万9千円と定める。
次に議案第30号 平成30年度身延町農業集落排水事業等特別会計予算についてであります。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ3,406万2千円と定める。
次に議案第31号 平成30年度身延町下水道事業特別会計予算についてであります。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ4億4,033万4千円と定める。
次に議案第32号 平成30年度身延町下部奥の湯温泉事業特別会計予算についてであります。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ663万2千円と定める。
次に議案第33号 平成30年度身延町大八坂及び川尻並びに山之神外十五山恩賜林保護財産区特別会計予算についてであります。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ28万7千円と定める。
次に議案第34号 平成30年度身延町広野村上外九山恩賜林保護財産区特別会計予算についてであります。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ68万5千円と定める。
次に議案第35号 平成30年度身延町第一日影みそね沢恩賜林保護財産区特別会計予算についてであります。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ17万3千円と定める。
次に議案第36号 平成30年度身延町第二日影みそね沢及び石原外二山恩賜林保護財産区特別会計予算についてであります。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ16万7千円と定める。
次に議案第37号 平成30年度身延町大久保外七山恩賜林保護財産区特別会計予算についてであります。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ50万円と定める。
次に議案第38号 平成30年度身延町仙王外五山恩賜林保護財産区特別会計予算について

であります。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ25万円と定める。

次に議案第39号 平成30年度身延町姥草里外七山恩賜林保護財産区特別会計予算についてであります。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ6万4千円と定める。

次に議案第40号 平成30年度身延町入ヶ岳外二山恩賜林保護財産区特別会計予算についてであります。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ5万8千円と定める。

次に議案第41号 平成30年度身延町西嶋財産区特別会計予算についてであります。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ2万8千円と定める。

次に議案第42号 平成30年度身延町曙財産区特別会計予算についてであります。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1万8千円と定める。

次に議案第43号 平成30年度身延町大河内地区財産区特別会計予算についてであります。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1万2千円と定める。

最後となりますが議案第44号 平成30年度身延町下山地区財産区特別会計予算についてであります。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ25万円と定める。

平成30年度当初予算案につきましては以上でございます。

なお、議案第33号から議案第44号までの財産区特別会計予算につきましては内容説明を省略させていただきまして、議案第24号から議案第32号についてはそれぞれ担当課長より内容説明を申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長(柿島良行君)

議案第24号から議案第32号までの内容説明を求めます。

なお、配布してあります議案内容説明省略議案により議案第33号から議案第44号についての内容説明は省略します。

それでは、議案第24号の内容説明を求めます。

村野財政課長。

○財政課長(村野浩人君)

それでは議案第24号 平成30年度身延町一般会計予算につきまして説明をさせていただきます。

ページを追って歳入歳出を説明させていただきますが昨年と変わっているところ、金額の大きな事業等を中心に説明をさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

8ページをお開きください。第2表 地方債であります。

まず過疎対策事業債2億4,790万円ですが、大道市之瀬線ほか2路線の道路改良舗装事業に5,010万円。耐震性貯水槽2基に1,540万円。消防積載車3台に2,200万円。スクールバス運行事業に1億4,890万円。木喰展事業に1,150万円を充当するものであります。

次に合併特例事業債6億8,510万円ですが中山間地域総合整備事業の負担金に8,550万円。耕作放棄地等の再生整備支援事業に1,140万円。治山土地改良施設整備事業に2,570万円。林道整備改良事業に700万円。地域拠点景観づくり事業に3,210万円。町内公衆トイレ整備事業に1,900万円。区要望による町道整備事業に3,990万円。急傾斜地崩壊対策負担金に1,090万円。身延小学校の施設改修事業に6,010万円。身延中学校空調等整備事業に2,290万円。給食センター改修事業に1,260万円。総合文化会館空調設備更新事業に1,640万円。社会体育施設整備事業に5,660万円。まちづくり振興基金への積立金として2億8,500万円を充当するものであります。

合併特例事業債の借り換え分2,760万円ですが、平成25年度に5年ごとの利率見直し方式で借り入れたものを借り換えるものであります。

次に緊急防災・減災事業債370万円ですが、Jアラートの新規受信機設置事業に充当するものであります。臨時財政対策債につきましては2億5千万円であります。

歳入の説明をさせていただきますので、11ページをお開きください。

1款町税につきましては歳入の16.2%を占めております。1項町民税は個人町民税納税義務者数の減などにより800万円の減額。法人町民税につきましては300万円の増額であります。2項固定資産税は評価替えに伴い1,975万円の減額であります。4項町タバコ税は消費本数の減により520万円の減額で計上し、町税の合計では3,055万1千円の減額計上となっております。

2款の地方譲与税から13ページの9款地方特別交付金までは国税、県税で徴収しました税を一定の割合で市町村に交付していただけるもので国・県の試算、または29年の決算見込み等を踏まえまして予算計上したところであります。

10款地方交付税であります。これにつきましては27年度から合併算定替え増額分の減縮により前年度よりも4,800万円を減額いたしております。歳入全体では構成比率は43.6%となっております。

12款分担金及び負担金につきましては8,079万9千円で10.7%の減額になっております。1項1目民生費負担金は1節児童福祉費負担金が児童数の減少による広域入所者の保育料の減額などにより903万3千円の減額であります。

14ページをお開きください。

13款使用料及び手数料につきましては8,781万6千円で3.3%の増額となっております。

1項7目教育使用料は6節なかとみ現代工芸美術館使用料が木喰展の入館料を見込んだ増額などにより325万2千円の増額であります。

15ページをご覧ください。

14款国庫支出金は5億3,456万9千円で4.5%の減額となっております。

1項1目民生費国庫負担金は1節障害者保護費負担金566万2千円の増。2節保険基盤安定負担金から16ページの6節低所得者保険料軽減負担金まで1,022万3千円の減により

456万1千円の減額であります。

2項1目総務費国庫補助金は地方創生交付金の減などにより1,151万8千円の減額であります。

6目教育費国庫補助金は29年度に計上されておりました清稜小学校の大規模改修補助金の減により1,001万5千円の減額であります。

17ページをご覧ください。

15款県支出金は4億7,074万1千円で3.7%の減額となっております。

1項1目民生費負担金は2節保険基盤安定負担金が国保税の軽減判定者の減少による減額などにより941万5千円の減額であります。

2項1目総務費県補助金は、地籍調査費補助金の減により1,233万4千円の減額であります。

18ページをお開きください。

4目農林水産業費県補助金は29年度に計上されておりました農村地域防災減災事業補助金の減により1,781万円の減額であります。

19ページをご覧ください。

5目土木費県補助金は建築物耐震化促進事業費補助金の増により526万8千円の増額であります。

6目教育費県補助金は2節文化財保護費補助金に29年度計上されておりました和田市川家改修事業の減により714万9千円の減額であります。

7目商工費県補助金は1節観光費補助金のしだれ桜の里沿路整備などの工事費にかかる富士の国やまなし観光振興施設整備補助金の増により1,010万円の増額であります。

3項1目総務費県委託金は20ページ、4節選挙費委託金の県知事選および県議会議員選挙費委託金の増により1,474万3千円の増額であります。

21ページをご覧ください。

17款寄附金は2,152万1千円で17.686%の増額となっております。これは昨年10月から開始したふるさと納税のインターネット受付による実績見込み額を計上したことにより2,140万円の増額であります。

8款繰入金は3億4,644万2千円で8%の減額となっております。

1項1目財政調整基金繰入金は財政の健全な運営に資するため2億7千万円の繰り入れを行うものであり、前年度より8千万円の減額となりました。

22ページをお開きください。

5目下部及び久那土、古閑簡易水道整備基金繰入金は簡易水道事業特別会計繰出金に充当させていただきます。

7目まちづくり振興基金繰入金の1,050万円は、まち・ひと・しごと創生事業費の企業支援および新規事業所誘致事業に充当させていただきます。

9目文化振興基金繰入金の300万円は、教育費の文化振興費総合文化会館費の自主事業に充当させていただきます。

19款繰越金は1億4,241万6千円で18.3%の減額となっております。

20款諸収入は1億238万4千円で24.6%の増額となっております。

4項1目雑入は24ページ、6節教育費雑入のコミュニティ助成事業助成金および芸術文化

振興基金助成金の増により2,096万1千円の増額であります。

次に歳出の説明をさせていただきます。28ページをお開きください。

2款総務費は17億7,035万2千円で4%の増額となっています。

1項1目一般管理費6,072万5千円の増額につきましては人件費の増額。30ページ、13節庁舎等電話機更新工事実施設計業務の増額。19節社会保障・税番号制度対応負担金の増額。32ページになりますが法制事務費、13節特定個人情報取り扱い等対応支援業務の増額などによるものであります。

42ページをお開きください。

6目企画費567万3千円の増額につきましては人件費分の増。44ページの企画事業費の13節ふるさと納税返礼品送付業務の増額などによるものであります。

47ページをご覧ください。

7目情報化推進費523万2千円の増額につきましては、行政情報化推進費の48ページ、19節県市町村総合事務組合セキュリティクラウド負担金の増額。ネットワーク運営管理費の14節事務機器リース料の増額によるものであります。

50ページをお開きください。

10目バス運行対策費1,321万3千円の増額は次ページ、51ページのバス運行対策事業費の19節地域公共交通活性化協議会負担金の増額によるものであります。

11目まち・ひと・しごと創生事業費882万6千円の減額につきましては、企業支援および新規事業所誘致事業の19節創業支援補助金の増額。52ページの農業振興による六次産業化事業の29年度に計上されていましてあけぼの大豆集客施設改修工事、あけぼの大豆加工施設備品の減額。53ページの観光資源魅力アップ事業の13節しだれ桜の管理業務の増額。54ページ、15節しだれ桜の里沿路整備および低木植栽工事、町内公衆トイレ整備工事の増額。観光資源の魅力アップ事業、みのぶ自然の里管理費の13節みのぶ自然の里指定管理料の減額。57ページ、移住定住の促進事業の29年度に計上されていまして常葉日向分譲地造成事業費の減額。58ページの子育て世代支援事業学校教育課の19節小中学校教育費の全額無料化にかかる補助金の増額などによるものであります。

63ページをお開きください。

3項1目戸籍住民基本台帳費401万8千円の増額につきましては人件費の増額。次ページ、64ページの個人番号カード関連事業費の増額などによるものであります。

69ページをお開きください。

7項1目地籍調査費2,080万4千円の減額は人件費の増額。

70ページ、地籍調査事業費の13節地籍測量業務の減額によるものであります。

75ページをお開きください。

8項2目身延支所費689万4千円の増額につきましては、人件費の増額によるものであります。

77ページをお開きください。

3款民生費は21億7,712万9千円で1.4%の減額となっております。

80ページをお開きください。

1項2目国民健康保険費940万1千円の減額につきましては、国民健康保険特別会計繰出金の減額によるものであります。

4目高齢者福祉費120万3千円の減額につきましては81ページ、高齢者福祉費の14節が75歳以上への温泉施設無料券の配布による増額。

82ページ、20節養護老人ホーム入所者措置費の減額などによるものであります。

83ページをご覧ください。

5目介護保険費314万円の減額につきましては介護保険特別会計繰出金、介護サービス事業特別会計繰出金の減額によるものであります。

87ページをお開きください。

2項1目児童福祉総務費226万8千円の減額につきましては29年度に計上されていた児童福祉総務事業費、13節の子どもの貧困実態調査業務などの減額によるものであります。

89ページをご覧ください。

2目児童措置費500万7千円の減額につきましては、90ページの20節児童手当の減額によるものであります。

3目常葉保育所の489万7千円の減額につきましては人件費の減額によるものであります。

92ページをお開きください。

4目久那土保育所費282万7千円の増額につきましては、人件費の増額などによるものであります。

96ページをお開きください。

6目静川保育所807万円の減額につきましては人件費の減によるものであります。

98ページをお開きください。

7目特定教育・保育施設費1,202万5千円の減額につきましては、13節民間保育所保育業務の減額、20節広域入所公立保育所分施設型給付費などの減額によるものであります。

99ページ、8目地域子ども子育て支援事業は新たに児童福祉総務費から目出しをいたしました。

102ページをお開きください。

4款衛生費は9億544万6千円で9.3%の増額となっています。

1項1目保健衛生総務費284万3千円の増額につきましては、人件費などの増額によるものであります。

105ページをお開きください。

2目予防費は107ページに3目母子衛生費を新たに目出しすることにより成人と母子を区分することといたしました。

113ページをお開きください。

2項1目清掃総務費2,283万5千円の増額につきましては、19節峡南衛生組合負担金の増額によるものであります。

3項1目簡易水道運営費5,259万円の増額につきましては、簡易水道特別会計繰出金の増額によるものであります。

116ページをお開きください。

6款農林水産業費は3億3,128万7千円で5.4%の減額となっています。

117ページ、1項2目農業総務費635万4千円の増額につきましては、人件費などの増額によるものであります。

118ページをお開きください。

3目農業振興費632万1千円の減額につきましては、29年度に計上されていましたが119ページの農業振興事業費、15節リンケージ農園防獣柵設置工事、120ページ、ゆばの里管理費の15節負荷開閉器、高圧ケーブル更新事業、121ページ、下部農村文化公園管理費の15節負荷開閉器、高圧ケーブル更新工事などの減額によるものであります。

4目農業土木費1,107万8千円の減額につきましては、29年度に計上されていましたが122ページ、農業土木事業費の13節西嶋八日市場排水機場の耐震診断業務などの減額によるものであります。

126ページをお開きください。

2項3目林業土木費2,554万1千円の増額につきましては、127ページ、林業土木事業費の13節林道三石山線ほか12路線の橋梁点検業務の増額、15節林道改良および流路改良工事などの増額によるものであります。

128ページをお開きください。

7款商工費は1億723万8千円で14.2%の増額となっています。

130ページ、2項1目観光費1,294万6千円の増額につきましては、人件費の増額などによるものであります。

135ページをお開きください。

8款土木費は8億237万1千円で3.5%の増額となっています。

137ページをお開きください。

2項1目道路維持費336万9千円の増額につきましては、区要望による各地区の道路整備工事の増額によるものであります。

138ページ、2目道路橋梁新設改良費3,139万円の増額につきましては、道路橋梁新設改良事業費の13節町道粟倉線測量調査業務の増額、15節町道西村平線および静川大須成線の増額によるものであります。

141ページをお開きください。

5項1目住宅管理費151万円の増額につきましては人件費の増額、142ページ、住宅管理事業費の19節建築物耐震化促進事業補助金の増額、144ページ、八日市場団地管理費の15節に29年度計上されていましたが外壁改修工事の減額などによるものであります。

147ページをお開きください。

6項1目下水道総務費797万7千円の減額につきましては、下水道事業特別会計繰出金の減額などによるものであります。

148ページをお開きください。

9款消防費は1億9,060万円で7.0%の増額となっています。

151ページをお開きください。

1項2目消防施設費431万9千円の減額につきましては、消防団施設整備事業費の15節機庫詰所建設事業の減額によるものであります。

152ページをお開きください。

3項1目防災費1,583万円の増額につきましては、人件費の増額および153ページ、防災事業費、13節の危機管理訓練業務、154ページ、地域防災計画改定および事業継続計画策定業務の増額によるものであります。

10款教育費は11億1,294万9千円で3.7%の増額となっています。

155ページをお開きください。

1項2目事務局費6,032万5千円の減額につきましては、人件費の減および157ページ、学校統合事業費の減額、さらに158ページ、通学対策事業費のスクールバス購入費の減額によるものであります。

166ページをお開きください。

2項2目教育振興費1,141万4千円の減額につきましては、小学校教育振興事務費の遠距離通学支援費、就学援助費を1項2目通学対策事業費へ移行したための減額。統合による大河内小学校教育振興費の減額によるものであります。

170ページをお開きください。

3目教育委員会学校管理費3,840万5千円の増額につきましては、174ページ、身延小学校改修事業費の増額によるものであります。

177ページをお開きください。

3項1目学校管理費277万6千円の減額につきましては、身延中学校活動運営費の18節備品購入費の減額。さらに178ページ、身延中学校施設管理費の11節修繕費の減額によるものであります。

179ページ、2目教育振興費458万9千円の減額につきましては、中学校教育振興事務費の18節備品購入費の減額によるものであります。

181ページ、3目教育委員会学校管理費2,538万6千円の増額につきましては、184ページをお開きください。身延中学校改修事業費の特別教室ほか空調電気設備工事費の増額によるものであります。

4項1目社会教育総務費254万1千円の減額につきましては、人件費の減額によるものであります。

197ページをお開きください。

5項1目文化財保護費2,289万5千円の減額につきましては、198ページ、文化財保護事業費の13節ブッポウソウ繁殖地保護増殖業務の金額。200ページをご覧ください。旧市川家運営管理費の29年度に計上されていた旧市川家住宅保存修理工事の減額によるものであります。

201ページ、2目金山博物館費461万4千円の減額につきましては、人件費の減額と203ページをご覧ください。金山博物館事業費の11節需用費の減額によるものであります。

205ページをお開きください。

4目総合文化会館費1,251万円の減額につきましては、206ページの総合文化会館事業費の11節修繕料の減額ならびに207ページ、総合文化会館管理費の15節空調用中央監視システム装置更新コンピューター更新工事の減額によるものであります。

209ページをお開きください。

5目和紙の里費3,353万1千円の増額につきましては、213ページをお開きください。現代工芸美術館事業費の木喰上人誕生300年記念事業費の増額によるものであります。

214ページをお開きください。

6項1目保健体育総務費424万5千円の増額につきましては人件費の増額。215ページ、スポーツ振興事業費のSUPジュニアオリンピック開催経費の増額が主なものであります。

217ページ、体育施設費の6,288万4千円の増額につきましては、テニスコート整備

事業費の増額によるものであります。

225ページをお開きください。

7項1目学校給食費455万円の減額につきましては、人件費の減額によるものであります。

230ページをお開きください。

11款災害復旧費は200万2千円で98.6%の増額となっております。

1項1目農林水産業施設災害復旧費および2項1目公共土木施設災害復旧費に13節測量設計業務として100万円ずつを計上いたしました。これは災害に備えて迅速に対応できる体制を整えるものであります。

231ページをご覧ください。

12款公債費は5億1,816万4千円で23%の減額となっております。

1項1目元金は繰上償還などにより1億5,241万7千円の減額であります。この元金の中には2,670万円の借換債が含まれております。

13款諸支出金は1億238万4千円で1.0%の増額となっております。

233ページをお開きください。

1項18目まちづくり振興基金費は合併特例事業債を充当し積み立てを行うものであります。非常に雑駁な説明で大変恐縮ですが、以上で議案第24号の説明とさせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（柿島良行君）

議事の途中ですが、ここで暫時休憩とします。

再開は2時40分とします。

休憩 午後 2時25分

再開 午後 2時40分

○議長（柿島良行君）

休憩前に引き続き、議事を再開します。

議案第25号および議案第26号の内容説明を求めます。

熊谷町民課長。

○町民課長（熊谷司君）

それでは議案第25号 平成30年度身延町国民健康保険特別会計予算について内容説明をさせていただきます。

平成30年度の国民健康保険特別会計につきましては、新しい国民健康保険制度に対応した予算審議になっておりますので、前年度と変更箇所もありますがご理解をお願いいたします。

なお、歳入歳出とも前年度の欄に金額が記載されており、本年度の欄に記載されていない場合は制度改正などにより廃止となった項目となります。

それでは歳入予算から説明させていただきます。

8ページをお開きください。

1款1項の国民健康保険税3億3,456万6千円につきましては、今回、提案させていただいております改正後の新保険税率をもとに算出してあります。

9ページをご覧ください。

6款1項1目1節の保険給付費等交付金普通交付金の12億6,625万1千円は、県から

の交付金で歳出の2款1項から3項までの保険給付費に充てるものです。

2節の保険給付費等交付金特別交付金の2,083万2千円は、町の取り組みに対しての交付金で保険者努力支援制度交付金などがこれに当たります。

10ページをお開きください。

9款1項1目一般会計繰入金、1節保険基盤安定繰入金の保険税軽減分につきましては保険税軽減分に対し県が4分の3、町が4分の1負担する中で一般会計より国保会計に繰り入れるもので平成29年度実績などに基づき5,952万2千円の予算計上です。2節保険基盤安定繰入金の保険者支援分につきましては、低所得者数に応じて保険料額の一定割合を公費で補てんするもので国が2分の1、県と町でそれぞれ4分の1ずつ負担することになっており3,396万2千円を繰り入れするものです。3節職員給与費等繰入金は歳出予算の1款総務費に充当するもので3,623万8千円を計上し、職員人件費としては4名分を見込んであります。

11ページをご覧ください。

4節につきましては、出産育児一時金繰入金で6名分の費用額252万円に対して3分の2、168万円を計上してあります。5節につきましては財政安定化支援事業繰入金3,740万円の計上です。これは低所得者層の割合、高齢者の割合が高いなど保険者の責めに帰さない財政事情に着目した一般会計からの補填金です。6節につきましては、その他一般会計繰入金として402万3千円の計上です。説明欄の一番下に記載があります、その他は特定健康診査分で263万5千円です。

9款2項1目財政調整基金繰入金の1千万円は、保険税の負担軽減のために繰り入れるものです。

10款1項1目その他繰越金の150万円は平成29年度の決算を見込み、所要の繰り越しが見込めることから平成30年度の歳入財源としました。

続いて歳出予算を説明させていただきます。14ページをお開きください。

1款1項1目2節から4節までは職員4名分の人件費ですので、詳細については説明は省かせていただきます。

13節委託料の主な内容につきましては、レセプト等の電算処理委託および電算システムの保守点検委託料などです。

16ページをご覧ください。

2款1項療養諸費から17ページ、3項移送費までにつきましては平成29年度の実績などをもとに算出した金額となっております。

なお、これらの支払いに対しての財源は全額県から交付金が充当されます。

18ページをお開きください。

3款の国民健康保険事業費納付金につきましては、県に対して支払うもので県からの通知により予算計上いたしました。

16ページおよび20ページをご覧ください。

6款1項1目保健衛生普及費につきましては219万1千円を計上いたしました。主な事業内容としましては、ジェネリック医薬品通知書作成業務委託3万1千円。医療費通知作成業務委託料55万1千円などです。

20ページをご覧ください。

6款2項1目特定健康診査等事業費につきましては1,746万5千円を計上いたしました。

主な事業内容として特定健康診査、特定保健指導でございます。

国民健康保険の説明を以上で終わらせていただきまして、次に議案第26号 平成30年度身延町後期高齢者医療特別会計予算について内容説明をさせていただきます。

歳入から説明させていただきます。6ページをお開きください。

歳入の保険料につきましては、広域連合からの指導により算定してあります。

1款1項1目特別徴収保険料、1節につきましては特別徴収約2,800名分の保険料として1億1,195万6千円になっております。

2目普通徴収保険料、1節現年度分につきましては普通徴収約380名分の保険料3,535万5千円となっております。2節過年度分につきましては、平成29年度からの滞納繰越分を見込んで計上してあります。

3款1項1目高齢者医療制度円滑運営事業補助金の41万2千円につきましては、保険料軽減特例の見直しに対応するためのシステム改修に対する補助金です。

4款1項1目療養費繰入金につきましては、広域連合による基礎数値の12分の1の療養費の町負担繰入分として計上し、予算額は2億5,288万9千円といたしました。

2目事務費繰入金につきましては、歳出1款の総務費に対する経費で2,237万3千円計上いたしました。

3目保険基盤安定繰入金につきましては、低所得者に対する軽減措置分であり、県が4分の3、町が4分の1負担するもので一般会計から繰入金6,404万7千円となっております。

7ページをご覧ください。

6款2項1目1節健康診査事業費補助金307万4千円は、特定健康診査事業に対する広域連合からの補助金となります。

続いて歳出予算の説明をさせていただきます。8ページをお開きください。

1款1項1目一般管理費、2節から4節につきましては1名分の人件費ですので詳細説明は省かせていただきます。

12節役務費につきましては、通信運搬費で主に保険証更新時の送料となります。

13節委託料の42万2千円につきましては、保険料軽減特例の見直しに対応するためのシステム改修に対する委託料です。

19節負担金補助及び交付金につきましては、広域連合の共通経費に対する事務費負担金となっております。

9ページをご覧ください。

2項1目徴収費は保険料徴収事務費として49万1千円を計上いたしました。

3項1目保健事業費、13節の委託料につきましては特定健診の委託料で1千人分769万4千円の計上となっております。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金、19節につきましては後期高齢者広域連合への納付金額であり保険料および療養費、保険基盤安定負担金の金額で総額4億6,521万8千円を計上いたしました。

10ページをお開きください。

3款1項1目保険料還付金、23節につきましては過年度におきまして所得の修正申告等により保険料が変更になり、還付が生じた場合の予算として50万円を計上いたしました。

以上で国民健康保険特別会計、後期高齢者特別会計の当初予算の内容説明を終わらせていた

だきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（柿島良行君）

次に議案第27号および議案第28号の内容説明を求めます。

穂坂福祉保健課長。

○福祉保健課長（穂坂桂吾君）

議案第27号 平成30年度身延町介護保険特別会計予算について説明をさせていただきます。なお、科目設定のための節、金額の少ない節、人件費については説明を省略させていただきます。

8ページをお開きください。歳入について説明をいたします。

1款1項1目第1号被保険者保険料は65歳以上の被保険者保険料で1節から3節まで合計4億1,996万4千円を計上いたしました。

なお、平成30年度からの第7期介護保険事業計画期間における第1号被保険者の保険料の負担割合は現行22%から23%へ引き上げられております。

次は3款の国庫支出金をご覧ください。

1項1目介護給付費負担金、1節現年度分ですが歳出2款保険給付費の総額に国の負担割合を乗じて計算した金額3億8,796万3千円を見込みました。

2項1目調整交付金ですが、歳出2款保険給付費総額の9%を見込み1億9,235万4千円を計上しました。この調整交付金は第1号被保険者に占める後期高齢者の割合および第1号被保険者の所得の分布状況により市町村間の格差を是正するために交付されるものであります。

2目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）は事業費の25%、706万1千円、3目地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）は事業費の39%、1,833万4千円を計上いたしました。

4款1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金ですが40歳から64歳までの第2号被保険者の保険料相当に当たります。歳出2款保険給付費総額の27%、5億7,706万3千円を計上しました。

なお、ただいま27%と申し上げましたが、現行は28%の負担割合でありましたものが第7期からは1%下がりがまして27%という負担割合になります。

次に9ページに移ります。

2目地域支援事業支援交付金は事業費の27%、762万6千円を計上いたしました。

次は5款県支出金をご覧ください。

1項1目介護給付費負担金ですが、県の負担割合を歳出2款保険給付費総額に乘じまして算出した3億665万円を計上いたしました。

2項県補助金ですが、1目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）は事業費の12.5%、353万円。2目地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）は事業費の19.5%、916万7千円を計上いたしました。

次に7款1項一般会計繰入金をご覧ください。

1目介護給付費繰入金は歳出2款保険給付費総額の12.5%、2億6,715万9千円を見込みました。2目その他一般会計繰入金につきましては、1節で介護保険担当職員の人件費分、2節で介護保険事務費分、合わせて5,129万5千円を計上しました。

3目低所得者保険料軽減繰入金は、平成27年度からの措置として第1号被保険者のうち保

険料率の所得段階において第1段階に属する方を対象に保険料を軽減し、その軽減した分について公費を投入することとしておりまして、その軽減額として387万2千円を見込み、これを一般会計から繰り入れるものです。

10ページをご覧ください。

4目地域支援事業繰入金(介護予防・日常生活支援総合事業)は事業費の12.5%、353万円。5目地域支援事業繰入金(包括的支援事業・任意事業)は事業費の19.5%、916万7千円を計上いたしました。

以上で歳入の説明を終わり次に11ページをご覧ください。歳出について説明をいたします。

1款1項総務管理費についてですが、1節報酬13万1千円は介護保険運営協議会委員に対するもので運営協議会を3回開催する計画で計上いたしました。11節需用費24万8千円につきましては、消耗品ほか説明欄に記載のとおりです。12節役務費213万6千円ですが郵便料、電話料の通信運搬費136万円と国保連合会に対する各種事務手数料および保険料口座振替手数料の77万6千円です。13節委託料141万5千円ですが、制度改正に伴うシステム改修業務を委託するものです。19節負担金補助金及び交付金は、峡南広域行政組合への負担金で、その内容は12ページの説明欄に記載のとおり、介護保険運営費負担金として1,334万円。介護保険システム負担金として24万3千円です。

次に2項介護認定審査会費は峡南広域行政組合への負担金で介護保険認定審査会運営費負担金として認定調査費、主治医意見書作成費等1,182万7千円を計上いたしました。

次に2款は保険給付費で保険者としての負担金です。平成30年度の各費目の予算額は平成29年度の決算額を見込み、それと過去の実績額の推移等を勘案して計上したものです。

1項1目居宅介護サービス給付費から13ページの10目特例居宅介護サービス計画給付費までは要介護1から5と認定された方の給付費で、負担金合計19億1,889万8千円を見込みました。

次に2項1目介護予防サービス給付費から14ページの8目特例介護予防サービス計画給付費までは要支援1、要支援2と認定された方の給付費で負担金合計4,779万3千円を見込みました。

次に3項1目審査支払手数料は、国民健康保険団体連合会へ支払う手数料で231万7千円を見込みました。

4項高額介護サービス等費は1目と15ページの2目合計で4,585万5千円を見込みました。

5項高額医療合算介護サービス等費は1目と2目合計で634万2千円を見込みました。これは介護保険と医療保険の自己負担の1年間の合計額が一定の条件のもと、一定額を超えたときにその超えた分があとから給付される予算であります。

6項特定入所者介護サービス等費は1目から4目まで合計で1億1,606万8千円を計上いたしました。

次に16ページ、4款地域支援事業費をご覧ください。

1項包括的支援事業・任意事業費についてですが1目包括的継続的ケアマネジメント支援事業費は地域包括センターの業務を担う職員の人件費、その他、センター業務の運営に要する経費を計上しています。

8節報償費5万4千円は地域ケア会議への出席謝金です。従来、高齢者の個別課題に対して

その方に関係するさまざまな職種の支援者が集い、個別のケア会議を開催してきましたが、個別課題のうち誰にも共通する課題であると捉えられるものについて、その解決策等を検討するため、この地域ケア会議を開催するものです。

1 1 節需用費 2 2 万円、1 2 節役務費 2 7 万 2 千円、1 3 節委託料 4 6 万 9 千円、1 4 節使用料及び賃借料 5 7 万 1 千円、1 9 節負担金補助及び交付金 1 7 万 4 千円、2 7 節公課費 7 千円につきましては説明欄に記載のとおりです。

1 7 ページの 2 目任意事業費は在宅での介護等を支援する事業が主なものです。8 節報償費 1 万 5 千円。1 1 節需用費 4 万 2 千円は説明欄に記載のとおりです。1 2 節役務費の中身は手数料として成年後見町長申し立てを行う場合に備え 2 件分 6 7 万 6 千円を計上しました。

1 3 節委託料 8 万 9 千円は、家族介護者交流事業の委託費用です。1 9 節徘徊高齢者家族支援事業補助金として 2 万 3 千円を計上いたしました。1 8 ページの 2 0 節扶助費 2 7 3 万 8 千円の内訳は説明欄に記載のとおりですが、そのうち成年後見人町長申し立て費用 6 4 万 8 千円についてですが、町長申し立てによって後見開始等の審判がなされたのちに被後見人等が生活保護受給者、あるいはこれと同程度の経済状況にあるなど後見人等に対する報酬の支払いが困難であると認めるときに、その報酬の全部または一部を助成するための費用です。

次に 3 目在宅医療介護連携推進事業費ですが、この事業では国から 8 つの実施項目が示されております。1 つが地域の医療・介護の資源の把握、2 つ目が在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策を検討する会議の開催等 8 項目ございます。

この事業につきましては、峡南 5 町では広域で対応しようということとなりまして、すでに在宅医療を支援する目的で飯富病院に設置している峡南在宅医療支援センターの業務として、これらの事業を位置付け、峡南 5 町共同してこの事業を委託しています。1 3 節委託料 3 0 3 万 7 千円はそのために身延町が負担する費用です。8 節の報償費に戻りますが、1 4 万円は在宅医療・介護連携推進の視点から身延町独自に実施する介護関係者等を対象とした事例検討会や住民を対象とした講演会における講師謝金です。

次に 4 目生活支援体制整備事業費についてです。この事業は生活支援コーディネーターを配置し、その者が核となって多様な主体による多様なサービスをコーディネートしつつ地域に不足するサービスを把握し、これを創出する取り組みや多様な関係主体間の連携によって高齢者の在宅生活を支えるための取り組みを推進することを意図した事業であります。4 節および 7 節は生活支援コーディネーターとして臨時職員を雇用する経費です。8 節報償費は住民向けのフォーラムや勉強会等を実施する予定で、講師等に対する謝礼として 2 5 万円を計上しました。1 1 節需用費 1 4 万 1 千円、1 2 節役務費 2 万 8 千円は説明欄記載のとおりです。

次に 1 9 ページ、5 目認知症施策推進事業費ですが、この事業の柱の 1 つは認知症初期集中支援チームを設置するもので、峡南 5 町ではこの事業についても広域で取り組むこととしまして峡南在宅医療支援センターに委託することとし、その予算として 1 3 節委託料に 1 4 万 5 千円を計上いたしました。8 節報償費に戻りますが、認知症サポート医にチーム員として関わってもらった場合の謝金等 1 2 万 5 千円。その他 1 1 節需用費、1 2 節役務費、1 9 節負担金補助及び交付金は説明欄に記載のとおりです。

次に 2 0 ページの 2 項介護予防生活支援サービス事業費をご覧ください。1 目介護予防生活支援サービス事業費ですが、介護予防・日常生活支援総合事業を被保険者が利用した際の町の負担金です。要支援 1 または 2、あるいは総合事業対象者と認定された方が利用する訪問介護、

通所介護にかかわる費用で2,401万7千円を計上いたしました。

次に2目介護予防ケアマネジメント事業費ですが、総合事業におきましても保険給付におけるサービス計画同様の計画を立てるなどケアマネジメントが必要となります。この事業にかかわる経費として11節需用費に6万円、12節役務費に7万2千円を計上しました。19節にはケアマネジメント料として212万1千円を見込みました。

次に3項一般介護予防事業費です。8節報償費に69万2千円を計上いたしました。いきいき百歳体操、口腔機能向上教室などの介護予防事業に関わる講師等に対する謝礼です。

21ページに移りまして、13節委託料45万4千円は友愛訪問事業を老人クラブ連合会、すこやかクラブに委託するものであります。

次に4項その他諸費ですが、12節役務費に18万7千円を計上しました。総合事業における訪問介護等のサービスに関わる審査支払手数料を国保連合会へ支払うものです。

次に5款諸支出金をご覧ください。

1項1目第1号被保険者還付金30万円と22ページの2目第1号被保険者保険料還付加算金5千円は転出、死亡等により第1号被保険者保険料の過払いが生じた場合に該当者または親族へ還付するための予算であります。

以上で議案第27号についての説明を終わりにして、引き続き議案第28号 平成30年度身延町介護サービス事業特別会計について説明をいたします。6ページをお開きください。

最初に1款サービス収入についてです。1項1目1節介護予防サービス計画費収入費は要支援1、または要支援2と認定された方の介護予防サービス計画の作成と指定介護予防支援に対する報酬で499万4千円を計上いたしました。

2項1目1節介護予防ケアマネジメント事業費収入は介護予防・日常生活支援総合事業におけるケアマネジメントに対する報酬で212万円を計上いたしました。

次に2款繰入金、1項1目一般会計繰入金を190万4千円、また3款繰越金を100万円それぞれ計上いたしました。

次に7ページをご覧ください。

歳出であります。1款事業費、1項1目介護予防サービス計画事業費、4節および7節につきましては介護支援専門員資格を有する臨時職員2名分の人件費です。11節需用費2万円は参考図書購入費として計上いたしました。13節委託料217万2千円については、介護予防サービス計画の作成等、業務の一部を指定居宅介護支援事業者に委託するためのものであります。

次に2項1目介護予防ケアマネジメント事業費についてですが、いわゆる総合事業における介護予防ケアマネジメント業務の一部を指定居宅介護支援事業者に委託する費用として136万2千円を13節に計上いたしました。

以上で説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（柿島良行君）

次に議案第29号の内容説明を求めます。

埜村水道課長。

○水道課長（埜村公文君）

それでは議案第29号 平成30年度身延町簡易水道事業特別会計予算について説明をさせていただきます。4ページをお願いいたします。

第2表の地方債ですが、簡易水道建設費の財源に充てるため簡易水道事業債の限度額を1億6千万円と過疎対策事業債の限度額を1億6千万円とし、合わせて3億2千万円に設定するものであります。

続いて歳入について説明させていただきます。7ページをお願いいたします。

1款1項1目簡易水道水道使用料につきましては1節現年度分2億1,200万円、2節過年度分65万円で合わせて2億1,265万円の計上であります。

2款1項1目簡易水道負担金につきましては中富西部簡水の中山地区および身延中央簡水、塩之沢地区の供用開始に伴う加入者負担金として545万5千円の計上であります。

3款1項1目簡易水道手数料につきましては1万7千円の計上であります。

4款1項1目簡易水道国庫補助金につきましては久那土古閑簡易水道、中富西部簡易水道、大城簡易水道、身延中央簡易水道、大島簡易水道の5事業を予定しておりまして1億9,609万3千円の計上であります。

5款1項1目簡易水道一般会計繰入金のうち1節水道事業繰入金につきましては、総務費繰入金として3,120万9千円、建設費繰入金として3,512万9千円で合わせて6,633万8千円の計上でございます。2節公債費繰入金につきましては2億6,200万6千円の計上であります。3節の水道維持費繰入金につきましては4,378万8千円の計上であります。

6款1項1目繰越金につきましては10万円の計上であります。

8ページをお願いいたします。

7款1項1目雑入の1節消費税還付金および2節雑入につきましては、いずれも科目設定のため1千円の計上であります。

8款1項1目水道事業債につきましては1節簡易水道事業債、2節過疎対策事業債それぞれ1億6千万円の計上であります。

次に歳出について説明させていただきます。9ページをお願いいたします。

1款1項1目簡易水道管理費、8節報償費につきましては水質検査員20名分の報償費として60万円の計上であります。11節需用費、消耗品につきましては塩素滅菌剤の購入および施設機械器具消耗品等の購入としまして674万7千円の計上でございます。燃料費につきましては、公用車の燃料費として55万1千円の計上であります。次に印刷製本費につきましては、水道料金徴収簿および検針票等の印刷代として53万円の計上であります。光熱水費につきましては各水道施設の電気料として3,410万4千円の計上であります。修繕費につきましては、各水道施設の修繕費として3千万円の計上であります。12節役務費のうち通信運搬費につきましては、水道施設遠方監視に伴う電話専用回線の使用料に541万9千円の計上であります。手数料につきましては、水道料金口座振替手数料75万2千円の計上。その他保険料につきましては水道検針員16名分の普通傷害共済保険の加入のため13万1千円の計上であります。13節委託料につきましては各水源の水系別検査業務、各水道施設の保守点検業務および漏水調査業務等、合わせて4,264万4千円の計上で内容につきましては説明欄に記載のとおりであります。

10ページをお願いいたします。

14節使用料及び賃借料につきましては、使用料として三保簡易水道事業に伴う市川三郷町山保簡易水道からの水道水受水の使用料および遠方監視システムのセンター利用料として98万9千円の計上であります。賃借料につきましては、町内20カ所の水道施設用地賃借料

および公用車のリース料として132万6千円の計上であります。それから重機等借上料として給水車の借上料14万4千円の計上であります。15節工事請負費につきましては、量水器の取り替え工事および上水機械設備改修工事としまして6,147万7千円の計上であります。16節原材料費につきましては量水器取り替え工事、また新規箇所の量水器および修繕用材料費、購入として482万7千円の計上であります。

11ページをお願いいたします。

18節備品購入費としまして残留塩素測定器5台の購入として20万円の計上であります。

19節負担金補助及び交付金につきましては、漏水調査研修負担金2名分と、あと三保簡易水道受水に伴う市川三郷町への分担金と、あと計算センターへの水道料金の分散処理システム負担金として258万7千円の計上であります。

○町長（望月幹也君）

ここは大綱の話なので、予算決算特別委員会が出たので、細かい数字はそこでやればいいと思うんです。もっと全体的に去年と今年で大きく変わったところを、事業費を含めて。そういう説明のほうがいいと思います。すみませんけども。

○水道課長（埜村公文君）

失礼しました。

去年と大きく変わったところで・・・。

○議長（柿島良行君）

埜村課長、続けてください。

○水道課長（埜村公文君）

失礼しました。続けさせていただきます。

あと2款1項1目、12ページになります。需用費につきましては、消耗品と修繕費につきましては12万円の計上であります。あと15節工事費につきましては、久那土古閑簡易水道事業、中富西部簡易水道事業、大城簡易水道事業、身延中央簡易水道事業、大島簡易水道事業の5事業であります。工事の内容につきましては、説明欄のとおりであります。

19節負担金補助及び交付金につきましては、平成29年度に配水管敷設工事を実施しました県道大城小田船原線舗装本復旧工事でありまして、県と町との協定によりまして県で工事を発注することになりましたので山梨県への負担金を納めるものであります。

3款1項1目元金につきましては、償還金及び利子割引料につきまして長期債の元金の償還として2億4,632万7千円の計上であります。

4款1項1目につきまして予備費として10万円の計上であります。

以上で議案第29号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（柿島良行君）

次に議案第30号および議案第31号の内容説明を求めます。

羽賀環境下水道課長。

○環境下水道課長（羽賀勝之君）

それでは議案第30号 平成30年度身延町農業集落排水事業等特別会計予算について内容説明をさせていただきます。

6ページをご覧ください。歳入から説明をさせていただきます。

1款1項1目農業集落排水使用料に143万3千円を計上いたしました。上之平地区39世

帯分の現年度分、過年度分を合わせた使用料であります。

1 款 1 項 2 目小規模集合排水使用料に 5 3 万 1 千円を計上いたしました。北川地区 1 5 世帯分の現年度分、過年度分を合わせた使用料であります。

1 款 1 項 3 目戸別浄化槽整備事業使用料に 4 0 8 万円を計上いたしました。市町村設置型浄化槽 1 1 1 基分の現年度分、過年度分を合わせた使用料であります。

2 款 1 項 1 目農山村漁村地域整備交付金に 3 0 0 万円を計上いたしました。農業集落排水事業地区上之平地区の最適整備構想策定のための国庫補助交付金であります。

3 款 1 項 1 目農業集落排水事業繰入金に 1 , 0 3 9 万 4 千円。2 目小規模集合排水事業繰入金に 4 7 9 万 3 千円。3 目戸別浄化槽整備事業繰入金に 9 3 2 万 9 千円。予備費繰入金に 5 0 万円。合わせて繰入金 2 , 5 0 1 万 6 千円を計上いたしました。各事業地区の維持管理費、公債費の財源として一般会計から繰り入れするものです。

次に歳出を説明させていただきます。8 ページをご覧ください。

1 款 1 項 1 目上之平地区維持管理費に 8 7 5 万 5 千円を計上いたしました。主に処理場施設および環境施設にかかわる点検管理維持管理費であります。1 3 節委託料のうち調査研究委託料 3 7 6 万 4 千円につきましては処理場施設・環境施設の耐震化、長寿命化計画の基本構想策定のための業務委託料であります。先ほど歳入で説明いたしました国庫補助交付金 3 0 0 万円を充当いたします。その他委託料 1 4 4 万 8 千円につきましては、経営基盤の強化を図ることを目的として中期的・長期的な経営計画を策定し、健全運営を行うための指針とするための委託料です。

9 ページをご覧ください。

1 款 2 項 1 目元金、2 目利子を合わせて 6 0 7 万 3 千円を計上いたしました。これは長期債の償還金であります。

2 款 1 項 1 目北川地区維持管理費に 1 1 5 万 4 千円を計上いたしました。処理施設および環境施設にかかわる点検管理、維持管理費の経費であります。

1 0 ページをご覧ください。

2 款 2 項 1 目元金、2 目利子を合わせて 4 1 7 万円を計上いたしました。これは長期債の償還金であります。

3 款 1 項 1 目戸別浄化槽整備事業維持管理費に 1 , 0 3 8 万 3 千円を計上いたしました。市町村設置型浄化槽整備事業により整備しました 1 1 1 基分の合併浄化槽施設にかかわる維持管理費であります。

1 3 節委託料のうち、その他委託料として 1 4 4 万 7 千円につきましては、経営基盤の強化を図ることを目的として中期的・長期的な経営計画を策定し、健全運営を行うための指針とするための委託料です。

1 1 ページをご覧ください。

3 款 2 項 1 目元金、2 目利子、合わせて 3 0 2 万 7 千円を計上いたしました。これは長期債の償還金であります。

4 款 1 項 1 目予備費として 5 0 万円を計上させていただきました。

以上、議案第 3 0 号の内容説明とさせていただきます。

続きまして議案第 3 1 号 平成 3 0 年度身延町下水道事業特別会計予算について内容説明をさせていただきます。

6ページをご覧ください。

1款1項1目中富下水道事業分担金から5目下部下水道事業分担金に各20万円、合わせて100万円を計上いたしました。新規加入を見込み1世帯分をそれぞれの処理区ごとに計上いたしました。

2款1項1目中富下水道事業使用料に現年度分、過年度分合わせて3,590万1千円を計上いたしました。中富地区1,002世帯分であります。2目帯金、塩之沢下水道事業使用料に現年度分、過年度分合わせて567万6千円を計上いたしました。帯金、塩之沢地区161世帯分であります。3目角打、丸滝下水道事業使用料に現年度分、過年度分を合わせて1,038万2千円を計上いたしました。角打、丸滝地区293世帯分であります。4目身延下水道事業使用料に現年度分、過年度分合わせて1,551万5千円を計上いたしました。身延地区430世帯分であります。5目下部下水道事業使用料に現年度分、過年度分を合わせて241万5千円を計上いたしました。下部地区63世帯分であります。合わせて6,988万9千円の計上であります。

7ページをご覧ください。

2款2項1目から6目までの各処理区の手数料につきましては、科目設定のため各1千円を計上し6千円を計上させていただいております。

3款1項1目中富下水道事業一般会計繰入金から6目下水道一般会計繰入金までは各事業地区の維持管理費および公債費、予備費に充当する財源として合わせて3億6,943万6千円の計上であります。

9ページをご覧ください。歳出を説明させていただきます。

1款1項1目下水道事業総務費に3,208万1千円を計上いたしました。1節報酬費につきましては下水道事業審議会に伴う委員報酬です。13節委託料のうち、その他委託料に454万9千円を計上いたしました。公共下水道事業区域が2地区、特定環境保全公共事業区域が3地区の計5地区の経営状況を精査し収入支出の経営基盤の改善等を通じて強化を図り、合理的な公営企業会計の経営を行う中期的・長期的な基本計画の指針とするための業務委託であります。

10ページをお願いいたします。

27節公課費、消費税1,475万5千円につきましては前年度納付実績により計上いたしました。

11ページをご覧ください。

1款2項1目中富下水道事業維持管理費に3,281万1千円を計上いたしました。11節から15節については主に処理場および下水道管路施設の汚水処理にかかわる維持管理費および管理点検業務委託の計上であります。

12ページ、13ページをご覧ください。

1款2項2目帯金下水道事業維持管理費に1,660万1千円を計上いたしました。11節から15節については主に処理場および下水道管路の施設の汚水処理にかかわる維持管理費および管理点検業務委託料です。

13ページ下段から14ページをご覧ください。

1款2項3目角打、丸滝下水道事業維持管理費に1,858万2千円を計上いたしました。11節から15節については主に処理場および下水道管路施設の汚水処理にかかわる維持管理

費、業務委託料であります。

14ページ下段から15ページ、16ページをお願いいたします。

1款2項4目身延下水道事業維持管理費に2,483万5千円を計上いたしました。11節から15節については主に処理場および下水道管路施設の汚水処理にかかわる維持管理費、点検業務委託となっております。

16ページの上段から17ページをご覧ください。

1款2項5目下部下水道事業維持管理費1,951万9千円ですが11節から15節、同じく主に処理場および下水道管路施設の汚水処理にかかわる維持管理費となっております。

17ページ下段から18ページをご覧ください。

1款3項公債費でございますが、1目中富下水道事業元金から18ページ、10目下部下水道事業利子まではそれぞれ建設事業の長期債にかかわる元金及び利子の償還金で合わせて2億9,090万5千円の計上であります。

2款1項1目予備費として500万円を計上させていただきます。

以上議案第30号、議案第31号の内容説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（柿島良行君）

次に議案第32号の内容説明を求めます。

柿島下部支所長。

○下部支所長（柿島利巳君）

それでは議案第32号 平成30年度身延町下部奥の湯温泉事業特別会計予算について内容説明をさせていただきます。

予算書6ページをお開きください。歳入からご説明いたします。

1款1項1目温泉使用料、1節使用料として466万5千円、過年度使用料として1千円で合わせて466万6千円の計上です。

次に5款1項1目一般会計繰入金は、7ページ、歳出の1款1項1目13節委託料の温泉事業経営戦略策定業務の財源としての繰入金64万8千円です。

5款2項1目下部奥の湯温泉事業基金繰入金につきましては131万4千円の計上です。内容につきましては、歳出でご説明いたします。

次に歳出についてご説明いたします。7ページをご覧ください。

1款1項1目温泉管理費、11節需用費として134万8千円の計上です。次に12節役務費として36万6千円の計上です。次に13節委託料については413万7千円の計上です。内容は下部温泉既存泉源影響監視調査業務として148万円。これは平成29年度までは一般会計の総務費、支所および出張所費での計上でしたが、奥の湯温泉に関する業務であるので平成30年度は下部奥の湯温泉事業特別会計での計上に変更いたしました。主な財源としては基金繰入金を予定しています。

次に管理点検委託料として送湯管路点検等へ136万1千円。次に温泉事業経営戦略策定業務として129万6千円です。これは総務省よりの通知にて平成32年度までに全公営企業に対し策定が求められているものです。

以上で議案第32号の内容説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（柿島良行君）

以上で町長の提案理由と担当課長の内容説明が終わりました。

日程第5 1 議案第4 5号 身延町過疎地域自立促進計画の変更についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

望月町長。

○町長（望月幹也君）

それでは議案第4 5号について提案理由を説明申し上げます。

身延町過疎地域自立促進計画の変更についてであります。

過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項の規定により準用する同条第1項の規定に基づき別紙のとおり身延町過疎地域自立促進計画の一部を変更することについて、議会の議決を求めます。

提案理由を申し上げます。

事業の変更にあたり身延町過疎地域自立促進計画の一部を変更する必要性が生じました。

これがこの議案を提出する理由でございます。

以上でございます。

なお、議案の内容につきましては政策室長より説明を申し上げますので、よろしくお願いたします。

○議長（柿島良行君）

次に議案第4 5号の内容説明を求めます。

遠藤政策室長。

○政策室長（遠藤基君）

議案第4 5号 身延町過疎地域自立促進計画の変更について内容説明をさせていただきます。

今回の変更の背景といたしましては、平成30年度に計画されている生誕300年木喰展開催事業は過疎地域自立促進計画による事業の一部と位置付け、文化財等の展覧会の開催を通じて地域固有の歴史文化遺産の活用と継承を図ることを目的に開催することから既存の計画の一部を変更するものであります。

変更内容は本町過疎地域自立促進計画の46ページにあります「8.地域文化の振興等。(2)その対策の文化財を保護・保存・活用等をするための施設整備や保護施策の促進を図る」を「文化財を保護・保存・活用等をするための施設整備や保護施策の推進を図る。また文化財等の展覧会の開催を通じて地域固有の歴史文化遺産の活用と継承を図る」に改めます。

また47ページの(3)計画の表中の自立促進対策区分におきましては、7.地域文化振興等に事業名(2)過疎地域自立促進特別事業、事業内容を生誕300年木喰展開催事業、事業主体に身延町を追加いたします。

この過疎地域自立促進計画の変更は計画全体に及ぼす影響が大きいものに該当する変更となりますので、今回の議会に提案するものでございます。

以上で議案第4 5号 身延町過疎地域自立促進計画の変更についての内容説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（柿島良行君）

以上で町長の提案理由と担当課長の内容説明が終わりました。

日程第52 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題と
します。

町長から提案理由の説明を求めます。

望月町長。

○町長（望月幹也君）

それでは諮問第1号について提案理由を説明申し上げます。

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてであります。

人権擁護委員の候補者として下記の者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めます。

記

住 所 山梨県南巨摩郡身延町相又498番地2

氏 名 市川司

生年月日 昭和31年4月3日

提案理由を申し上げます。

平成30年6月30日に片田公夫委員の任期が満了するので、その後任委員を推薦したいと思
います。

これが議会の意見を求める理由でございます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（柿島良行君）

提案理由の説明が終わりました。

本案については人事案件のため、内容説明は省略します。

以上をもちまして本日の議事日程は終了しました。

これをもちまして本日は散会とします。

ご苦労さまでした。

○議会事務局長（佐野勇夫君）

相互にあいさつを交わし終わります。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

お疲れさまでした。

散会 午後 3時44分

平成 3 0 年

第 1 回身延町議会定例会

3 月 5 日

平成30年第1回身延町議会定例会(2日目)

平成30年3月5日
午前 9時00分開議
於 議 場

1. 議事日程

日程第1 諸般の報告

日程第2 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。(14名)

1番	伊藤雄波	2番	伊藤達美
3番	望月悟良	4番	赤池朗
5番	上田孝二	6番	田中一泰
7番	野島俊博	8番	河井淳
9番	芦澤健拓	10番	福與三郎
11番	渡辺文子	12番	川口福三
13番	広島法明	14番	柿島良行

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(21人)

町	長	望月幹也	副町長	瀧本勝彦					
教	育	長	鈴木高吉	総務課長	笠井祥一				
会	計	管	理	者	笠井喜孝	政策室長	遠藤基		
財	政	課	長	村野浩人	税務課長	佐野和紀			
町	民	課	長	熊谷司	福祉保健課長	穂坂桂吾			
観	光	課	長	佐藤成人	子育て支援課長	望月由香里			
産	業	課	長	望月真人	建設課長	水上武正			
土	地	対	策	課	長	小笠原正人	水道課長	埜村公文	
環	境	下	水	道	課	長	羽賀勝之	下部支所長	柿島利巳
身	延	支	所	長	佐野昌三	学校教育課長	伊藤克志		
生	涯	学	習	課	長	高野博邦			

5. 職務のため議場に参加した者の職氏名(2人)

議会議務局長 佐野勇夫
録音係 大村隆

開会 午前 9時00分

○議会事務局長（佐野勇夫君）

相互にあいさつを交わします。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

（ あ い さ つ ）

ご着席ください。

○議長（柿島良行君）

本日は、大変ご苦労さまです。

出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日は議事日程第2号により執り行います。

日程第1 諸般の報告を行います。

本日の説明員として、地方自治法第121条の規定に基づき出席通知のありました者の職氏名につきましては、先の会議で一覧表として配布したとおりです。

次に広報編集委員長から議会広報編集のため写真撮影の申し出がありましたので、これを許しましたので報告をいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第2 一般質問。

通告の1番、伊藤達美君の一般質問を行います。

伊藤達美君の質問を許します。

登壇してください。

伊藤達美君。

○2番議員（伊藤達美君）

それでは、ただいまより初めての一般質問でございますけれども行わせていただきます。

何かと不慣れな点があるかもしれませんが、何とぞ、その点をお許しいただきますようお願いを申し上げます。

それでは一般質問に移らせていただきます。

今回、通告した質問内容、結構、数が多いございまして、それをすべてここで質問するというのは時間的になかなか難しいと思いますので、一部資料を提供していただきまして、その説明で代えさせていただきたいと思っておりますので、その点はぜひともお許しをいただきたいと思っております。

それではまず1番目でございますけれども、なかとみ和紙の里の運営についてでございます。

なかとみ和紙の里が建設されましたのは平成10年でございます、本年度で20周年を迎えるわけでございます。今後の運営等について質問をいたします。

質問の前に和紙の里の概要について資料提供を受けておりますので、若干説明をして質問に移りたいと思っております。

身延町和紙の里の設置目的でございますが、これは条例第1条によりますと和紙産業の活性化を図るとともに地域住民と都市との交流の場を提供し、なおかつ地域資源の保全と活用を図

る。そして最終的には地域振興に資するということが規定をされております。

施設といたしましては活性化施設として紙漉きの体験コーナー、和紙の販売コーナー、それから特産品加工販売所といたしまして郷土料理、食事処等々で構成をされております。これの建設にあたりましては農林水産省の補助事業、中山間地域総合整備事業の採択を受けて平成9年度に着手をいたしまして平成10年5月にオープンをいたしました。

ところで、これまでの実績でございます。直近3年間の平均値でございますが、売店の入場者数でございます。レジ通過でございますけれども年間約1万1千人。体験者数が年間5,200人。それから売店の売上が年間で3,200万円でございます。

この数字、直近の3年間でございますが、平成20年度と比較いたしますといずれも残念でございますけれども25%から30%の減少となっております。この数値を見る限り現状のままでは入場者の増加はなかなか期待できないのではないかと危惧するものでございます。早急に集客力を高める方策を検討する必要があると考えて、以下の質問に移らせていただきます。

これは私の基本的な考え方ではございますけれども、和紙の里は現在、教育委員会の管轄下にある社会教育施設としての位置付けであるかと思っておりますけれども、実際、体験コーナーや美術館等の事業内容を考慮いたしますと私自身は集客施設であるというふうに考えます。最終的には、これは観光施設であるというふうに考えるのが妥当であるというふうに思っておりますけれども、そのように理解してよろしいか、まずお尋ねを申し上げます。お答えをお願い申し上げます。

○議長（柿島良行君）

伊藤達美議員にお伺いいたしますけれども、通告の 、 、 について、数字的に議員のほうで言及しておりますけれども、これはこのまま質問ということで、あるいは質問でなくて。

○2番議員（伊藤達美君）

これは説明だけで。

○議長（柿島良行君）

議員の発言だけでよろしいということですね。

○2番議員（伊藤達美君）

そうです。

○議長（柿島良行君）

分かりました。

○2番議員（伊藤達美君）

申し訳ございません。したがって、4番からの質問ということになります。

○議長（柿島良行君）

高野生涯学習課長。

○生涯学習課長（高野博邦君）

お答えします。

施設は教育施設として運営されているところですが、設置の目的には和紙産業の活性化と、その技術の伝承と活用、これらを資源として地域振興を図るとされており、これから推し量りますと地場産業である西嶋和紙の振興が主と考えます。また、この資源を活用して都市との交流を進めるという観点から見ますと本町への誘客を担う施設の1つだと言えらるる考えます。

以上です。

○議長（柿島良行君）

伊藤達美君。

○2番議員（伊藤達美君）

今のお答えでございますけれども、いわゆる集客施設としてぜひともお考えをいただいて、これからの集客対策を進めていただきたいというふうに感じております。

次に私自身は先ほど申したとおり、入場者数の実績を重視するということは極めて重要なことであるというふうに考えておりまして、年間の経営計画、年間の目標数値、入場者数等でございます。非常に重要な数値でございますけれども、これら数値を設定しているか、お尋ねをいたします。

○議長（柿島良行君）

高野生涯学習課長。

○生涯学習課長（高野博邦君）

お答えします。

教育委員会では、年度の事業を対象としまして教育委員会の事務の管理および執行の状況の点検および評価に関する報告書として公表し、議会へも報告させていただいております。

その中では所管する業務、事業に対して自ら点検し、成果・評価の検証を行い、また課題を把握することにより次年度の業務、事業に反映をさせております。

また行政改革実行プランにおいては、改善の目標として効果的なPRによる集客促進、経費節減による歳出の抑制を目標としております。年度当初には、当年度の売上収入の前年度比増収を目標として設定をしております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

伊藤達美君。

○2番議員（伊藤達美君）

次の質問でございますけれども、身延町のこれからの財政状況、とりわけ医療とか福祉とかに投入する資金が多くなると思いますけれども、そういう中で貴重な自主財源を少しでも和紙の里への投入を縮減させるような、そういう努力が求められるかと思いますが、そのためにはやはり入場者数を増やして収入増を図ることが重要であるというふうに考えておりまして、そこで昨年度、本年度、どのような方法によりまして入場者数の増加を図ったか。具体的な方法について、ご説明をお願い申し上げます。

○議長（柿島良行君）

高野生涯学習課長。

○生涯学習課長（高野博邦君）

お答えします。

平成28年度は体験メニューに紙漉きの白を追加し、新たな需要開拓を図りました。また平成29年度は体験メニューに親子うちわを考案しました。また平成28年度から身延町総合戦略による西嶋和紙の普及、和紙の里利用促進事業を展開しており、和紙の取り扱いについては老舗である日本橋小津商店での西嶋和紙展に西嶋和紙工業協同組合が出店するための支援。教育旅行として和紙の里の利用促進を図るため関東近県の小中高へのチラシ等の送付。また和紙の新たな需要開拓を目指し各種講座、体験教室を開催しました。その他、誘客を促進する方法

として各種情報媒体への効果的な情報発信、またPRのためキャンペーン等に参加をしました。
以上です。

○議長（柿島良行君）

伊藤達美君。

○2番議員（伊藤達美君）

次の質問でございますが、中部横断道が2年後には清水まで開通するわけでございますけれども、静岡方面からの集客策、どのようにお考えになっているか、お尋ねをいたします。

○議長（柿島良行君）

高野生涯学習課長。

○生涯学習課長（高野博邦君）

お答えします。

中部横断自動車道の開通に向けて、静岡県を含む中京圏からの誘客に向けて、山梨観光推進機構、また峡南地域の観光振興協議会が主催する誘客キャンペーンおよび観光物産展が行われており、和紙の里においても観光課と連携して毎年、参加をしております。

今後も誘客につながる集客対策を効果的に実施してまいりたいと考えます。

以上です。

○議長（柿島良行君）

伊藤達美君。

○2番議員（伊藤達美君）

和紙の里設置から20年が経過をいたしましたわけでございますけれども、今後のこの集客施設、中長期的な運営に対する基本的な考え方が大事だと思います。その考え方をお示し願いたいと同時に、併せて管理運営についてはやはり民間活力の導入によるところの、指定管理者制度の導入も考えてよろしいのではないかとこのように私は思っておりますけれども、その辺の考え方、お示しをお願い申し上げます。

○議長（柿島良行君）

望月町長。

○町長（望月幹也君）

お答えいたします。

先ほどからの議員の質問の中でも触れられていましたが、町を取り巻く社会情勢、経済状況も設置から20年が経過する中で大きく変わってきております。今後の運営につきましては、設置の目的をも十分勘案しつつ、これからの町の活性化にどのようにつなげていくか、施設のあり方について民間活力の導入等も含めて、運営委員会等でのご意見を聞く中で慎重に検討していく必要があると考えております。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

伊藤達美君。

○2番議員（伊藤達美君）

ありがとうございました。

それでは続きまして、みのぶ自然の里の運営についての質問をさせていただきます。

みのぶ自然の里につきましては2月1日にオープンをいたしました。今後の運営につきまし

では、やはりリニューアルをした以上、成功に導くことを考えていくつか質問をさせていただきますが、すでに資料提供をいただいておりますので1番から4番までの質問は省かせていただきまして、その説明で代えさせていただきます。

みのぶ自然の里の設置目的でございますが、身延町みのぶ自然の里条例の第1条によりますと、町内観光資源を活用いたしまして民間観光事業者との連携をする中で観光客の増加を図り、雇用の創出、ひいては町の活性化に資するというふうに規定をされております。そして身延町の第2次総合計画やまち・ひと・しごと創生総合戦略等から推し量りますと、まさしく身延町の情報発信の拠点であると位置付けて、町内全域の交流人口の拡大と地域経済の活性化のために町内観光の資源の中核的な拠点としての役割を担うものであるというふうに私は理解をいたしております。

そしてこの設置のために、財源といたしましては地方創生交付金でありますとか地方創生拠点整備交付金等を活用してリニューアル、それから備品等の購入整備がなされましたが、やはりこれだけの国費を使う以上、地方創生の波及効果を実現、体現しなくてはならないというふうに思います。

そして、そのためにはやはり当該施設の利用、活用については具体的な、KPIでございますけれども、事業業績評価指標の設定およびPDCAサイクル、プラン・ドゥ・チェック・アクションでございますけれども、こういうサイクルを備えて、常にその事業の中身を検証していく、そういう手法が極めて重要だというふうに私は考えております。

そこで以下、質問に移りますけれども、現在の自然の里の職員構成でございますが、内部管理運営に関わる職員が3名、それから現業職員が5名でございます。その内訳は町からの出向職員が1名、地域おこし協力隊が1名、それから観光センター職員2名、パート職員4名、合計8名であるということでございますけれども、これら職員で今後、繁忙期等々、宿泊客に対応できるのか、まずお尋ねをいたします。

○議長（柿島良行君）

佐藤観光課長。

○観光課長（佐藤成人君）

お答えをさせていただきます。

1月16日の全員協議会のときに報告させていただいた数字から若干増えまして、現在の状況につきましてご説明をさせていただきます。

現在は管理運営に当たる職員が3名、調理員1名、食堂調理補助員1名、清掃・ベッドメイキング3名、施設営繕が2人の10人体制でございます。春の観光シーズン前の閑散期でございます。現在の人数で十分足りると思っておりますが夏休みや観光シーズンには多くの利用客が見込まれるため、それに合わせて現在パート職員を随時募集しているところでございます。

以上です。

○議長（柿島良行君）

伊藤達美君。

○2番議員（伊藤達美君）

そこで今後の集客に当たってでございますけれども、当然、旅行代理店等との提携を考えているかと思っておりますけれども、考えているとすれば、その具体的な方法についてご説明をお願いいたします。

○議長（柿島良行君）

佐藤観光課長。

○観光課長（佐藤成人君）

お答えをさせていただきます。

ご質問の集客につきましては、運営やホームページの作成、予約システムの構築等で協力をいただいているJTBとは、すでに連携をしているところでございます。このほか、富士川町のツーリストジャパンとも連携をしていくことになっております。また、桜の時期も近いので自然の里をご利用いただいた皆さまに身延山に足を運んでいただけるように身延山観光協会と連携し、500円ですが、クーポン券やロープウェイの割引券など具体的な連携を進めているところでございます。

以上です。

○議長（柿島良行君）

伊藤達美君。

○2番議員（伊藤達美君）

そこでやはりこういう集客施設については、やはり経営計画、それから宿泊者数の目標設定、先ほどKPIという話をいたしましたけれども、設定する中でやはり一丸となって大勢の人に利用していただくよう努力をする必要があるかと思っておりますけれども、そういう目標設定はしておられるのか。また、これから先の経営計画でございますが策定されているのか、お尋ねをいたします。

○議長（柿島良行君）

佐藤観光課長。

○観光課長（佐藤成人君）

お答えいたします。

ご質問の本年度の計画につきましては、1月16日の全員協議会でご説明したとおり、オープンが2月になったことに伴いまして利用者を350人から210人をマイナスした140人に見直しを行ったところでございます。経営指導をいただいているコンサルティング会社に指導をいただきながら年間計画を月の計画に細分化し運営に当たっております。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

伊藤達美君。

○2番議員（伊藤達美君）

やはり運営に関しては、それに精通した人たちからの指導とかアドバイスがこれは必要になるかと思っておりますけれども、運営に当たって外部のアドバイザー等、招聘をされているかどうか。また招聘されているとした場合、その専門家の経歴および具体的な業務は何であるのか、お答えをお願いいたします。

○議長（柿島良行君）

佐藤観光課長。

○観光課長（佐藤成人君）

お答えいたします。

自然の里の運営につきましては、観光コンサルティング会社である株式会社ビズユニテッ

ドの代表取締役 宮口直人氏と観光センターが委託契約を結んでおります。

宮口氏につきましては、学生時代からバックパッカーとしてアジア、ヨーロッパ、アメリカなど約35カ国を旅をされた方でございます。大学卒業後JTBに入社し、法人営業・顧客企業のセールスプロモーション活動をしており、2009年からコンサルタント業務に従事しております。また宿泊施設の再生や地域活性化プロモーション、ならびに観光人材育成等の領域で豊富な経験を有している方でございます。

具体的な業務としましては月1回、みのぶ自然の里を訪問し施設運営に関するコンサルティング業務を行います。指定管理申請書の分析と事業の進捗に関する相談・助言と各月、各週の管理を行い、その達成度のチェックと修正を行うことになっております。また、利用客を受け入れるための組織づくり、施設運営マニュアルづくりの支援やその他必要とされるさまざまな業務の支援を行うことになっております。

なお、3月1日に宮口さんの研修を受けましたが、現在JNTO、日本政府観光局の講師もされているということ伺いました。話の内容も私たちに具体的に分かりやすくご説明をいただきました。アドバイザーとして素晴らしい方だと思っております。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

伊藤達美君。

○2番議員（伊藤達美君）

ぜひともアドバイザーとうまく連携する中で集客力の増加を期待したいと思います。

みのぶ自然の里、最後の質問でございますが、今後、当然、指定管理者が管理運営を任されて事業を推進するわけでございますけれども、経営というのは常に波があるわけでございます、良いときもあれば悪いときがあるわけでございます。万が一、これから先、事業等で経営等が厳しくなったような場合、財政的な補てん等をお考えになっているかどうか、お答えをいただきたいと思っております。

○議長（柿島良行君）

佐藤観光課長。

○観光課長（佐藤成人君）

お答えいたします。

NPO法人みのぶ観光センターの指定管理につきましては、平成29年度から平成31年度は、国からの地方創生推進交付金を活用してまいります。できるだけ赤字幅を小さくし、早期に黒字経営にできるようコンサルティング会社と相談しながら、事業展開を進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

伊藤達美君。

○2番議員（伊藤達美君）

それでは次の質問に移ります。

あけぼの大豆六次産業化に向けた取り組みについての質問でございます。

あけぼの大豆六次産業化、すでにいろんな形で事業が進展をされているというふうに聞いておりますけれども、六次産業化というのは農業生産者が生産した農産物を自ら加工販売、商品

化して販売するというものでございまして、やっぱり商品、物をつくるだけではなくて、それに付加価値を付けて、より多くの利益を得ようという1つの方策でございます。

そこで本年度六次産業化に向けた具体的な事業、どういう形で行ったのか。併せて本年度の六次産業化の事業の内容でございますが、これは全体のスケジュールの中にどういう段階に位置するのか、お尋ねをいたします。

○議長（柿島良行君）

望月産業課長。

○産業課長（望月真人君）

お答えします。

身延町まち・ひと・しごと創生総合戦略の中の重点施策として平成27年度からあけぼの大豆の六次産業化に取り組んでおります。今年度につきましては、あけぼの大豆拠点施設として空き校舎となった原小学校を活用し枝豆大豆選別室、農機具用倉庫、枝豆加工室、大豆加工室を整備し枝豆の選別機導入による共撰所の稼働、跳ね出された枝豆の加工販売、大豆の加工販売、新商品の開発に取り組んでおります。

また平成28年度に引き続きあけぼの大豆振興協議会が主体となり、矢細工試験圃場においてあけぼの大豆の栽培調査の実施、町内各地において産地フェア、枝豆収穫体験等の実施、あけぼの大豆拠点施設において枝豆大豆等の商品パッケージ開発、新商品開発等に取り組んでおります。

平成31年度までには農業法人等による拠点施設の運営を目指す中で生産物の出荷経路の確立、品質の統一、施設整備による基盤づくり、加工品販売による収入確保などの土台づくりを開始したところです。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

伊藤達美君。

○2番議員（伊藤達美君）

この事業には国の中山間地の所得向上に関する助成金でありますとか山梨県の農業・農村総合振興事業でありますとか、ふるさと創生資金等々、交付金ですね、投入されているというふうに聞いておりますけれども、本年度の事業については当然、振興計画に基づいてなされているかと思っておりますけれども、今年度の進行状況も、3月でございます、当然終わっているかと思っておりますけれども、その進行状況についてお尋ねを申し上げます。

○議長（柿島良行君）

望月産業課長。

○産業課長（望月真人君）

今、議員さんがおっしゃった各補助金ですが、中山間地所得向上、山梨農業・農村事業推進交付金、この事業はほぼ完了し現在、実績報告書の手続きをしております。

なお、今3月議会において中山間地域所得向上支援事業1,800万円につきましては、補正予算として提出し、議決していただいたのちには全額明許繰越とし新年度早々、あけぼの大豆拠点施設の施設整備、加工品の備品購入を実施していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

伊藤達美君。

○2番議員（伊藤達美君）

次に通告いたしました順番がちょっと変わりますけれども、今のこの予算の中であけぼの大豆振興協議会を設立して補助金を交付しておりますけれども、このあけぼの大豆振興協議会の目的と本年度の事業概要について、ご説明をお願いします。

○議長（柿島良行君）

望月産業課長。

○産業課長（望月真人君）

お答えします。

あけぼの大豆振興協議会につきましては、あけぼの大豆の優良な種子の確保、あけぼの大豆の安定生産、品質向上、需要拡大の推進、あけぼの大豆のブランド力の強化により農商工業の発展と地域振興に資することを目的に平成28年3月に設立されました。

構成メンバーといたしまして、生産者、在来種あけぼの大豆保存会、JAふじかわ、身延町商工会、山梨県身延町からなり種子保存部会、生産部会、加工・販売技術部会の3つの部会を設け各事業を通じて作付面積の拡大、生産量の増加、農業所得の向上を目指しております。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

伊藤達美君。

○2番議員（伊藤達美君）

質問の順番が逆転しますけれども、六次産業化を進める中で一番大事なことというのは、やはり専業農家の育成であるというふうに考えております。農業従事者がいて、それ相応の生産量が確保できなければ、当然ビジネス界は結びついてこないというふうに考えられます。そこで農業従事者である担い手の育成でございますけれども、今後どういう形でお進めになるのか、お尋ねをいたします。

○議長（柿島良行君）

望月産業課長。

○産業課長（望月真人君）

お答えします。

六次産業化を進める上で担い手の育成は最重要課題だと認識しております。既存の農業法人等の生産規模の拡大はもとより認定農業者を中心とした新たな営農組織の立ち上げ、法人化等を町として積極的に支援し経営相談、技術指導、法人化支援等、あらゆるサポート活動を一元的に実施していきたいと考えております。

また栽培方法をマニュアル化することにより、特に若者等の就農を促進し生産者の確保、生産の拡大を目指していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

伊藤達美君。

○2番議員（伊藤達美君）

六次産業化、やはり補助金が終わってしまって事業が終了というのでは、これは困るわけで

ございます。やはり担い手が育っていただいて、これから先、身延町の中核的な産物として販路拡大がされることを願うものでございます。

次に六次産業化に関しまして国等の補助金との関連もあろうかと思えますけれども、まち・ひと・しごと創生総合戦略等で見ますと平成31年度が最終年度になるんでしょうか。この事業、何年計画でいつ終了となるのか。そしてこの最終的な目標でございますけれども、お尋ねをいたしたいと思えます。

○議長（柿島良行君）

伊藤達美君、お聞きします。

通告5番のあけぼの大豆振興協議会補助金についての質問はいかがいたしますか。

○2番議員（伊藤達美君）

これにつきましては、先ほどあけぼの大豆の振興協議会の説明の中で組みさせていただいておりますので、基本的には削除。

○議長（柿島良行君）

取り下げということでよろしいですね。

○2番議員（伊藤達美君）

取り下げでございます。

○議長（柿島良行君）

分かりました。続けてください。

○2番議員（伊藤達美君）

今、申し上げました国等の補助金の関連もあるかと思えますけれども、この事業計画、何年間で終了となるのか。そして最終的な目標はどのようなものであるのか、お示しをいただきたいと思えます。

○議長（柿島良行君）

望月産業課長。

○産業課長（望月真人君）

お答えします。

身延町まち・ひと・しごと創生総合戦略といたしましては、平成27年度から平成31年度まで5カ年を予定しております。安定的な生産量を確保し、加工品の販売も拡大しながらブランド力の強化を図り、六次産業組織の設立による雇用の創出とさらなる農家の所得向上を目指していきたいと考えております。計画事業終了後も販路の拡大、ブランド力の強化、圃場の拡大等、さらなる六次産業化を推進していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

伊藤達美君。

○2番議員（伊藤達美君）

非常にこれから身延町の中核的な産業として育成すること、難しい問題もございますけれどもいろんな形でご努力をお願いしたいというふうに考えております。

引き続きまして、地域おこし協力隊に関する質問でございます。

地域おこし協力隊につきましては、一応の概要でございますけれども都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を移動し、生活の拠点を移した者を地方公共団体が地域おこし協力

隊として委嘱をするということでございます。そして地域の活性化等にご尽力を願うという取り組みでございますけれども、本年度、平成29年度でございますけれども、身延町内において雇用をされている隊員の概要、どのような事業に従事されて具体的にどういう仕事に成果を挙げたのか、ご説明をお願いいたします。

○議長（柿島良行君）

遠藤政策室長。

○政策室長（遠藤基君）

お答えいたします。

地域おこし協力隊は平成28年度から導入いたしまして、産業課において28年の中途に3名を採用し町の特産品であるあけぼの大豆の六次産業化事業に従事しております。

具体的な従事内容といたしましては、あけぼの大豆の栽培、これは農作業でございます。圃場の整備から収穫、あけぼの大豆の特性などの研究や栽培をしている圃場の定期調査、産地フェアのスタッフ、あけぼの大豆を利用した商品開発や販売促進、あけぼの大豆をツールとした地域の活性化であります。現在は2名が活動しております。また観光課では平成29年4月から1名を採用し、みのぶ自然の里の施設開設に向けた準備に携わり、現在は運営に従事しております。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

伊藤達美君。

○2番議員（伊藤達美君）

当然これからもこの地域おこし協力隊、継続して雇用されるかと思っておりますけれども、やっぱり基本的な活用の方法について明確な考え方が必要だと思っておりますけれども、その活用の方途について、基本的な考え方でございますけれども、お尋ねをいたします。

○議長（柿島良行君）

遠藤政策室長。

○政策室長（遠藤基君）

お答えいたします。

地域おこし協力隊につきましては、平成30年度での採用に向けまして、あけぼの大豆の六次産業化事業、並びにみのぶ自然の里事業への新規募集を現在しております。

今後は地域おこし協力隊による新規事業を模索するとともに、隊員の活動期間が3年以内であることから既存の事業への新規採用も随時行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

伊藤達美君。

○2番議員（伊藤達美君）

雇用期間3年、長いようで短いわけでございますけれども、当然、地域の人たちと連携して、そして地域の産物等、生産に参画をして地域の活性化にご尽力をいただくという、そういう大きな目標もあるわけでございますけれども、ただ単に役場職員の補助員というような形での利用は、これは好ましくないというふうに思っております。そこで協力隊の最終的な目標は何であるのか、お尋ねをいたします。

○議長（柿島良行君）

遠藤政策室長。

○政策室長（遠藤基君）

お答えいたします。

地域おこし協力隊事業の趣旨に鑑みまして活動期間の3年間を有効に活用していただき、各々の活動を通して本町の風土や慣習に慣れ親しみ、移住・定住につなげてまいりたいと考えております。そのためには町は隊員の3年後を見据え、起業支援や就職先の斡旋などにも取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

伊藤達美君。

○2番議員（伊藤達美君）

地域おこし協力隊、高齢化が進むいろんな集落がございますけれども、その中に入っただいて、地域の活性化、地域のリーダーとしてリーダーシップを発揮していただいて、何らかの形で地域の再生に貢献をしていただくように町としてもサポートをしていただくようお願いをいたしたいと思えます。

次に最後の質問でございますけれども身延町における各種ホームページの整備についてでございます。

身延町と関連のある団体、いくつかございますけれども、それらホームページにつきまして、やはり町のホームページを核とした統一したイメージでございますね、これは、これは身延町のホームページだなという、そういう実感を感じるようなそういう統一性。それからそれぞれのホームページの役割に応じた情報の提供と連携、こういうものが必要だというふうに私は感じておる次第でございます。

アクセスをする人たちがほしい情報を的確に得ることができるよう、町が主導する形で各種ホームページの再構築、再編成ができないものか。つまり各種団体、それぞれホームページに精通した人材、それから資金力があればそれにこしたことはないわけでございますけれども、私がいりいりホームページを見る限り、なかなかそうはいっていないような感じも見受けられますので、そこはやっぱり町がある程度、リーダーシップを取る形でそれぞれのホームページの構築再編成等にご努力をしていただけないものか、お尋ねをいたします。

○議長（柿島良行君）

遠藤政策室長。

○政策室長（遠藤基君）

お答えいたします。

伊藤議員のご質問のとおり、身延町内には町のホームページや商工会、観光協会、社会福祉協議会、病院等、公共の用に供する団体や施設等のホームページがたくさんございます。それぞれのホームページの管理者は、その目的に応じてさまざまな情報を提供し、利用者のニーズに応じております。しかしながら、伊藤議員のご指摘にもありますように情報の重複や未更新のページも見られることも事実でございます。

今後は各ホームページの管理者と情報交換を行い、利用者には的確な情報を提供してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

伊藤達美君。

○2番議員（伊藤達美君）

今のお答えと関連をするわけでございますけれども、ホームページの情報発信、極めて有力な手段でございます。ところが昔と違ってスマートフォンの普及によりましてスマートフォンからホームページへアクセスする人が全体の約7割に達するという報告もございます。しかしながら町内のホームページ、私も見てみますと必ずしもスマートフォンに対応していないサイトもあるように思われますし、先ほど室長もおっしゃられたとおり情報の更新もなされていないものもあるかと思えます。やはり町としても商工会等々と連携する中で定期的にこれらホームページ作成者、掲載者等に対してアドバイス等できないものか、お尋ねをいたします。

○議長（柿島良行君）

遠藤政策室長。

○政策室長（遠藤基君）

お答えいたします。

伊藤議員が言われますように民間の管理者が開設するホームページにおいて、スマートフォンの対応ができないものがたくさんあることを承知しております。ご指摘の商工会などとの連携によるアドバイス等は町は可能であると考えますが、システム改修には各管理者の費用負担がかかりますので、早急な対応は大変だと思いますのでご了解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

伊藤達美君。

○2番議員（伊藤達美君）

これもちまして私の質問は終わらせていただきますけれども、一部不手際がございました。ご了承いただきますようお願いを申し上げまして、初めての質問でございます。終了させていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（柿島良行君）

伊藤達美君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。

再開は10時ちょうどとします。

休憩 午前 9時45分

再開 午前10時00分

○議長（柿島良行君）

再開をします。

次は通告の2番、野島俊博君の一般質問を行います。

野島俊博君の質問を許します。

登壇してください。

野島俊博君。

○7番議員（野島俊博君）

通告に従いまして一般質問を行います。

まず平成30年度は本町が町民の安心・安全な暮らしの実現と活力ある身延づくりの両輪により持続可能なまちづくりをさらに前進させていく年にしなければなりません。

少子超高齢化社会が進展している現在の人口構成を踏まえると急速な人口減少は避けられず、さらに厳しい財政状況が見込まれます。

こうした中、緊急時、災害時をはじめ多様化する行政ニーズや重点課題に的確に対応し、持続可能なまちづくりを進めていくには既存事業の成果、効果をしっかり見極め限られた経営資源の選択と集中を図り、本町の強みを伸ばしていく必要があるのではないのでしょうか。

それにはこれまでの行財政改革をさらに徹底し、組織・人員配置の適正化と合わせ、収支均衡と町債残高を抑制した財政健全化を強力に推進し、身延未来ビジョンを掲げ持続可能な町、その実現に向けた取り組みにより安全・安心な身延を確立していかなければなりません。そのため実施計画を見直しの概要として計画の事業数、見直しへの事業数、追加・削除の事業数、実施計画の額、見直し後の額など主要な見直しにより町民満足の向上や人口対策、景気対策等の今日的な課題に対応するため新たな事業の追加、国との制度改正や厳しい財政需要により廃止、未実施等になった事業の削除、また事業の追加や削除等に合わせて実施計画額や事業指標の見直しも行うことは大変重要であり、これまで以上に追求をし、限られた経営資源を重点課題へ注入し、次期に生かすと町長の施政方針から推察したところでございます。

その中で私たちが見るべき知るところは組織、職員の配置適正化と全事務事業点検に基づき仕事のあり方、やり方を精査し1.効率的な行政運営に向けた組織見直し、2.仕事のあり方、やり方の見直しによる職員配置の適正化、非常勤職員、臨時職員の配置適正化など歳入は町の行動を知る指標でございます。そして住民税と固定資産税の基幹税については、住民税は個人対法人の割合を、固定資産税は土地家屋の税収の推移を、そして税収の中身からまちづくりの方向性がなされているのか否か。それでは、ここで質問に移ります。

質問1-1、厳しい財政状況の中、新年度予算執行に当たり、どのような方針で取り組み、町民福祉の向上、現在の厳しい町内経済への対応としてどのような点に配慮したのか、町長にお伺いいたします。回答をよろしくお願いたします。

○議長（柿島良行君）

望月町長。

○町長（望月幹也君）

お答えいたします。

議員がおっしゃったとおり本町における一番の課題は少子高齢化による人口減少であります。人口減少による町税等の自主財源の減少につきましては、前にもお答えをいたしましたとおりでございますが、予算を編成するに当たり将来を見据えた健全な財政を維持しながら第2次総合計画の主要な事務事業に取り組むこと、身延町まち・ひと・しごと創生総合戦略で掲げた目標を達成できるよう施策事業を着実に推進すること、町民の安全を最優先に防災・減災対策に取り組むこと、事務事業の改善や見直し、さらなる創意工夫による経費の削減を図り取り組むべき課題に対応することなどを指示したところであります。

また身延町中小企業・小規模企業振興基本条例を踏まえ発注調達の対象を適切に分離・分割するなど町内中小企業等の受注機会の拡大・確保に努め、町内企業等の振興や経済活性化の視

点にも十分配慮して効果的な施策事業を工夫することといたしました。

現在、鋭意進めております農業振興の六次産業化事業、しだれ桜の里づくり事業、みのぶ自然の里事業において、本町の雇用の創出や交流人口を増やすことにより町内経済への波及効果が見込まれ、消費需要の持続性を図ることができると考えております。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

野島俊博君。

○7番議員（野島俊博君）

次に住みたい、住み続けたいと思ってもらえる町、持続可能性に基づく地域づくりについて伺います。

的を絞ったまちづくりを進めて、人口を確保する中で地域の発信力や経営力を高めていかなければ、この先の将来、持続可能な自治体として生き抜いてはいけなないかもしれません。

それで質問1 - 2、町長の思いというものが反映される予算編成であると思いますが、「平成30年度予算における政策的重点項目は」について、回答をよろしくお願ひいたします。

○議長（柿島良行君）

望月町長。

○町長（望月幹也君）

先ほども述べましたように、本町における人口減少問題につきましては、大変厳しい状況ではありますが、総合戦略の関連施策も確実かつ効果的に実施して、人口減少に少しでも歯止めがかかるように努めてまいります。

これを実践するにあたり、私は「生まれてよかった 育ってよかった 住んでよかった身延町」を目指し、7つの実施項目を掲げさせていただいております。

この7項目を重点に施策を展開するため、まち・ひと・しごと創生事業費等に各種事業費を計上したところであります。中でも子育て支援事業といたしまして小中学校給食費の完全無料化、75歳以上の高齢者に対する町営温泉施設の無料券の配布、区要望による林道改良舗装および流路改良、各地区の道路維持などです。あと地域防災計画、事業継続計画の策定や「アラートの新受信機の設置、教職員の多忙化改善対策として各学校への複合化事務機の導入、身延小学校校舎改修および屋外プールの改修、あと甲南テニスコート、身延中が部活動で利用しています身延町民テニスコート全面を全天候型テニスコートに改修することなどであります。

以上であります。

○議長（柿島良行君）

野島俊博君。

○7番議員（野島俊博君）

次に移ります。

質問1 - 3、「決算審査における事業評価の結果の平成30年度の予算編成の反映状況は」につきまして、ご回答をよろしくお願ひいたします。

○議長（柿島良行君）

村野財政課長。

○財政課長（村野浩人君）

お答えをいたします。

平成28年度の決算審査における審査の意見、指摘事項では各事業や補助金等について一定の評価をいただいておりますが、厳しい財政状況の中で限られた財源を有効活用するため各種事業の必要性、緊急性、投資効果等を十分に検討する必要性を問われております。

30年度の予算編成に当たっては、町長からも十分に意見・指摘事項を念頭に置いて作成すること、また事務事業事前評価検討会においても各種事業の必要性、緊急性、投資効果について検討を重ね、なおかつ予算査定におきましても事業財源等の検討を行い予算に反映をさせていただいております。

以上であります。

○議長（柿島良行君）

野島俊博君。

○7番議員（野島俊博君）

ありがとうございました。選ばれる自治体、地域を目指して今後持続可能な自治体経営を確立するためには、政策力に基づく独自施策の展開によって人や企業に選ばれる自治体、地域を実現し、それが自治体においては財政力、人材力の維持・向上と新たな投資と魅力ある施策の展開につながるような循環のサイクルを形成することが必要ではないでしょうか。

単独では困難となる場合は近隣の自治体と協力し、地域全体で魅力あふれるまちづくりを実現していかなければならないことも1つの考え方であると思いますが、いかがでしょうか。

今後ますます求められることは、まさに町長が言う住みたい、住み続けたいと思ってもらえる町イコール選ばれる自治体、地域となることであると考えます。

人口減少社会の中でも各自治体は、わが町の人口を減少させないためにあらゆる英知を結集して取り組んでいかなければなりません。自治体を取り巻く環境は今後ますます厳しくなることが想定されますが、この変革の時代を生き抜いていくためにいかに魅力的な政策を自治体地域の内外にアピールし選ばれる自治体、地域を目指し人口維持、増加させていくことが持続可能な自治体となるための重要な要件だと思っておりますが、いかがでしょうか。

次に移ります。質問2-1に移ります。

持続可能な町を目指して人口減少社会に生き残る自治体でなければなりません。民間会社がそうであるように自治体もお客さま、お得意さまがいなければその自治体は活力を失い、衰退の道をたどることになるのではないのでしょうか。本町も最大限の努力により取り組んでいるところでございますけれども、人口減少時代に生き残る自治体は、その町のお客さまづくりに努力し成果を挙げております。

これは周知のことと思っておりますけれども、自治体のお客さまとはそこに住む町民、定住人口とその町にイベントや観光などで訪れる交流人口。例えば人口減少時代の中で国内外から交流人口を増加させて地域経済を活性化している北海道の二セコ町、長野県の小布施町、徳島県の神山町、上勝町、独特な地域経済活性化策で人口減少を止めた島根町の海士町など、これらの町に共通しているのは地域にないものをつくり出すために国からの補助金を獲得するところではなく、自分たちの地域にあるものを資源として最大限に生かす知恵と工夫でございます。

人口減少時代に定住人口を増やし続けるのは至難の業でございますが、交流人口を増やすことは工夫次第で無限大の可能性があるのでございます。

それでは質問します。

2-1、人口が増加する要因としてさまざまな理由があり、またその理由は1つに絞られる

ものではないが、人口減少をいかに食い止め、人口増加と定住化促進を目指していくことがこれからの自治体経営には不可欠であり、重視すべき政策であると考えますけども、町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（柿島良行君）

望月町長。

○町長（望月幹也君）

お答えいたします。

本町は人口がこの40年間で半減いたしております。また合併して13年半ぐらい経っておりますんですが、5千人も減少しております。それは1日当たり1人以上という計算になっております。そういう中で高齢化率がすでに43%を超えておりまして、超高齢化社会ということになります。少子高齢化と過疎化が著しいことから地域の活性化を図ることは重大施策と考えております。

本町の人口減少は人口構造からも一朝一夕には止められません。先ほど議員さんがおっしゃったように本町に訪れる交流人口を増やすことで、元気のあるまちづくりができると私も考えております。

本町は観光資源がたくさんある町です。代表的な観光資源として日蓮宗総本山の身延山久遠寺、戦国武将として有名な武田信玄公が傷を癒したとされる下部温泉郷、千円札に描かれた富士山の眺望場所である本栖湖、若田宇宙飛行士が宇宙ステーション内で人類初の書をしたためた西嶋和紙や大粒で糖度が高く良質でおいしいあけぼの大豆、また新たな観光資源としてクラフトパーク内に整備しております、しだれ桜の里などであります。

私は総合戦略に基づきまして、これらの観光資源を活用して事業展開をすることで町内での消費をもたらし、町民の皆さまの所得向上や、ひいては町の税収の増加につながり、地域経済の好循環が生まれると考えております。

また本町に定住している町民の皆さまに対し子育て支援や教育環境、福祉制度等の充実も図り、子育てがしやすく老若男女のすべての皆さまに身延町に住んでよかったと思えるまちづくりに取り組んでいるところであります。

平成30年度は総合戦略5カ年計画の4年目となります。戦略に掲げた最終目標に向けて鋭意取り組むとともに検証を重ね、今後、次の世代につながる政策を鋭意、進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

野島俊博君。

○7番議員（野島俊博君）

ありがとうございました。人口の減少は自治体に大きな影響を与えることは間違いないことだと思います。人口減少に直面している現在の状況において、次世代がより豊かさを感じられる社会を築くためになすべき課題は、町長が今おっしゃったように課題は大変多く、地域社会を活性化させ、住民に高い満足を提供し続けるには常に自治体が地域を先導する存在でなければなりません。各自治体はわれわれの時代、われわれの子どもたちの時代、その子どもたちの時代、これから将来において住民のために健全な自治体として継続していかなければなりません。そのためには、どの時代においても住民をいかに幸福にできるかを考えて未来に生き残れ

るような自治体経営を行っていかねばならないと思いますが、いかがでございましょうか。それでは次に移ります。質問3、BCPについて尋ねします。

まず、これは総務省の報道資料によりますけれども災害時には行政自らも被災し人・物・情報等を利用できる資源に制約がある状況下において優先的に実施すべき業務、いわゆる非常時優先業務を特定するとともに業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等、あらかじめ定める計画としております。これは総務省報道資料、平成29年10月1日付けの消防庁によるものでございますけれども、その中でこのBCP策定につきましては、山梨県におきましては市町村数27、29年6月末までの策定済み数19団体、そこで70.4%。29年度内策定団体、策定済みを含む24団体、88.9%。今、そういうことになっておりますけれども、災害時に行政自らも被災し人・物・情報等を利用できる資源に制約がある状況下において優先的に実施すべき業務、非常時優先業務を特定するとともに業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定める計画、必ずしも独立した計画とする必要もなく本調査において継続計画を策定済みとは、業務継続に関する重要な6要素のうち何らかの規定が文書体系に定めることをいうとしております。

それでは質問3-1に移ります。

東海、東南海、南海地震の発生および大雨災害に直面した場合、行政機能もマヒする事態が想定されます。災害発生直後から応急対策業務や中断が許されない優先業務を継続して行うために限られた人や資源を活用して、適切に業務執行ができることを目的としたBCP計画が必要でございます。

大規模災害や感染症の流行など突発的な事態が発生した場合に備え、職員の参集方法や優先すべき業務などを定め緊急時に必要な業務、事業を継続して行うための計画、いわゆるBCPの作成について回答をよろしくお願いたします。

まず地域防災と業務継続計画の違いについて触れてはいますが、ここで地域防災計画と業務継続計画の違いということで、計画の趣旨につきましては地域防災計画は地域公共団体が防災時、または事前に実施すべき災害対策に関わる実施事項や役割分担等、想定するための計画であるとしております。

そこで業務継続計画には、発災時限られた必要資源をもとに非常時優先業務を目指す、目標とする時間、時期までに実施できるようにするための計画である実行性を確保ということでございます。

そして行政の被災については、地域防災計画にはこれを特に想定する必要はないと書かれています。業務継続計画につきましては庁舎、職員、電力、情報システム、通信等、必要資源の被災を評価し利用できる必要資源を前提に計画を策定すると、そういうようになっております。

そして業務に従事する職員の飲料水、食料等の確保につきましては、地域防災計画には業務に従事する職員の飲料水、食料、トイレ等、確保に関わる記載は必要事項ではないとしております。業務継続計画では業務に従事する職員の飲料水、食料、トイレ等確保について検討の上、記載すると、そういうふうになっております。自治体のBCPは住民の安全・安心の基本でございます。資源、人、物、情報、ライフラインに制約がございます。町長ほか幹部、また担当者およびその家族も被災をするということでございます。

そして物資サービスが入手できないとか業務継続に必要な措置はこの資源の確保、配分、手続きの明確化、簡素化、指揮命令系統の明確化、代替者の確保が重要でございます。

そして地域防災計画の附則事項、職員、施設の被害への想定、負傷した職員の救助、救命活動、職員も被災者という前提でございます。職員のトイレ、休憩所の場所の確保もございます。職員の安全確保、執務環境整備、どのようなことか。これは職員の被災は人的資源の損失というだけではなく、その場の士気にも影響を与えるということでございます。

厳しい勤務状態が続きますと職員も体調を崩し十分に力を発揮することができなくなります。そのことを踏まえて職員の安全確保や家族等の安否確認方法、食料、飲料水、トイレ、休憩所の確保、当然それなどにも配慮し、職員が十分な力を発揮できるよう職場環境整備について検討することが肝要ではないかと思います。

それでは質問に移ります。

東海、東南海、南海地震の発生および大雨災害に直面した場合、行政機能がマヒする事態と想定されますけれども、これにつきましてご回答をよろしくお願いいたします。

○議長（柿島良行君）

笠井総務課長。

○総務課長（笠井祥一君）

議員ご指摘のとおり大規模災害が発生した場合、職員や庁舎、ライフラインなど必要資源が被災した状況下でありましても、町民の皆さまの生命、財産、生活、社会経済活動への支障の軽減を図ることが求められております。

災害時の膨大な事務の中から優先すべき業務を特定し、それを遂行するための必要な準備をしておくことが必要となります。これを可能にするのがBCP、業務継続計画であり、地域防災計画の機能を補完する重要な計画であると理解しております。

業務を実施・継続していく上で、その業務を支える情報システムやネットワーク等の稼働が必要不可欠であるため、本町ではICT部門のBCPを先行いたしまして平成28年4月に策定いたしました。町といたしましてのBCPにつきましては、平成30年度当初予算に業務委託費を計上させていただいており、平成30年度中に策定をする予定となっております。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

野島俊博君。

○7番議員（野島俊博君）

それでは次の質問に移ります。

質問3-2、町長不在の場合の職務代行順位、また災害時の職員の参集体制は、につきまして、よろしくご回答をお願いいたします。

○議長（柿島良行君）

笠井総務課長。

○総務課長（笠井祥一君）

お答えをさせていただきます。

町長の職務を代理する者につきましては、地方自治法第152条1項および身延町長の職務を代理する上席の職員を定める規則に規定をされております。災害の発生を防止し、または災害応急対策を実施するため設置されます災害対策本部の本部長としての町長の職務代理者につきましては、地域防災計画で定めておりまして職務代理者は副本部長であります副町長、教育長となっております。本部長、副本部長ともに不在の場合につきましては、総務課長が職務代

理を務めるということになっております。

職員の参集体制は職員配備計画に基づきまして第1、第2、第3配備となります。地震時の突発的な配備態勢につきましては、緊急対策班として各庁舎の徒歩10分以内の地域に居住する職員を中心に先着いたしました職員により構成をいたします。

なお、町の防災訓練時には本部職員が参集し災害警戒本部および対策本部設置訓練を行い緊急対策班は非常時参集訓練を行うとともに各自主防災組織の避難状況を消防団員から防災行政無線により報告を受けます避難状況伝達訓練などを実施しております。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

野島俊博君。

○7番議員（野島俊博君）

総務課長の回答をいただきましたけども、まず、まだ検討課題というのが私はあるような気がいたしますけども、これはやられていることだと思うんですけども、まず3人の出張スケジュールを一元化して、町長の職務代行者3名の出張スケジュールが重なる場合はその都度、代行者を指名するなどの代行順位の運営を定めていかなければならないと、そういうことも必要ではないかと思えます。

そして人事異動に合わせて、毎年、やはり参集体制を見直すことも義務付ける必要が今後、あるのではないかと思えます。

それでは次に移らせていただきます。質問3-3、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定を聞きます。よろしく回答をお願いいたします。

○議長（柿島良行君）

笠井総務課長。

○総務課長（笠井祥一君）

お答えをさせていただきます。

災害対策本部の本庁舎が被災した場合につきましては、中富総合会館を利用することと地域防災計画において定めております。その場合、両支所に地区連絡本部を設置することと併せて規定をしております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

野島俊博君。

○7番議員（野島俊博君）

そこで、ここも留意事項ということでございますけども、代替庁舎の耐震化、これはおそらくこと同じだと思うんですけども、そのロッカー等の什器類の転倒防止等は大前提でございます。それができていないときは、まずは本庁舎の改修等を優先すると、そういうような検討課題もあるのではないかなと、そういうように考えますけども、よろしく一つ汲んでいただきたいと思えます。

次に質問3-4、孤立により外部からの水、電気、食料等の調達についての考えを伺います。回答をお願いいたします。

○議長（柿島良行君）

笠井総務課長。

○総務課長（笠井祥一君）

お答えをさせていただきます。

災害の発災によって、水、食料等の確保ができない被災者に対しましては、地域防災計画において食料供給計画・給水計画等が定められており、その計画に基づきまして備蓄や救援物資の供給をすることとなっております。

本年度からアルファ米などの食料や水の備蓄数量を想定避難者6,410人となっておりますけれども、この想定避難者が7日間で必要とする量を備蓄するため、5年計画で増量を進めております。また平成南部藩の構成市町や環富士山地域の市町村、各企業と締結しております災害時応援協定により水、食料等の支援物資を供給していただけるものと思っております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

野島俊博君。

○7番議員（野島俊博君）

これにつきましては、今おっしゃったとおりでございますけれども、検討課題も、これも1つ言わせていただきますけれども、この水、電気、食料等の調達についての考えを今、聞いたんですけれども、1週間分ということは、これは私もそのとおりだと思っております。そのほか、いろんな機器がございますけれども、機能点検を毎年実施するということは、これは大変大切なことだと思います。いざというときに、やっぱりこれが使用可能であるような方法を、これは明記していかなければならないと。そして備蓄、参集後の燃料確保のために事業者との協定を結ぶことも、これも必要ではないかなと、そんなふうに考えております。

先ほど言った水、食料、簡易トイレ、消耗品等の備蓄については全職員の1週間分が必要ではないかと考えておりますけれども、これもご検討のほどをよろしく願いいたします。

次に3-5、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保は、につきまして聞きます。

災害対応に当たり情報の収集、発信、連絡調整が必要でございます。よろしく回答をお願いいたします。

○議長（柿島良行君）

笠井総務課長。

○総務課長（笠井祥一君）

お答えをさせていただきます。

災害発生時における関係機関等の相互連携、情報の収集伝達は非常に重要でございます。多様な通信手段の確保につきましては、地域防災計画において情報通信システム整備計画で定めており、平成25年から26年度で身延町防災行政無線をデジタル化整備いたしました。町内各施設や学校および消防団の代表者にもハンディ型の無線機を配備しております。山梨県とは地上系および衛星系の防災無線を二重に配備しております。衛星携帯電話は町内各施設や山間部に位置します集落に配備をしております。消防団におきましては、各部にも消防団デジタル無線を配備し災害時の情報伝達に利用をしております。

災害発生時の情報収集につきましては、昨年8月にサイトテック株式会社と締結いたしました協定により災害発生直後の人が近づけないような危険な場所では無人航空機、いわゆるドローンでございますけれども、これを利用して行えることとなっております。

なお、来年度予算には災害時ドローンを要請した場合の費用、職員がドローンの操縦技術を

取得するための講習費用およびドローンの購入費用につきまして計上をさせていただいておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

野島俊博君。

○7番議員（野島俊博君）

これはまた1つ、検討課題ということではございますけれども、災害対策本部や町長が使用するための衛星携帯電話の必要性、町長は今、これは衛星携帯電話はお持ちなんですか・・・こういうこともやっぱり必要ではないかなと、そんなふうに思っています。

そして衛星携帯電話の使用訓練の追加を検討していただきたいと。連絡先リストの相手方につながるか、見直すこともこれも必要ではないかと思っておりますけれども、これらの課題につきまして、ひとつ検討をしていただければと思います。

あとは留意事項として固定・携帯電話は回線断裂、または不通により実質的に使用不可能となるほか通信機器は予想外の事情で使えなくなることがあるために、多様な通信機の確保が必要ではないかと、そんなふうに思います。

例えば大規模災害が起きた場合の安否確認、つながらない場合、つなげるために何度も電話をかけてアクセスを繰り返したりするので状況がさらに悪化する場合がございます。そういうところでツイッター等のSNSなども通信手段となり得るため、発生時の住民等への情報手段の1つとして活用も検討していただきたい。さらには災害時には電話がつながりませんと電話に殺到するため、多くの回線と対応要員が必要となることも挙げられます。災害時の被害者支援や住民対応にも行政データが不可欠。

次に移ります。質問3-6、重要な行政のバックアップについて質問します。回答をよろしくをお願いいたします。

○議長（柿島良行君）

笠井総務課長。

○総務課長（笠井祥一君）

お答えをさせていただきます。

通常の業務を主体といたしますL G W A N系と住民基本台帳や税等の業務を主体といたします業務系がございます。L G W A N系は本庁、下部支所および峡南広域行政組合計算センターにおきまして毎日定期的にバックアップを行っております。

なお、計算センターにおきましてはバックアップデータを定期的に外部媒体に保存をし、他地域の安全な倉庫に保管をしております。

業務系につきましては、計算センターにおきまして定期的に外部媒体に保存し耐火金庫に保管するほかL G W A N系と同様にバックアップデータを定期的に外部媒体に保存をいたしまして他地域の安全な倉庫に保管をしております。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

野島俊博君。

○7番議員（野島俊博君）

今、総務課長がおっしゃったとおりだと思います。重要な行政データ、バックアップすべき重

要な行政データとは何か。これは総務省の地方公共団体のICT部門の業務継続計画、BCPの策定に関するガイドラインに記載されている事項でございますけれども、まず1つ目は地方公共団体のみが保有しており喪失した場合に元に戻すことが不可能、あるいは相当困難なデータ、料金や水道料金等の収納状況に関する情報、国民健康保険業務、介護保険業務に関する情報、許認可の記録、経過等の情報、重要な契約、支払い等の記録の情報。そして2つ目に災害時、災害後すぐに使用するデータ、復旧に不可能な図面や機器の仕様書等の書類、住民記録、外国人登録、介護受給者情報、障がい者情報、道路その他の復旧に関する重要なインフラの図面、またはそのデータ、情報通信機器等の重要機器の修復に不可欠な仕様書、そして電子データだけではなくて紙データについてもバックアップを取ると、そんなふうなことも書かれています。

同時に被災しない場所に保管する庁舎内の耐火金庫は、建築倒壊地区内、立ち入り禁止などの部屋に入れなくなるような事態では使用不能となるので、これは不十分でございます。バックアップの頻度やタイミングについても被災直前のどの時点でのデータの復旧可能かに関わるので配慮が必要でございます。クラウドサービスの積極的な活用にも取り組むことも、これも必要ではないかと、そんなふうにも思います。

それでは次に移ります。質問3-7、非常時優先業務の整理について聞きます。

これは非常時優先して実施すべき業務の整理は、各部門で実施すべき時系列の災害対応業務のまとめについて、回答をよろしくお願いたします。

○議長（柿島良行君）

笠井総務課長。

○総務課長（笠井祥一君）

お答えをさせていただきます。

被災直後にいろいろな制約を伴う状況下で業務継続を図るためには優先的に実施する業務を時系列で示していくことが必要となります。まず被災直後の業務といたしましては、初動体制の確立、被災状況の把握、救助・救急の開始、避難所の開設などが考えられます。次に救助・救急以外の応急活動、避難生活支援などが考えられます。これらの業務は身延町地域防災計画の身延町災害対策本部事務分掌により各部、各班ごとに行うこととなっております。平成30年度作成予定のBCPでは各業務において時系列でどこの部署、どの班がどのように災害対応業務を行っていくか決めていくこととする予定でございます。

以上であります。

○議長（柿島良行君）

野島俊博君。

○7番議員（野島俊博君）

これも検討していただきたいことは、その時点ごとの参集可能な職員数を把握していただいて、それに見合うような業務量になるよう常時、優先業務の時間的優先順位を決めることも、これも大事ではないかと、こんなふうに思います。

そして留意事項といたしまして、担当部署または災害対策本部設置等の班など市町村の実情に合わせた形で非常時優先業務をしていることが効果的であると思います。公負担の業務は俗に一から列挙することは作業負担が大きく、漏れも発生するので先事例を活用するとよろしいんじゃないでしょうか。そしてその際には規模だけではなく災害環境が似ている市町村、津

波の被災想定地域、山間地等を選択したほうがよろしいと思います。また非常時優先業務を整理後は参集した可能な職員数で実施できるか、時系列に整理して検討していくことが望ましいと、そんなふうに思いますがよろしくこれもご検討をお願いいたしまして、これで私の質問はすべて終わりますけども、今回の定例会の当初、町長よりBCP策定の予算化ということが言われておりましたけども、ぜひひとつよろしく策定のほうへ向けて努力をしていただきたいと思います。

以上で私の一般質問を終わりにさせていただきます。今日は30分も残してしまいましたけども、またよろしくをお願いいたします。

以上で終わります。

○議長（柿島良行君）

野島俊博君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。

再開は11時ちょうどとします。

休憩 午前10時44分

再開 午前11時00分

○議長（柿島良行君）

再開いたします。

次は通告の3番、望月悟良君の一般質問を行います。

望月悟良君の質問を許します。

登壇してください。

望月悟良君。

○3番議員（望月悟良君）

質問に先立ちまして、私も初めてこのような席について質問するわけですが、何分にも不行き届きな点がございましたら、ご容赦のほどをお願いしたいと思います。

それでは通告しておきました1点目の質問について行いたいと思います。

ご承知のように少子高齢化は一層、進展しております。特に山間地域の集落に入りますと鳥獣害被害が非常に深刻でございます。ある集落を訪ねると、あと5年、6年もすると生活者はいなくなるよというような、非常に厳しいような言葉が返ってくるような実態でございます。

先月の2月の山日新聞の紙面にございましたけれども、県内におきます2016年度のシカ・イノシシによる農林被害額につきまして前年度比14.2%の増と。金額では6億8,200万円にのぼるといことが報じられました。その中でも農産物被害が1億6,500万円。それから森林の被害が5億1,700万円ということでした。

そんなことで森林被害の面につきましては、24%増ということが報じられておりました。ご存じのようにシカの害は町で重点的に進めようとしておりますクラフトパークのしだれ桜の里づくりにおきまして、植えたばかりの桜の苗が食害にあったというようなこともありまして本当にシカの害は深刻だなと思ったところでございます。

そこで1点目の中山間地域における鳥獣害の被害について、町のほうではどういうふうな対策を推進していこうとしているのか質問をしたいと思います。

○議長（柿島良行君）

望月産業課長。

○産業課長（望月真人君）

お答えします。

鳥獣被害は営農意欲の減退、耕作放棄等被害額として数字に表れる以上に本町に深刻な影響を及ぼしています。今まで身延町鳥獣被害防止計画に基づき電気柵、防護柵等の設置に関わる資材費の8割補助の支給、猟友会による加害鳥獣の捕獲、追い払い用花火の講習会の開催、捕獲檻の貸し出し等、さまざまな施策を講じてきました。また、県営中山間地域総合整備事業により集落全体を囲う大規模な鳥獣侵入防止柵を整備してきました。

今後も町民の協力と理解を得ながら野生鳥獣の出没しにくい環境の整備や追い払い、設置した柵の適正な維持管理など集落が一体となって行う被害対策を促進し、また支援していき国・県の補助事業を最大限活用し、既存の鳥獣被害対策をさらに強化し、総合的な鳥獣被害対策を推進していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

望月悟良君。

○3番議員（望月悟良君）

今、町のほうの対策といたしまして駆除員による駆除ですね。これはもちろん料金だと思えますけども、それから町の鳥獣の捕獲奨励金ということに基づく対策を講じていくということのようでございますけども、私の居住地は原地区と申しまして、八日市場から飯富のほうを旧原地区と言っておりますけども、たまたま飯富地区の、今年のちょっと捕獲の実態を聞いたところ、捕獲の実態は罾の捕獲だそうございましてクマが1頭、それからイノシシが2頭、シカが7頭、サルが5頭、それからアナグマなどいわゆる小動物が4匹ですか、このような実態で、クマと聞いて私も実は驚いたわけですけども、人間の生命を脅かせかねないような実態で本当にこれは危険だなと思ったわけでございます。そんなことで重ねてお聞きしますけれども、こんなことにつきまして、どういう対策を講ずるか。

飯富地区はご存じのように早川河川敷のほうにも面しております、そちらのほうのシカも集落のほうへ侵入するといったケースがあるようございまして、そのような対策を具体的にどうしたらいいかということ、ご指導等ありましたらお願いしたいと思います。

○議長（柿島良行君）

望月産業課長。

○産業課長（望月真人君）

お答えいたします。

飯富地区におかれましては、中山間計画のときに見送った経緯がございます。本町においては農振農用地区以外に対する町単独による鳥獣害防止柵の設定は、現在考えておりません。資材費の8割を補助する身延町有害獣防除用施設設置補助金制度をご活用していただきたいと考えております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

望月悟良君。

○3番議員（望月悟良君）

今、たまたま飯富区で申し上げますと農振農用地区域を有していないということで、地元で、例えば有害獣防止の柵を設置したくても、なかなか農振農用地区域外ということで難しいということのようですけども、できれば、これは質問事項の2番目にも当たるかもしれませんがけれども、なんとか良い方法があれば、またご指導をしていただきたいなど、このように思います。

これは山付きの、山間のほうへ行きましても将来的に高齢化によって維持ができないということで、そういったことで事業の導入を諦めて、いわゆる泣き寝入りですか、そういった地域も見受けられるわけでございます。町のほうで、単独でというのは財政的にも非常に厳しい面で、無理なことかもしれないですけども、またできるだけうまい方法がありましたら、町のほうで考えていただきたいと、このように思います。

続きまして今、2つ目の農振農用地区域外に対する防止柵の設置についての考えでございますけれども、今お答えの中でもありましたように区域外ですと優先度が大変だということで厳しいようでございます。今、申し上げましたとおり、この地域のうまい方法があれば、またご指導のほうをお願いしたいと思います。

続いて3つ目の野猿の対策についてでございます。

野猿の対策につきましては、本当に有害獣の防止柵を設置してあっても野猿は人間との知恵比べと申しますか、防止柵があるところはシカ、あるいはイノシシはかなりの率で防げる。しかし野猿につきましては、知恵比べのような感じで電線を伝うというようなことで侵入してくるということで、私も個人的には、これはNPO法人の甲斐けもの社中という、南アルプス市にございまして、そこへ電話で問い合わせをいたしまして、ご指導をさせていただいたりしているわけですけども、なかなか野猿については知恵比べ、先ほど申し上げましたように知恵比べのようところがございまして苦慮しているところでございます。

そこで野猿対策について、すみません、ここには箱檻の増設とありますけども、これは伺いましたら囲い罾が正解だそうでございます。そういう罾がありますので、そういった罾を効果的に町内の旧町単位でもいいと思いますので、増やして、できれば3カ所くらいに仕掛けられるような対策を講じることができないかということでございますけども、いかがでございましょうか。よろしく申し上げます。

○議長（柿島良行君）

望月産業課長。

○産業課長（望月真人君）

お答えします。

昨年10月に山梨県鳥獣被害総合対策事業費補助金、これは100%、国の補助金が充当されています。これを活用してサルが多頭捕獲用囲い罾を八日市場に試験的に設置いたしました。12月には38頭を一度に捕獲しサルの群れをほぼ解体に追い込むなど大きな成果を挙げました。その後、年明け、場所を門野地区に移しまして2月にやはり同じく18頭をすでに捕獲したということで大きな成果を挙げました。この囲い罾は他の罾と違いまして職員でも1日程度で解体、移動、設置ができる大きなメリットがございます。試験的に設置したということでカメラ、動画を記録しましたところ、ある程度、サルの特性も分かってきました。

今後は平成30年、平成31年度にそれぞれ1基購入し旧町単位で効率的に設置・運用することにより野猿被害の防止に取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

望月悟良君。

○3番議員（望月悟良君）

ただいまご答弁をいただきましたけれども、できるだけ野猿の個体を減らすと。1つの方法だと思えますけれども、ぜひ増やしていただいて、対策を講じていただきたいと思います。そうすればもちろん下部地区、旧身延地区へも設置して効率的な対策ができると、このように思いますので、ぜひともよろしくお願ひいたすわけでございます。

鳥獣害につきましては、私のほうからは以上でございます。

続きまして2つ目の防災訓練についてでございます。

防災訓練につきましては、すみません、議長。

○議長（柿島良行君）

望月悟良君。

○3番議員（望月悟良君）

2つ目のほうに入らせていただきます。

防災訓練について入らせていただきます。

まずそれぞれ毎年、防災の日に町内一斉に防災訓練を行っております。これは、想定される東海地震に対する訓練ということで地震あるいは風水害、火災等、防災訓練に対応した訓練があるわけですが、東海沖地震には予知といえますか、そういった事実が進展しているようございまして、東海沖地震のみにつきましては、ある程度、予知できるようなことができるということで、東海沖地震を想定したこの地域においては訓練を毎年実施しているということで、私、個人的な感じかもしれませんが、町のほうで調査情報、あるいは注意情報、それから予知と。それから警戒宣言の発令という流れの中で、各区ですね、自主防災組織が今、訓練していることは、何かマンネリ化してしまっているような感じは、私個人かもしれませんが、私も感じておるところでございます。

自主防では救援救護、それから消火器を使った初期消火、あるいは救護等の訓練になっているようでございます。そこでその内容について、もう少し、前の議員さんの質問の中にあっただけかもしれませんが、例えば備蓄している資材の状況とかそういったものを各自主防へ指導していただいて、身近に応急の食料とかそういった面につきましてもどういったものがあるとか、具体的に毎年、訓練の中へ備蓄の状況といったものを取り入れたり、そういった内容を重点的にやっていったらいいではないかと思うわけでございます。

そこで町で行っている各組織への訓練の内容ですね、そういった点の実態につきまして、お答え願ひたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（柿島良行君）

笠井総務課長。

○総務課長（笠井祥一君）

それでは、お答えをさせていただきます。

被害想定と各組織の訓練内容はということでご質問をいただいておりますので、それにつきまして、お答えをさせていただきます。

本町におきましては8月30日から9月5日の防災週間中の日曜日を基準日といたしまして

防災訓練を実施しております。

訓練全体の想定につきましては、気象庁が東海地域に大規模地震が発生する恐れのあることを予知し東海地震に関する情報を発表いたします。続きまして内閣総理大臣が警戒宣言を発令し県および町におきましては地震災害警戒本部を設置し各防災関係機関も東海地震に備えて警戒態勢に入り警戒本部では住民の避難状況等の把握、備蓄物資の確認等の地震防災のための応急対策を協議いたしまして東海地震発生に備えることとしております。その後、東海地震が発生し身延町では震度6弱から6強、また一部では震度7を記録し、その被害は町内全域に及び家屋の倒壊、火災、がけ崩れや地滑り、道路の寸断、橋梁の落下、電話などの通信の途絶等、壊滅的な被害が発生したとの想定をもとに実施をさせていただいております。

各自主防災組織の訓練内容につきましてはですが大規模災害時には公助であります町、消防、警察など防災関係機関の職員も参集できない状況も想定されるとともに参集しました職員も多方面に分散され、必ずしも求めているサポートを受けられるとは限りません。自分たちの地域は自分たちで守るを基本に組織の強化に努めてもらうため自主防災組織と消防団等が連携し避難誘導、安否確認、避難状況等報告訓練、初期消火訓練、応急救護訓練、防災マップの検証等を各組織の実情に合わせて実施をしていただいております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

望月悟良君。

○3番議員（望月悟良君）

ありがとうございました。要するにそれぞれの自主防におきまして、まずは自助、共助、公助という、今、それが一番基本的なという、初期段階ですね、それはもちろんだと思います。先ほどそれは、当然その中で相互に助け合っていくということが基本になるわけでございますけれども、また今後におきましても備蓄資材を先ほど申し上げましたように活用した訓練等もお願いしたいと思います。

ある地域におきまして、私もこの備蓄の内容をちょっと聞かれたわけですが、備蓄米、あるいは飲料水について、何か賞味期限がもう切れていたというようなことをお伺いしたことがございますので、そういったことを今後は、先ほど前の議員さんでも質問があったようですが、そういった中身を、賞味期限が切れていたようなものがないように、何年経ったらどうか、もちろん点検して備蓄して備えていると思いますけれども、ぜひそういうことがないようにお願いしたいと思います。

○議長（柿島良行君）

望月君。今の発言、意見は要望でよろしいですか。

○3番議員（望月悟良君）

要望でございます。失礼しました。

続きまして3点目の高齢者等、いわゆる災害弱者、幼児とかを含めた訓練の計画はあるかでございますけれども、自主防ごとには、例えば福祉関係のほうで災害時におきましては要援護者、要配慮者と申しますか、障がい者とか地域の方を登録していただいて、自主防でその方たちを掌握しておいて、訓練に参加するような形を取って、いわゆる災害的な弱者について障がい者等も、団体等も含めて訓練に参加していただくような、町は計画があるかどうか。障がい者団体からしますと、こういった地震、あるいは風水害等も不安な問題を抱えているようでご

ざいまして、できればこういった方たちの団体も含めた、町で計画があるかどうか質問したいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（柿島良行君）

望月悟良君。通告書の 旧町単位の防災訓練の実施計画について、飛んでいますけれども。

○3番議員（望月悟良君）

すみません、分かりました。私のほうでちょっと落としてしまったんですけども、旧町単位とした総合的な防災訓練はということでございますけれども、これには、遡ってみますと合併当時の平成16年に、合併間もないときに52号線の、ちょうどこの先の西嶋と手打沢地区です。土砂の崩落によりまして家屋が流失したというケースがございました。それから一部、西嶋の上のほうで、地域では河川の氾濫の危険があるということで、たしか公民館へ避難したケース等がございまして、そのときに身延支所からこの本庁まで救援物資、日赤の、例えば備蓄してある毛布とか、そういったものを身延の支所から、たしか波木井間が通れなくて杉山地区を経て本庁まで届けたというようなケースがございました。そんなことで、これらを考えますと地震ばかりではないわけでございます。集中豪雨で孤立というようなことも考えられるわけでございまして、そういったことを考えた場合に町では重点的に例えば下部地区、身延地区というような形を拠点とした救援物資等も、輸送等も含めた総合的な訓練は可能かということでお伺いしたいと思います。失礼いたしました。よろしくをお願いします。

○議長（柿島良行君）

笠井総務課長。

○総務課長（笠井祥一君）

今のご質問にお答えをさせていただく前に、先ほど要望ということで議員さんのほうから言われました備蓄食料の中で賞味期限が過ぎているようなものがあるので確認してほしいということだったんですけども、町が備蓄しているものにつきましては、すべて確認をしております。切れているものはないと思います。切れてはいないんですけども、期限が間近になったものにつきましては、各自主防の要望をお聞きする中で自主防で炊き出し訓練等にしたいという場合につきましては、お配りをしているということはありませんけれども、賞味期限が切れているというものは現在はございません。

今のご質問にお答えをさせていただきたいと思います。

平成28年12月議会におきましても同様のご質問を広島議員さんからいただいておりますが、町では自分たちの地域は自分たちで守るを基本に各自主防災組織や消防団におきまして自助、共助の観点から地域の実情に応じた防災訓練の実施をお願いしているところでございます。

総合的な防災訓練の実施につきましては山梨県、消防本部、警察署など関係機関との協議を継続していく中で検討をしてみたいと思っております。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

望月悟良君。

○3番議員（望月悟良君）

ありがとうございました。私も地元ではない方から賞味期限の話をお聞きしておりましたので、ここであえて質問させていただきましたけれども、分かりました。

そういうことで、特にいつどこで、これは想定外と、昨年、今年にかけても噴火等はまさに想定外ということが起きております。ぜひ、くどいようですけれども町の住民の安心・安全を担保するような意味での訓練等を充実した訓練を計画していただきたいと、このようにお願い申し上げまして、私は簡単でございますけれども質問を・・・。

○議長（柿島良行君）

望月悟良君、先ほど質問が終わっておりますけれども、項目3の高齢者等を含めた訓練の計画はという質問に対する執行部の答弁がまだ、されておられません。

質問は終わりで答弁に移ってよろしいですか。

○3番議員（望月悟良君）

すみません。3番目の答弁をお願いします。

○議長（柿島良行君）

質問項目 につきまして執行部の答弁を求めます。

笠井総務課長。

○総務課長（笠井祥一君）

お答えをさせていただきます。

高齢者や障がいを持った方々につきましても各自主防災組織が実施いたします防災訓練に参加をしていただき避難訓練、初期消火訓練などを体験していただいております。その中で特に要介護3以上の災害時要支援者につきましては、福祉保健課から民生委員さんに依頼をし、公表の承諾の取れた方につきましては各自主防災組織に名簿を公表し、防災訓練はもとより日ごろから声掛けや見守りをお願いしているところでございます。

以上です。

○議長（柿島良行君）

望月悟良君。

○3番議員（望月悟良君）

非常にすみません。行ったり来たりして申し訳ないんですけども障がい者、要配慮者、要支援者の方は、これは個人的な情報でございますけども各自主防でも掌握するのが大変な点があるかと思っておりますけれども、そうはいきましてもいざ災害が発生となりますとお互い助け合っていかなければならないと思っております。こんな点も含めて自主防災のほうへご指導等をしていただく中で訓練が充実したものになるように、また町のご指導をよろしくお願いいたしまして私の質問は以上で終わらせていただきたいと思います。どうも失礼しました。ありがとうございました。

○議長（柿島良行君）

望月悟良君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。

再開は午後1時とします。

休憩 午前11時31分

再開 午後 1時00分

○議長（柿島良行君）

一般質問を再開します。

通告の4番、川口福三君の一般質問を行います。

川口福三君の質問を許します。

登壇してください。

川口福三君。

○12番議員（川口福三君）

農業政策全般について質問をいたします。

まず日本の農業は戦後、野山を切り開いて人手により開拓した時代から機械化農業へと時代も変わりました。こうした流れの中で考えてみますと、この第2次世界大戦中の食料不足の時期に農業に対する統制が強化され、食料増産が至上命題とされました。

昭和21年に農業保護政策が行われ農地改革が実施され、農地所有権構造から自作農制へと変わりました。いわゆる農地解放がなされたわけです。

昭和36年、農業基本法の制定により農業政策の基調は大きく変化し生産性の向上、生産の選択的拡大、自立経営の育成、こうした政策課題とされました。現実的には農業保護的政策が取られました。

昭和55年に入り、米をはじめ農産物の過剰傾向と農産物輸入自由化により日本の農業政策は産業化として自立する方向へ転換をされました。1993年末にウルグアイランド農業合意の形成により国内の農業保護政策も強く国際的な規制を受け自給率の向上を図るため、農業の持つ食料供給機能以外の多目的機能として国土の保全、自然環境の保全、景観の形成、文化の伝承を重視すべきとの見解が示されました。

平成11年、農業基本法にかかわる食料・農業・農村基本法が制定され、基本理念として食料の安定供給の確保、多目的機能の発揮、農業の持続的な発展、農村の振興、この4つが掲げられました。

こうした中において、全国的にどこの自治体も困惑しているのは荒廃農地の拡大であります。この荒廃農地について行政として今後どのような取り組みをされるのか、質問をいたします。

○議長（柿島良行君）

望月産業課長。

○産業課長（望月真人君）

お答えします。

荒廃農地耕作放棄地の問題は農家の高齢化や後継者不足、土地持ち非農家の増加などにより作物の収穫量減や営農意欲の減退、鳥獣の住み家につながるなど本町の農政に深刻な影響を与えているのが実情であり、喫緊の課題として認識しております。

荒廃農地耕作放棄地の削減、解消に向けては担い手の確保、農地の集積・集約、耕作放棄地周辺の環境整備が課題となります。担い手の確保につきましては、農地中間管理機構をとおして貸し手と借り手のマッチングを農業委員会とともに強力に推進します。農地の集積・集約につきましては現在、進めています中山間整備事業などの基盤整備を引き続き推進します。耕作放棄地周辺の整備につきましては、中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払交付金制度を最大限活用し、営農しやすい状況をつくり出す。以上3つを大きな対策として取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

川口福三君。

○12 番議員（川口福三君）

今、答弁いただいたんですが、悲しいかな、わが町、よその地域、町にしてもやはりこの野生の、いわゆる有害鳥獣、これが一番農業意欲を衰退する原因になっていると思います。以前は3ちゃん農業といって、じいちゃん、ばあちゃん、かあちゃんでもってやれた農業も、今はそうした意欲もなくなった。これをいかに、やはり町として今後、この防護柵、いわゆる有害鳥獣対策をはじめ農業の振興は町民がやる意欲を持てるような政策。各地で今、お年寄りの健康づくりに百歳体操を実施し、非常にお年寄りにおいては健康づくり、楽しみながら行っておる集落があります。

この百歳体操を逆に二百歳農業というような形の中で農業振興を図る。なぜ二百歳農業かと。言ってみれば70代の方が3人寄れば200歳になると。こうした、いわゆる高齢者の労働意欲をそそることによって少しでも荒廃農地を削減する。またそういう人たちの知恵を借りながら、いわゆる身延町の治山事業として農産物の普及に努めると。これは非常に先ほども前段で申し上げましたように、地域の保全として昔からの伝承という問題においては非常に尊い問題だと思うわけです。

この中で荒廃農地が増え、その上、考えられるのはいわゆる大災害、大雨が降ったときの災害なんかは荒廃農地そのままにしておく、いわゆる山の排水の水路が整備されていないために土砂崩れが発生するとか、やはりそれは国土の保全にもつながるわけです。こうした荒廃農地を減らすことによって災害の防止もできると。ですから今現在ほどこの地域へ行っても昔の野良道はなくて、いわゆる動物の獣道はしっかり歩けるような状態。この点、やはり農業政策の上からいっても、あまり好ましいことではないわけです。ですから、この方向付けを行政としてどういった方向に持っていくか、今後の大きな課題であろうと思うわけです。ですから今現在、進められている町の方向性は、こののち質問するあけぼの大豆をはじめ農産物の普及にももちろん取り組んでいるんですが、総合的な農業としてどういう政策を取っていくのか。やはり、それには先ほども中山間の整備事業で鳥獣害の電気柵をはじめ、各集落において実施しました。昨年あたり総額では25億先の投資をして実施しているんですが、その投資的効果が果たしてどれだけ示されているか。やはり国、県の補助金とはいえ町の尊い財政の中から15%、ないし17%は支出しているわけです。農業収益でそれだけの金額を売り上げるといふか、上げるには大変なご苦労をしなければならないと思うわけです。ですから補助金があるからつくるんだという安易な考えで進めることより、その実態調査、実績の評価をした上で、そういった事業を進めるべきだと。やはりこの事業を進める上には国、県からの補助金の比率が高いからやるんだという安易な考えでなくて、せっかく使う以上は補助金にしても結局われわれの税金です。それをいかに効率よく使うかが行政としての務めではないかと思うわけです。

やった地域においてもかなり電柵、もう少し個人でもって申請してもなんとかしてくれないかなど。あとでまた質問しますが、そういった声が聞かれるわけです。それというのは、やはり中山間をやってもそれだけ効果がないということです。ですから行政としてやるべき仕事は何か。ただ補助金があるから、申請があるからやるというような行政では、これはもったいない行政だと私は言いざるを得ません。このへんをもう少し行政の立場で考え、実際の評価をして、そして次を実施するというような形に持っていかないと、あそこでもやったから次もやる、いわゆるその評価がされないままに続けるという事業は、私はどうかなと考えます。そのへんどうですか。

○議長（柿島良行君）

望月産業課長。

○産業課長（望月真人君）

お答えします。

中山間事業においては、具体的な評価は行っていませんが当然、事業を、まだ中山間事業、身延北部につきましては、進捗率70%で身延、南部につきましては、まだ18%という数値でございます。今、ご指摘のあったことも含めて、しっかり検証して次の事業へ結び付けていきたいと考えています。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

川口福三君。

○12番議員（川口福三君）

設置のパーセントうんぬんよりも、先ほど申し上げましたようにすでにやった地域の評価というのが一番尊いんです。やっぱりやったけども、これだけ被害が出たと。そうすると投資的効果とすれば、まるっきり無駄につながると。ここを私は訴えたいんですよ。

ですからやったからには、それだけしっかりしたもの、例えば中山間をやった地域は電気柵の補助金を出しませんよというような形で今までできたんですが、それもまたあとで質問しますが、やはりそうした管理の問題で設備自体も有効活用できると思うんですよ。集落全体をやっても結局、草刈り程度はみんなでも細かい管理ができないのが現状なんですよ。だからそういったことを考えながら補助事業にしても進めていかないと、あそこの地区が終わったから今度はここだと。それはいいことかもしれませんが、やはりあのあとの評価をどうするか、管理をどうするか、その点をしっかりつかんで、そして実施することが必要であろうと思うわけです。

この問題はまた、あんまり長くしてもあれですが、先ほどちょっと申し上げました二百歳農業、私とすれば提唱したいと。やはりグループで活動するということは、非常に会話をしながら楽しみながら作業ができる。私も昨年、本当に休耕地を借りて1人で再生して自分なりの苦労を知ったからこうして質問をするわけですが、1人でやるより2人、3人でやる力、またそうして会話をしながら体を動かし、これは年を取ってからのいい体づくり、健康づくりにもつながるのではないかと。年を取ると余計、痴呆とかそういった問題が出てきますが、家でテレビを見ているより、やはり座って、3人寄って仕事をしながら冗談を言いながら頭を絞って次のことを考えながら作業をする。これはやはり、その地域の荒廃農地の削減と同時にお互いの健康づくり、励みにもなるのではないかと。人との絆。すべてについて、いいことだらけではないかと思うわけです。私も1人でやるより仲間が2人、3人いたほうがいいなと考えるんですが、そのへん行政としては計画する考えはありますか。

○議長（柿島良行君）

望月産業課長。

○産業課長（望月真人君）

お答えします。

現在、人・農地プラン等地域で話し合って進める農業の施策もございまして。そちらを十分ご活用していただいで進めていただければと思います。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

川口福三君。

○12番議員（川口福三君）

この羽咋市の高野誠鮮さんの講演は役場職員の方も聞いたと思うんですよね。日蓮宗のいわゆる住職であって羽咋市の市の臨時職員になって素晴らしい発想のもとに地域おこしをしたと。これはその高野さんいわく公務員、公務員は昔からお役人と言いますね。役人は何か。役人とは役が立って始めて役人だと、こう言うわけですよ。ですからこうしたお互いに、産業課にいても実践を交えながら行政運営をする、これは非常に尊いことだと思うわけです。

かつて以前にもちょっと質問の中で話をしたんですが、今の豊富の道の駅、あれは萩原さんがずっと産業課長から最後は中央市の産業部長で退職した人です。2時間ほど話をしました。とにかく行政職員が中心にならなければ、こういうことはできないですよ。そうして、あれだけのいわゆる道の駅日本一になった。もろこしが有名になった。やはりこれは1つの大きな地域おこしだと思うんです。ですからこういう中心になるような職員がいれば、身延町はもっともって産業面、農業面で振興できると思う。こうした意欲をぜひとも皆さん、職員の中で持っていて、今後の農業に皆さんで応援できるような形、これをぜひともお願いしたいと思うわけです。

次の質問に移ります。

町内の農産物の品種について今現在どんな品種を栽培されているのか、ちょっと伺います。

○議長（柿島良行君）

望月産業課長。

○産業課長（望月真人君）

お答えします。

平成27年実施の農林業センサスによりますと本町での販売目的の農産物は穀類、水稻、小麦等が7種類。野菜類、大根、ニンジン等が16種類。果樹、リンゴ、ブドウ等が9種類の32種類となっております。JAふじかわの中富直売所に問い合わせたところ、取り扱い品種は農作物全体で約20種類。傾向といたしまして少量で多品種を作られている方が多いそうです。

以上です。

○議長（柿島良行君）

川口福三君。

○12番議員（川口福三君）

今朝ほどの山日で竹炭組合でエゴマを商品化したというような新聞が出ていましたね。こうして結局、エゴマへ竹炭組合で注目したのはなぜかということ、やはりサルやイノシシにやられない作物だから、ある程度、作付面積を増やして収穫したんだと思うわけです。ですから今、課長のほうからその種類の説明がありましたが、私も書き取る暇がなかったから多少、頭へ残った程度ですが、問題はやはり電柵やなんかに予算を使わなくても作れる作物の選定、それを広めることも1つの方策ではないかと。竹炭組合でこれだけの実績を残した以上、また産業課でもこのエゴマのほうへできるだけ農家を呼びかけて商品化するような方向、こういった努力をすることがまた行政としての務めであると思うわけです。

私もこうやって言いたいことを言う人間ですから、自分でやはり体験してみなければ言えな

いというのがあります。だから私もいろいろな農産物を作ってみて、やはり天敵にやられない、サルやイノシシにやられない作物。これがやはり一番、町として進めるべきだと思うわけです。私の体験から1つにはこんにゃくが今のところイノシシの被害も出ていない。昔は地域的に下田原地区は、あけぼの大豆は獲れないと言われた地域です。しかし私が昨年、下田原へ畑を借りて、荒れた農地を畑にしてあけぼの大豆も作付けし、その脇へこんにゃくも植えました。土壌的に非常にこんにゃくなにか向いているんですね。良いこんにゃくが獲れました。そしてまた大豆も本当に近所のおばあさんが寝るくらい大豆が獲れた。それはやはり何してもそうだけでも、大豆にしても植えて、あとの手入れというか作り方にもあろうと思うんです。ですからそういう問題は行政としてできるだけ早く情報を得て、その地域の1つの作付ける品種として進める方向も、やはり産業課として必要ではないかと思うわけです。だから何が良いかを選定する。やっぱりその選定した中で、町として、あけぼの大豆一辺倒でもなくて農産物の品種の選定をまずすることが必要ではないかと。だからそれは鳥獣害対策も必要、だけど品種の選定をして農家が作付けした作物が完全に収穫できる喜び、これを進めることがまず第一であらうと思うわけです。エゴマの問題ですが今後、私もエゴマについてはまたもう少し勉強してみたいなと思います。

そして3番目のいろいろな農産物に対して、よその町ではいわゆる作付奨励金を多少出しているという話も聞きました。わが町では、あけぼの大豆以外に品種においてのそうした奨励金はいまだ出されていない。よその町で出しているんだけど、うちの町はなぜ出せないのかなという1つの不思議な気持ちにもなったんです。このへんは産業課として、また町長としてどのようなお考えであるか伺います。

○議長（柿島良行君）

望月産業課長。

○産業課長（望月真人君）

お答えいたします。

身延町では、あけぼの大豆による町おこし、町の振興を主要施策として取り組んでおります。そんな中、町では大豆枝豆の出荷奨励金としておのおの1キログラム100円の出荷奨励金を交付しております。厳しい財政状況を踏まえ、今のところ他の品種の奨励金制度は考えておりません。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

望月町長。

○町長（望月幹也君）

基本的には、今、産業課長が答えたとおりですけども、先ほど来の議員さんがおっしゃったように今後この身延町に合った品種ですか、そういうものの研究は必要になってくるかと思っております。ただ、今はちょうどあけぼの大豆の六次産業化に町全体で力を入れておりますので、現在においてはあけぼの大豆に特化した支援を進めているというのが現状でございます。今後において検討は進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

川口福三君。

○12番議員（川口福三君）

町長の答弁では検討していきたいということですが、検討ができるだけ実現できるような形で検討していただきたいなと願ひまして次の質問に移ります。

あけぼの大豆の六次産業化に向けての取り組みに対して伺います。

29年度のあけぼの大豆の出荷状況は作付面積が26.9ヘクタール、JAの出荷が枝豆が10トン972キロですか、大豆として8,888キロというようなデータをいただいたんですが、この六次産業化に向けて当然、この数量では足りないと思うんです。今後どのような取り組みをしていかれるのか伺います。

○議長（柿島良行君）

望月産業課長。

○産業課長（望月真人君）

六次産業化に向けての取り組みは午前中、伊藤議員の質問に対してもお答えさせていただきました。27年度からまち・ひと・しごと創生総合戦略の中の重点施策として取り組み、今年につきましては、あけぼの大豆拠点施設として空き校舎となった原小学校を活用し枝豆大豆の選別室、農機具用倉庫、枝豆加工室、大豆加工室を整備し共働所を稼働いたしました。また跳ね出された枝豆の加工販売、そして現在は大豆の加工販売、新商品の開発に取り組んでおります。

今後につきましては現在、振興協議会の商品開発事業として大豆の加工品、枝豆の加工品の開発に取り組んでおりますが、プロの食品コンサルタントと契約して、また臨時職員を4名雇用し週3日、大豆枝豆の商品開発に取り組んでおります。

開発のコンセプトは、あけぼの大豆の特性、大きさ、甘味、うま味を最大限生かし、いろんなところの情報を聞く中で小分け、小ロットにして薄利多売はしない。そして客層といたしましては、おいしいものなら少し高くてもお金を出すような人を対象として進めていきたいと考えております。

現在、大豆の加工品といたしまして7品目を平成30年度から販売予定でございます。販売先といたしましては、まず地元、直売所、道の駅、土産品屋等で販売し、また通販、インターネットでの販売を検討しています。また枝豆の冷凍食品につきましては、地元旅館、宿坊を中心に現在、有名ホテル等にもアプローチしてございます。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

川口福三君。

○12番議員（川口福三君）

今、答弁をいただいたんですが、ただ、その六次産業化に向けての開発取り組みは分かりません。しかしながら六次産業化へ向けて一番の問題は絶対量の数量をどういう形で確保するか、これが一番、これからの大きな問題であろうと思います。昨年実績で、いわゆる枝豆で10トン、大豆で8千キロ、この数量では到底、六次産業へ向けての数量は当然、足りないと思うんですよ。これをいかに作付面積を増やして、いわゆる大豆の収穫量を増大するか。これが一番、まず必要ではないかと思うわけです。

ですから、先ほど申し上げました荒廃農地の削減と合わせて、これは大きな課題だと考えます。やはり耕地がなければ、大豆もそんなに作付けができないわけですよ。そこをいかに、

こうした荒廃農地へ大豆を作付けし、しかも作付けしたからにはサルやイノシシにやられないような防護柵をする。こういう事業を展開していかないと、ただ単に六次産業六次産業といってみても、単なるうたい文句に終わってしまうのではないかと。やるからにはやはりしっかりした数量を確保した上で六次産業化の計画を進めていく。また計画を進めながら、この作付面積を増大する。これはやはり行政として当然、必要なことではないかと。今の現状のまま六次産業六次産業といったって絶対量が足りないことは私、素人の考えでも明らかだと思います。

実際、秋の大豆の出荷が終わったのちは、何人もの人から「川口さん、大豆ありませんか」と電話をもらっているんですよ。知り合いに電話しても「もう出してしまったよ。ないよ」と。これではやはり、せっかくあけぼの大豆としてブランド化して六次産業というような計画をもっても、まず第一には絶対量を確保する。確保するにはどうしたらいいか。これをやはり基本的に進めていかないと、このあけぼの大豆六次産業化においても、あまり中途半端になってしまうのではないかと。設備はしっかりしたけども、もう数量がない。そうすると設備のせっかくの稼働も悪くなるし、総合的にあまり望ましいことではないと思うわけです。これを、だからいかにして耕作面積を増やすか。地区を絞って、いわゆる荒廃農地が目立っている、その地域一帯を行政として、その地域を開墾というか復興して、そして完全なる防護柵をして確保するような方向。これは個人的にやろうといっても到底無理な話です。ですからそういった問題、行政が中心になって絶対量の確保をまずすることを私は希望しますが、その考えがあるかどうか伺います。

○議長（柿島良行君）

望月産業課長。

○産業課長（望月真人君）

お答えします。

先ほどの荒廃農地削減耕作放棄地解消につながりますが、やはり農地の集積・集約、これにつまましては、農地中間機構を最大限利用する。また、基盤整備といたしまして中山間整備事業を現在、進めています。これも強力に推進する。あとあけぼの大豆の種子の確保ということで今現在、農地基盤整備促進事業ということで曙地区に圃場整備、これは鳥獣害もセットになった事業でございます。こちらにつままして具体的に動き始めた状況でございます。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

川口福三君。

○12番議員（川口福三君）

この絶対量の確保をできるだけ力を入れて六次産業に取り組んでもらうことをお願い申し上げて、この質問は終わりますが、次の5番目の電気柵の補助金の復活について。これは再三、私も質問しているんですが、なぜかというよその町で出しているながら、うちの町はどうして出せないのかなど。これは本当に、同じ行政であっても不思議なことが起きるんですよ。

やっぱり、私の持論とすれば不可能を可能にしてこそ行政、政治の力だといつも言うんですが、よその町で出しているものが身延町では出せない。これはたしか、中山間でやったからといえそこまでかもしませんが、ただその地域で被害が起きている状況なんですよ。そうした場合、例えば個人でなくて、その隣り合わせた畑同士でもって申請したとき、そういった場合とか、結局この補助金というのは、出したからには実績が上がるような形の使い方。そ

うすると隣近所、3人なり4人なり一緒になる。2人でもいいでしょう。設備すら完全に、2人、3人が完全に管理しますよ。だけど、やはり中山間みたいに大まかにやってしまうと管理がしきれない。地域によっては林の中まで網を巡らせて、言ってみれば中山間をやったその中に、いわゆるシカやイノシシを飼っているようなものだ。だからやる工事においても現地をちゃんと確認しないで、いわゆる地域からこういう要望があったからそのまま工事をしてしまったと。おそらく、そういうケースだと思います。あの実態を見れば、まるっきり事業の無駄遣い。だからそういうことを考えると、この電気柵の個人的な補助金を復活して、やはりあけぼの大豆の六次産業化の絶対量を確保する意味においても、ぜひ実現してほしいと思うわけです。町長、その考えはどうか。補助金をぜひお願いしたいわけですが。

○議長（柿島良行君）

望月町長。

○町長（望月幹也君）

この件については、幾度となく川口議員からご質問をいただいていると認識しております。実際のところ、打ち切ったというのはやっぱり二重投資ということで、私の前の時点からですけども、一番大きな問題ではないかというように考えています。ただ、実際のところ、中山間の事業だけでは鳥獣害が止められないという話もよく私の耳にも入ってきます。今後はその被害の状況について、しっかりと管理組合などからいろんな意見を聞きながら実態に合った支援としてどのようなことができるか、検討してまいりたいと考えております。

○議長（柿島良行君）

川口福三君。

○12番議員（川口福三君）

町長も検討をしているという話ですが、よその南部町では出しているけども、南部町はどういう形で、その中山間をやった地域でも個人的な補助金を出しているのか。そのへんはまた行政のほうでよく調査して、やっぱりよその町で出しているにもかかわらず身延町では出せないということになると、私だけではなくて町民もなんでだろうなど。テレビのコマーシャルではないけども、そんな不思議な考えが町民に起きないようにぜひとも努力してほしいと思います。

それでは農業関係は以上で、あと中学校の校舎に対する検討委員会からの答申が示されたんですが、その後の経過についてどのようになっておられるのか、お伺いいたします。

○議長（柿島良行君）

鈴木教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

お答えをさせていただきます。

今、議員からお話がありました身延中学校新校舎建設検討委員会、これにつきましては、統合前の小学校区ごとにご承知のように保護者の代表者に委員になってもらって各地区から意見を述べ合っていたいて、約1年5カ月にわたる協議を経て平成28年10月11日の日に提言書を提出していただいて、今は組織は解散をしておる状況でございます。

この間、身延中学校新校舎建設検討委員会での協議結果等につきましては、各会議の終了後に報告書という形でホームページ等に掲載をいたしましたし、提言書についても同様に住民には周知をしておりました。

現在どうなっているかという質問だったと思うんですけども、今、調査中でございますけ

れども、この調査が終わりましたら、この調査で客観的状況、また周辺施設との関連性、あるいは議会からも意見書、それから身延中学校校舎建設検討委員会からも提言書という形でいただいておりますので、この内容を十分重く受け止めて、これまでも何回か一般質問でもお答えをしておりましたとおり、この町の中央付近に建設をする方向ということで、今、検討を行っている状況でございます。

○議長（柿島良行君）

川口福三君。

○12番議員（川口福三君）

今、教育長から答弁をいただいたんですが、私、この問題の中で旧身延中学校区の地域住民への理解は示されているかというふうなことも謳っているんですが、この2月20日の山日へ中高一貫校問題が一面トップで大きく出ました。これを今度、中学校の新校舎問題と絡め総合的に、私なりに見たときにこれは難しい問題だなと思ったわけです。言ってみれば今の1中になるときも中富はじめ久那土地区の保護者はじめ住民、父兄が一番、かなり反対したんですね。ところが今後は逆に中央へ1中ということになると、おそらく富山橋周辺、あのへんが町の中央になるんじゃないかと思うわけです。そうすると今度、旧身延中学、豊岡とか大島とかですね、極端に言えば、そうした人たちが中央になると遠くなって困る、今の身延中でも遠いということでもって、かなり反対の声が出てくるんじゃないかと。

もう1点は中高一貫教育ということになって、連携型というような事業内容になってくると、今度は職員の異動をはじめ、そういった関係がどうなるかなと。非常にこの学校問題はどんな結末になるかというような状況でもって、私なりに判断したんですが、そのへんについては教育委員会はどうですか。

○議長（柿島良行君）

鈴木教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

今のご指摘があった2点につきましても当然といえますが、学校をもし移転するというようなことになれば、その近辺の地域の住民の皆さま、また関係者の皆さまには大きな影響があるということは当然でございます。それらも含めた中で、先ほど申しました検討委員会の中で本当に1年以上にわたる活発な論議が行われたわけでございます。議会のほうへも報告をしてありますけれども、まさに今、議員がおっしゃったような意見も出ておりました。それらの意見を汲む中で検討委員会としては教育委員会のほうへ提言書という形でまとめられてきたわけですので、われわれはその提言書を重く受け止めて、それ以降の、ではどうしようかということを考えていくのが、私どもの取るべき道かなと思っております。

中高一貫につきましても、私の教育方針の中でも述べさせていただきましたが、また議員のほうにも説明をさせていただきましたが、いよいよ目に見えてまいりました。ご指摘のように、もし身延中学校の校舎がまたどこかへ移転をするということになれば、それは距離が若干伸びるわけですので、それなりの対応は必要になってくるのかなということは考えられます。すでに南部町においては、身延とは距離がだいぶ離れております。南部の中でも、この中高一貫についての論議については、いろんな意見が出たということは承知しておりますので、南部まではいかないまでも距離が延びることは事実ですので、それなりのいろいろな対応は必要になってくるだろうと、このように思っております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

川口福三君。

○12番議員（川口福三君）

この間、たまたま役場の玄関先で身延中の校長先生とお会いしました。非常に連携型によって子どもたちの勉強意欲が出て成績も向上したというような話も伺いました。これは非常に結構なことですが、今、教育長から答弁がありましたように、今後は非常にこの中学校建設については、まだまだ紆余曲折するのではないかなと思います。そしてまた、清稜小学校の今年度卒業生が9人卒業されるんですが、そのうちの2人がよその町の中学校へ行くと。こんな話も聞きました。だから言ってみれば身延町としての義務教育というものに対する、やっぱり越境通学というか、そういう形によって、かなり中学校が統合してから変わってきているわけですね。ですから今後、身延町のいわゆる義務教育の柱をどこに据えるのか。先ほど申し上げましたように中高一貫校にして、それを軸にして町として進めるのか。それとも今までの答申に基づいて進めるのか。これは大きな課題であろうと思うわけです。その点はまだ、私もまだまだ言いたいんですが、時間もありませんので次へ進みますが、ここにもあるように新校舎を建てるときの、もし建てたときの町の財政面等を考えた場合、総合的に町長としてどのようなお考えであるか伺います。

○議長（柿島良行君）

望月町長。

○町長（望月幹也君）

お答えしたいと思います。

身延中学校の新校舎につきましては、先ほど教育長が答弁いたしましたとおり、今、教育委員会が本年度策定中の学校施設整備計画により整備の方向性が示されるということになりますので、学校設置者としたしましては、まちづくりの将来構想、また財政面等や、あと建設の時期なども十分に考慮いたしまして、第2次身延町総合計画に掲げました学びの人づくりを推進するために総合的な判断をしていかなければいけないと考えております。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

川口福三君。

○12番議員（川口福三君）

当然、金のかかる問題ですから、この問題は本当に慎重に検討していただきたいと。望月幹也町長も就任して一年半を経過いたしました。この間、考えてみますと就任早々は学校の閉校というような暗い行事から始まって現在に至ったわけですが、その後においてははしだれ桜日本一、あけぼの大豆の六次産業化、また2月1日にオープンしたみのぶ自然の里というような、新しい計画のもとに意欲的に取り組んでいただいていることは、非常に町民の一人として喜ばしい限りであります。また最近、キーテックの工場誘致と。そうすると町内の雇用の場にもなる。こうした前向きな行政姿勢で取り組んでおられるわけですが、今後においても町長自ら先頭に立って、まちづくりに励んでいただきたいことをお願いを申し上げまして質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（柿島良行君）

川口福三君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。

再開は2時5分とします。

休憩 午後 1時50分

再開 午後 2時05分

○議長（柿島良行君）

休憩前に引き続き再開します。

次は通告の5番、渡辺文子君の一般質問を行います。

渡辺文子君の質問を許します。

登壇してください。

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

私は今日、最後の一般質問ということで、もうちょっと皆さん我慢しててください。

3点について今回、質問をしたいと思っています。

大きい1番で学校統廃合後の対応についてということでいくつか質問をさせていただきます。

1点目、児童生徒を安全に送迎するスクールバス運行についてということで、1月、今年の冬は寒くて雪や氷の被害ということで、交通事情に結構いろんな問題があったんですけども、雪が降ったあと氷が張ったということで道路が凍結をしまして事故があり、子どもたちがいつ来るか分からないスクールバスを待っていたということがあったことを何人かの保護者からお聞きをして、いろんな想定があってその中でいろんな対応をしてくださるというふうに思っていたので、こういうことがあったということで私もちょっと驚いてしまったんですけども、今年の冬は寒かった、その中で子どもたちがずっと待たなければいけなかったということで、これはちょっと大変な問題だなと。子どもたちの安全のことを考えると、やっぱりちょっと大きな問題で今後のことをきちっと、この反省点に立って考えなければいけないというふうに思いましたので、今回、一般質問をさせていただきました。ちょっと事実経過を簡潔でいいですけども、お話しをいただきたいと思います。

○議長（柿島良行君）

伊藤学校教育課長。

○学校教育課長（伊藤克志君）

最初にご確認をさせていただきたいのですが、ただいまの渡辺議員さんのご質問の中で雪の影響によるというようなご質問だったんですが、具体的には身延清稜小学校のということでよろしいですか。分かりました。

それでは、お答えさせていただきます。

本年1月17日に身延清稜小学校のスクールバスのうち久那土線が始発場所、これは古関なんですけど、こちらへ向かう途中、切房木地内の県道におきまして前を走行中の自動車が道路上でスリップをして、いわゆるスピンをしまして。それで道路上に停車をしてしまったため、バスも前進することができなくなってしまい、運行に遅延が生じたことだと承知しております。

この日は当該道路以外の国道300号ですとか、いわゆる縦貫道と呼ばれております市川三郷・身延線の数カ所においても同じように路面凍結、いわゆる氷が黒く見えるようなブラックアイスバーン状態のところ为数カ所あったようです。それによってスリップ事故等も発生したというような報告も受けております。

スクールバスの運転手は始発場所へ向かうことをまず最優先といたしまして、この現場で自社のバスへチェーンを装着するなどの対応をしていたのですが、道路をふさいでしまった車両の移動等にも手間取ってしまい、結果的にドライバーのほうから学校への第一報が遅れてしまいました。その結果、通常よりも15分から30分の遅延が生じてしまいまして、古関地区の2名の児童につきましては、保護者の自家用車で約40分遅れの登校になったというふうに報告を受けております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

古関の人たちは40分遅れで学校に着いたということで、やっぱりバスが時間を過ぎても来ないということで保護者が学校のほうに連絡をしたそうなんです。そうしたら、ちょっといつ行けるか分からないので、自宅待機をするようにというふうに言われたと話をされているんですけども、自宅待機といっても子どもだけ家に残すということとはとても不安がありますし、こういうときに自宅待機ということは、普通考えられるようなことなんでしょうか。そのところがちょっと私、判断がどうなのかなと。学校がこういうふうに言ったということなんですけども、いつまで子どもたちは待っているのか。いつ誰が迎えに来てくれるのかということも分からなくて、ただ自宅待機すればいいのかということで、ちょっとここが学校の対応が、私は不適切だなというふうに思ったんですけども、教育委員会はこの話は、話し合いの中に出てきて対応はどうされたんでしょうか。

○議長（柿島良行君）

伊藤学校教育課長。

○学校教育課長（伊藤克志君）

お答えさせていただきます。

この日の初期対応といたしまして、まず学校では各乗り場ごとに連絡が取れそうなご家庭、保護者への電話連絡等、教頭等に各乗り場に向かうよう校長からの指示がありました。学校教育課では職員1名を久那土駅へ向かわせまして現場での対応に当たらせました。

ご質問にありました自宅待機という連絡につきましては、おそらく先ほど経緯を説明させていただきました古関地区のご父兄に対してだと思っております。この日の場合は、古関地区以外の児童につきましてはすでに家を出たあとでありまして、ほとんどの子どもは乗り場でバスを待っていた状況でした。この古関地区のお子さんについては、ご家族があまりにもバスが来ないからということで学校に電話をし状況を知り、学校からはご家庭で自宅待機をしてくださいというふうに連絡をしたと承知をしております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

だから自宅待機といっても親が送っていったということで、自宅待機はなかったということなんですけれども、自宅待機をするようにという対応は、私はちょっと。保護者が家にいるうちはいいですけれども、そのお宅も仕事に間に合わないから自分が送っていったということなんでしょうけれども、子どもだけ残された場合、親が先に仕事に行ってしまうて残された場合、自宅待機と言われても親は心配が尽きないのではないかなというふうに思うんですね。そうではなくて、もうちょっと子どもたちの安全ということを考えて対応をしていただかないと今後またそういう自宅待機してくださいと言われても、いつまでどうやって待っていればいいのかということで、やっぱり不安を持つ親は多いという話を聞きましたので、それは対応していただきたいと思います。

それから今回のことについて、やっぱり最初に事故があったとき、今後どうなるか分からないではないですかね。運転手さんはすぐチェーンを巻いたりして、すぐ出られるような体制を整えたというふうにおっしゃっているけど、前に車が立ちはだかっているわけだから行けないわけで、そのときの判断がきちっと学校なり会社なり一報を入れるということが、まずそこがあれば、こういう混乱はなかったのではないかなというふうに思うんですけど、そういうのはやっぱり今後のこともありますので、子どもたちにこういう寒い中、待たせるということがないように、やっぱりその第一報、なんかあったときの第一報ということはもう迅速にさせていただければ、少し免れたのではないかなというふうに思いますけど、この件があって学校とか業者とか保護者とか教育委員会とかでお話をされたと思うんですね。それで、やっぱりこの対応についてはどういうような、今後対応をしていくのかという話し合いがあったのかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（柿島良行君）

伊藤学校教育課長。

○学校教育課長（伊藤克志君）

お答えさせていただきます。

本件につきましては、この遅延が発生いたしましたのが1月17日でした。その翌日には学校教育課と学校でこの日の朝に発生したことを時系列にまとめた資料を作成いたしました。翌々日の1月19日の午前中に学校教育課と学校と運行を委託しております山交タウンコーチに集まってお話しいただき、三者で今回の遅延の原因の検証と今後の対応を話し合いました。

共通理解といたしまして送迎開始前に何らかの突発的な事態が発生した場合には始発場所には発車時刻の10分前までにスクールバスは到着をするという運行ルールをもとに運転手は運行の可否をその現場で判断し第一報を学校へ連絡する。このタイミングで学校のほうへ第一報があれば学校から保護者へは一斉メールという手法で連絡が取れます。この時間帯であれば子どもたちはまだ家を出る前ですので寒いところで待たせるということが防げると思います。

次に学校および学校教育課では、常にこの緊急の連絡が受けられるような体制を整えておく。また学校では平素から、このような緊急時の対応について教職員の共通理解を深めるとともに予防的措置の早期判断に努めます。

学校教育課では、スクールバスの運行に関する町民等による協力体制の構築に引き続き努めます。

運行事業者は各車の運転手に社用の携帯電話を用意することとし、また運転手に万が一のこ

とが発生した場合にも、車両がどの位置で停車しているのかということ把握できるように車両位置情報システムの導入をただいま検討中です。

以上です。

○議長（柿島良行君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

分かりました。今後やっぱり二度とこういうことがないようにお願いをしたいと思うんですけども、保護者から聞いた話だと統合前の説明会で以前、静川で児童が1人、バスを待つことがあったということなんですね。それで今後、新しく統合した場合にも二度とこういうことがないように対応をお願いしますという話し合いがあったそうなんです。だけれども、こういうことが起きたということで対応ができていなかったのではないかとということで、保護者もそうおっしゃっていたんですけども、この話は聞いていますよね。そういうことって、前にしてもこういうことに注意しなければいけないということは、やっぱり学校もそうだけれども、教育委員会だって把握をしていなければいけない問題で、ましてや子どもを1人にして待たせておくなんてことはあってはならないことで、なんらかの対応をしていかないと親は安心できないと思うので、そのことについてはどうなんでしょうか。

○議長（柿島良行君）

伊藤学校教育課長。

○学校教育課長（伊藤克志君）

お答えさせていただきます。

ただいま、渡辺議員さんからご質問があった統合前の静川地区の児童の件につきましては、承知をしておりますが、当然のこととして、そのようなことは事前に防ぐ指導を学校でもらいます。やはり、これは学校と教育委員会だけが取り組んで防げるということでもございませんので、この点につきましては各ご家庭にもそういうことが起こらないように、子どもたちをバスに間に合う時間には家から出発できるような指導や、ご協力をしてもらうということが必要になろうかと思えます。

いずれにしてもそれぞれの役割はきちんと果たしながら、各ご家庭にも協力をお願いしながら、そういうような事故はできるだけ防ぐように努めていくのが当然だと思っております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

このときのことを課長、ご存じないということなんですけれども、これは家庭の問題ではなくて、何らかの都合でバスが来なくて子どもたちが1人で待たなければいけなかったから、こういうことがないようにということだったんですよね。家庭の責任とかそういう問題ではないということで、そこはきちっとっておかないといけないうふうに思いますので、家庭だって十分気をつけなければいけないと思いますけれども、まず先に学校とか教育委員会、そして業者ですね、子どもたちの安全のことを一番考えていただけるはずなので今後こういうことがないようにぜひお願いをしたいと思います。

それから先ほど一斉メールでという話で連絡体制ということなんですけれども、今までいろん

なことを想定して、一斉メールとかメールでいろんな連絡、対応を練習してきたと。だけれども、こういういざというときに役に立たなかったと。これは時間帯によって、親が職場に行ってしまうから、こういう一斉メールが来てもかえって混乱を招くと思いますよね。子どもたち、どうしているんだろうと。それは一斉メールではなかったということは、よかった判断だとは思いますが、やっぱり早い対応がないと、いずれにしても早いときの対応で、こういうことは防げたのではないかなというふうに思いますので、学校にしても保護者にしても一斉メールというのは、いろんな場面でいろんなことを想定して、今までいろんな練習を重ねてきたと思うんですけども、そうはいつでもこういう不測の事態があるということで、今後、何があるか分からないではないですか。いろんな想定をしているけれども、そのほかのことだであるということも考えて、いろんな場面で判断をしていただきたいなということで、そうしないと保護者は安心して仕事にも行けないというふうにお話ししていましたので、ぜひこれはお願いをしたいと思います。

3点目で大雨・大雪とか地震、悪天候や緊急時、それからこの前もすごい強風とか雷とか朝からありましたよね。何が起こるか分からないというのが、これからは想定されると思うんですよね。凍っただけであの状態なので、これからいろんなことが起きる場合に本当に大丈夫なのかなと、保護者が心配しているのは当然かなとは思いますが、これに対しては今までマニュアルとかという話はあったんですけども、今後の、子どもたちを待たせていたということ踏まえて、どういうふうに対応をさらにされていくのかをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（柿島良行君）

伊藤学校教育課長。

○学校教育課長（伊藤克志君）

お答えをさせていただきます。

先ほどのお答えと重なる部分がありますが、まずスクールバスの運行に関しましては、ただいま渡辺議員さんもおっしゃったように、各校の危険等発生時対処要領およびスクールバス災害対策マニュアルに基づいて、これまでも今後も対応を行います。

また悪天候時につきましては臨時休校、繰り下げ登校、繰り上げ下校の判断をこれは可能な限り早い段階で決断するよう各学校長には心がけてもらっておりおます。また安全運行のための予防措置としましては運行事業者、学校、学校教育課の三者が運行前にこの道路の状況等を確認し運行の可否について協議を行っております。

緊急下校時には、学校の教職員等がスクールバス等へ同乗することも想定しており、下校が危険な場合につきましては、また家庭に大人がいない等の場合につきましては保護者が学校へ迎えに来るまで留め置くことも想定をしております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

雪の影響で2時間遅れというのが2回ありましたけれど、それはやっぱり早い対応でそういうのを対応していただいたので混乱なくできたという、そういう保護者の声がありましたので、やっぱり早めの対応ということが保護者も安心して仕事に行けるとということで、今後もぜひお

願いをしたいと思います。

あと4番目、スクールバスが鯉沢営業所に置いてあるということで、多くの町民から仕事から帰ってくるときに、52号線で身延町のスクールバスとすれ違おうと。今ごろどこへ行くんだらうということで、そして鯉沢の営業所に身延町のスクールバスが置いてあるということで、どうしてなのかということで、多くの方からちょっと聞かれたんですけども、やっぱりこの場でそのきちんとした理由を説明していただきたいと思います。

○議長（柿島良行君）

伊藤学校教育課長。

○学校教育課長（伊藤克志君）

お答えさせていただきます。

現在、身延清稜小学校、下山小学校、身延中学校のスクールバスのうち、これは山交タウンコーチへ運行業務を委託しております。このうち町の北部が発発場所となっております5路線、5台の車両につきましては、山交タウンコーチの鯉沢営業所を定置場所としております。本町では児童生徒の安全を最優先にし、貸し切りバス事業でスクールバスの運行をしており、町が所有する車両につきましても、車両の使用者については運行業務を委託している山交タウンコーチとして車両の登録をすることが必要になります。この5台の車両につきましては、山交タウンコーチの鯉沢営業所が使用の本拠地として陸運事務所へ車両登録されております。

自動車の車庫につきましては営業所に併設することを原則とし、併設できない場合は営業所から2キロを超えないことが平成3年6月に国土交通省から通達がされております。このためこの5台の車両につきましては、山交タウンコーチの鯉沢営業所を定置場とし、そこに保管しております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

では、例えば身延中学校の久那土線と西嶋線ですか、それは久那土の診療所発と西嶋の神社発ということで、鯉沢営業所から近いということは分かるんですけども、例えば運転手さんが営業所から出て子どもたちを迎えに行き身延中学校へ降ろしますよね。そのあと、降ろしたあとは運転手さんは夕方、子どもたちが帰るまでは時間があるから鯉沢営業所へ戻るということなんでしょうかね。そして、そこで何らかの仕事をして、また時間的には戻るということなんでしょうか。そここのところの確認をしたいんですけども。

○議長（柿島良行君）

伊藤学校教育課長。

○学校教育課長（伊藤克志君）

お答えをさせていただきます。

ただいまの例示は身延中学校のスクールバスのことだと思います。渡辺議員がおっしゃるように身延中学校のスクールバスは、久那土線と西嶋線が鯉沢営業所が定置場になっております。この2台のうち基本的には1台は中学校に置いたまま、1台でドライバー2名が営業所のほうに戻るというようなことになっております。場合によって2台とも点検整備をしなければならぬ、何らか手を加えるところがあるというような場合は2台で戻る場合もありますが、基本

的にはどちらか1台で戻り、どちらか1台でまた迎えに来るといような、そういう決め事になっております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

そうするとその1台にしてもあそこ、身延中学校から鯉沢営業所まで大体25キロあると思うんですよ。行って帰ってくると50キロですよ。1台につき。その走行距離とかガソリン代とか、そういうことをお考えの上でこういう計画を立てたということに理解していいんでしょうか。

○議長（柿島良行君）

伊藤学校教育課長。

○学校教育課長（伊藤克志君）

お答えさせていただきます。

運行計画を検討する段階で、最も優先した事項は保護者、生徒が一番望んでおりました安全と安心の確保という、そこを最優先で運行計画を考えました。その中には、どこにどういうふうに車両が配置されていることが確実に送迎が実施できるのかというようなこと、その中には身延町内の主要道路、国道52号の朝夕の混雑状況等も考慮しながら山交タウンコーチの場合は身延営業所と鯉沢営業所、どちらに車両があったほうが確実にそれが行えるかということも判断材料にしました。

また、もう1つは中学校の場合は5路線で朝夕、2便体制でやっておりますので、朝でいえば10名のドライバーさんが必要になります。このドライバーの確実な確保という点からも2つの営業所を機能的に使い分けることが最も確実に配車ができるという判断で、現在のようない計画になっております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

統廃合の説明会のときにはその説明もなく、質問もなかったですからね、当然、私たちはスクールバスというのは学校に置いておくものだという固定観念があったから質問も誰からも何も出なかったんだと思うんですけども、平成27年度のときに、バスを購入するときに緑ナンバーにするということで変更契約というのがありましたよね。あの時点ぐらいから、そういうような緑ナンバーで営業所に全面的に委託をするということなことを決定したということなんでしょうか。その経過がちょっと私よく分からないし、私たちにも説明が、私はなかったというふうに記憶しているんですけども、説明があったんでしょうか、私たちに。

○議長（柿島良行君）

伊藤学校教育課長。

○学校教育課長（伊藤克志君）

お答えをさせていただきます。

まず運行方法そのものを、例えば現在の身延小学校と大河内小学校につきましては、町の所

有するバスを使って町が雇用する臨時職員が運転をしております。統合準備の段階で、やはり保護者の中から最も心配され、最も要望が多かったのがこの通学支援、スクールバスの運行に関してです。その中でも特に要望が多かったことが、この安全性の確保、この1点だったと思います。これをどういう形で、どのように確実なものにするかという議論をした中で、事業用車両で、事業用の運行事業者に業務を委託して、いわゆる青ナンバーで運行することが白ナンバーで運行することよりも安全性が高まるという判断で事業用登録での車両ということになりました。時期とすれば、渡辺議員さんがおっしゃるように、これは運行計画を策定している段階で最終的に決定をしたものです。

以上です。

○議長（柿島良行君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

だからそういうことを、私たち議員に説明してくれましたか。白ナンバーがこの緑ナンバーになるということは、そのときに議決をするときにいろんな審議過程の中で質問とか、そういうことは出ましたけども、この統廃合をして全部、こういうふうに町内の子どもたちのスクールバスをこういうふうにするという話は、その3台だけだったと思うんですね。契約変更というときの議決の説明は、

今、そういう町民からの声でなんでだろうと考えたときに、そのときにそうになってこうなったのかと私、気が付いたんですけども、教育委員会ではもう前から、そういう計画の中で着々と進められてきたということなんですかね。

白ナンバーで安全性が確保できないかということ、そうではないと思うんですね。それはそれなりに一生懸命、臨時職員の方たちやってくれたし、子どもたちの安全ということは一生懸命考えてくれたというふうに思うんですけども、そここのところの認識は、そういうふうに緑ナンバーで委託すれば子どもたちの安全、全部、考えられるみたいな言い方はどうなのかなというふうに思うんですけど。

○議長（柿島良行君）

渡辺議員、今の質問ですけども、現在、行われている質問は 〆の鵜沢営業所に置いてあるバスの理由ですね。

ちょっと逸脱しているような感じもありますが。

○11番議員（渡辺文子君）

緑ナンバーになった理由というのは私たち知らなかったわけだから、そここのところで質問しているわけですから。

○議長（柿島良行君）

鵜沢に置いてある理由、通告の理由と白から緑ナンバーになった経過というのは、

○11番議員（渡辺文子君）

だから鵜沢に置いてあるのは、営業所に置かなければいけないという緑ナンバーの理由だからということでしょう。理由だから、そこに置かなければいけないということなんでしょう。だから話を聞いているんですけど、逸脱していますか。

○議長（柿島良行君）

続けてください。

○11番議員（渡辺文子君）

議長がそういう判断であれば、そういう緑ナンバーにするという、全部、身延町中の子どもたちのスクールバスを緑ナンバーにして、委託を全部するという事は私たちは聞いていなかったし、それはちょっと説明不足だったのではないかなというふうに思うし、やっぱり子どもたちの安全ということが第一ですけれども、それと同時にこの小さな町で燃料費とか走行距離とか、使えば使うだけバスは傷みますよね。それから25キロも行って帰ってくるということで事故にあう機会も、確率も高くなるということですから、本当に適切な判断だったのかなということで、ちょっと疑問が残りますので質問をさせていただきました。これはこれで、あとでまた委員会でもなんでも話をしたいと思います。

保護者に対して行ったアンケート、この結果の公表ですね、保護者に聞いたときに統合してどこか不都合がないかということでアンケートをとったにもかかわらず、その結果公表がなかなかされないということで、せっかくこういうことを直してほしいとかというふうに書いたにもかかわらず、なかなかその結果が来ないので、いつ来るんだろうという声があったので、これも質問をしたんですけれども、お答えをいただきたいと思います。

○議長（柿島良行君）

伊藤学校教育課長。

○学校教育課長（伊藤克志君）

お答えをさせていただきます。

本年度に開校いたしました身延清稜小学校、下山小学校の2校におきましては、昨年の11月末だったと思うんですが保護者を対象といたしまして、学校統合に関するアンケートを学校が実施しました。両校ともに学校運営の参考とすることを目的として実施したものです。この集計の結果につきましては、課のほうでも報告を受けております。また保護者に対しまして、両校とも学校だよりもこの実施結果を掲載し、3月2日までには保護者のほうに配布をし、お知らせをしたという報告を受けております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

3月2日ということで、この間ですよ。やっぱり、少しでもこういうところを改善してほしいとか、子どもたちのためにこういうことをしてほしいとかということを書いた保護者にしてみたら、少しでも早くまとめて、それを返してほしいというのは当然なので、これはぜひ、今もう3月ですよ。なるべく早くしていただきたいということをお願いしたいと思います。

以上、2点目、みのぶ自然の里の運営についてということで、2点目の質問をさせていただきます。

オープンしてからの利用状況ということで町長の施政報告でありましたけども、2月が7組の69人、それから3月が2月末の予約だけでも、9組で76人。145人ということで、この状況というのは、予定は、ここ団体の利用が多いということなんですけども、利用状況はどういうふうに判断をされているんでしょうか。

○議長（柿島良行君）

佐藤観光課長。

○観光課長（佐藤成人君）

お答えをさせていただきます。

先ほど議員さんが申されましたように、2月の利用実績につきまして再度ご説明をさせていただきます。

1泊2日が4組44名。大人42人、子どもが2名でございました。2泊3日、1組3名ですが内訳としまして大人が2人、子どもがお一人でございます。合計延べ50名の方が2月にはご利用されました。家族連れの方は、ピザ作り体験や体育館を利用され、楽しく過ごされたそうでございます。このほか日帰りのお客さま19人が昼食と施設見学をされました。その方々を合わせますと2月は延べ69人の方がご利用いただきました。

また3月の予約の状況でございますが1泊2日が7組46名。内訳としまして大人が37人、子どもが9名。2泊3日の予約が2組15名でございます。内訳としましては大人15人でございます。延べ76人でございます。この中には町内企業研修のため、ご利用いただく企業もでございます。

2月、3月の合計、あくまでも試算となりますけれども1泊2日、11組90人。大人79人、子ども11人。2泊3日、3組18人。内訳としましては大人17人、子ども1人。延べで計算しますと126人のご利用です。2月の日帰りのお客さまを加えますと145人の方にご利用いただきました。3月につきましては予定ということでございます。

以上です。

○議長（柿島良行君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

この状況は予定からして、どういう状況なんでしょうか。良好ということなんですかね。どういう分析をされているんでしょうか。

○議長（柿島良行君）

佐藤観光課長。

○観光課長（佐藤成人君）

お答えをさせていただきます。

2月のオープンになったことに伴いまして、利用人数は140人の計画に対しまして2月が実績延べ69人、3月は延べ76人の方にご利用の見込みということで、2月の実績と3月の見込みを合わせますと145人となります。計画の人数は140人となっておりますので、若干ではございますが5名の方が計算的には上回るというふうに考えております。

いずれにしましても3月は見込みとなりますので、多少前後すると思いますがおおむね良好な運営であると判断をしています。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

ありがとうございました。私も1月31日の竣工式に行ったときに本当に料理もおいしかったし、若い人たちもたくさん働いているなということで、今後このように計画どおりにいけば若い人たちの雇用がずっと続いていけるなというふうに思ったんですけども、やっぱり町民の

中にどうしても不安というか、今、補助金、ちょっと少なくなっちはいるけれども、補助金がなくなったあとには、もし赤字が出たら町のお荷物になるのではないかとか、その赤字をどうするのかとか、やっぱり不安がたくさんあるということは事実なんですね。そういう意味ではそういう不安に伝えるようなこともきちっとしていかなければいけないのではないかなというふうに思うんですね。午前中の同僚議員の質問にもありましたけれども、今後どうするのかと聞いたときに、やっぱり黒字になるように頑張ると、そういうお答えで、それしか言えないのかなというふうに今は思うんですけども、課長はきっとたぶんそれしか言えないのではないかなというふうに思うんですけども、やっぱり多くの町民が心配をしているということを踏まえて、今後もし赤字になった場合にはどうしていくのかということ、すみません、時間がないので町長に端的にお答えいただきたいと思います。

○議長（柿島良行君）

望月町長。

○町長（望月幹也君）

今後、赤字になったらどうするかという質問ですけども、われわれとすれば、3年間で黒字にしますということを議会の前でも説明を申し上げまして、これも今後まだ2年、あるわけです。オープンして、まだ1カ月ちょっと、この時点で赤字になったらということは、今、私は考えておりません。黒字にする自信を持って、これから鋭意努力をして頑張っていきたいと思っています。

先ほど観光課長が説明しましたとおり、2月もちょっと雪なんかでもキャンセルもあったりする中で、2月、3月は予定の人数がお泊りいただいています。これから、いかにこの施設をPRするかということが大事でありますし、これからの観光シーズンに向けて、より多くの利用者が出ますよう本当に最大限の努力をしてみたいと思いますので、せめて今後1年、2年、様子を見ていただきたいと思います。

以上です。

○議長（柿島良行君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

これ以上言っても、今は何しろ頑張るしかないということのお答えですけども、やっぱり心していただきたいのは、そういうふうに心配をしている町民がたくさんいるということは、どこかしら置いといていただきたいと思います。

すみません、時間がないんですけども3番目の買い物難民のお話しですね。買い物ができない町民への対策はということで、ほかの市町村でもいろんな対策が行われています。それから六郷の駅のところのスーパーやまが閉店してしまったので、今まで電車で買い物に行っていた方が本当に困っているというような話も伺っています。

幸い身延町ではJ Aふじかわをはじめ山間地には、移動スーパーなんか結構行ってくれてはいるんですけども、その移動スーパー、町の調べでもこれだけ多く移動スーパーがありますという資料もいただいたんですけど、その中で伺ったときに、40年近くやっているんですけども、4年前にやめてしまったという移動スーパーの方からちょっとお話を伺ったんですけども、本当に移動スーパーというのは大変で、車が600万円から800万円かかって、だんだん客数も減っている。だけでも600アイテムぐらいはいつも乗せておかなければいけない。

なんかあったときには、また買ってくるというようなことで、雨や風や雪やということで来てくれる人も少なくなる。もともとが少なくなっているのに、だんだん少なくなってしまう。本当に移動スーパーというところは、大変な状況なんだということをお聞きして、本当に40年もよく頑張ってくれましたねということで私もお礼を言ったんですけども、だけでもやっぱりボランティアではできないから、どうしてもやめざるを得ない。お年寄りが困っているというのは重々分かっているんだけど、やめざるを得なくて4年前からやめてしまったという方もここにはおりました。

菰崎では、スーパーやまとで買い物弱者支援事業ということで、やまとに委託をして、移動スーパーをやっている、それが閉店で休止をしたけども、年度内にはまた再開をするということで、やっぱり高齢者をはじめ移動手段を持たない市民にとっては、暮らしを支える欠かせない事業という、そういう認識でやっていらっしゃる。そこは同じだと思うんですね。高齢者や車を持たない人たちには、やっぱり欠かせない事業ということは、どこも同じだと思うんですけども、町としてどういうふうなことを考えていらっしゃるのかということで、お聞かせをいただきたいと思います。

○議長（柿島良行君）

遠藤政策室長。

○政策室長（遠藤基君）

お答えさせていただきます。

買い物弱者とは住んでいる地域で日常の買い物をしたり、生活に必要なサービスを受けたりするのに困難を感じる人たちということで、議員がおっしゃるとおり買い物難民とも呼ばれております。

買い物弱者が増えている原因といたしましては、郊外に大型商業施設の進出によって身近なスーパーや駅前などの商店が衰退、撤退したために身近なお店で買い物ができなくなったことや自動車を持たない人、また高齢のために運転ができなくて郊外の店舗へ行けない、また路線バス等の廃線などで交通弱者が増えたことが挙げられます。

ご質問の本町の対策といたしましては、現在、運行している乗合タクシーは、国交省の補助を受けている買い物弱者対策でありまして、その運行を担う身延町公共交通活性化協議会におきましては、運営の補助としまして年間約4千万円を町で負担しているところでございます。

乗合タクシーや町営バスは、町民のニーズに合わせまして、日常生活に欠かせない通勤、通学、町内商業施設や病院への運行に重点を置いて運行しております。

今後も利用者の利便性を考慮しながら運行をしていきたいと考えております。

また他の市町村による取り組みといたしまして店を共同出店したり、また商品を家まで届ける宅配業務や移動スーパーの運営などの事例があることを承知しております。

本町では、公共交通をご利用いただきまして町内の商業施設で買い物をしていただくことを考えております。さらに先ほど議員さんに資料をご提供してあるんですが、町が把握している情報であります。町内では町内外の移動スーパーが16業者ほど営業しているようでございますので、ぜひご利用いただきたいと思いますと考えております。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

だから、もらった資料の中にもう4年前にやめてしまったという業者もいるということなんですよ。やっぱり町として、もちろんデマンド、それはそれでいいんですけども、行けない方たちもいるわけで、移動スーパーが本当に来てくれないと食べていけないという方もいらっしゃるんで、そういう移動スーパーの方たちも大変な思いをしてやっていると思うんですね。やめてしまった方の話もそうなんですけども、やっぱりだんだん山奥の人たちも少なく、人数が少なくなって、年寄りの1人暮らしや2人暮らしでは、食べる量もそんなにないわけですから、そんなに売り上げもない中で、やっぱり高齢者のためということで一生懸命頑張っていたのが現状ではないかというふうに思うんですね。1回、やっぱりせっかく調べていただいたので、そういう方たちの話をきちんと聞いて町の対策を立てるということも私は必要ではないかなと。これが本当に正確をきいて、本当にどことどこが今どうなのかというようなことをきちんと町として把握をして対策を練るということも私は必要だと思うんですね。これだけ多く業者が行っているんだからいいではないかという、そういう問題ではないと思うんですね。もちろんデマンドはデマンドでやっていただく。それから来てもらわないと生活が成り立たないという方もいらっしゃるんだから、そういうこともきちっと考えながら本当の実態把握をまずしていく必要が私はあるのではないかなというふうに思うんですけども、それについてはどうでしょうか。

○議長（柿島良行君）

遠藤政策室長。

○政策室長（遠藤基君）

渡辺議員さんがおっしゃるとおり、これは実態把握が必要ではないかと考えております。今、乗り合いタクシーなど、できるだけきめ細かな、先ほど韮崎市の例がありましたが、やはり交通的なところが身延町は、きめ細かなことで、お年寄りが安心して買い物に行っていたような、そんな運行に心がけていますし、きめ細かな運行に心がけていると考えております。

しかしながら、その実態調査というのは、例えば本当に買い物に行けないのかどうなのか。また、本当に誰かが、身内の方が普段お一人ですが、週末には来てくれて一緒に買い物に行けるのかどうなのか、そのへんをしっかりと実態把握をした中で今後いろいろな施策が必要だろうというように考えております。これは政策的な問題以外に、やはり介護保険制度を持っている福祉の関係、それから商工を手掛けている観光・商工の関係、いろいろな面から考えた中で、どういう方たちにアンケートを取ったらいいのか、いろいろ模索していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

やっぱり実態調査からいろんな施策を展開していくのが本当だと思うんですね。どういう実態の中でお年寄り、高齢者が暮らしているのかというところの把握をまずきちんとして、それから必要な対策をしていただきたいと要望して私の質問を終わりたいと思います。

○議長（柿島良行君）

渡辺文子君の一般質問を終わります。

以上で本日の議事日程は終了しました。

本日は、これもちまして散会といたします。

ご苦労さまでございました。

○議会議務局長（佐野勇夫君）

相互にあいさつを交わして終わります。

ご起立をお願いします。

相互に礼。

ご苦労さまでした。

散会 午後 3時00分

平成 3 0 年

第 1 回身延町議会定例会

3 月 6 日

平成30年第1回身延町議会定例会(3日目)

平成30年3月6日
午前 9時00分開議
於 議 場

1. 議事日程

日程第1 諸般の報告

日程第2 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。(14名)

1番	伊藤雄波	2番	伊藤達美
3番	望月悟良	4番	赤池朗
5番	上田孝二	6番	田中一泰
7番	野島俊博	8番	河井淳
9番	芦澤健拓	10番	福與三郎
11番	渡辺文子	12番	川口福三
13番	広島法明	14番	柿島良行

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(21人)

町	長	望月幹也	副	町	長	瀧本勝彦				
教	育	長	鈴木高吉	総	務	課	長	笠井祥一		
会	計	管	理	者	笠	井	喜	孝		
財	政	課	長	村	野	浩	人			
町	民	課	長	熊	谷	司				
観	光	課	長	佐	藤	成	人			
産	業	課	長	望	月	真	人			
土	地	対	策	課	長	小	笠	原	正	人
環	境	下	水	道	課	長	羽	賀	勝	之
身	延	支	所	長	佐	野	昌	三		
生	涯	学	習	課	長	高	野	博	邦	

5. 職務のため議場に参加した者の職氏名(2人)

議会事務局長 佐野 勇夫

録音係 大村 隆

開会 午前 9時00分

○議会事務局長（佐野勇夫君）

相互にあいさつを交わします。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

（ あ い さ つ ）

ご着席ください。

○議長（柿島良行君）

本日は、大変ご苦労さまです。

出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日は議事日程第3号により執り行います。

日程第1 諸般の報告を行います。

本日の説明員として、地方自治法第121条の規定に基づき出席通知のありました者の職氏名につきましては、先の会議で一覧表として配布したとおりです。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第2 一般質問。

通告の6番、芦澤健拓君の一般質問を行います。

芦澤健拓君の質問を許します。

登壇してください。

芦澤健拓君。

○9番議員（芦澤健拓君）

それでは、通告に従って質問を行います。

はじめに木材加工メーカー キーテックが下山の峡南地域中核団地に合板の製造工場を設置するということになった経緯について、お伺いします。

町長は3月2日の施政報告で、報道では山梨県が積極的な誘致をしたというふうにされているが、むしろ本町がユニプレスとの関わりから先導役としてキーテックの誘致に成功したというふうにおっしゃっておいりました。実際そうであろうと私たちも思います。2月22日の全員協議会で説明を受けましたが、町民の皆さんにも誘致の詳細を知っていただきたい。そういう思いで、あえて本日、質問を行います。

2月9日の記者会見で下山の峡南地域中核工業団地に自動車部品メーカー ユニプレス撤退後の約2万2千坪の敷地に合板製造工場を設置するということが発表されました。久しぶりに大変明るいニュースで、報道で知った多くの町民の皆さんも大いにお喜びだったと思います。ただ扱いが一面のトップというふうなことではなくて、たしか四面くらいの記事だったというふうに記憶しておりますけれども、あまりご覧になっていない町民の方もいらっしゃるかも分かりません。

来年度、2019年度の開業ということで、来年3月までには工場を建設して4月から開業するという、そういう予定になっているようです。この工場ができれば、本町をはじめ県内の林業従事者の雇用拡大、林業の活性化、本町だけでなく町のほとんどを山林が占めている峡南

地域全体の活性化にもつながるのではないかと考えております。

東京都江東区新木場に本社があり木更津に工場があるという、このキーテックという会社はJKホールディングスという資本金約32億円の企業グループに属しているということを聞いています。今回の工場建設に向けて約67億円を投資して工場を整備するということですが、この会社に対して町としては法人税とか固定資産税などの減免措置などの優遇措置を行う予定があると聞いておりますけれども、まずその内容をお聞きいたします。

○議長（柿島良行君）

遠藤政策室長。

○政策室長（遠藤基君）

お答えいたします。

今、申されたように平成22年度よりユニプレス株式会社山梨工場様が操業を停止しておりました下山地内の工業団地におきまして、本町はユニプレス株式会社と深く関わりを持ち優良企業誘致を模索していたところ、平成29年2月28日に本町が先導役となりまして山梨県の立ち会いのもと、両者を引き合わせ現地視察等をしたことが今回のキーテックさまの企業進出につながったと考えております。

キーテックさまの進出は大変喜ばしいニュースであり、芦澤議員が申されるように地元への雇用の創出や経済効果などにより、本町はもとより峡南地域への活性化が図れるものと期待しているところであります。

そのような中で、株式会社キーテックさまが本町に企業進出することに対する町の支援措置といたしましては、まず1つ目として税の減免でございます。過疎対策のための固定資産税の免除に関する条例、ならびに企業立地促進産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例に基づきまして、どちらかの条例により製造の用に供する土地、建物、償却資産の固定資産税を免除申請により3年間にわたる税の免除措置を考えております。

2つ目といたしまして、身延町産業立地事業費助成金交付要綱の規定に基づきまして支給対象要件を満たすことによりまして、建物、機械設備などの投資経費等を助成することを検討しております。

3つ目といたしまして、身延町工業立地法に基づく緑地面積率等にかかる準則を定める条例によりまして、緑地環境施設の敷地割合を国の基準より規制緩和ができると考えております。

以上が現段階での本町における支援措置でございます。

○議長（柿島良行君）

芦澤健拓君。

○9番議員（芦澤健拓君）

本当に先ほど申し上げましたように明るいニュースでございまして、こういう企業が進出してくれることによりまして、いろんな経済効果が期待できるというふうに思います。もちろん2020年に開通するという中部横断自動車道の全線開通を見込んでのことであると思っておりますけれども、このキーテックの前に工場がありましたユニプレスという会社が撤退したわけですが、この理由は主に会社の経営方針によるものであるというふうに聞いております。ただ、以前ニプロ株式会社が進出しようとしたときに、人材不足等の問題があり挫折したというふうなことがあったということを聞いておりますけれども、そこでキーテックの受け入れについて今の時点で特に問題がないかどうか、この点についてお聞きします。

○議長（柿島良行君）

遠藤政策室長。

○政策室長（遠藤基君）

ご指摘のございました自動車製品工場の工業団地撤退の大きな要因は、企業戦略に伴う中国やメキシコ等への海外生産拠点進出や物流コストの削減であったと撤退された会社から情報をいただいておりますので、そういったことはないと考えております。

○議長（柿島良行君）

芦澤健拓君。

○9番議員（芦澤健拓君）

雇用の面では40人の新規雇用があるというふうに聞いております。もちろん林業従事者も相当、これからの仕事が増えるというふうに考えますけれども、年間約6万トンの木材を、県産材を使用してくれるということで、大変いい状況になってくるのではないかとこのように思います。もちろん、まち・ひと・しごと創生総合戦略というふうなこともありますので、新規雇用によりまして40人が新規採用されるということになりますと、本町だけでは、あるいは賄いきれないのではないかと。地元から約40人ということもございますけれども、本町の住民を優先してもらおうというふうな申し出、あるいは峡南地域を優先してもらおうというふうな申し出は可能かどうか、その点についてお聞きします。

○議長（柿島良行君）

遠藤政策室長。

○政策室長（遠藤基君）

町は新たな雇用創出を図るために、すでに企業側に対しまして町民を優先した新規雇用の申し出を行っております。今後におきましても継続して働きかけてまいりたいと考えております。

先日、行われました共同記者発表の報道におきまして、すでに町に対して採用情報を求める連絡を複数いただいております。ハローワークにおきましても新規雇用に向けて対応していただくこととなっております。また40人の直接雇用における事務員、オペレーターなどの職種や雇用形態等は近々、キーテックさまから示されることとなっております。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

芦澤健拓君。

○9番議員（芦澤健拓君）

雇用が増えるということと、この工場の進出によっていろんな経済効果が期待できるわけです。そういうことから、このまち・ひと・しごと創生総合戦略の中ではどのような取り組み、どのような組み込み方をするのか、その点についてお聞きします。

○議長（柿島良行君）

遠藤政策室長。

○政策室長（遠藤基君）

お答えいたします。

総合戦略における基本目標1、地域に根差した雇用の創出の企業支援および新規事業所の誘致に位置付けられると考えております。特に支援制度の充実として平成28年度には身延町産業立地事業費助成金交付要綱の助成対象要件である投下固定資産額を5億円から3億円に緩

和しており企業誘致の促進をしておりました。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

芦澤健拓君。

○9番議員（芦澤健拓君）

大変、前向きに取り組んでいただく形になっていると思いますけども、県産材の需要拡大ということで、この日刊木材新聞という、この新聞によりますと原木消費量は月間約1万立方メートル。山梨県産のカラマツ、アカマツ、スギを中心に近くの都県からも調達する予定であるというふうに書かれております。もちろん県産材を重点的に使っていただくということが非常に重要なことであると思いますけれども、特に南部町なんかでは木材を利用したバイオマス発電についての提案があったことなどを聞いております。

峡南5町、早川、南部、身延、富士川、市川三郷、この5町ともにこの木材の利用については積極的であるというふうに思いますけども、峡南5町の木材利用を中心にさせていただくということも考えられているのでしょうか、その点についてお聞きします。

○議長（柿島良行君）

遠藤政策室長。

○政策室長（遠藤基君）

お答えいたします。

企業からの情報によりますと県産材の供給を求めていることから、本町はもとより峡南地域の木材も県有林、私有林を問わず現地調査を踏まえて調達していくということでもございました。

報道された情報を見ますと工場は1ラインで24時間操業しまして、月間約5,700立方メートルの合板を製造する予定となっております。また原木消費量は議員がおっしゃるとおり月間約1万立方メートルと見込んでおりまして、県産材のカラマツ、アカマツ、スギを中心に近くの長野県・群馬県からカラマツ、東京・神奈川県からスギを調達する予定とされております。さらに合板製造工程で発生する端材等はチップ化して自社熱源とするほか、余剰チップは製紙工場やバイオマス発電所へ供給することも検討されているようでございます。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

芦澤健拓君。

○9番議員（芦澤健拓君）

本当にこういう私たちの住んでいる地域にとっては、素晴らしい企業の誘致であるというふうに改めて考えます。これからこのキーテックを中心にいろんな面で、例えば飲食業とか、あるいは流通とか、そういうふうなものが活発になっていくことによって身延町全体、あるいはこの峡南地域全体が発展していくのではないかと、なんとかそういうふうになってもらいたい、そういう思いがございます。私、峡南広域行政組合の議員を務めさせていただいておりますので、この今月の20何日かにある峡南広域行政組合の定例会でも、この点について一般質問をしたいなというふうに考えております。

次にみのぶ自然の里について、お伺いいたします。

みのぶ自然の里の問題については、私としては専売特許になっているような気がしておりましたけども、今回は9人の一般質問ということで何人かがこのみのぶ自然の里について取り上

げていただいておりますので、大変いいことだなというふうに思っています。

この問題は議会在議決している以上、議員全員に責任があるというふうに考えておきまして、あるところで反対している議員のほうが本当にみのぶ自然の里を考えているのではないかというふうに言われたこともあります。そんなつもりでおりますので、ぜひその点を踏まえて答弁をよろしくお願ひしたいと思ひます。

2月1日にオープンして1カ月が経過したわけですが、利用者数につきましては何回も一般質問の中でも取り上げられておりましたけども、売上金額についてはお聞きしていないのではないかと思ひますので、売上金額と、できれば客単価も教えていただければと思ひます。

○議長（柿島良行君）

佐藤観光課長。

○観光課長（佐藤成人君）

お答えをさせていただきます。

2月の利用実績でございますけれども、人数はよろしいでしょうか。売上額につきまして、ご説明をさせていただきます。

宿泊料15万3,468円。食事代21万8,298円。体験料6,480円。使用料5,184円。その他4,032円。合計38万7,462円です。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

芦澤健拓君。

○9番議員（芦澤健拓君）

細かい数字でありますけれども、これで経費との関係としてはどうでしょうか。ペイしているんでしょうか。

○議長（柿島良行君）

佐藤観光課長。

○観光課長（佐藤成人君）

経費につきましては現在、計算をしているところでありまして、そこまではまだ計算してございません。今年度、2月、3月の計画を、1月16日に全員協議会にて変更につきましてご説明をさせていただきました。その中で施設の業務の収入は今年度は112万8千円という計画でございます。それに対しまして2月が38万7,462円。3月につきましては利用申し込み状況からしますと128万236円になる見込みでございます。合計しますと166万7,698円となりまして、一部見込みでございますけれども53万9千円、計画を上回るような計算になっております。実際の収入につきましては、計算しているところでございますので、計算ができ次第またご提示ができるようにしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

芦澤健拓君。

○9番議員（芦澤健拓君）

先ほどちょっと細かいというふうに申し上げましたけれども、実際はこういう細かい数字の積み上げで自然の里も成り立っていくことになると思ひますので、その点はよく細かくチェックしていただいて、この売上金額も客単価も伸びるような形を取っていただきたいと思ひます。

2番目に交付金に関してですけども、以前、2回目の交付金申請時に新たに食堂施設を設けるべきであるというふうな附帯条件があったというふうに聞きましたけども、施設の中では食堂というふうになっていた場所が実際には食堂ではなくて研修用の会議場のような形になっていると思いましたが、この点は交付金の支給に特に問題はなかったのでしょうか、お聞きします。

○議長（柿島良行君）

佐藤観光課長。

○観光課長（佐藤成人君）

お答えをさせていただきます。

新しく建設した建物は食堂としても使えますし、研修の場としても使えるようになっております。竣工式のときには、本当は新食堂でパーティを行いたかったのでございますが、お客さまの人数が多かったため旧食堂で行った経過がございます。

竣工式当日、ご来賓の皆さまに施設をご案内したときも、食堂としても使いますし、利用がないときは企業などの研修にもご利用いただけますと、ご案内をさせていただいたところでございます。

また、利用者の中には宴会を行う方もあろうかと思っております。そういうときに食事場所を、宴会の場所と他のお客さまと分けてご利用いただいた方がお客さま同士も気兼ねなく食事をお楽しみいただけるものと思っておりますので、交付金申請に問題はないというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（柿島良行君）

芦澤健拓君。

○9番議員（芦澤健拓君）

ということは、交付するほうで認めてくれたというふうに考えてよろしいのかもしれませんが、私たち議員として竣工式に参加したときに、あの場所には厨房がなく給湯設備だけで、実際の厨房からは相当離れているように感じられましたけれども、実際に食堂として使用する場合には厨房からあそこまで運ばなければいけないんですね。そうするとかなり時間的にもかかると思うんですけども、その点についてはどんなふうに今後、対処していく予定なのか。

○議長（柿島良行君）

佐藤観光課長。

○観光課長（佐藤成人君）

お答えをさせていただきます。

議員さんがおっしゃるとおり食事等をそちらまで運んでご利用いただくというふうになってございます。たしかに温かいものは温かく、そういうふうに食べていただくことが大切だと思っておりますが、そういうことにも注意しながら職員で対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

芦澤健拓君。

○9番議員（芦澤健拓君）

できるだけお客さまを中心に考えていただかないと今後の経営に差しかえるんじゃないかと思しますので、よくそのへんを工夫して対処していただきたいと思います。

1月29日に議員は身体障がい者福祉会の皆さんと懇談会を実施いたしました。そのときに福祉会の木内会長から、みのぶ自然の里はバリアフリーになっているのかというご質問がございました。その点について、私たちもちょっと確信がなかったので答えられなかったんですけども、1月31日に竣工式がありまして、そのときに見せていただきましたけども、バリアフリー化はされていないんじゃないかなというふうに思いましたけども、私の勘違いであるといけませんので確認させていただきます。

○議長（柿島良行君）

佐藤観光課長。

○観光課長（佐藤成人君）

お答えをさせていただきます。

施設につきましては、既存の施設を利用しているためバリアフリーになっている部分もありますが、そうでない部分もございます。自然の里をお使いいただくときには、基本的に付き添いの方の介助によりご利用いただくことになっておりますが、お手伝いが必要になりましたら職員が介助のお手伝いをさせていただきます。

以上です。

○議長（柿島良行君）

芦澤健拓君。

○9番議員（芦澤健拓君）

バリアフリー化についての予定はないんでしょうか。

○議長（柿島良行君）

佐藤観光課長。

○観光課長（佐藤成人君）

まだオープン後、間もないということで様子を見てまいりたいと思っております。また先般、バリアフリー観光の講演会がございました。2月27日でございます。これにつきましては、私ちょっと行けなかったんですが資料をいただきました。観光においてすべてのバリア、障害を取り除くことがバリアフリーというわけではありません。観光のバリアフリーで大切なのは身体の不自由な旅行者本人が何を楽しみたいかということです。障がい者だからユニバーサルデザインで行き届いたところにしか行けない旅行しかないというのは大きな間違いであるというふうな考えもあるようでございます。先ほど申しましたようにまだオープン後、間もないので様子を見ていきたいと思っておりますが、必要に応じまして改修工事等を考えていきたいと思っておりますが、自然の里は現状を丁寧に説明して、現状でご利用いただけるような最大限のサポートをしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

芦澤健拓君。

○9番議員（芦澤健拓君）

少なくとも玄関前ぐらいは、バリアフリーにしておいたほうがよろしいんじゃないかと思

ます。たしかにこのバリアフリー化がすべて、完全になるというにはかなり費用もかかることだと思いますし、ただしこういうことがないと来年はオリンピック・パラリンピックもございませぬので、そういうお客さまを引き寄せるためにもそういうものが必要ではないかと思ひますので、ぜひできるだけ早めにこのバリアフリーについては考えていただきたい、そのように思ひます。

4番目に地産地消と食堂の利用者の反応はということで、食事は基本的に地産地消で提供するというものでしたけれども、今はまだ十分に地産のものもないでしょうということなので、あまりそれを強調することもどうかと思ひますけれども、今のメニューに対してどのような反応を見せているのか、利用者の反応についてお聞きします。

○議長（柿島良行君）

佐藤観光課長。

○観光課長（佐藤成人君）

お答えします。

地元の区長さんに食材の提供の話をして、ご了承をいただけるということは先般の議会のときにもご報告をさせていただきました。また峡南地域の食材も地元の食材として使ってまいりたいということもご報告をさせていただいたところです。

現在お出ししている料理のほとんどに地元の野菜が使われております。野菜、それから湯葉、豆腐などを使用しております。また産業課からあけぼの大豆の拠点施設で加工しました冷凍あけぼの大豆、むき枝豆を優先的にご提供いただいております。随時、新たなあけぼの大豆の料理が考案できるようになっておりますので、新商品の開発にも一役かっているのではないかと思っております。

次に利用者の反応でございますが、オープンして日が浅いのでございますが、アンケートから読み取りますと全体としまして「普通」「ややよい」「よい」などのご意見をいただいております。食事につきましては、郷土料理に対して「おいしい」「どれもおいしかった」「大変よい」などの大好評をいただいているところでございます。

また自主事業として実施しておりますピザ作り体験につきましては「生地を自分たちでこねたり、炭を扱ったり、普段できない貴重な体験をすることができました」「大変よい」というふうなご意見を多く聞かれているところでございます。

以上です。

○議長（柿島良行君）

芦澤健拓君。

○9番議員（芦澤健拓君）

お客さまが満足していただければ、それで結構です。私たち、竣工式に呼ばれたときには周囲の山々には雪が残っておりまして、ちょうど寒波もきていたということで大変寒かったんですけども、特に2月に利用してくださったお客さまのほうからは、その寒さについての苦情等はなかったのか。先日、テレビの11チャンネルで放映がありまして、その際に囲炉裏の宣伝をしておりましてけれども、大変、その囲炉裏がある場所は暖かそうに見えましたけれども、暖房器具の使用等による光熱費と宿泊利用料とのバランスを考えると、冬季の営業についてちょっと私としては疑問があるんですが、そのようなことは杞憂に過ぎないのかどうか、その点についてお聞きします。

○議長（柿島良行君）

佐藤観光課長。

○観光課長（佐藤成人君）

お答えをさせていただきます。

今年は自然の里に限らずラニーニャ現象により全国的に気温が低く、大変厳しい冷え込みが続きました。宿泊していただきました皆さまからいただいたアンケートの中で、お一人の方から脱衣所と洗面所が寒かったというご意見をいただきました。この件に限らず利用者の皆さまからのご意見につきましては、経営指導のアドバイザーと自然の里のスタッフ全員で共有し、対応策を検討して改善につなげるシステムとなっております。

このお客さまのご意見の対応としましては、脱衣所につきましては、暖房器具が設置してありましたが、お客さまが操作の方法が分からなかったため、温度調整ができなかったということでございましたので、温度をすぐ上げる措置を取りました。また洗面所につきましては、暖房器具を設置し快適に使用できるように対応したところでございます。

次に冬季の営業は控えるべきではないかということでございますが、先ほどもお答えいたしましたけれども、施設のオープン後2カ月の実績を見ても大勢の方のご利用がありました。また現在は自然体験ブームで冬にキャンプやアウトドア体験を楽しむ家族連れが増えているようでございます。夏のキャンプと違いまして家族や仲間同士でたき火を囲んでの団欒や食事をとるなど今までとは違った冬のレジャーが大人気でございます。

先日もNHKの全国放送で雪の上でキャンプをしたり、雪の上に寝転んだり、たき火をしながら家族でおでんや鍋を囲んでいる大勢の方々の映像が流れたところでございます。

冬は虫も少なく、また木の葉も落ちているため野鳥が探しやすく、野山を歩くと発見が数多くあるようです。そういう点で、自然の里は大自然に恵まれた施設で町内の他の宿泊施設とは違う体験型の利用ができます。週末、家族で遊休農地を利用した農業体験や満天の星空を体験いただくなど、自然を生かした事業を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

芦澤健拓君。

○9番議員（芦澤健拓君）

とにかくお客さま第一ということで、いろんな点について配慮をしていただくということが大事であると思います。

実は私の娘が梨大の留学生のお世話係を担当しておりまして、2月27日に留学生と日本人学生約10数名で利用させてもらったようですけども、学生も付き添いの職員も大変、この自然の里が気に入って、また使いたいとおっしゃっていたそうです。

そこで提案でございますけれども、COC+で県内を含め約11の大学との連携があるということで、この際、ゼミの合宿とか研修に利用してもらえよう働きかけを強めたらどうかというふうに思います。ただ、ゼミとか研修に利用してもらうにはプロジェクターはじめスクリーン等、それなりの設備が必要であると思いますけども、このへんについてもできるだけ金がかからないようにレンタルとかリースとか、そういうふうなことで対応していただければと思います。

次に、これは平成28年度の決算審議に関する昨年9月定例会についての議会だより第

52号に対する議会広報モニターさんからの声を町民からの声として取り上げさせていただきましたので、これについて質問させていただきます。

本日、新聞に発表されておりましたので、1番については、リンケージ農園のことですけれども、これについて、20何区画、100平方メートルずつに分けて利用することがもうすでに新聞に掲載されておりましたので、もし新聞に掲載された以上のというか、ほかに何か情報があればお聞かせいただきたいと思います。

○議長（柿島良行君）

望月産業課長。

○産業課長（望月真人君）

お答えします。

本日の新聞以上の情報はないわけですが、現在この管理運営を特定非営利活動法人みのぶ観光センターと1月に業務委託を締結し管理運営業務を委託しております。今後につきましては、みのぶ観光センター、政策室、観光課と連携し田舎暮らし体験施設、空き家・土地バンク利用者等に広く利用を募り、本町に滞在する機会を増やし、移住定住につなげリンケージ人口の増加を図りたいと考えております。

なお、今後の整備予定につきましては、申し込み状況を見ながら検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

芦澤健拓君。

○9番議員（芦澤健拓君）

申し込み状況というか、予約のようなものは今のところどうなんでしょうか。

○議長（柿島良行君）

望月産業課長。

○産業課長（望月真人君）

お答えします。

問い合わせは数件ありますが、現在まだ契約までは至っておりません。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

芦澤健拓君。

○9番議員（芦澤健拓君）

契約をして利用するということになるということらしいですけども、できるだけ多くの人がこれも利用していただけるような形になればいいなと思います。

次に特別委員会の委員長報告に対して介護保険特別会計については、介護予防事業費が前年度比較で54.9%削減されたということだが、この削減分をいろんなところで実施されております、いきいき百歳体操の参加者にポイント制で還元したらどうかというご意見がございました。若返り運動教室事業を見直して、いきいき百歳体操に切り替えたということで、この予算が54.9%削減されたということなので、これをいきいき百歳体操に利用することは別に問題ないんじゃないかということを感じますけども、この点についていかがでしょうか。

○議長（柿島良行君）

穂坂福祉保健課長。

○福祉保健課長（穂坂桂吾君）

ポイント制の導入につきましては、百歳体操参加者の意欲を引き出す方法、手段として検討対象の1つとなり得ると思いますが、単年度において予算の節減ができたといえども、そのための財源を介護保険特別会計において長期的・安定的に確保できるかという点も考慮しなければなりません。また現実問題として、介護予防事業を含む地域支援事業の全体を見ますと在宅医療介護連携推進事業、あるいは認知症施策推進事業などの新規事業に取り組むことが求められておりました、当面はこれらの事業に財源を振り向けていく必要があるというのが実情であります。

以上です。

○議長（柿島良行君）

芦澤健拓君。

○9番議員（芦澤健拓君）

もちろんこの削減が、これがすべて使えるというふうなものではないでしょうけども、このいきいき百歳体操がかなり事業が拡大しているということを知っておりますので、今後、できるだけこういう声があるよということを考えていただいて、ポイント制の導入などを考えていただければと思います。

次に常任委員会レポートに対する意見として、田舎暮らし体験施設、これの利用状況、今後の見通しについて知りたいというご質問がありました。移住者の受け入れとか空き家の利用を促すための体験施設でありますけども、利用状況と今後の見通しについて改めてお聞きいたします。

○議長（柿島良行君）

遠藤政策室長。

○政策室長（遠藤基君）

お答えいたします。

本町の田舎暮らし体験施設は、平成25年から古長谷館、古関館、清子館の3棟で現在までに7件の利用がございました。またそのうち3名は空き家バンクを通じまして、町内の貸し物件を成約いたしました。現在3棟すべて貸し出し中ですが、田舎暮らし体験施設の利用者が1人でも多く本町への移住定住につながればと考えております。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

芦澤健拓君。

○9番議員（芦澤健拓君）

利用数が非常に少ないというふうな今、感じたわけですが、田舎暮らし体験施設のPRはどのようになっているのでしょうか。

○議長（柿島良行君）

遠藤政策室長。

○政策室長（遠藤基君）

今、利用数が少ないというようなご意見でございますが、7件といえども最長2年まで

借りることができますので、平成25年からの利用であれば十分な件数であろうと考えております。

また、この田舎暮らし体験施設の利用のアピールにつきましては、東京とかそれぞれのところに行きまして移住定住のPRをするわけでございます。そのときにも先ほどのリンケージ農園も含めた、身延町の魅力を訴えながら体験施設のこういったPRもしているところでございます。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

芦澤健拓君。

○9番議員（芦澤健拓君）

次の消防団に関する条例について。機能別消防団員は何かというふうなご質問がありますけれども、これについては次の議会だよりあたりで説明していただければ、それで十分かと思いますので次に移りたいと思います。

平成28年度の町内施設の運営状況ということで数字的なものを掲載したところ、非常にこれに関しては、今まで知らなかったけども大変よく分かったとか箱もの経営は町の負担が大きいことがよく分かったと。もっと町民を惹きつけるような企画を増やしていったらどうかというふうなご意見とか、町民を含め町全体で運営について考えていかなければならないと思うがというふうな質問、あるいは希望のようなものがありました。

湯之奥金山博物館をはじめ総合文化会館、和紙の里、なかとみ現代工芸美術館、門野の湯、下部温泉会館などの諸施設がありますけれども、すべて赤字経営ということで、大変町としても苦慮している状態であると思えます。一時この箱ものを造るというのは各町において流行したようなことがありましたので、今はその箱ものをどういうふうにしていくかということが大変難しい状況にきているということは、よく町民の方々も理解していただけていると思えます。

この施設の運営については、各施設ごとに運営委員会で検討しているというふうな話を聞いておりますので、この点につきましても割愛させていただいて次の質問に移りたいと思います。

町長あいさつに対して旧原小をあげばの大豆の拠点施設として活用するということだが、他の廃校となった校舎の有効利用を考えてほしいというご意見がありました。ほかにもまず閉校ありきで、閉校後の校舎の利用については考えていなかったのではないかというふうなご質問もございました。学校統廃合の問題を討議する中で前町長は、まさにこのご意見のとおりです。まずは閉校ありきで物事を進めてきたように感じております。

閉校後の校舎の活用については、非常に各地区でもいろんな質問・意見が出るようになっておりますけれども、この閉校後の校舎の利用についてどのように考えているか、あるいは周辺住民の意見を集約するようなことは考えているのかどうか、その点について併せてお伺いします。

○議長（柿島良行君）

鈴木教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

お答えをさせていただきます。

これまで、いずれの学校も学校統合が行われるまでは閉校後の校舎についての利用策の具体的な検討は議員、今お話しのように検討はされませんでした。学校統合準備委員会などにおいては閉校後の施設について、話題になったときには地域の要望があればお聞かせをいただき

たいというお話をしてきたところでございます。

また今年度は大河内小学校のPTAからすでに昨年の9月でありますけども、町長また教育長へ校舎の再利用に関する要望書という形でいただいております。

また大河内学区内の各区へもその要望内容をお伝えするとともに意見等を求めてまいりました。現在は庁内の関係部署による検討を重ねておるとい状況でございます。

○議長（柿島良行君）

芦澤健拓君。

○9番議員（芦澤健拓君）

各地区でおそらくこういう廃校舎の利用を考えなくてはいけないという人たちがいらっしやると思うんですけども、今回、大河内小学校については早く、その点について取り組みが進められたということで、大変いいことではないかなと思います。この点については今後、私たちも下部地区でどんなことが可能なのかということを考えていきたいと考えております。

以前、横浜の市議会議員をお呼びして、いろんな利用について検討していただけないかというふうな話し合いをしたということ、この場でも申し上げたと思っておりますけども、そういうふうに、できれば今の現状のままでというか、学校の校舎をそのまま利用できるような形で利用してもらえればというふうな希望を、おそらく各地の町民は考えているのではないかなというふうに思います。

もちろん学校として利用できるかどうかということに関しては、またあれですけども、例えば看護学校とか、専門学校の施設として利用できれば一番望ましいわけですけども、いろんな構造を変えて老人の保養施設ですとかそういうもので利用しているところもあるようですので、この点についてはまた今後各地区でいろんなことを考えていく必要があるのかなと思います。

次に一般質問に対する意見として、下部地区の廃校利用が進まないのは交通の便が悪いからではないか。三沢・市之瀬バイパスができれば条件がよくなり、利用価値が高まるのではないかというご意見がありました。この件につきましては私何回も一般質問でも、前回の選挙の街頭演説でも訴えてきたことでもありますけども、下部地区の皆さん、特に長年、甲府方面に通勤している人たち、あるいは市川三郷方面から本町に通ってきているような人たちにとってみれば、この県道9号線のわらび平峠のたくさんのカーブと冬の凍結には皆さん、大変悩んでおられるというのはご存じのとおりでありまして、今年の積雪でも峠道で6台の車がスリップして、そのうち3台は使用不能になってしまったということも聞いております。この件につきましては、同じような質問を何回もしておりますので、同じ答弁になってしまうかも分かりませんが、一応、町民からのご意見ということで改めて答弁を求めたいと思っております。

○議長（柿島良行君）

水上建設課長。

○建設課長（水上武正君）

お答えいたします。

平成29年第3回定例会での芦澤議員の一般質問の答弁と重なりますが、三沢・市之瀬間バイパスにつきましては、町の活性化に寄与するとともに大規模災害時の緊急輸送路に対応できるものと考え、今後も引き続き県に検討していただけるよう要望してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

芦澤健拓君。

○9番議員（芦澤健拓君）

ぜひ、その点については今後も努力をしていただきたいと思います。

同じく一般質問の中で、国保税は本当に高いと思う。早急に引き下げに取り組んでもらいたいというふうなご意見がありまして、議員全員協議会で今年度、国保税制度の改正で幾分、国保税が減額されるということが発表されましたけども、国保税の減税が難しいのは医療費が減らせないということが原因であることは承知しておりますけども、町民の皆さんにも分かっていただけるように周知をしていただきたいと思いますということで、これについてもご説明をいただきたいと思います。

○議長（柿島良行君）

熊谷町民課長。

○町民課長（熊谷司君）

お答えいたします。

平成30年度から始まる新しい国民健康保険制度では、保険税率の決定において、その町の医療費にかかる水準が大きく影響するようになっていきます。身延町の1人当たりの医療費にかかる水準は平成28年度で山梨県の27市町村のうち一番高い水準になります。したがって、保険税率を引き下げていくには、この医療費にかかる水準を下げることが重要になります。町としましては医療費抑制のために健診率の向上、生活習慣病予防など、なお一層の取り組みを実施していくとともに、引き続き広報みのぶなどにおいて身延町国保の現状や医療費の削減のお願いなどの周知に努めていきます。

なお、平成30年度は税率の見直しを行い、本定例会において条例改正案を提案していきます。具体的には国民健康保険財政調整基金などの活用により、被保険者1人当たり平成29年度と比べて平均で年額4,740円の負担軽減を実施するものです。

以上です。

○議長（柿島良行君）

芦澤健拓君。

○9番議員（芦澤健拓君）

この問題は本当に難しいというか大変な問題で、今後も国保税については私たち議員も真剣に取り組んでいかなければいけないという問題であるというふうに考えております。

次に森林環境税について国と県との整合性を考えて実施してもらいたい。二重納税に反対するという、これは当時の深澤勝議員が一般質問で質問した事項で、それに対してまた討論でもこういう討論があったということで、これに対するご意見だと思います。

森林環境税につきましては、国会で実施する旨の決議がされていると思いますけども、もちろん本町を含めて7割以上が森林であるというふうなわが国では、その森林を整備することは非常に重要なことであるということは理解しております。ただし、国と県との二重納税には反対するという町民の声は十分に理解できるものであるというふうに考えます。

このたびキーテックの進出という経緯もあり、ますます森林整備の必要性、重要性が高まっている現状では、森林環境税の必要性も理解していただけることだと思いますけれども、二重納税になっていないことも含めて町民へのご説明をお願いいたします。

○議長（柿島良行君）

佐野税務課長。

○税務課長（佐野和紀君）

質問にお答えをいたします。

県は山梨県森林環境保全基金事業のために、県税として森林環境税を平成24年度から導入をしております。一方、国は森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から新たに国税として森林環境税を来年の税制改正において、平成36年度に創設することを閣議決定しました。平成30年の1月29日に市町村林務関係課長等会議が開催をされまして国および県がそれぞれ主体となって推進してきた施策を整理し、引き続き意見交換を進めるとの国からの資料提示がありました。今後、正式な施策の方向性が示されると思いますので、町としましては国および県の動向に注視していきたいと考えております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

芦澤健拓君。

○9番議員（芦澤健拓君）

二重課税にはなっていないというふうに私は理解していたんですけども、そうではなく、今のところは県の森林環境整備に関する税金だけで、国税は36年度からというふうなことらしいんですけども、これはできるだけ、こういう二重課税がないような形になることを国民として希望するというふうに考えていきたいと思っております。

最後のみのぶ自然の里に関しましては先ほども質問いたしましたので、これについても割愛させていただきます。

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（柿島良行君）

芦澤健拓君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。

再開は10時10分とします。

休憩 午前 9時56分

再開 午前10時10分

○議長（柿島良行君）

休憩前に引き続き、一般質問を再開します。

次は通告の7番、田中一泰君の一般質問を行います。

田中一泰君の質問を許します。

登壇してください。

田中一泰君。

○6番議員（田中一泰君）

通告に従いまして質問させていただきます。

まず先日、身延断層が活断層の指定ということで、皆さん、大変なことになったなと私も思いましたけども、それについて町の対応を伺いたいと思っております。

皆さんご存じだと思いますけれども身延断層、身延から南部、富士宮にかけての長さ20キ

ロメートル、幅20から30キロメートルのものだそうです。そして長期評価を見ますと北部は、身延のほうですね、西側が隆起する逆断層であると。可能性としてはマグニチュード7で1メートルから2メートル隆起する可能性があるということだそうです。そして、ほかにも平均的なずれの速度、平均活動間隔、最新活動時期というものは不明であって、今のところ分からないことが多いという断層だそうです。基本的にはこれから調査が必要になって、ほかの断層と同じように何年経ったら起きますよというそんな可能性も、不明なことが多い断層であるということで安心していいのか、なおさらこういうふうにな不安が募るのかということですけども、それについて町としてはどういう対応を考えているのか、答弁をお願いいたします。

○議長（柿島良行君）

笠井総務課長。

○総務課長（笠井祥一君）

お答えをさせていただきます。

身延断層につきましては、平成29年2月21日に政府の地震調査研究推進本部政策委員会によりまして、16の断層とともに主要活断層に追加指定をされました。以前にも1960年代に身延衝上断層としまして平成25年に活断層として公表をされております。平成27年4月24日の身延断層の長期評価等によりましてと位置および形態につきましては身延町、南部町、富士宮市付近にかけて北北西から南南東方面に伸びる断層であり、地表で確認できる長さは約20キロメートルであるとされております。

過去の断層活動につきましては平均的なずれの速度、平均活動間隔、最新活動時期はいずれも不明でございます。活動時の地震規模につきましては、歴史時代に発生した確かな被害地震は知られておりませんが、地下の断層面の長さなどに基づくと本断層が1つの活動区間として活動した場合、マグニチュード7.0程度の地震が発生する可能性があるとしてされております。

このとき1回のずれ量は2メートル程度。北部では断層近傍の地表面で断層の西側が東側に対して相対的に1メートル程度、高まる段差やたわみが生じる可能性もあるとされておりますが過去の活動に関する情報が得られていないため、今後調査の必要があるとされております。

町ではこの追加指定を受けまして、平成29年5月の広報みのぶで主要な活断層として指定されたことをお知らせするとともに、家屋に対する耐震補助等を再度周知をしております。

県および町の防災計画につきましては、今後の調査等の進捗によりまして明らかになった項目から加筆修正等を行っていくこととなります。

町といたしましても防災対策、災害対策のさらなる強化を図っていく必要があると考えております。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

田中一泰君。

○6番議員（田中一泰君）

たしかにそういうことで、耐震力の強化ということがまず町民の命を守るためには必要なことではないかなと思います。そして特に阪神地震でもありましたけども、古い耐震強度の弱い住宅というのが大体壊滅していると、そういう状況があります。そして身延町でも今、課長が言われたように耐震診断とか改修事業、改修設計事業、シェルター事業とか取り組んでいるのは分かりますけれども、ここでまず伺いたいことは昭和55年以前の建物、耐震基準が不足で

あるということですが、この耐震診断、今まで身延町において何戸、その耐震診断が済み、そしてその補強が必要な住宅、何戸が対策をしてあるのか。そしてもう1点、診断必要戸数、要するに55年以前のそういう建物は何戸あるのか、そこを把握しているのかどうかお伺いします。

○議長（柿島良行君）

水上建設課長。

○建設課長（水上武正君）

お答えいたします。

耐震診断事業の戸数につきましては、平成15年度から平成29年、現在までの間で町内428戸の耐震診断が終了しています。

続きまして、耐震改修事業につきましては平成17年度から平成29年度現在まで建て替えが11戸、耐震改修が13戸、耐震シェルター設置が1戸で計25戸が実施済みとなっております。

続きまして、耐震診断必要戸数であります、平成28年3月改正の身延町耐震改修促進計画書の数値となりますが、昭和55年以前の木造住宅は町全体で5,552戸となります。

○議長（柿島良行君）

田中一泰君。

○6番議員（田中一泰君）

そうすると今までで428戸、現在あるのが5,500戸となると1割ぐらいいいという状況です。これはなかなか進まない理由もあると思うんですけども、町としてすべきことは、その危険性を認知してもらい、町民の人たちに認知してもらい、そしてどういう対策が有効なのか。少しでも命を守るために例えば家を改修する、これは予算的なこともありますから、なかなかすぐにできないことの場合に、どういう防災の対応をしていくかということを知ることが一番、命を守るために必要なことだと考えます。

そして今言われたように、15年から29年の間に428戸。そして29年度の一般予算の補正を見ますと予算が301万円ありながら実施は175万円。この耐震関係の。この126万円が実施されないで減額補正をしようと今回提案されています。ということは私が考えると積極的に耐震診断をしてもらい、補修をしてもらうという姿勢が行政の中にはないのではないかと。件数をやっていくというような、そういう計画の数字というものをもち行政をしていないのではないかと危惧があります。

そして30年度の予算を見ましても、この耐震の関係が全額で2,826万8千円が予算化されているわけですが、これに耐震工事の中に2,430万円というのがありますけども、これが何に当たるかは今はいいんですけども、それ以外の耐震強化の部分について、件数、当然、件数を予測しながら予算を立てていると思うんですけども、それをどのように実行していくのか。その計画がないと今年度は、例えば耐震を見ますと67万5千円とあるから、これは何件を予定しているのか、私、今の時点で分かりませんが、その件数をやる、消化するためにどういう努力を考えているのか、もし答えられるものなら答えていただきたいと思えます。

○議長（柿島良行君）

水上建設課長。

○建設課長（水上武正君）

お答えいたします。

耐震診断につきましては、先ほど説明させていただきました、木造住宅の耐震診断は無料です。耐震診断を受ける方は毎年一定数ありますが、診断終了後、耐震設計を行い改修にかかる費用等算出を行い、いざ耐震改修となりますと個人負担が非常に多額となることから住民の方も悩まれているところであります。町といたしましても、自分の生命、財産を守っていただくためにも補助制度を利用していただけるよう今後もPRを続けていきたいと考えております。

以上であります。

○議長（柿島良行君）

田中一泰君。

○6番議員（田中一泰君）

そうすると普通、事業を考えるとそれをやりきるというためには、目標の数字を大体持つんですよね。そうすると今の67万5千円を耐震診断に予算として挙げているけども、ここは何件を予定していながら、この金額を出したんでしょうか。

○議長（柿島良行君）

田中議員、今の質問に入っているわけですね。予算関係に相当、言及されておりますけども、診断の戸数関係の通告をされておまして、予算関係について通告がされておますので、もしこの戸数が理解できた場合においては、予算関係については予算委員会もありますので、そのへんで詳細に質問をなさったらいかがかなと思いますけども、いかがでしょうか。

○6番議員（田中一泰君）

承知しました。場を変えまして、そこについてはまた質問したいと思います。

最終的に言いたいことは行政として結局、町民の命を守ることが一番肝心だと思うんです。そのために、この耐震の予算も立てている以上、それをやっぱり消化して、もっとできれば、残っている5千のものを何年でそれを耐震やるのか、そういうこともよく考えて計画をしていただきたいなと思います。

そして次に町の自然災害に対する組織の形ということを知っているんですけども、町長を筆頭にできていると思うんですけども、大まかな組織の形を教えてくださいなと思います。

○議長（柿島良行君）

笠井総務課長。

○総務課長（笠井祥一君）

お答えをさせていただきます。

災害に関する配備体制につきましては地域防災計画に基づき第1、第2、第3配備の3段階の基準により職員を配備することとなっております。

なお、さらなる防災対策の充実、体制強化等を図っていくため平成30年度から新たに交通防災課を設置することといたしました。今定例会に議案第4号 身延町行政組織条例の一部を改正する条例を上程させていただいておりますので何とぞご理解をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

田中一泰君。

○6番議員（田中一泰君）

今、課長のお答えの中にありましたように交通防災課を30年度から始めるということで、町が防災に対して本気で取り組むという仕組みができてきているということで、それは非常に期待します。これからいつあるか分からない災害、そして身延活断層という指定があった中で町民の不安というものはすごく大きくなっていると思うんですね。それに対して町はこういう形で町民の命を守るためにやっていくという1つの形が示されたということ、そしてこの実行性のあるものにしてもらいたいと思います。

続きまして、総合戦略の観光振興を身延の活性化の中の本当に軸に置いていると思いますが、その中で望月町長が最近よく言われる交流人口を増やすということですが、交流人口の拡大とありますが、交流人口の定義を、どういうことを考えているのか教えていただきたいと思います。

○議長（柿島良行君）

遠藤政策室長。

○政策室長（遠藤基君）

お答えいたします。

交流人口とは、その地域を訪れる人のことで、その地域に住んでいる定住人口に対する概念であります。その地域を訪れる目的とは通勤、通学、買い物、文化鑑賞、学習、習い事、スポーツ、観光、レジャー、アミューズメントなど特に内容は問うておりません。過去には人口は増えるものという概念があり、人口増を図ることが行政の目的とされてきました。しかしながら本町においては少子高齢化が一段と進み、定住人口の増加を求めることは困難となっております。このため定住人口ではなく交流人口を増やすことによって地域の活力を高めようということを総合戦略では目標としております。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

田中一泰君。

○6番議員（田中一泰君）

交流人口の中には観光客も含まれるのでしょうか。

○議長（柿島良行君）

遠藤政策室長。

○政策室長（遠藤基君）

含まれております。

○議長（柿島良行君）

田中一泰君。

○6番議員（田中一泰君）

ということは観光客を増やすということも1つの方法であるし、今、盛んに行われている移住を進めるということも当然そうだと思います。

その中で平成27年につくりました総合戦略の中で、平成31年度における観光入込客数の目標が出ていますよね。26年度が161万3,646人。平成31年度に200万人を目指すという総合戦略を掲げております。今現在、29年、今の28年の人数が何人来ているのか、今、この手元に分かりませんが、例えば27年の実績を見ますと157万2,952人、

同じ統計の数値ですけども、96.4%、減っているわけですよ。これがあと30年、31年の間に200万人にするために町は何をどうしようかなことをしていくのか。そここのところの修正、当然、目標達成のためには目標の修正も必要だし、戦略のやることの修正も当然必要だと思いますけども、現時点で31年の200万人、なかなか厳しい数字ではないかと思っておりますけども、その観光振興について町の考え方をお伺いします。

○議長（柿島良行君）

佐藤観光課長。

○観光課長（佐藤成人君）

お答えします。

身延町まち・ひと・しごと創生総合戦略で、先ほど議員さんがおっしゃいましたように平成31年度の入込客数の目標数字を200万人と定めております。現在もその200万人ということで事業を進めているところでございます。

以上です。

○議長（柿島良行君）

田中一泰君。

○6番議員（田中一泰君）

今、その事業を進めていることは当然なんですけども、どういう事業でどうしようとしているのかを聞いているんです。

○議長（柿島良行君）

佐藤観光課長。

○観光課長（佐藤成人君）

お答えをさせていただきます。

例えば、しだれ桜の里づくり事業でありますし、また自然の里事業でもございます。町全体の観光を進め、観光客が利用しやすく、訪れやすい観光行政を進めているところでございます。

以上です。

○議長（柿島良行君）

田中一泰君。

○6番議員（田中一泰君）

今言われたように29年度からトイレの洋式化、そして観光案内看板の改修、一つひとつ積み上げていることもよく分かります。そういう積み上げの中で身延の魅力が上がっていった観光客も増えてくれているんだなと思いますけども、大切なことは実際にその人数がどのくらい増えているかとか、そういう数字で捉えられるものは数字で捉えて考えていけないと思うんです。だから28年の数字を今、観光課でつかんでいるのかどうか分かりませんが、その差異を埋めていく努力をしていかなければならないし、例えばしだれ桜ってまだまだ先というか、すぐの効果ってなかなか期待できないところだと思うんですけども、それがうまくいったときにしだれ桜が集客していきますよね、身延町の町。例えば河津桜を見ますと桜のシーズンに93万人、人が寄るそうです。そして一番多いところでいうと弘前なんかでも200万人、上野でも200万人と。そういうことを参考にするとはいけませんけども、では、そのしだれ桜で身延町ではその観光客、日本一のしだれ桜の里をつくったときに何人を呼ぶのを目標としているんでしょうか。そのシーズンに20万人とか30万人を呼びたくて、今の計

画をしているとか、そういう目標数字がありましたら教えてください。

○議長（柿島良行君）

佐藤観光課長。

○観光課長（佐藤成人君）

お答えをさせていただきます。

身延山久遠寺境内にある樹齢400年以上のしだれ桜とクラフトパーク内に植栽した、しだれ桜を連携させたいと思っているところでございます。

例年、観桜期にシャトルバスの利用者が1万人、身延山発表によります入客者数が10万人ですから連携することによりお客さまもさらに増えていくものと思っております。

現状の入込客数から考えますと、当面は20万人から30万人以上を目標にしたいと思っておりますが、中部横断自動車道の平成31年度中の開通により本町に訪れやすくなると思えます。さらに知名度を上げ桜の成長とともに観光客の増加を図ってまいりたいと思えます。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

田中一泰君。

○6番議員（田中一泰君）

20万人から30万人、目標として私は素晴らしいと思えます。ですが今現在の身延山に対する桜の入客対策、今行われていますね。今、課長が1万幾人とか言いましたけども近年で22年では2万5,700人。24年も大体2万4千人ぐらいが利用している。去年はちょっと天候も、時期もちょっとずれてしまって、今、1万人ちょっとなんですけども、実際はほかのバスで来たりする人も考えますと、やっぱり3万人とか4万人の数字が妥当なところかなと思えます。ただ、そういう中で今の状況の中で桜の運行対策というのが、なかなか大変な事業なんですよね。これに今度、それに足して20万人が集まったときにどういうお客さんの対応をしていくのかということも当然、考えておかなければならないことだと思うんです。今のクラフトパークの例えば駐車場で20万人からきて、それを快適に桜を楽しんでもらうという状況には当然ならないと。そういうところの計画も当然、踏まえながら今進めてもらいたいという思いもありますし、今現在、その桜対策というのは門内地区だけのような感じになっていますけども、そこそがこれからクラフトパークに人が来てくれたときに対応の今、準備、練習をしているようなものかなというように考えると、その先において、おそらく町としてやらなければ対応できないような状況になると思うんですけども、今の桜対策も町としても、観光課が関わっていることは分かりますけども、町としての集客のものとしての対応をこれからやっていってほしいと思います。桜が咲いてきてから、たくさん来てからどうするかということではやっぱり後手にまわりますので、そういう意味で対策を考えながらクラフトパークのしだれ桜の里も整備していってほしいと思います。

特に今の身延の観光客入数が今、150万人とか言っていますけども、どこにそれだけ来ているんでしょうかね。下部温泉でしょうか。中富でしょうか。やっぱり一番多く、ほとんどの可能性としては、やっぱり身延山のあの地区の観光として人が訪れているというように思えます。それを考えたときに、今、門内の駐車場にしろ、交通のアクセスの状況にしろ決してインフラが整備されているとは思いません。これが31年で200万人。そういう人が来たときに、より快適に身延の観光をして、また来てくれる、いいところだからまた来ようと思ってもら

ためには、そういう交通アクセスとか駐車場とか、そういうインフラを整備していく必要があると思いますので、そういうところを観光の200万人を目指す中で、今、トイレとか看板とかをやっていると同じことで計画を進めていってほしいし、町としてこういうような方向で、これから整備していきますよというものを町民に周知していく必要があると思います。そういう中で観光振興、整備においては今までやってきた上にこれからどういうことをしていく考えがあるのか、もしありましたら教えてください。

○議長（柿島良行君）

田中議員、今の通告で項目別に7項目まで具体的に通告してあるんですが、今の質問を聞いている限り、これが一緒に質問の中に入り込まれているような理解をしますけども、そういうことでよろしいですか。

○6番議員（田中一泰君）

項目ごとというよりも、流れの中でこういうように関連でやっていますので、もし分けるといことでしたら質問の内容を変えます。

では5番目として集客人数に対する交通対策も検討されているのか。身延山の門内地区の観光に対する連携をどうしていくのかを問います。

交通対策、おそらく200万人を目指して、200万人になるということは当然、中部横断道の開通も視野に入れて、それからたくさん来るといことは当然考えられるんですけども、それについてもやっぱり交通対策が一番重要な課題になるのではないかと思いますので、そこに対する行政の考え方を教えていただきたいと思います。

○議長（柿島良行君）

佐藤観光課長。

○観光課長（佐藤成人君）

お答えします。

まず田中議員がおっしゃいました身延山との連携についてお答えさせていただきます。

現在、身延山久遠寺初詣入客対策実行委員会、また身延山観桜期入客対策実行委員会、それぞれの会議に町から総務課と観光課が出席しております。またシャトルバスの運行期間中もそれぞれ職員を配置するなど連携は図られていると思いますし、今後もしだれ桜の里づくりと連携した交通対策、駐車場、シャトルバスの運行等、関係者と協議しながら連携して体制を整えてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

田中議員、もう1回、確認させてもらいますけれども、今の項目3の質問ですね。駐車場、道路の整備、観光地のインフラ整備を進める。項目3の質問、それから項目4の質問を飛ばして5の質問に入ったわけですがございますけれども、確認しますけれども、項目3の質問はまだ質問されていないように思われますけれども、この質問をいたしますか。

○6番議員（田中一泰君）

はい。

○議長（柿島良行君）

もう1つ、項目4のクラフトパークのしだれ桜の里、集客シーズンに何名を想定しているか、先ほど2の質問の中で観光課長から連携して20から30万人以上を予定しているという答弁

がありましたけれども、この質問についてはその答弁でよろしいですか。

○6番議員（田中一泰君）

はい。

○議長（柿島良行君）

では3番の質問から再開をしてください。よろしくをお願いします。

田中君。

○6番議員（田中一泰君）

すみません。同じような質問の中で前後してしまいましたが、3番の質問に入ります。

木喰上人の生誕300年、そして平成33年の日蓮上人ご生誕800年、そして中部横断自動車道の開通など観光客増の機会であると考えられます。今、駐車場の問題なんかも言いましたけども、そういう中で当然、交通アクセスが一番重要なところであります。身延山問題も迫って、バスが入る中を人が危ない中で歩いているような状況がありますし、下部温泉街にしても上のほうに駐車場が少ないというか、あるにはあるんですけども、実際は足りない状況ではないかと思っています。

そういう行政として、やっぱり一番できることは、そういう大きなインフラの整備ではないかなと思いますし、身延山については昭和通り、裏の通りの拡幅も考えていると思いますけども、なかなか表面に出てこない。そして下部温泉なんかのあの通りにしても、なかなか快適な温泉街の楽しめる感じでは、私が行ってみてももっとやっぱり手を入れなければいけないと思っていますけども、そういう観光地のインフラの整備を進める必要があると思いますが、町としてはこれからどのようにしていく予定でありましょうか。

○議長（柿島良行君）

佐藤観光課長。

○観光課長（佐藤成人君）

お答えさせていただきます。

議員がおっしゃるとおり国道300号線の改良工事や中部横断自動車道、双葉ジャンクションと新清水インター間が開通いたしますと身延町を訪れる方々も増えてくると思っております。インフラ整備等、現在できることから始めております。平成28年度には県の富士の国やまなし観光振興施設整備補助金を活用し、下部観光協会から要望のあった温泉郷入口の大型看板や町内14カ所の看板をインバウンド対応にリニューアルしたところでございます。

本年度では昨年、身延山内野日総法主猊下から観光振興に寄与したいといただいたご寄附でサイン看板や昭和通りの改修工事を進めております。サイン看板につきましては、中部横断自動車道の各インターなどから各施設へ誘導するサイン看板14基を設置し、昭和通りにつきましては建設課が担当課し、身延山と協議しながら改修工事を進めることとしております。

また情報収集のためのWi-Fiの設置や観光施設を中心に町が管理する14の公共施設81基の便器を温水洗浄暖房便座に改修を進めており、3月末には完成いたします。

今後も関係者の皆さんと協議しながら進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

田中一泰君。

○6番議員（田中一泰君）

ありがとうございます。実際、そうやって一つひとつ積み上げていくことが大切だと思いますが、その中で一番肝心なことは身延町、よそから見たときにどういう魅力を自分たちは外に発信していくのかという考え方がやっぱり重要だと思います。よその人たちが見て身延っていいところだなと思ってもらえる、それは何を提供したらいいのかということを観光課だけで考えても大変かとは思いますが、少なくとも観光課としてはこういうような形の身延にしていきたいというものを持って、これから取り組んでいってほしいと思います。

それでは7番目ということで、みのぶ自然の里の計画では町の観光拠点として連携を図っていくと言われていました。観光の振興を図るとあるが、現在のそういう町の全体を見た連携を考えた取り組みというのは行われているのでしょうか。それとこれからの進め方としてはどうしているのか伺います。

○議長（柿島良行君）

佐藤観光課長。

○観光課長（佐藤成人君）

お答えします。

いよいよ春の観光シーズンを迎えます。身延山観光協会や身延山ロープウェイと連携し身延山のしだれ桜2時間ガイド付きお花見プランを計画し現在、参加者を募集しております。グループ専属ガイド2時間、ロープウェイの割引や門内で使える500円クーポン券などの特典が付いてございます。

今後は一色のホテルまつり、富士川のラフティング、西嶋のイルミネーションなど町内の各イベントに合わせた連携や西嶋和紙、下部温泉郷などの各観光資源と連携も進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

田中一泰君。

○6番議員（田中一泰君）

現状の観光の体制を見ますと下部温泉には下部温泉の観光協会があり、門内には門内の身延山観光協会があるというような、そして観光センターというものを今、活動しているのも分かっていますから、その連携がなかなかうまく取れていないのではないかと私たちが見えています。それをみのぶ自然の里が拠点としていいのかどうか疑問な点もありますけども、そこでまとめて、そして身延町全体をアピールしていく、そういうことに努力していただきたいと思います。

意外と最近、そういう観光をしている者と話をしましても私たちが身延は当然、全国的に知られていると思っていますけども、実際は身延を知らない人のほうが多い現実があるという話です。だからやっぱりPR、今、SNSとかそういうものを使ってやるのが一番主流にこれからなっていくと思うんですけども、まずその身延町を全国、世界にも知らしめていくという努力がすごく大切なんではないかなというように思います。そういう努力をホームページもそうですし、SNSなんかもそうですけども、そういう情報発信にこれからも力を入れていってほしいと。観光は特にチラシ、ポスターなんか出しますけども、実際に一番、効果のあるのは、そういう情報のITを使ったものでないかと思うので、これからもよろしく促進し

ていってもらいたいと思います。

次に下山工業団地にキーテック合板工場が新設されるということで、芦澤議員もありましたけども、関連で質問したいと思います。

キーテックが、この地元の材を使うかどうか今の時点ではどういう使い方になるのかわかりませんが、町として身延町の山林資源の活用策というものを考えているのでしょうか。

○議長（柿島良行君）

望月産業課長。

○産業課長（望月真人君）

お答えします。

株式会社キーテックの進出は、豊富な森林資源を地域活性化に結びつける大きなチャンスとして、また産業の少ない山間地域で雇用の場を提供していただけるものとして大きく期待をしているところです。近年、木材価格の低迷、国産材の需要減少により人工林が放置され、森林は荒廃しており、水源の涵養、山地災害の防止、地球温暖化防止など森林の持つ多面的機能の低下により生活への影響が懸念されております。

2019年、稼働後は年間、生産に伴う木材の半分約6万立方メートルの県産材を使用することです。本町では主伐のみならず間伐材の使用を特に期待するところです。間伐材は今までほとんどが山に放置されてきましたが、今後は資産として活用でき間伐の促進が本来、森林の持つ機能を高度に発揮させ、健全で豊かな森林づくりに大きく寄与できるものと考えます。

今後は木材の安定供給も含め株式会社キーテック・森林組合林業事業者と協議を重ねていき持続可能な木材生産体制を整えていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

田中一泰君。

○6番議員（田中一泰君）

ほとんど山林、資源豊富といえはすごく豊富なことで、そこで利用して活用していかなければこれからの人口減に対しても、この地域の生産性に対してもやっぱり必要なことだと思います。

そういう中で、今、林業事業者がいますけども、今、日本で割と進んでいるところは自伐型林業ということを言っています。要するに自分の山は自分で間伐などをして整備して、そして守っていく。そして建築資材とか、いい木を育てるとのことらしいんですけども、自伐型林業でいいところは小資本でできるということだそうです。そして今、言われたように、今までは間伐が進まない、間伐材の処理が困るということで山林に手が付かなかったというような状況があるんですけども、自伐型であれば日当分ぐらいは十分稼げるし、今度のこのキーテックなんかにしても、出した材が利用してもらえるとということになれば少しでもお金に変えられるということで、山を活用する手段ができてきているというように思います。

チップ、バイオマス、建築材、そしてそれが少しでも、薪に使うとか薪ストーブで暖をとるとかということも当然、今、進んでいますけども、そういうようなことを進めるには、やはり行政がある程度、力を貸していかないとならないと思います。自伐になりますと、本人が1人でやるということもなかなか難しい。そして、ではどうしたらいいかというと、その自伐で林業ができるような人を育てる必要がある。それにはやっぱり講習会、技術力を養ってもらわな

ければならない。そういうような、今は山に対する考え方を学び、そして技術を学び、そしてそれが少しでもお金に変わっていくという仕組みをつくっていくことが必要だと思いますが、そういう仕組みをつくるのは、やっぱり行政が一番できるところではないかと思います。できれば講習会を開いて、山を守ることの大切さを皆さんに分かってもらうことということから始めれば良いと思いますけども、そういうような機会を持ってもらいたいと思いますけども、そういうようなことは町では、これから検討していく気持ちがあるかどうか。

○議長（柿島良行君）

望月産業課長。

○産業課長（望月真人君）

お答えします。

林業は農業や漁業と違い自営という道は大変難しく、大半が森林組合や林業会社に就職し従業員として林業に携わることとなりますが、議員のおっしゃっているとおり最近、自伐型林業ということで山の所有者が自ら伐採、搬出し収入を得る取り組みが話題となっております。

いずれも森林の状況を的確に判断し、効果的な作業道の整備、効率的な伐採、搬出ができる能力を備えた人材が求められております。すでに山梨県知事から林業労働力加工支援センターとして指定を受けた山梨県林業労働センターが運営されております。支援体制は充実しており林業従事者や新規就業者のために各種講習会、研修会が用意されております。今のところ町独自で講習会、研修会は考えておりませんが県と連携する中、情報収集、情報提供に積極的に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

田中一泰君。

○6番議員（田中一泰君）

県でそういう仕組みがあるのは、よく承知しているんです。ただ身延町として、そういうことをしていかなないとハードルが高いというか、例えば自伐型をやるには、勤めとか自分の休みの日を使ってとかということなんです。だからそこに入っていけるようにするためには、身近な中でそういうことが受けられる仕組みが絶対必要だと思います。そして町としても、この身延町の山林資源を活用して、そこからお金を生ませるんだというようなことがないと、みんながそこに入っていきはなかなか難しいというように思います。

県がやるから、今までそういう形でずっときていることは承知していますけども、そうではなくて、町の資源として考えたら町は積極的にそここのところを活用していく。どうして利用していくかということを考えながら、そういう仕組みをぜひつくっていただきたいと思います。

それと山を守るということは、今、鳥獣害の対策もありますけども、人が山に入って山が整備されていくことによって鳥獣害は少なくなってくる可能性がすごく大きいと思うんです。なくなるということは分かりませんが、今の現状で出てくるのをただ守るだけではなくて、やっぱり活用していくような形の中で考えていってほしいと思います。

地域資源の活用、山林も農地もそうですけども、循環型社会と今、盛んに言われていますよね。これは人口が減っていく中で、ここを保っていくためには、ここにある資源を利用していき、ある農地を使う、稼ぐ、山林で稼ぐといった手法が絶対に必要だと私は思います。そういうようなことも踏まえながら人口減少対策、増やすことも当然必要なんですけども、減ってい

くことはなかなか止められない以上、減っていても大丈夫な町にしていく必要があると思いますので、積極的にそういう対策、システムをつくってってもらいたいと思います。

結局、そういう自伐型でできるんだよということも普通は興味がなければ分からないことなんですよね。町としては、そういうものをバックアップしていきますよということが必要ではないかと思います。観光も当然、必要です。ただ、観光だけでいいということではないと思いますので、とりあえずは今ある資源、キーテックみたいに企業が入ってきてくれればいいけども、なかなかこの機会だって、やっと入ってきてもらった。そして今、まさにそういう山と関係がある企業である以上、町としてもそこを進めていくことを考えてほしいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（柿島良行君）

・・・田中一泰君。

○6番議員（田中一泰君）

4番目は、今の中で聞いたというか話しました。提案したということで質問を終わります。

○議長（柿島良行君）

田中一泰君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。

再開を11時10分とします。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時10分

○議長（柿島良行君）

休憩前に引き続き、一般質問を再開します。

次は通告の8番、上田孝二君の一般質問を行います。

上田孝二君の質問を許します。

登壇してください。

上田孝二君。

○5番議員（上田孝二君）

それでは、これから通告に従って質問をいたしたいと思います。

1番から3番あります。1番目は町内の有害鳥獣の問題、2番目は限界集落に住む買い物弱者対策について、3番目は中部横断道路と国道300号線、中ノ倉バイパスの工事進捗状況についての問題です。

それでは1番から質問させていただきます。

身延町内の有害鳥獣の分布、どのくらいになっているかということで質問をします。

○議長（柿島良行君）

望月産業課長。

○産業課長（望月真人君）

お答えいたします。

町としては有害獣の個体数の調査は実施しておりませんが、環境省の調査によりますと平成に入ってから今まで、シカは約10倍、イノシシは約3倍に増えたとのことです。本町でも作物の被害状況や住民からの聞き取りから同様に増えたと推測されます。また、サルにつきまし

ては個体数の推定指標が確立されていないため、増減の判断は難しいのですが、群れの人馴れが進み被害をもたらす群れは確実に増加していると考えられます。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

上田孝二君。

○5番議員（上田孝二君）

それでは身延町内の被害状況、被害額ということで、当然、身延町内で捕獲できる狩猟鳥獣等ですね、鳥類28種、獣で20種、狩猟できるということですけども、鳥類でも迷惑、有害が付くのはカラスとカワウですね。そんなところでカラスとカワウの問題ですけども、カワウが非常に問題になっているということで、今現在のカワウの被害状況、被害額。また有害の獣ですね、イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル、タヌキ、アライグマ、イタチ、ハクビシン、アナグマ、ツキノワグマ、周知のとおりですがイノシシ、ニホンジカ、ニホンザルの身延町の莫大な被害額ということで、それに対して29年度の被害額はどのくらいか分かったらお願いします。

○議長（柿島良行君）

望月産業課長。

○産業課長（望月真人君）

お答えいたします。

まずカワウにつきましては、カワウは行動範囲が広く地域を限定しての被害額を把握するのは困難でございます。県の調査によりますと、平成27年ですが県内の被害額は約550万円となっております。本町が管轄する富士川協同組合の管内でも相当数の被害が発生していると思われま。

次に有害獣につきましては、被害調査につきましては住民からの情報や被害時の聞き取り調査により随時状況把握に努めております。そのような中で、本町では有害獣による農作物被害額は近年800万円前後で推移しております。平成29年度につきましては、現在集計中でございますが、直近の平成28年度は715万1千円。被害額の大きい順に豆類、野菜、稲、果実となっております。侵入防止柵が整備されている地域では被害が若干軽減されておりますが、侵入防止柵が整備されていない地域では増加傾向であり、町全体としては被害は横ばい傾向ですが被害が慢性化しつつあります。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

上田孝二君。

○5番議員（上田孝二君）

今後どのような有害鳥獣策を考えているかということで、この間、2、3日前に私、自宅に帰りました。そうしたら、うちは三沢ですけども、トンネル付近の田んぼにニホンザルが子ザルを連れて稲穂を食べています。小さい、稲刈りをしたあとの稲穂を食べている状態で、今ここに写真を撮ってあるんですけども、イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル、平坦な居住地域まで下りてきて平然と畑を荒らしています。特にニホンザルは大きな群れで行動して、お年寄りが追い払おうとするものなら威嚇し攻撃してくるような状況です。テレビでもニホンザルが威嚇するシーンがたびたび放映されていますが、幼い子ども、お年寄り、ご婦人に人的な被害が

出てからでは遅いと思われます。過疎化が進みお年寄り、ご婦人だけの集落が増えてきております。地域住民が安心して生活ができるよう、また農家は鳥獣被害により農業生産意欲を失っている今日、農業生産意欲を損なうことのないよう、町はどのような対処をするか。また年間を通して各区域の被害にどのように把握し対処していくのか伺いたいです。

またニホンザルの群れを高確率に捕獲できる罠い罠、安全にしとめる器具、電気止めさし等の購入をしていただきまして、身延猟友会、各分会にこれらの捕獲器具を依頼などをしてニホンザル等を確実に個体数を減らしていく、それをお願いしたいんですけども、導入する等、対策があるかどうか伺いたいです。よろしく申し上げます。

○議長（柿島良行君）

望月産業課長。

○産業課長（望月真人君）

お答えいたします。

まず被害状況の把握はということですけども、今年度につきましては、区長さんを対象にニホンザル出没状況等のアンケート調査を実施、被害の多い時期等を調査し現在、集計中でございます。

今後はニホンジカ、イノシシにつきましても同様の調査の実施を検討していきたいと考えております。また補助金の申請時や捕獲檻設置の際に聞き取りや現地調査を行い、詳細な被害状況の把握に努めていきたいと考えております。

そのような中で獣害対策ではございますが、今年度、多頭捕獲用罠い罠は大きな成果を挙げました。昨日の一般質問でもお答えさせていただきましたが、この罠い罠の特徴、一般の職員でも一日程度で解体・移動が設置できるという大きなメリットがございます。今後は平成30年、平成31年度にそれぞれ1基を購入し旧町単位で効率的に設置運営を考えております。

なお昨日来、中山間事業の鳥獣の指摘をされておりますが、現在、身延町ではやはり中山間で囲めない箇所、特に公道ですけど、こちらにつきましては道路管理者との協議が必要ですが、テキサスゲートといって幅の広いグレーチングを設置することによりシカ等の獣害は防げる。また柵の周辺にくくり罠を設置すると効率的に捕獲できるというような情報も入手しております。多頭用捕獲罠も含めて、これらを複合的に運用することにより効率的に鳥獣害対策を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

上田孝二君。

○5番議員（上田孝二君）

ありがとうございます。町の対応、取り組みに期待をいたしまして次の質問に移ります。

質問2、限界集落に住む買い物弱者の対策についてです。

町として移動スーパー業者巡回範囲の拡大の依頼はできるか。できるか、できないかちょっと、できると思うんですけども、業者をお願いしても地域住民のニーズに合わない、また期待に沿えない場合はどのような対策を考えているか、お願いします。

○議長（柿島良行君）

遠藤政策室長。

○政策室長（遠藤基君）

通告の中では、町として移動スーパーの業者に巡回の依頼はということについてのお答えでよろしいでしょうか。

身延町で営業しています移動スーパーの業者におきましては現在、手元の資料では16業者ほどが確認できているところでございます。業者の巡回エリアを見ますと中富地区では大塩、久成、中山、西嶋、曙、八日市場、宮木、下田原。下部地区では常葉、長塩、下部東組、下部駅前、三沢、切房木、古関、根子、瀬戸。身延地区では丸滝、帯金、大野、大島、豊岡、門内、梅平、波木井など身延町の山間地域を含めた全域が巡回エリアとなっております、ご希望があれば業者にご紹介できると考えております。

また業者の協力を得ながら移動スーパー業者の一覧表などを作成しまして、町民への情報提供も検討してまいりたいと考えております。

しかし、業者をお願いしても地域住民のニーズに合わない、地域の住民の期待に沿えない場合はどのような対策をとらざるかとご質問ですが、地域住民のニーズはそれぞれでありますので、すべての期待に応えるのは難しいことだと考えております。しかし、先日の渡辺議員の答弁と重なりますが、今後、町民がどのような課題を持っているのか、どのような施策を望んでいるのかという実態調査が必要であると考えております。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

上田孝二君。

○5番議員（上田孝二君）

ぜひとも限界集落に住む買い物弱者に対しての町として対応をよろしくお願いいたします。

それでは次に町営バス、みのぶ乗合タクシーの山間地集落の発着は可能かについて質問をいたします。また乗合タクシーの運行エリアが追加できないかを質問します。

○議長（柿島良行君）

遠藤政策室長。

○政策室長（遠藤基君）

お答えいたします。

町営バス運行経路の変更等につきましては、陸運局や地域公共交通会議の協議が必要になります。また発着、ならびに各停留所の時間設定もありますので山間地域集落への乗り入れは今後の課題とさせていただきたいと考えております。

なお、乗合タクシーにつきましては、委託業者と運行経路を確認する中で山間地への乗り入れは可能でありますので、利用者の利便性を考慮して前向きに検討させていただきます。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

上田孝二君。

○5番議員（上田孝二君）

ぜひとも山間地に住む利用者、特にお年寄りにやさしい運行を期待します。

それでは次に山間地に住む老人を冬季、冬の時期でも町営住宅等共同移住生活ができないかという質問をさせていただきます。お願いします。

○議長（柿島良行君）

水上建設課長。

○建設課長（水上武正君）

お答えいたします。

町営住宅の入居に関しましては公営住宅法に準ずるため、入居者に対する資格等、条例上基準があり、冬季のみ等の期間入居は困難なものと思われます。

○議長（柿島良行君）

上田孝二君。

○5番議員（上田孝二君）

今後、私は冬の山間地に住む老人が雪なんかで孤立状態になって、いろいろと心配事があると思いますので、ぜひとも町として対処していただきたいと思います。

それでは次の質問に移ります。

中部横断自動車道、国道300号、中ノ倉バイパスの工事の進捗状況と今後の工事の見通しについて伺います。

○議長（柿島良行君）

水上建設課長。

○建設課長（水上武正君）

お答えいたします。

中部横断自動車道につきましては、皆様ご承知だと思われませんが平成29年3月19日に増穂インターチェンジから六郷インターチェンジが供用開始となりました。六郷インターチェンジから新清水ジャンクション間につきましては、トンネル工事が掘削中の断面変形等により工事が難航しているため六郷インターチェンジから下部温泉・早川インターチェンジ間が平成30年度、下部温泉・早川インターチェンジから南部インターチェンジ間が平成31年度、南部インターチェンジから新清水ジャンクション間が平成30年度の供用開始予定となっております。

続きまして国道300号、中ノ倉バイパスにつきましては現在、大型車両の通行に最も支障となっている下中ノ倉地内の延長1,800メートルの工事を優先的に進めております。昨年度、灯第一トンネルが完成しましたが、今後もトンネルや橋梁など大規模な工事が控えていることから、完成の時期につきましては未定ですが、一日も早い完成を目指していくとあります。

○議長（柿島良行君）

上田孝二君。

○5番議員（上田孝二君）

分かりました。

では次に、中部横断自動車道で身延町に3つのインターチェンジができます。インターチェンジ近郊の開発計画をお聞きしたいと思います。

○議長（柿島良行君）

遠藤政策室長。

○政策室長（遠藤基君）

お答えいたします。

今後、開通する中部横断自動車道の町内に設置されるインターチェンジ近郊の開発計画は現在、具体的な計画はありませんが、開通後の交通量等の状況を勘案する中で検討してまいりたいと考えております。

ご存じのように3つのインターチェンジの乗り降りは無料であることから、町では既存の施設への誘客を目指していきたいと考えております。

中富インターチェンジで下りた場合は和紙の里や現代工芸美術館、みのぶ自然の里、秋にはあけぼの大豆枝豆収穫体験に誘導し、下部温泉・早川インターで下りた場合は下部温泉郷、下部道の駅、本栖湖、富士川クラフトパーク、JAふじかわ伊沼直売所へ誘導し、また身延山インターで下りた場合は身延竹炭の里、身延しょうにん通り、身延山久遠寺、身延ゆばの里等へ誘導して消費をもたらす、地域活性化を図るようなソフト事業を展開してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、本町は観光の町でありますので単なる休憩場所に留まらず、着地型観光地を目指していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

上田孝二君。

○5番議員（上田孝二君）

それでは、最後の質問に入ります。

国道300号線、新中ノ倉バイパスを観光スポットにする考えはということで、世界文化遺産の富士山から人気写真スポットの本栖湖、千円札の紙幣に写っていますね。それと国道300号線、通称、本栖道、中ノ倉いろは坂、中ノ倉のバイパスのループトンネル、武田信玄のかくし湯、下部温泉、日蓮宗総本山の久遠寺を中部横断自動車道と結ぶ観光ルートにする考えはということで答弁をお願いします。

○議長（柿島良行君）

佐藤観光課長。

○観光課長（佐藤成人君）

お答えします。

国道300号、中ノ倉バイパスの整備は身延町の観光スポットである本栖湖と下部温泉郷をつなぐ重要なルートになり、ループトンネルという話題性のあるトンネルになりますので静岡・長野方面から本町を經由して富士北麓へ、また富士北麓から同じく本町を經由し中部横断道を利用して静岡・長野方面へ向かう観光客が増えるものと思います。また本町は自然に恵まれ、町の総面積の約8割を森林が占める自然豊かな町です。国道300号線は別名、甲州のいろは坂といわれ、紅葉の時期になりますと展望台を訪れる観光客の皆さんも増えますので紅葉が映えるように道路沿いにもみじなどの植栽を今後、道路管理者や地権者の皆さんのご理解をいただきながら進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

上田孝二君。

○5番議員（上田孝二君）

ありがとうございました。以上で5番、上田孝二の一般質問を終わります。

○議長（柿島良行君）

上田孝二君の一般質問を終わります。

次は通告の9番、赤池朗君の一般質問を行います。

赤池朗君の質問を許します。

登壇してください。

赤池朗君。

○4番議員（赤池朗君）

通告に従いまして一般質問を行います。

はじめに富士川カントリークラブの林地開発について質問します。

昨年、西嶋地区の住民から富士川カントリークラブにリニアの工事により発生した残土を埋め立てるとい話を聞きました。今年に入ってから搬入経路になると思われる手打沢地区の住民に聞いたところ区の総会でこの搬入を了承したとい話を聞きました。私は住まいが切石で隣りなんです、他地区の私としてはその話の内容がよく分からないところです。実際のところ、この林地開発といのはどのような内容なのか。また町が関与しているとすれば、その内容はどのようなものか答弁ください。

○議長（柿島良行君）

遠藤政策室長。

○政策室長（遠藤基君）

お答えいたします。

富士川カントリークラブの林地開発につきましては、山梨県により平成30年1月11日付けで森林法第10条の2第1項の規定による林地開発行為の許可がされました。林地開発行為の内容はゴルフ場の8番および11番ホールの改修工事であります。町は県から林地開発行為にかかる意見照会がありましたので、身延町土地利用指導要綱に基づき、地域住民への安全性や同意を得る旨の指導等をいたしました。赤池議員のご質問にある土砂搬入は開発行為に伴うものであると考えております。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

赤池朗君。

○4番議員（赤池朗君）

先ほど搬入経路になると思われる手打沢地区の住民は了承したと住民から聞いたんですが、このことにつきまして町としては把握しているんでしょうか、答弁を願います。

○議長（柿島良行君）

遠藤政策室長。

○政策室長（遠藤基君）

お答えいたします。

ゴルフ場に隣接いたしました手打沢区、大塩区、西嶋区の同意は得ている報告を受けています。

○議長（柿島良行君）

赤池朗君。

○4番議員（赤池朗君）

町では了承しているとの報告を受けているとのことですが、ゴルフ場から国道までの経路は大塩から手打沢、日向地区を通過するということが想定されます。もしこれが決まるとその搬入期間等、1日の搬入量はどのくらいになるのでしょうか。また多くのトラックが走行すると思いますが、事故防止のための安全対策はどのようになっているか、答弁ください。

○議長（柿島良行君）

遠藤政策室長。

○政策室長（遠藤基君）

お答えいたします。

林地開発期間は平成30年1月12日から平成34年1月11日までの4年間となっております。計画ではゴルフ場改修に伴う土砂の総搬入量は約57万立方メートルで、1日当たり約700立方メートルとなっております。

なお、林地開発許可申請ではゴルフ場のコース改修事業にかかる許可のため搬入経路については許可要件にはありません。しかしながらゴルフ改修には土砂搬入が必要なため、特に地域住民に影響があると思われる国道52号線から町道大須成・岩間線の区間については、搬入車両の制限や誘導員による安全対策がされるものと考えております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

赤池朗君。

○4番議員（赤池朗君）

ただいまの答弁ですと林地開発だけが町で関与しているところだというお話でした。1日の搬入量が700立方メートル。これは大変な量です。仮に10トン積み的大型ダンプトラックで運搬したら1台で約6立方メートルくらい積むことになると思いますが、それでも1日に116台、実際に土砂を積んだ車が通ることになります。当然、行った車は帰ることになりますので、往復1日で230台以上になります。そして単純に8時から5時までの8時間で割りますと1時間当たり29台、つまり2分に1台が通過することになります。

今現在、中部横断道の下田原にある中富インターチェンジの工事車両による下田原地内の町道と切石地内を通る国道52号線の損傷は激しいものがあり、かなりの段差が生じて、特にトレーラトラックが通過する際には、ドンと大きな音が発生するので地域住民はみんな迷惑を受けています。この補修等をお願いしているところですが、応急的な措置はたまに実施していただいているところですが、完全な解決には至っていません。

この手打沢地区の町道は今まで、ご存じのように大型トラックはほとんど通っておりませんでした。搬入が決まると、先ほども申しましたが相当量のトラックが長期にわたり通行することになります。その結果、町道の損傷、またその下にある水道、下水道等の施設も損傷することが想定されますが、その場合の補修等は町では考えているのでしょうか、答弁ください。

○議長（柿島良行君）

遠藤政策室長。

○政策室長（遠藤基君）

お答えいたします。

損傷に伴う町道等の補修につきましては、損傷の要因が特定できる場合は原因者の責任にお

いて補修されるものと考えております。

○議長（柿島良行君）

赤池朗君。

○4番議員（赤池朗君）

損傷は要因が特定できれば、その特定された者が補修をされるという答弁でした。そうしますと富士川カントリークラブがこの林地開発により土砂搬入したことによる町としてのメリットというのはあるんですか、説明をお願いします。

○議長（柿島良行君）

遠藤政策室長。

○政策室長（遠藤基君）

お答えいたします。

ゴルフ場のホール改修によりましては、ゴルフ場のコース形態のグレードが上がり利用者の増加につながる経済効果が見込まれると考えております。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

赤池朗君。

○4番議員（赤池朗君）

利用者の増加による経済効果が見込まれると答弁がありましたが、先ほども述べましたが搬入が始まれば相当数の交通量が増えます。今でも特に朝夕ですね、西嶋・飯富地内は渋滞が発生していて通行に支障をきたしているのは皆さんも承知のとおりだと思います。

そこで一番心配になるのが住民の安全だと思います。今後、町としてこの渋滞対策や事故防止のために十分な指導を求めますがいかがでしょうか、答弁をください。

○議長（柿島良行君）

遠藤政策室長。

○政策室長（遠藤基君）

お答えいたします。

町はこの開発行為に伴い地域住民への安全性や同意を得る旨の指導等を行っており、開発行為がされる期間は関係法令に基づき指導していくものと考えております。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

赤池朗君。

○4番議員（赤池朗君）

ぜひ十分な指導をして事故等のないようによろしくをお願いします。

次に公共交通の検証について質問します。

昨年4月から町営バスの運行が富士川町から身延駅まで延長され、利用者からよかったとの声をよく聞きます。以前は空気を乗せて運んでいるとまで言われました。今は高校生が多く乗車しています。それを私はほとんど毎日、その姿を見てよかったなと思っています。私や周りの住民はそう感じていると思いますが、町として利用者の声を把握しているんでしょうか。答弁ください。

○議長（柿島良行君）

遠藤政策室長。

○政策室長（遠藤基君）

お答えいたします。

平成29年4月に路線変更をいたしまして町営バス身延・鯉沢線は通勤、通学の利便性を考慮した結果、平成29年4月から平成30年1月までの10カ月で1万4,610人の利用者がありました。赤池議員が言われますように大変好評を得ているところでございます。現在、本町が運行する公共交通は町営バスと乗合タクシーの運行により運営しておりまして、平成29年4月から平成30年1月までに延べ3万351人の利用者がありました。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

赤池朗君。

○4番議員（赤池朗君）

ただいま、昨年の実績等を答弁していただきました。先ほども同僚、上田議員からも町営バスや乗合タクシーに対して町民の要望に応えるという質問もありました。便利になったとはいえ、まだ十分とは言えない状況だと考えますが、財政面を考えるとすべての住民の要望を叶えることは難しいことだと考えますが、知恵を絞ってより利便性のよい公共交通を目指して、さらなる努力を願うところですが、現状より利便性が増したことはありますか。また今後の利便性向上のための計画等はあるのか、答弁をください。

○議長（柿島良行君）

遠藤政策室長。

○政策室長（遠藤基君）

ご質問の今後の計画等におきましては、路線変更をしたばかりですので、その検証等も行いまして、利用者のニーズや利便性を考慮した町営バスと乗合タクシーの運行形態や町の費用負担等も勘案いたしまして鋭意模索していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

赤池朗君。

○4番議員（赤池朗君）

本町は特に少子高齢化が進んでいることはすべての住民が認識していると思います。そういう中で住民の足となる公共交通の充実ということは特に重要だと思います。財政状況の悪いのは十分承知していますが、町民の生活を守るために一層なる公共交通の充実を図るよう求めて次の質問に移ります。

次に役場車両の管理について質問します。

役場では業務遂行のために多くの車両を所有しています。その台数は何台あるのか答弁をください。

○議長（柿島良行君）

村野財政課長。

○財政課長（村野浩人君）

お答えをさせていただきたいと思います。

現在、使用しております車両台数は82台となっております。

○議長（柿島良行君）

赤池朗君。

○4番議員（赤池朗君）

今、82台あるというお話でした。本庁や支所、さらに出先機関等に車両があるわけですが車両の管理は一括で本庁でしているのでしょうか。もしくは、それぞれの出先機関で行っているのか答弁をください。

○議長（柿島良行君）

村野財政課長。

○財政課長（村野浩人君）

お答えいたします。

身延町公用車管理規程に基づきまして、共通車両につきましては財政課、特定の業務での使用を目的としている専用車両につきましては、使用している各課が管理を行っております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

赤池朗君。

○4番議員（赤池朗君）

町で一括で行ってはいないという答弁でした。その車両を導入するにあたって、一般的に買い取り、購入する方法とリースで車を使用するという方法があります。最近はリース料を100%経費に算入できるとの理由から企業などでは導入する事案が増えていることのように。本町での買い取り、リース車両の台数と割合を答弁ください。

○議長（柿島良行君）

村野財政課長。

○財政課長（村野浩人君）

お答えいたします。

買い取り車両が56台、リース車両が26台となっております。割合につきましては買い取り車両が68%、リース車両が32%であります。

○議長（柿島良行君）

赤池朗君、1点確認させてもらいます。

その前に整備、燃料の調達等については。

○4番議員（赤池朗君）

すみません。ちょっと順番を変えて、このあとで。

○議長（柿島良行君）

赤池朗君。

○4番議員（赤池朗君）

すみません。私たちが個人で車を導入するときには、やはり購入という選択をすると思うんですが、それは購入すれば自分のものになり、好きなように使えたり飾り付けたりとかオーディオなどを取り付けたりとか、さらに所有しているという満足感が得られるからではないでしょうか。分割払いの場合ですと諸経費や車検等の整備費も込みでの支払いになりますが、月々の支払い等が一定で一見、楽のように思います。リース車の場合は返却するときの条件や買い取

り等の制約がありますので、やはり一般的に個人の場合は購入するというのが一般的だと思います。

そこで本町で車両の導入時に買い取りする場合とリースの場合、先ほども説明がありましたが68%、32%とありましたが、その選択基準はどのようになっているか。また、それぞれのメリットとデメリットがあるのでしたら、ご答弁ください。

○議長（柿島良行君）

村野財政課長。

○財政課長（村野浩人君）

お答えをしたいと思います。

メリットとデメリットということですが、まずリースの場合でございます。メリットにつきましては、車検を含めた月額リース料であるため、車両にかかる費用を平準化できるということ。メンテナンスなどの車両管理にかかる事務量を軽減できること。経年による安全性の低下や故障などの懸念事項を減少、回避できる。またリース期間終了後にその車両の必要性について検討できるという点でございます。

デメリットにつきましては、先ほど議員がおっしゃったこともあります。解約できないため、一般車両以外の契約については十分な検討が必要になること。特殊装備などを必要とする車両についてはリースになじまないということです。

次に買い取りの場合ですが、メリットにつきましては選択肢が豊富であること。自由にカスタマイズできること。自分の所有物になること等でございます。

デメリットにつきましては、はじめに高額な金額が必要となる。修理費用がかかる。車両やメンテナンスなど急な費用が発生するなどです。

一概にどちらがよいとは言えませんが、企業や法人にはリースに向いているといわれています。しかしながら、特殊車両のように長く所有するものであれば買い取りのほうが有利だと思われまますので、購入かリースかはその車両の目的に応じて判断することになると思います。

以上です。

○議長（柿島良行君）

赤池朗君。

○4番議員（赤池朗君）

先ほど買い取りとリースの割合56台、68%。リースが26台、32%と答弁がありました。その車両について運行になくってはならない車両の整備は、普通リース会社の整備工場になるように思うんですが、本町のリース車両の場合はどのようになっているのか。また、燃料の給油は町内にいくつもの給油所があるわけですが、どのような振り分けというか、どのようになっているのか、答弁ください。

○議長（柿島良行君）

村野財政課長。

○財政課長（村野浩人君）

お答えいたします。

リース車両の整備につきましては、すべて町内で行うことになっております。燃料につきましても、すべての保有車両において町内の給油所で給油をしております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

赤池朗君。

○4番議員（赤池朗君）

整備は町内業者で行っているということで、心配していた地元の業者に仕事がまわっていないのではないかという疑問が解決されました。これからも経年劣化により逐次、車両の入れ替えをしなければならなければならない時期がきます。これから導入する車両は、また先ほどもありましたが、買い取り・リースという選択肢があるわけですが、その選択基準はあるのか、どのようになっているのか、答弁をください。

○議長（柿島良行君）

村野財政課長。

○財政課長（村野浩人君）

お答えをいたします。

先ほど申しましたように買い取りかリースか、どちらにするかにつきましては、車両の使用目的に応じて判断することとなります。

以上です。

○議長（柿島良行君）

赤池朗君。

○4番議員（赤池朗君）

使用目的に応じた導入方法であるとの答弁でした。これからもいろんな運用方法を十分検討して導入していただきたいと思います。

次に下部温泉駅の駅員配置について質問します。

昨年6月の第2回定例会におきまして同僚議員が下部温泉駅の駅員配置について、その状況を質問しました。その答弁で下部支所長は80年経っている駅舎の建て替えを含め、下部温泉駅利活用対策委員会やJRと協議していると答弁しました。いつどのように協議を行ったのか答弁を願います。

○議長（柿島良行君）

柿島下部支所長。

○下部支所長（柿島利巳君）

お答えします。

平成24年3月のJR下部温泉駅、窓口営業終了当時からJRおよび観光協会を中心とした地元とは協議を重ねてきています。平成24年当時は駅員を1人確保し、JRとの簡易委託発売契約により切符を機械を使つての販売か、あるいはあらかじめ切符を購入し、この切符をお客さまに発売して運営していく方法かなどについて、予算対応を含めた協議を行っています。

平成28年第3回定例議会にて渡辺議員よりご質問をいただきました。それ以降につきましても、それまでの経過も踏まえながらJR東海静岡支社を訪ねたり、下部観光協会内に設置された下部温泉駅利活用対策委員会と連携し、平成27年に策定された身延町総合戦略を受け、単に下部温泉駅への駅員配置だけではなく、地元のお力を得る中で地域振興事業も合わせての駅活用について現地確認などを行いながら協議を行ってきたところです。

○議長（柿島良行君）

赤池朗君。

○4番議員（赤池朗君）

協議はJRとか地元の観光協会と協議を行ってきたという答弁でした。また駅を改装等することになった場合、誰がどのくらいの費用をかけて行うのか、そのへんを協議したのか。また同僚議員はこのままで建て替えるとしたら、甲斐岩間駅のような待合室があるだけになってしまう。早急に住民を含め話し合い提案をしていく必要があるとの質問に町長はJRと協議をしているが駅舎のあり方が決まらなと手が出せない。準備は地元と協議しながら鋭意進めたいと答弁しました。先ほども地元の観光協会と協議はしているという回答がありましたので、その答弁は結構ですが、では町は駅を改装等としたら誰がどのくらいの費用で行うのか。町としてどのくらいまでなら費用を出せるのか、答弁をください。

○議長（柿島良行君）

柿島下部支所長。

○下部支所長（柿島利巳君）

お答えします。

現在の駅舎を町が借用するために改装等を行う場合は、町が費用負担することとなります。施工業者については、JRが指定する業者が行うこととなります。費用につきましては、改装等を行う場所、規模や内容等により異なり、また現在、使用計画等定まっていますので、負担費用額に関しましてはお答えできません。

以上です。

○議長（柿島良行君）

赤池朗君。

○4番議員（赤池朗君）

費用負担は実際のところ、どういうものを建てるかということが決まらなと算出できないということです。それでも、これを無人駅と言っていますけども、正式に言って駅員無配置駅と言うらしいんですが、その駅員を置くためには資格等がたぶんあるんではないかと思うんですが、その駅員になるための資格や要件とはどういうものか、そしてまた該当者はいるのか、把握しているのか答弁を願います。

○議長（柿島良行君）

柿島下部支所長。

○下部支所長（柿島利巳君）

JRに問い合わせをしたところ、町等で駅に駅員を配置し切符販売等を行う場合について特に資格等の定めはないとのこと。ただし、切符販売を行う場合は簡易委託発売で2通りの方法があり、1つ目は機械を使用して販売する場合で、この場合は教育研修が必要となります。2つ目として、例えば身延駅から紙の切符を購入し温泉駅で販売する場合で、この場合は教育研修は必要ないとのこと。

以上です。

○議長（柿島良行君）

赤池朗君。

○4番議員（赤池朗君）

私の想像していたよりは資格要件とはちょっとぬるいというか、そういう感じがしました。そして駅員の配置については当然、地元の協議が必要で、先ほども協議したと言いますが、そ

の内容が見えてこないんですが、そういう準備をするにあたりましては、地元と協議しながら鋭意進め方を、これは行政主導で進めるのか、地元優先なのかという、どのような形で進めていくのがよいと考えているのか、答弁ください。

○議長（柿島良行君）

柿島下部支所長。

○下部支所長（柿島利巳君）

お答えします。

下部温泉駅を単に駅員の配置だけでなく、いかに地元にとり有効な利活用ができ、また一過性のものにならないよう配慮する必要があります。そのためには地元温泉郷、関係団体等のご協力が非常に重要であると考えます。地元の自主的な活動、アイデアを支援する形で地域と協働していきたいと思えます。

以上です。

○議長（柿島良行君）

赤池朗君。

○4番議員（赤池朗君）

以前、駅員を1人、確保するためにはたしか年間200万円ほどの費用が必要だというような説明を受けたと思いますが、通常の駅員無配置駅における役割としては、役割と温泉郷の案内としての役割、そして飲食店や土産物屋等を併設することによりまして、先ほど支所長から答弁いただいたように、その駅員としての役割ではなく、その他のいろんな業務というか、ことをこなせるようにしたほうがいいんじゃないかと私は考えました。

そしてその駅員だけの職員配置ということになりますと、私も時刻表から調べたんですが下部温泉駅を全部、停車するんだと思いますが1日に平日、土曜日、日曜日、休日も同じなんです。上下線、合計4本、下部温泉駅を利用することになります。もし駅員だとしたら始発が6時21分、終電が23時8分という長時間になります。そうしますと1人置くにも1人でその長時間対応というのはとても無理だと思います。単純に考えても3人くらいは必要になってしまわないかなと、そんなふうに思います。

それで駅員の配置の目的というのは、地元住民の利便性向上と下部温泉郷へ来てくださるお客さまへのサービスだと思っています。地元住民に関しましては、駅員がいないと定期券を買うのを身延駅まで行かなければならないという不便さがありますが、ほとんどの地元住民の利用は通学や通勤が主で、その他、用事等で出かけるときに地元の人は電車の中で切符を買うくらいのことは知っていると思います。

やはりその駅に配置というか、人員配置するのは観光客や宿泊者が駅を利用するときに案内等、またもし切符の買い方が分からなければ教えてあげるようなことが一番の目的ではないかと私は思うんですが、そこで私は駅舎と案内所兼店舗ですね、よそのそういう無人駅に駅の案内業務を含め店舗等を併設して営業時間を決めて、また働く人のことも考えながら、休日を1日挟むとかして、特にその店舗を営みながら旅客に温泉街の案内や乗車に関して説明してあげるということができたらいいんじゃないかなと思います。

店舗としてはパン屋さんとかケーキ屋さん、土産物屋、喫茶店、今でいうカフェみたいなものもいいんじゃないかと思っております。そうすることによりまして、電車の時間、早く着いてしまったという人にちょっとお茶でも飲みながら、またお土産物を買うというようなことが

できて、ゆったりとした時間を過ごしていただけるのではないかなと思います。

また、そうすることによりまして、例えば駅員だけの業務だと最終的にどこでその費用を出すのか分かりませんが、その費用も店舗を営みながらということで、先ほど前に200万円というお話がありましたが、その費用面でも少なくできるのではないかなと思います。

そのへんは、先ほども支所長がそういうことも含めて考えていきますというような答弁がありましたので答弁は結構です。

次に小学校の給食無料化について質問します。

文科省によりますと2015年5月1日時点で公立小学校の学校給食費は平均4,301円、公立の中学校は4,921円とありました。子どもの貧困などを背景に学校給食の役割に注目した自治体間で無償化の動きが広がっており、16年度までに約60の自治体を実施しているとありました。

学校における給食は児童生徒の心身の健全な発達や食事についての正しい理解と望ましい食習慣を身に付けることなどを目的とします。

学校給食法および同法施行令において、学校給食の実施に必要な経費のうち施設や設備に要する経費、学校給食に従事する職員の給与などは学校設置者の負担とし、それ以外の経費は児童生徒の保護者の負担とされています。これから言いますと、本来給食費というものはすべての中の材料費だけを保護者に負担していただくという趣旨のものです。これを、給食費を無料化することによって、その保護者は年間約5万円程度の負担の軽減になります。

本町では今まで小学校270円を150円値下げして120円に、中学校を300円から150円に引き下げました。そのおかげで保護者負担が約半分になったわけですが、それでも給食費の未納という問題があると思います。その給食費、約半分を補助したわけですが、その後、本町の給食費の滞納者の状況は変化したのか、答弁を願います。

○議長（柿島良行君）

伊藤学校教育課長。

○学校教育課長（伊藤克志君）

お答えさせていただきます。

公費負担をする前の平成27年度末には3世帯5名分の滞納がございました。公費負担をはじめました平成28年度末には、これが1世帯2名分の滞納となりました。本年度につきましては2月末日現在で滞納がまったくございません。

以上です。

○議長（柿島良行君）

赤池朗君。

○4番議員（赤池朗君）

本年度は現在のところまったく滞納がないということで、その給食費の補助が非常に効果があったことと思われます。

現在、県内で給食無料化を実施しているところは2012年度より早川町、丹波山村の2町村ですが、その後、県内の市町村で給食無料化を実施しているところがありますか。あるとしたらどこですか、答弁を願います。

○議長（柿島良行君）

伊藤学校教育課長。

○学校教育課長（伊藤克志君）

お答えをさせていただきます。

昨年12月に市川三郷町では来年度から、平成30年度から小学生までの給食費を無料とする方針を固めたという報道がございました。

承知している情報は以上です。

○議長（柿島良行君）

赤池朗君。

○4番議員（赤池朗君）

本町の全児童生徒の給食費を無料にすると約2,900万円程度必要になるわけですが、決して少ない金額ではないと思いますが、この身延町の将来のためにも私は異存がありません。本町のこれからにとって大切なのは子どもたちがすこやかに成長していく環境を整えることが大事だと思います。

そういう観点からぜひ給食費の無料化を進めていただきたいという通告をしたんですが、定例会当初の町長施政方針の中や教育長の教育方針の中で給食費の保護者負担を無料にすることが表明されました。また平成30年度の当初予算の子育て支援事業として小中学校給食費補助金として2,935万円が計上されています。非常にありがたいことだと思っています。本町は子育て支援のために18歳までの医療費窓口無料化や小中学校の入学祝金支給など本町の子育て支援に関しては全国でもトップレベルだと私も感じていますし、町長も施政方針の中で述べています。

少子化が進んでいる本町で生まれてくる子どもは本当に少ないです。昔から子どもは地域の宝という言葉があります。これからも町民が暮らしやすいまちづくりのために、今まで以上に子育て世代を大事にして町政に取り組んでいただきたい。

以上で私の質問を終わります。

○議長（柿島良行君）

赤池朗君の一般質問を終わります。

以上で本日の議事日程は終了しました。

本日は、これをもちまして散会といたします。

ご苦労さまでした。

○議会事務局長（佐野勇夫君）

相互にあいさつを交わし終わります。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

ご苦労さまでした。

散会 午後12時15分

平成 3 0 年

第 1 回身延町議会定例会

3 月 7 日

1. 議事日程

- 日程第1 諸般の報告
- 日程第2 議案第1号 身延町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について
- 日程第3 議案第2号 身延町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第3号 身延町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第4号 身延町行政組織条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第5号 身延町個人情報保護条例等の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第6号 身延町職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第7号 身延町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第8号 身延町企業立地促進産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第9号 身延町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第10号 身延町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第11号 身延町公共物管理条例及び身延町道路占有料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第12号 身延町社会体育施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第13号 本栖湖いこの森キャンプ場の指定管理者の指定について
- 日程第15 議案第14号 身延駅前しょうにん通り駐車場の指定管理者の指定について
- 日程第16 議案第15号 身延山駐車場の指定管理者の指定について
- 日程第17 議案第16号 総門駐車場の指定管理者の指定について
- 日程第18 議案第17号 峡南広域行政組合格約の変更について
- 日程第19 議案第18号 平成29年度身延町一般会計補正予算（第8号）
- 日程第20 議案第19号 平成29年度身延町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）
- 日程第21 議案第20号 平成29年度身延町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）

- 日程第 2 2 議案第 2 1 号 平成 2 9 年度身延町介護保険特別会計補正予算(第 5 号)
- 日程第 2 3 議案第 2 2 号 平成 2 9 年度身延町介護サービス事業特別会計補正予算
(第 3 号)
- 日程第 2 4 議案第 2 3 号 平成 2 9 年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算(第
5 号)
- 日程第 2 5 議案第 2 4 号 平成 3 0 年度身延町一般会計予算
- 日程第 2 6 議案第 2 5 号 平成 3 0 年度身延町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 2 7 議案第 2 6 号 平成 3 0 年度身延町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 2 8 議案第 2 7 号 平成 3 0 年度身延町介護保険特別会計予算
- 日程第 2 9 議案第 2 8 号 平成 3 0 年度身延町介護サービス事業特別会計予算
- 日程第 3 0 議案第 2 9 号 平成 3 0 年度身延町簡易水道事業特別会計予算
- 日程第 3 1 議案第 3 0 号 平成 3 0 年度身延町農業集落排水事業等特別会計予算
- 日程第 3 2 議案第 3 1 号 平成 3 0 年度身延町下水道事業特別会計予算
- 日程第 3 3 議案第 3 2 号 平成 3 0 年度身延町下部奥の湯温泉事業特別会計予算
- 日程第 3 4 議案第 3 3 号 平成 3 0 年度身延町大八坂及び川尻並びに山之神外十五
山恩賜林保護財産区特別会計予算
- 日程第 3 5 議案第 3 4 号 平成 3 0 年度身延町広野村上外九山恩賜林保護財産区特
別会計予算
- 日程第 3 6 議案第 3 5 号 平成 3 0 年度身延町第一日影みそね沢恩賜林保護財産区特
別会計予算
- 日程第 3 7 議案第 3 6 号 平成 3 0 年度身延町第二日影みそね沢及び石原外二山恩
賜林保護財産区特別会計予算
- 日程第 3 8 議案第 3 7 号 平成 3 0 年度身延町大久保外七山恩賜林保護財産区特別
会計予算
- 日程第 3 9 議案第 3 8 号 平成 3 0 年度身延町仙王外五山恩賜林保護財産区特別会
計予算
- 日程第 4 0 議案第 3 9 号 平成 3 0 年度身延町姥草里外七山恩賜林保護財産区特別
会計予算
- 日程第 4 1 議案第 4 0 号 平成 3 0 年度身延町入ヶ岳外二山恩賜林保護財産区特別
会計予算
- 日程第 4 2 議案第 4 1 号 平成 3 0 年度身延町西嶋財産区特別会計予算
- 日程第 4 3 議案第 4 2 号 平成 3 0 年度身延町曙財産区特別会計予算
- 日程第 4 4 議案第 4 3 号 平成 3 0 年度身延町大河内地区財産区特別会計予算
- 日程第 4 5 議案第 4 4 号 平成 3 0 年度身延町下山地区財産区特別会計予算
- 日程第 4 6 議案第 4 5 号 身延町過疎地域自立促進計画の変更について
- 日程第 4 7 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることにつ
いて
- 追加日程第 1 議案第 4 6 号 町道静川大須成曙線道路災害復旧工事請負契約について

2.出席議員は次のとおりである。(14名)

1番	伊藤雄波	2番	伊藤達美
3番	望月悟良	4番	赤池朗
5番	上田孝二	6番	田中一泰
7番	野島俊博	8番	河井淳
9番	芦澤健拓	10番	福與三郎
11番	渡辺文子	12番	川口福三
13番	広島法明	14番	柿島良行

3.欠席議員は次のとおりである。

なし

4.地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(21人)

町長	望月幹也	副町長	瀧本勝彦
教育長	鈴木高吉	総務課長	笠井祥一
会計管理者	笠井喜孝	政策室長	遠藤基
財政課長	村野浩人	税務課長	佐野和紀
町民課長	熊谷司	福祉保健課長	穂坂桂吾
観光課長	佐藤成人	子育て支援課長	望月由香里
産業課長	望月真人	建設課長	水上武正
土地対策課長	小笠原正人	水道課長	埜村公文
環境下水道課長	羽賀勝之	下部支所長	柿島利巳
身延支所長	佐野昌三	学校教育課長	伊藤克志
生涯学習課長	高野博邦		

5.職務のため議場に参加した者の職氏名(2人)

議会事務局長 佐野勇夫
録音係 大村隆

開会 午前 9時00分

○議会事務局長（佐野勇夫君）

相互にあいさつを交わします。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

（ あ い さ つ ）

ご着席ください。

○議長（柿島良行君）

本日は大変ご苦労さまです。

それでは出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日は議事日程第4号により執り行います。

日程第1 諸般の報告を行います。

本日の説明員として地方自治法第121条の規定に基づき、出席通知のありました者の職氏名につきましては、先の会議で一覧表として配布したとおりです。

本日は提出議案の質疑および委員会付託の日程となっております。

お手元に配布した委員会付託表のとおり、議案第1号から議案第32号までおよび議案第34号を各常任委員会に付託を予定しておりますので、質疑は大綱のみに留めてください。

予算案についての款別質疑は行わないので詳細は委員会においてお願いします。

また、議案第33号から議案第44号および諮問第1号は委員会付託省略議案表のとおり委員会への付託を省略の予定です。

また、本日は追加議案1件が提出されております。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第2 議案第1号 身延町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第1号の質疑を終わります。

日程第3 議案第2号 身延町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第2号の質疑を終わります。

日程第4 議案第3号 身延町介護保険条例の一部を改正する条例について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第3号の質疑を終わります。

日程第5 議案第4号 身延町行政組織条例の一部を改正する条例について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

広島法明君。

○13番議員(広島法明君)

議案第4号につきまして、町民ニーズの変化や新たな事業の展開などに対応するためということの組織機構の見直しにつきましては大賛成ですけど、その名称、水道課と環境下水道課を統合しての環境上下水道課を、町民サイドからすれば環境水道課でもいいではないかということで、その課名を決定することに至った経緯をちょっと説明していただきたいと思います。

○議長(柿島良行君)

笠井総務課長。

○総務課長(笠井祥一君)

お答えをさせていただきます。

課の名称につきましては、町民の皆さんに現在の課名が浸透していることを勘案いたしまして、法令審査委員会等を経まして上程をさせていただいておりますので何とぞご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長(柿島良行君)

ほかに質疑はありませんか。

川口福三君。

○12番議員(川口福三君)

この条例案の名称については一応賛成をいたしますが、配置はどのような形になりますか。

○議長(柿島良行君)

笠井総務課長。

○総務課長(笠井祥一君)

すみません、確認なんですけども、配置といいますとその課の配置という意味でしょうか、人員の配置という意味でしょうか。

○議長(柿島良行君)

川口福三君。

○12番議員(川口福三君)

今まで環境下水道課と水道課は部屋が別々になっていましたね。今度、1つの課になるとどういう形になるのか、そのへんを。

○議長(柿島良行君)

笠井総務課長。

○総務課長(笠井祥一君)

現在、水道課と環境下水道課につきましては浄化センターにございます。その2つの課が1つの課に環境上下水道課という形になるとすれば、どちらかの課の部屋のほうに移るとい

になると思いますけども、現状を見ますと環境下水道課のほうの執務室のほうが広いということもありますので、たぶんそちらのほうに移ることになるのではないかと思います。今のところまだはっきりしておりませんが、たぶんそういう形になるのではないかと思いますというふうに思っております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

川口福三君。

○12番議員（川口福三君）

今、水道課と下水道課は部屋が別になっているんだけど、結局、水道課のほうの部屋を空けるような形で1部屋へというような説明ですか。

○議長（柿島良行君）

笠井総務課長。

○総務課長（笠井祥一君）

これにつきましては担当課との協議もありますけれども、現状ではそういうふうになるのではないかと思います。もしかすると、今のままで担当が分かれてやるということにもなるかもしれませんが、今、考えている中ではそちらのほうに移って、1つの執務室へ移ったほうがいいのではないかと思いますというふうに考えております。

○議長（柿島良行君）

ほかに質疑はありませんか。

（ な し ）

ほかに質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第4号の質疑を終わります。

日程第6 議案第5号 身延町個人情報保護条例等の一部を改正する条例について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第5号の質疑を終わります。

日程第7 議案第6号 身延町職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第6号の質疑を終わります。

日程第8 議案第7号 身延町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第7号の質疑を終わります。

日程第9 議案第8号 身延町企業立地促進産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第8号の質疑を終わります。

日程第10 議案第9号 身延町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第9号の質疑を終わります。

日程第11 議案第10号 身延町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第10号の質疑を終わります。

日程第12 議案第11号 身延町公共物管理条例及び身延町道路占有料徴収条例の一部を改正する条例について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第11号の質疑を終わります。

日程第13 議案第12号 身延町社会体育施設条例の一部を改正する条例について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第12号の質疑を終わります。

日程第14 議案第13号 本栖湖いこいの森キャンプ場の指定管理者の指定について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

望月悟良君。

○3番議員（望月悟良君）

お伺いしたいと思います。

今朝の山日新聞に隣りの町のかじかの湯ですか、指定管理者撤退ということが紙面にございましたけども、指定管理者を町で行うに当たりまして、いずれも説明の中では駐車場の管理につきましても地域に密着して運営状況がよろしいということの説明だったんですけども、いずれにしても、これらの指定管理を指定するに当たりまして、町として、例えば経営状況を示すバランスシートとかそういったものを参酌しての指定をしようとしているのか、経営状況についてですね。貸借対照表ですけども。そういったものを参酌しての指定を行おうとしているのか、このへんについてお伺いしたいと思います。

○議長（柿島良行君）

笠井総務課長。

○総務課長（笠井祥一君）

この公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する施行規則によりまして、申請する場につましましては、そういった経理に基づく書類等を提出していただきまして、それに基づきまして指定管理者の選定委員会等を開催して、その内容を精査させていただいて答申をしているということになっております。

○議長（柿島良行君）

ほかに質疑はありませんか。

伊藤達美君。

○1番議員（伊藤達美君）

今の望月悟良議員の質問に関連するんですけども、指定管理者に係る指定に際しての、一般的なことでございます。当然スクリーニングが必要になってくるかと思うんですけども、その際の、当然、提出を求める書類等はどんなものがあるのか、お教え願いたいと思います。

○議長（柿島良行君）

笠井総務課長。

○総務課長（笠井祥一君）

これもこの条例施行規則にすべて載っておりまして、第4条に申請書等ということで載せてございます。まず様式にかかります申請書、それから定款および登記事項証明、またはこれらに準ずる書類、それから公の施設の事業計画書ですね、それから収支の計画書、それから団体の経営状況を証明する書類等を添付して申請するということになっております。

○議長（柿島良行君）

ほかに質疑はありませんか。

（ な し ）

ほかに質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第13号の質疑を終わります。

日程第15 議案第14号 身延駅前しょうにん通り駐車場の指定管理者の指定について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第14号の質疑を終わります。

日程第16 議案第15号 身延山駐車場の指定管理者の指定について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第15号の質疑を終わります。

日程第17 議案第16号 総門駐車場の指定管理者の指定について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第16号の質疑を終わります。

日程第18 議案第17号 峡南広域行政組合規約の変更について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第17号の質疑を終わります。

日程第19 議案第18号 平成29年度身延町一般会計補正予算(第8号)について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第18号の質疑を終わります。

日程第20 議案第19号 平成29年度身延町国民健康保険特別会計補正予算(第5号)について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第19号の質疑を終わります。

日程第21 議案第20号 平成29年度身延町後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第20号の質疑を終わります。

日程第22 議案第21号 平成29年度身延町介護保険特別会計補正予算(第5号)について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第21号の質疑を終わります。

日程第23 議案第22号 平成29年度身延町介護サービス事業特別会計補正予算(第3号)について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第22号の質疑を終わります。

日程第24 議案第23号 平成29年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算(第5号)について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第23号の質疑を終わります。

日程第25 議案第24号 平成30年度身延町一般会計予算について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

芦澤健拓君。

○9番議員(芦澤健拓君)

議案第4号で組織改正が行われますけども、この組織機構の改正に伴っていろんな変化、変更しなければならぬことが出てくると思いますけども、これの補正予算はいつごろになるのかということ。

それから234ページの給与費明細書の中で特別職の合計が1,773万7千円の増になっております。前年度と比較して、この内容について、お聞きします。

○議長(柿島良行君)

笠井総務課長。

○総務課長（笠井祥一君）

お答えをさせていただきたいと思います。

まず補正予算がいつになるのかということですが、今回の議案第4号を今定例会で議決をいただきましたら、6月の第2回定例会におきまして補正をお願いしたいというふうに考えております。

それから、給与費明細書の特別職のところが増えていて増の理由はということなんですけれども、その他特別職というところに396名増えて577万6千円、増えていますけれども、こちらにつきましては各種委員の報償で計上していたものを30年度から報酬で計上することにしたための増でございます。これは、報償費は役務の提供や利益に対する代償という意味合いから付属機関等の委員や選挙の投開票の管理者、また投開票の立会人などへの支払いにつきましては、報酬費が望ましいということで、こちらのほうに計上をさせていただいているということでございます。

あと長等のところで1名増えて給与費のところが676万8千円、増えておりますけれども、これにつきましては、副町長分の増ということでございます。

以上です。

○議長（柿島良行君）

芦澤健拓君。

○9番議員（芦澤健拓君）

この議案第4号の行政組織条例の改正に伴いまして、これは4月1日から施行ということになっておりますけれども、当然、いろんな事業は4月1日から行われることになると思うんですが、そうしますと現在の一般会計予算の中の使い方は、各課が当然変更になりますので、いろんな変更事項が出てくるとは思うんですけれども、この今の一般会計予算書の中の予算をいろんな形で準用するという理解でよろしいのか。これ4月1日に施行されるということは、その日から当然いろんな事業が起こってくると、動いてくるということなので、6月議会までということをおっしゃっていましたが、もっと早く対応する必要はないのかどうか、その点についてお伺いします。

それからその他特別職の人数がだいぶ増えているようなんですけれども、これは今、おっしゃったような報償を報酬にするということによって増えたということなんですか。それともこれ、前年度1,261人が1,657人ということで人数も相当増えておりますけれども、この点について。

○議長（柿島良行君）

笠井総務課長。

○総務課長（笠井祥一君）

4月1日から補正をさせていただくまでの間につきましては、現在の課で計上しているものを使わせていただくという形になります。

それからその増えた部分ということでございますけれども、これにつきましては、先ほども申し上げましたけれども、昨年まで報償費で計上していたものを報酬で計上したということで、この表の中の報酬の部分に入ってきたということでございます。

それと平成30年度につきましては知事選挙もあるということで、それに関連します投票管理者、立会人さんの部分もここに含まれているということでございます。

○議長（柿島良行君）

ほかに質疑はありませんか。

川口福三君。

○12番議員（川口福三君）

2点について、ちょっとお伺いします。

42ページの旧静川小学校の管理費、特別建物定期調査報告書業務65万2千円計上されているんですが、この業務内容と、それから52ページの農業振興にかかる六次産業化事業の中で、あけぼの大豆拠点施設業務、これ200万円。それからその下にあけぼの大豆の振興協議会補助金1,665万円ですか、計上されているんですが、この予算内容についての業務はどのような形の予算か、説明を願います。

○議長（柿島良行君）

川口福三君、今の質問につきましては相当詳細な部分にわたりますので、予算決算常任委員会がございますので、そちらでもう一度、詳細質問をしていただきたいと思います。

ほかに質疑はありませんか。

（ な し ）

ほかに質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第24号の質疑を終わります。

日程第26 議案第25号 平成30年度身延町国民健康保険特別会計予算について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第25号の質疑を終わります。

日程第27 議案第26号 平成30年度身延町後期高齢者医療特別会計予算について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第26号の質疑を終わります。

日程第28 議案第27号 平成30年度身延町介護保険特別会計予算について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第27号の質疑を終わります。

日程第29 議案第28号 平成30年度身延町介護サービス事業特別会計予算について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第28号の質疑を終わります。

日程第30 議案第29号 平成30年度身延町簡易水道事業特別会計予算について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第29号の質疑を終わります。

日程第31 議案第30号 平成30年度身延町農業集落排水事業等特別会計予算について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第30号の質疑を終わります。

日程第32 議案第31号 平成30年度身延町下水道事業特別会計予算について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第31号の質疑を終わります。

日程第33 議案第32号 平成30年度身延町下部奥の湯温泉事業特別会計予算について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第32号の質疑を終わります。

日程第34 議案第33号 平成30年度身延町大八坂及び川尻並びに山之神外十五山恩賜林保護財産区特別会計予算

日程第35 議案第34号 平成30年度身延町広野村上外九山恩賜林保護財産区特別会計予算

日程第36 議案第35号 平成30年度身延町第一日影みそね沢恩賜林保護財産区特別会計予算

- 日程第 3 7 議案第 3 6 号 平成 3 0 年度身延町第二日影みそね沢及び石原外二山恩賜林保護財産区特別会計予算
- 日程第 3 8 議案第 3 7 号 平成 3 0 年度身延町大久保外七山恩賜林保護財産区特別会計予算
- 日程第 3 9 議案第 3 8 号 平成 3 0 年度身延町仙王外五山恩賜林保護財産区特別会計予算
- 日程第 4 0 議案第 3 9 号 平成 3 0 年度身延町姥草里外七山恩賜林保護財産区特別会計予算
- 日程第 4 1 議案第 4 0 号 平成 3 0 年度身延町入ヶ岳外二山恩賜林保護財産区特別会計予算
- 日程第 4 2 議案第 4 1 号 平成 3 0 年度身延町西嶋財産区特別会計予算
- 日程第 4 3 議案第 4 2 号 平成 3 0 年度身延町曙財産区特別会計予算
- 日程第 4 4 議案第 4 3 号 平成 3 0 年度身延町大河内地区財産区特別会計予算
- 日程第 4 5 議案第 4 4 号 平成 3 0 年度身延町下山地区財産区特別会計予算

以上の 1 2 議案は財産区予算案でありますので、一括して議題とします。

質疑はありませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第 3 3 号から議案第 4 4 号までの質疑を終わります。

- 日程第 4 6 議案第 4 5 号 身延町過疎地域自立促進計画の変更についてについて、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第 4 5 号の質疑を終わります。

- 日程第 4 7 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて。

本件は人事案件のため質疑を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、諮問第 1 号の質疑は省略します。

お諮りします。

議案第 1 号から議案第 3 2 号までおよび議案第 4 5 号をお手元に配布した委員会付託表のとおり、各常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、付託表のとおり各常任委員会に付託します。

お諮りします。

議案第 3 3 号から議案第 4 4 号および諮問第 1 号は、委員会付託省略議案表のとおり委員会付託を省略することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、委員会付託省略議案表のとおり委員会付託を省略します。

お諮りします。

本日、追加議案 1 件が提出されました。

これを本日の日程に追加し、審議することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、追加提出された議案を本日の日程に追加することに決定しました。

追加日程第 1 議案第 4 6 号 町道静川大須成曙線道路災害復旧工事請負契約について。

町長から提案理由の説明を求めます。

望月町長。

○町長(望月幹也君)

それでは、追加提出議案第 4 6 号について提案理由を説明申し上げます。

町道静川大須成曙線道路災害復旧工事請負契約についてであります。

町道静川大須成曙線道路災害復旧工事請負契約について、身延町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分の範囲を定める条例第 2 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

記

1. 契約の目的 町道静川大須成曙線道路災害復旧工事

2. 契約の方法 指名競争入札による契約

3. 契約金額 金 8,575 万 2 千円

4. 契約の相手方 山梨県南巨摩郡身延町遅沢 2 3 4 8 番地

株式会社小林建設所 代表取締役 小林英文

提案理由を申し上げます。

町道静川大須成曙線道路災害復旧工事請負契約を締結するため議会の議決が必要であります。

これがこの議案を提出する理由でございます。

以上であります。

なお、議案の内容につきましては、財政課長より説明を申し上げますのでよろしくお願いたします。

○議長(柿島良行君)

次に議案第 4 6 号の内容説明を求めます。

村野財政課長。

○財政課長(村野浩人君)

それでは議案第 4 6 号 町道静川大須成曙線道路災害復旧工事請負契約について、説明をさせていただきます。

本議案につきましては、町道静川大須成曙線道路災害復旧工事請負契約を締結するため、議会の議決が必要となるものであります。

まず契約の方法であります。指名競争入札による契約であります。

2 枚目の議案第 4 6 号関係資料をご覧ください。

工事名であります。町道静川大須成曙線道路災害復旧工事であります。

工事場所は身延町矢細工地内。

予定価格は消費税抜きで8,848万円。

入札年月日は平成30年2月23日であります。

入札場所は身延町中富総合会館2階会議室であります。

入札参加者につきましては、記載してあります10社であります。

入札金額、入札率はそれぞれ記載してあるとおりでありますのでご覧ください。

落札者は株式会社小林建設所で落札額は7,940万円。消費税を含んだ8,575万2千円で2月23日に仮契約を締結いたしました。

なお、工期といたしましては、ご議決をいただければ着工が議決日の翌日から平成30年12月14日までの工期となります。

以上、議案第46号詳細説明とさせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（柿島良行君）

以上で町長の提案理由と担当課長の内容説明が終わりました。

引き続き議案第46号の質疑を行います。

本案は総務産業建設常任委員会に付託を予定していますので質疑は大綱に留めてください。質疑はありませんか。

（なし）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第46号の質疑を終わります。

お諮りします。

議案第46号は、お手元に配布した議案付託表のとおり所管の常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、付託表のとおり総務産業建設常任委員会に付託します。

以上で本日の議事日程はすべて終了しました。

本日は、これをもちまして散会といたします。

ご苦労さまでした。

○議会事務局長（佐野勇夫君）

相互にあいさつを交わします。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

ご苦労さまでした。

散会 午前 9時50分

平成 3 0 年

第 1 回身延町議会定例会

3 月 1 9 日

平成30年3月19日
午前 9時00分開議
於 議 場

1. 議事日程

- 日程第1 諸般の報告
日程第2 委員長報告
日程第3 議案第1号 身延町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について
日程第4 議案第2号 身延町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について
日程第5 議案第3号 身延町介護保険条例の一部を改正する条例について
日程第6 議案第4号 身延町行政組織条例の一部を改正する条例について
日程第7 議案第5号 身延町個人情報保護条例等の一部を改正する条例について
日程第8 議案第6号 身延町職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例について
日程第9 議案第7号 身延町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
日程第10 議案第8号 身延町企業立地促進産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について
日程第11 議案第9号 身延町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
日程第12 議案第10号 身延町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
日程第13 議案第11号 身延町公共物管理条例及び身延町道路占有料徴収条例の一部を改正する条例について
日程第14 議案第12号 身延町社会体育施設条例の一部を改正する条例について
日程第15 議案第13号 本栖湖いこいの森キャンプ場の指定管理者の指定について
日程第16 議案第14号 身延駅前しょうにん通り駐車場の指定管理者の指定について
日程第17 議案第15号 身延山駐車場の指定管理者の指定について
日程第18 議案第16号 総門駐車場の指定管理者の指定について
日程第19 議案第17号 峡南広域行政組合規約の変更について
日程第20 議案第18号 平成29年度身延町一般会計補正予算（第8号）
日程第21 議案第19号 平成29年度身延町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）

- 日程第 2 2 議案第 2 0 号 平成 2 9 年度身延町後期高齢者医療特別会計補正予算
(第 4 号)
- 日程第 2 3 議案第 2 1 号 平成 2 9 年度身延町介護保険特別会計補正予算(第 5 号)
- 日程第 2 4 議案第 2 2 号 平成 2 9 年度身延町介護サービス事業特別会計補正予算
(第 3 号)
- 日程第 2 5 議案第 2 3 号 平成 2 9 年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算(第
5 号)
- 日程第 2 6 議案第 2 4 号 平成 3 0 年度身延町一般会計予算
- 日程第 2 7 議案第 2 5 号 平成 3 0 年度身延町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 2 8 議案第 2 6 号 平成 3 0 年度身延町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 2 9 議案第 2 7 号 平成 3 0 年度身延町介護保険特別会計予算
- 日程第 3 0 議案第 2 8 号 平成 3 0 年度身延町介護サービス事業特別会計予算
- 日程第 3 1 議案第 2 9 号 平成 3 0 年度身延町簡易水道事業特別会計予算
- 日程第 3 2 議案第 3 0 号 平成 3 0 年度身延町農業集落排水事業等特別会計予算
- 日程第 3 3 議案第 3 1 号 平成 3 0 年度身延町下水道事業特別会計予算
- 日程第 3 4 議案第 3 2 号 平成 3 0 年度身延町下部奥の湯温泉事業特別会計予算
- 日程第 3 5 議案第 3 3 号 平成 3 0 年度身延町大八坂及び川尻並びに山之神外十五
山恩賜林保護財産区特別会計予算
- 日程第 3 6 議案第 3 4 号 平成 3 0 年度身延町広野村上外九山恩賜林保護財産区特
別会計予算
- 日程第 3 7 議案第 3 5 号 平成 3 0 年度身延町第一日影みそね沢恩賜林保護財産区特
別会計予算
- 日程第 3 8 議案第 3 6 号 平成 3 0 年度身延町第二日影みそね沢及び石原外二山恩
賜林保護財産区特別会計予算
- 日程第 3 9 議案第 3 7 号 平成 3 0 年度身延町大久保外七山恩賜林保護財産区特別
会計予算
- 日程第 4 0 議案第 3 8 号 平成 3 0 年度身延町仙王外五山恩賜林保護財産区特別会
計予算
- 日程第 4 1 議案第 3 9 号 平成 3 0 年度身延町姥草里外七山恩賜林保護財産区特別
会計予算
- 日程第 4 2 議案第 4 0 号 平成 3 0 年度身延町入ヶ岳外二山恩賜林保護財産区特別
会計予算
- 日程第 4 3 議案第 4 1 号 平成 3 0 年度身延町西嶋財産区特別会計予算
- 日程第 4 4 議案第 4 2 号 平成 3 0 年度身延町曙財産区特別会計予算
- 日程第 4 5 議案第 4 3 号 平成 3 0 年度身延町大河内地区財産区特別会計予算
- 日程第 4 6 議案第 4 4 号 平成 3 0 年度身延町下山地区財産区特別会計予算
- 日程第 4 7 議案第 4 5 号 身延町過疎地域自立促進計画の変更について
- 日程第 4 8 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることにつ
いて
- 日程第 4 9 議案第 4 6 号 町道静川大須成郡線道路災害復旧工事請負契約について

日程第50 委員会の閉会中の継続調査について

追加日程第1 同意第1号 身延町教育委員会教育長の任命について

追加日程第2 発委第1号 身延町議会委員会条例の一部を改正する条例について

2.出席議員は次のとおりである。(14名)

1番	伊藤雄波	2番	伊藤達美
3番	望月悟良	4番	赤池朗
5番	上田孝二	6番	田中一泰
7番	野島俊博	8番	河井淳
9番	芦澤健拓	10番	福與三郎
11番	渡辺文子	12番	川口福三
13番	広島法明	14番	柿島良行

3.欠席議員は次のとおりである。

なし

4.地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(21人)

町長	望月幹也	副町長	瀧本勝彦
教育長	鈴木高吉	総務課長	笠井祥一
会計管理者	笠井喜孝	政策室長	遠藤基
財政課長	村野浩人	税務課長	佐野和紀
町民課長	熊谷司	福祉保健課長	穂坂桂吾
観光課長	佐藤成人	子育て支援課長	望月由香里
産業課長	望月真人	建設課長	水上武正
土地対策課長	小笠原正人	水道課長	埜村公文
環境下水道課長	羽賀勝之	下部支所長	柿島利巳
身延支所長	佐野昌三	学校教育課長	伊藤克志
生涯学習課長	高野博邦		

5 . 職務のため議場に出席した者の職氏名 (2 人)

議会議務局長 佐野 勇夫
録音係 大村 隆

開会 午前 9時00分

○議会事務局長（佐野勇夫君）

相互にあいさつを交わします。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

（ あ い さ つ ）

ご着席ください。

○議長（柿島良行君）

本日は大変ご苦労さまです。

それでは出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日は議事日程第5号により執り行います。

日程第1 諸般の報告を行います。

本日の説明員として地方自治法第121条の規定に基づき、出席通知のありました者の職氏名につきましては先の会議で一覧表として配布したとおりです。

なお、本日は人事案件1件が追加案件となっています。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第2 委員長報告。

総務産業建設常任委員会に付託した議案第4号から議案第8号、議案第11号、議案第13号から議案第17号、議案第45号および議案第46号について委員長の報告を求めます。

総務産業建設常任委員会委員長 上田孝二君、登壇してください。

○総務産業建設常任委員長（上田孝二君）

それでは報告いたします。

（以下、総務産業建設常任委員会報告書の朗読につき省略）

○議長（柿島良行君）

以上で総務産業建設常任委員会委員長の報告が終わりました。

委員長はその場でお待ちください。

これから委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で総務産業建設常任委員会の審査報告に対する質疑を終わります。

上田委員長は自席にお戻りください。

次に教育厚生常任委員会に付託した議案第1号から議案第3号、議案第9号、議案第10号および議案第12号について委員長の報告を求めます。

教育厚生常任委員会委員長 野島俊博君、登壇してください。

野島君。

○教育厚生常任委員長（野島俊博君）

それでは報告いたします。

(以下、教育厚生常任委員会報告書の朗読につき省略)

○議長(柿島良行君)

以上で教育厚生常任委員会委員長の報告が終わりました。

委員長はその場でお待ちください。

これから委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なし)

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で教育厚生常任委員会の審査報告に対する質疑を終わります。

野島委員長は自席にお戻りください。

次に予算決算常任委員会に付託した議案第18号から議案第32号について委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員会委員長 河井淳君、登壇してください。

河井君。

○予算決算常任委員長(河井淳君)

それでは、予算決算常任委員会に付託された議案についての審査報告書を朗読をもって報告といたします。

(以下、予算決算常任委員会報告書の朗読につき省略)

○議長(柿島良行君)

以上で予算決算常任委員会委員長の報告が終わりました。

委員長はその場でお待ちください。

これから委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なし)

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で予算決算常任委員会の審査報告に対する質疑を終わります。

河井委員長は自席にお戻りください。

日程第3 議案第1号 身延町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定についての討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

(なし)

反対討論がないので、討論を終わります。

これから議案第1号を採決します。

お諮りします。

議案第1号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、議案第1号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第4 議案第2号 身延町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例についての討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

(な し)

反対討論がないので、討論を終わります。

これから議案第2号を採決します。

お諮りします。

議案第2号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第2号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第5 議案第3号 身延町介護保険条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

反対討論はありませんか。

渡辺文子君。

○11番議員(渡辺文子君)

議案第3号 身延町介護保険条例の一部を改正する条例について、反対討論をいたします。

平成30年度から平成32年度までの第7期介護保険事業計画中の第1号被保険者にかかる保険料を定めるための条例です。

家族の介護のために仕事を辞める介護離職は毎年10万人、10年で105万人を超える状況です。2000年に始まった介護保険制度は、こうした家族の介護負担を軽減し、高齢者介護を社会全体で支えることを目的としてつくられたはずでした。介護サービスの利用料が高すぎたり、保険だけでは十分なサービスが受けられないため、結局家族が金銭的・肉体的な負担を強いられ、要介護者と家族が共に貧困に陥る共倒れの多発も大きな問題となっています。

警察庁の調査によれば、介護を苦しめた殺人事件は年間平均50件という状況が続いています。今後も要介護の高齢者は増え続け、2020年から2030年代に人口に占める要介護者の割合はピークを迎えると予想されています。高齢者や家族の尊厳が守られ、安心して生活できる社会的・制度的な基盤を確立することは急務です。

現在の介護保険はサービスの利用が増えたり、介護職員の労働条件を改善すれば、今回のように直ちに保険料の負担増に跳ね返る仕組みになっています。保険料・利用料の引き上げに連動することなく、確実に介護・福祉労働者の賃金アップを図る仕組みや制度を考えなくては、介護施設や事業所の人材不足は解消されません。

安倍政権による社会保障費の削減で介護保険制度の改悪が続き、保険料を払っても必要な介護を受けられないのが現状です。そんな制度の中で、町の職員をはじめ介護の現場や関係する人たちは本当に頑張ってくれています。65歳以上の介護保険料は原則として年金からの天引

きで徴収され、年金額が月に1万5千円未満の人は役場の窓口で保険料を納付することになっています。

子どもの貧困とともに高齢者の貧困が深刻化する中で、今でも介護保険料の支払いが大変な中、65歳以上の第1号被保険者の介護保険料の引き上げには賛成することができません。

○議長（柿島良行君）

次に原案に賛成者の発言を許します。

討論はありませんか。

広島法明君。

○13番議員（広島法明君）

議案第3号 身延町介護保険条例の一部を改正する条例について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

平成12年から始まった介護保険、1期3年で見直しということで、今回、平成30年度からの第7期の介護保険料に基づく保険料の見直しということですが、本当に3年間のサービス見込み量に基づく保険給付に要する費用や地域支援事業の予定額等で、議案説明でも説明されましたが、今回の第7期における保険料の増額要因としましては、介護報酬の改定、平成30年から第7期に関係する平成31年10月に予定されております消費税の8%から10%のアップ、そして介護従事者処遇改善、そして第1号被保険者の負担割合の見直し、それと小規模多機能型居宅介護事業所の導入等々の保険料の増額要因、これらに基づいての結果の保険料の増額、この保険料の増額を抑えるためには保険給付の軽減が最重要となろうかと思えます。

今後、今まで以上に介護予防事業を積極的に展開し、保険給付額の減額に努めることをお願いして賛成の討論とさせていただきます。

以上です。

○議長（柿島良行君）

次に反対討論はありませんか。

芦澤健拓君。

○9番議員（芦澤健拓君）

議案第3号 身延町介護保険条例の一部を改正する条例に対する反対の意見を述べます。

社会福祉協議会が発行している身延社協だより2018春号には、福祉作文の最優秀作品が掲載されています。中学生の部で最優秀とされた身延中1年生の鮎川瑤さんは、「私の中の福祉」という作文の中で「福祉」と聞くと今まで私は高齢者の人の介護をすることだと思っていました。しかし福祉についていろいろ勉強する中で、福祉とは特定の人に限らず、みんなが幸せになるような活動を行うことだということが分かりました。」と書いています。

憲法第25条には、すべて国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有すると基本的人権について規定しています。そして私たち議員も町長をはじめとする行政職員の皆さんも特定の人でなく、町民みんなが幸せになるような道を考えていく義務があるものだと考えております。

安倍政権になって以来、この憲法第25条の規定を無視する行為が当たり前ようになっております。特に生活保護や介護保険など、最も助けが必要な人たちの福祉を踏みこむような政策が果てしなく続けられております。

予定されている消費税10%は、当時の民主・自民・公明の3党が社会保障に使うことを目

的に増税することを条件として合意したはずなのに、安倍首相は政権を保持することを最優先に考え、教育費とか財政再建とか、まったく当初の目的とは異なる使い道に使うことを考えております。

たしかに今まで消費税を上げるたびに政権政党はなんらかの影響を受け、国政選挙にも敗れています。だからこそ消費税増税から国民の目をそらすことを考えたのでしょうか、いまや安倍政権自体が崩壊の危機を迎えています。

今回の第7期介護保険事業計画中の第1号被保険者にかかわる介護保険料の改正も、社会保障に背を向けた安倍政治の一環であると考えております。本来、社会保障に振り向けるべき消費税増税分は国民の福祉にこそ振り向けるべきものであり、政権延長のために流用するなどという暴挙は許すことはできないと思います。

町民の福祉向上を実現することが私たちに与えられた使命であります。少ない年金から保険料を支払わなければならない生活困難な高齢者にこれ以上、重い負担を強いるこの介護保険条例の改正には反対いたします。

以上です。

○議長（柿島良行君）

次に賛成討論はありませんか。

（ な し ）

ほかに討論がないので、討論を終わります。

これから議案第3号を採決します。

お諮りします。

議案第3号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 多 数 ）

挙手多数であります。

よって、議案第3号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第6 議案第4号 身延町行政組織条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

芦澤健拓君。

○9番議員（芦澤健拓君）

議案第4号 身延町行政組織条例の一部を改正する条例に対する反対討論を行います。

私は、教育厚生常任委員会に所属しておりますので大綱に留めるようにということで本会議の質疑応答の際に質問いたしました。この条例の一部改正と平成30年度予算案との整合性について疑問がある旨を申し上げたはずですが、総務課長からは6月補正で対応する旨の答弁がありました。

この条例は附則により平成30年4月1日から施行するとされています。その前に人事異動があります。人件費をはじめ予算の大きな組み替えが必要であると考えられます。実際の業務には差し支えないと考えているかもしれませんが、町民の反応について考えたことはあるでしょうか。このような改正についてはもっと早い時点で議会に提案し、議論を深めた上で新年度の予算を組むべきではなかったかと思います。本日の採決を受けたあとで人事異動を行い、

新たな予算を組み直すことが求められるわけですから、こんな方法が正しいと私には考えられません。

すべての議案が多数派によって承認されている今の議会が、前町長のときからずっと行政側から軽視されているように感じているのは、おそらく私をはじめ少数の議員であると思います。このような議会では、町長を頂点とする行政に軽視されるのは当然のことであると思いますが、これは大変不名誉なことであるということを知覚してほしいと考えています。

議員諸氏にはもっと勉強して、誇りを持って議会に臨んでほしいという自戒の念も含めて、この議案の反対意見といたします。

○議長（柿島良行君）

次に原案に賛成者の発言を許します。

賛成討論はありませんか。

川口福三君。

○12番議員（川口福三君）

議案第4号に対し、賛成の立場で討論いたします。

やはり、この機構改革は平成の大前提でもあります行財政改革の一環として、執行部から提案されておられる案件であります。

この点、やはりこうした機構改革をすることによって経費の削減、また行政のサービスの向上につながると考え、この条例案に対して賛成いたします。

○議長（柿島良行君）

次に反対討論はありませんか。

広島法明君。

○13番議員（広島法明君）

今回の行政組織の見直しについては、時代の流れとして賛成をしますけども、部分的に課の名称について申し立てたいと思います。

「水道課と環境下水道課」を「環境上下水道課」に改めるという文言ですけども、これにつきましては、それぞれ町民の捉え方がいろいろあるかと思いますが、自分も一町民として名称は簡単明瞭にということで、環境水道課に改めたほうがいいではないかということで、それにつきましても、実際、水道課は上水道という概念が強いかと思いますが、最初は戸惑いがあるかと思いますが、長い目で見れば水道というのは上水道、下水道ということで根付くと思いますので、その部分についての反対ということで、この条例には反対したいと思います。

以上です。

○議長（柿島良行君）

次に賛成討論はありませんか。

望月悟良君。

○3番議員（望月悟良君）

私は今のこの議案に対して部分的と申しますか、今の環境下水道課ということで、今度、環境上下水道課にしようとしている。現状、町内で下水道の普及を図っていかようとしているときですので、私は環境上下水道課という名称に賛成したいと思います。

以上です。

○議長（柿島良行君）

ほかに反対討論はありませんか。

（ な し ）

ほかに反対討論がないので、討論を終わります。

これから議案第4号を採決します。

お諮りします。

議案第4号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 多 数 ）

挙手多数であります。

よって、議案第4号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第7 議案第5号 身延町個人情報保護条例等の一部を改正する条例についての討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

反対の討論はありませんか。

（ な し ）

反対討論がないので、討論を終わります。

これから議案第5号を採決します。

お諮りします。

議案第5号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

挙手全員であります。

よって、議案第5号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第8 議案第6号 身延町職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

原案に反対の討論はありませんか。

（ な し ）

討論がないので、討論を終わります。

これから議案第6号を採決します。

お諮りします。

議案第6号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

挙手全員であります。

よって、議案第6号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第9 議案第7号 身延町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

反対の討論はありませんか。

(な し)

討論がないので、討論を終わります。

これから議案第7号を採決します。

お諮りします。

議案第7号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第7号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第10 議案第8号 身延町企業立地促進産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

原案に反対の討論はありませんか。

(な し)

討論がないので、討論を終わります。

これから議案第8号を採決します。

お諮りします。

議案第8号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第8号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第11 議案第9号 身延町国民健康保険条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

(な し)

討論がないので、討論を終わります。

これから議案第9号を採決します。

お諮りします。

議案第9号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第9号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第12 議案第10号 身延町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

原案に反対の討論はありませんか。

(な し)

反対討論がないので、討論を終わります。

これから議案第10号を採決します。

お諮りします。

議案第10号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第10号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第13 議案第11号 身延町公共物管理条例及び身延町道路占有料徴収条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

原案に反対の討論はありませんか。

(な し)

反対討論がないので、討論を終わります。

これから議案第11号を採決します。

お諮りします。

議案第11号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第11号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第14 議案第12号 身延町社会体育施設条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

原案に反対の討論はありませんか。

(な し)

反対討論がないので、討論を終わります。

これから議案第12号を採決します。

お諮りします。

議案第12号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第12号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第15 議案第13号 本栖湖いこいの森キャンプ場の指定管理者の指定についての討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

原案に反対の討論はありませんか。

(な し)

反対討論がないので、討論を終わります。

これから議案第13号を採決します。

お諮りします。

議案第13号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第13号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第16 議案第14号 身延駅前しょうにん通り駐車場の指定管理者の指定についての討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

原案に反対の討論はありませんか。

(な し)

反対の討論がないので、討論を終わります。

これから議案第14号を採決します。

お諮りします。

議案第14号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第14号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第17 議案第15号 身延山駐車場の指定管理者の指定についての討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

原案に反対の討論はありませんか。

(な し)

反対討論がないので、討論を終わります。

これから議案第15号を採決します。

お諮りします。

議案第15号に対する委員長の報告は、可決とするものです。
委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。
(挙 手 全 員)
挙手全員であります。
よって、議案第15号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第18 議案第16号 総門駐車場の指定管理者の指定についての討論を行います。
まず原案に反対者の発言を許します。
原案に反対の討論はありませんか。
(な し)
反対討論がないので、討論を終わります。
これから議案第16号を採決します。
お諮りします。
議案第16号に対する委員長の報告は、可決とするものです。
委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。
(挙 手 全 員)
挙手全員であります。
よって、議案第16号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第19 議案第17号 峡南広域行政組合規約の変更についての討論を行います。
まず原案に反対者の発言を許します。
原案に反対の討論はありませんか。
(な し)
反対討論がないので、討論を終わります。
これから議案第17号を採決します。
お諮りします。
議案第17号に対する委員長の報告は、可決とするものです。
委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。
(挙 手 全 員)
挙手全員であります。
よって、議案第17号は委員長の報告のとおり可決されました。
議事の途中ではありますが、ここで暫時休憩とします。
再開は10時15分とします。

休憩 午前 9時58分

再開 午前10時15分

○議長(柿島良行君)

休憩前に引き続き、議事を再開します。

日程第20 議案第18号 平成29年度身延町一般会計補正予算(第8号)の討論を行います。

一般会計については款別に討論を行います。

お手元に配布のとおり4項目に分けて行います。

まず1項目、歳入を一括して行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

反対討論はありませんか。

(な し)

反対討論がないので、1項目めの討論を終わります。

次に2項目、歳出、総務費、民生費、衛生費の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

原案に反対討論はありませんか。

(な し)

反対討論がないので、2項目めの討論を終わります。

次に3項目め、歳出、農林水産業費、商工費、土木費、消防費の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

原案に反対討論はありませんか。

(な し)

反対討論がないので、3項目めの討論を終わります。

次に4項目、歳出、教育費、公債費、諸支出金の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

原案に反対の討論はありませんか。

(な し)

反対討論がないので、4項目めの討論を終わります。

以上で議案第18号の討論を終わります。

これから議案第18号を採決します。

お諮りします。

議案第18号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第18号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第21 議案第19号 平成29年度身延町国民健康保険特別会計補正予算(第5号)の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

原案に反対の討論はありませんか。

(な し)

反対討論がないので、討論を終わります。

これから議案第19号を採決します。

お諮りします。

議案第19号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第19号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第22 議案第20号 平成29年度身延町後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)の
討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

原案に反対の討論はありませんか。

(な し)

反対討論がないので、討論を終わります。

これから議案第20号を採決します。

お諮りします。

議案第20号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第20号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第23 議案第21号 平成29年度身延町介護保険特別会計補正予算(第5号)の討論を
行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

原案に反対の討論はありませんか。

(な し)

反対討論がないので、討論を終わります。

これから議案第21号を採決します。

お諮りします。

議案第21号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第21号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第24 議案第22号 平成29年度身延町介護サービス事業特別会計補正予算(第3号)
の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

原案に反対の討論はありませんか。

(な し)

反対討論がありませんので、討論を終わります。

これから議案第22号を採決します。

お諮りします。

議案第22号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第22号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第25 議案第23号 平成29年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算(第5号)の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

原案に反対の討論はありませんか。

(な し)

反対討論がないので、討論を終わります。

これから議案第23号を採決します。

お諮りします。

議案第23号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第23号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第26 議案第24号 平成30年度身延町一般会計予算の討論を行います。

一般会計については款別に討論を行います。

お手元に配布のとおり4項目に分けて行います。

まず1項目め、歳入を一括して行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

原案に反対の討論はありませんか。

(な し)

反対討論がないので、1項目の討論を終わります。

次に2項目、歳出、議会費、総務費、民生費、衛生費、労働費の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

原案に反対討論はありませんか。

(な し)

反対討論がないので、2項目めの討論を終わります。

次に3項目、歳出、農林水産業費、商工費、土木費、消防費の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

原案に反対の討論はありませんか。

(な し)

反対討論がないので、3項目の討論を終わります。

次に4項目、歳出、教育費、災害復旧費、公債費、諸支出金、予備費の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

原案に反対の討論はありませんか。

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

議案第24号 平成30年度身延町一般会計予算については、町長の施政報告にあるように子育て世代の支援をするため、これまで半額だった給食費の全額補助の計上がありました。保育園入園、小学校入学、中学校入学時の支度金支給や教材費への補助、校外活動費への公費負担等と町長が述べているとおり全国トップレベルの施策と高く評価をしています。

しかし3月17日、身延小学校、大河内小学校の閉校式に参加をしましたが、これまで地域とともに長い歴史と伝統のあった学校が次々となくなっていくのを議員として見てきたことは本当につらく残念で悲しいことでした。

地域に学校があって、この子育て支援の施策があれば、もっと多くの町民の皆さんに喜んでもらえると思いました。そして学校があれば子育て世代もこの支援で帰ってくることもできるのにと、とても残念です。

一般質問でも取り上げましたが、これまで遅々として進まなかった区の要望に当初予算から対応するなど町民の声を大切にする姿勢も評価をしています。

そんな予算の中で歳出、10款教育費、1項教育総務費のうち通学対策事業費1億5,558万7千円について、反対討論をいたします。

今年度3月で前期、後期の統廃合計画が完了し新年度からこの広い身延町で1つの中学校、3つの小学校となります。遠くて通えない生徒も出てきた中で、児童生徒の通学だけで約1億5,283万8千円の経費がかかります。スクールバス15台、中学校の部活がある朝にはそれに5台増え20台になり、タクシー3台が入り23台になります。何年間は毎年通学だけでこの金額がかかることになります。今までスクールバスの運行をしてくれた臨時職員や町内の業者は続けることができません。これまで子どもたちを安全に送迎してくれた、この方たちは子どもたち一人ひとりの状況を把握し、地域の大人として時には注意をし、時には褒めたり励ましたりしてくれました。こういう地域の方たちから子どもたちは学ぶことがあるのではないのでしょうか。

教育委員会の説明で、これまでの白ナンバーではなく、より安全にと緑ナンバーに切り替えたということです。スクールバスを購入するときに緑ナンバーにすると変更がありました。最初からきちんとした計画を立て、住民や保護者の皆さんにも説明をすべきです。本当にこの予算が教育委員会が言う町民のため、子どものための予算なのか私には理解できませんし、賛成することもできません。

○議長（柿島良行君）

次に原案に賛成者の発言を許します。

原案に賛成の討論ありませんか。

望月悟良君。

○3番議員（望月悟良君）

私は、原案に賛成の立場で討論いたしたいと思いますけれども、今おっしゃいました学童の

通学、送迎関係のバスでございますけれども、歳入の中で、すでに歳入のほうでお認めしてい
らっしゃるといいますか、過疎債が相当な額で充当することになっております。これまでの統
合関係につきましては、それぞれの保護者の立場から、もちろん大変だということは、るるお
伺いしております。この場に及んでと申しますか、そのバスを緑ナンバーを用いて通学という
ことで、当面はこの形でしのぐということがよかろうかと思えます。お聞きいたしましたところ、保護者等の打ち合わせをして、安全な方法を取るにはやはり緑ナンバーがいいということ
になったようでございます。

私は現状の予算に対して、当面はこの体制でいくことがいいと思えますので賛成いたします。
以上です。

○議長（柿島良行君）

次に原案に反対討論はありますか。

芦澤健拓君。

○9番議員（芦澤健拓君）

議案第24号 平成30年度身延町一般会計予算に対する反対討論を行います。

10款教育費、1項教育総務費の通学対策事業費の13節委託料の業務委託料として1億5,558万7千円が計上されております。

昨年度、平成29年度は通学対策事業費として1億7,504万6千円が計上されております。この中には身延小学校の通学バス購入費1,837万4千円も含まれておりますけれども、これによりまして、本年度からは通学バス10台が運行されるということになっているようです。私はこのように毎年、1億5千万円近い費用が通学に使われるというのは、前町長が強引とも思われる手法で推し進めた学校統廃合による負の遺産であると考えております。毎年このような負担を町民に押し付けることは得策ではありません。もちろん児童生徒の安全は保護者をはじめ町民にとって大変大切なものですが、しかしこれだけの予算をもっと有効に使うべきであると考えます。

先日、下部の地区公民館で行われたコミュニティ下部と町長との懇談会で、町長が提案してくれたコミュニティバス構想もその1つであります。児童生徒だけでなく一般町民の利用も考慮したコミュニティバスの活用もその1つであると思えます。また、かつて公共交通の要であった身延線の活用も考えていくべきであると思えます。統合前の下部小中学校の児童生徒は身延線による通学を経験してきました。久那土、市ノ瀬、甲斐常葉、下部温泉、波高島、塩之沢、身延、甲斐大島という8駅を要している本町では、これを通学に利用することになれば下山小、身延小中の児童生徒は駅から学校まではバスで移動するにしても、できるだけ長い距離を徒歩で通学するような形を考えれば、現在のように通学バスで、ドア・ツー・ドアで通学しているような現在よりも体が鍛えられるはずだと思います。身延線を廃止しようとしているJR東海に対するアピールにもなるのではないのでしょうか。身延駅から身延小学校への徒歩通学は大変なので、新たな中学校を建設するまでは、この間はバスで送迎するほうが現実的であると思えます。

以上の理由で議案第24号 平成30年度身延町一般会計予算案に反対いたします。

○議長（柿島良行君）

次に賛成討論はありますか。

川口福三君。

○12番議員（川口福三君）

議案第24号 平成30年度身延町一般会計予算の中で教育費に対し賛成討論をいたします。
この学校統合問題は執行部、また議会等も紆余曲折の中、本年度で最終年度を迎えました。
こうした経過を経て今回のこの統合がなされ、バスの購入等がされるわけですが、これからは
やはり町として教育効果の向上、また安全な通学をする面において、これは必要であると。よっ
て、この予算については賛成いたします。

以上です。

○議長（柿島良行君）

次に反対討論はありませんか。

（ な し ）

ほかに反対討論がないので、4項目の討論を終わります。

これから議案第24号を採決します。

お諮りします。

議案第24号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 多 数 ）

挙手多数であります。

よって、議案第24号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第27 議案第25号 平成30年度身延町国民健康保険特別会計予算の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

原案に反対の討論はありませんか。

（ な し ）

反対討論がないので、討論を終わります。

これから議案第25号を採決します。

お諮りします。

議案第25号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

挙手全員であります。

よって、議案第25号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第28 議案第26号 平成30年度身延町後期高齢者医療特別会計予算の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

原案に反対の討論はありませんか。

（ な し ）

反対討論がないので、討論を終わります。

これから議案第26号を採決します。

お諮りします。

議案第26号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第26号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第29 議案第27号 平成30年度身延町介護保険特別会計予算の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

原案に反対の討論はありませんか。

渡辺文子君。

○11番議員(渡辺文子君)

議案第27号 平成30年度身延町介護保険特別会計予算については、議案第3号 身延町介護保険条例の一部を改正する条例の具体化ですので反対をいたします。

○議長(柿島良行君)

次に原案に賛成者の発言を許します。

広島法明君。

○13番議員(広島法明君)

議案第27号 平成30年度身延町介護保険特別予算につきましては、先ほどの議案第3号に基づく予算計上ですので賛成します。

○議長(柿島良行君)

次に反対討論はありませんか。

(な し)

反対討論がないので、討論を終わります。

これから議案第27号を採決します。

お諮りします。

議案第27号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

挙手多数であります。

よって、議案第27号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第30 議案第28号 平成30年度身延町介護サービス事業特別会計予算の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

原案に反対の討論はありませんか。

(な し)

反対討論がないので、討論を終わります。

これから議案第28号を採決します。

お諮りします。

議案第28号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第28号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第31 議案第29号 平成30年度身延町簡易水道事業特別会計予算の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

原案に反対の討論はありませんか。

(な し)

反対討論がないので、討論を終わります。

これから議案第29号を採決します。

お諮りします。

議案第29号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第29号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第32 議案第30号 平成30年度身延町農業集落排水事業等特別会計予算の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

原案に反対の討論はありませんか。

(な し)

反対討論がないので、討論を終わります。

これから議案第30号を採決します。

お諮りします。

議案第30号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第30号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第33 議案第31号 平成30年度身延町下水道事業特別会計予算の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

原案に反対の討論はありませんか。

(な し)

反対討論がないので、討論を終わります。

これから議案第31号を採決します。

お諮りします。

議案第31号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第31号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第34 議案第32号 平成30年度身延町下部奥の湯温泉事業特別会計予算の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

原案に反対の討論はありませんか。

(な し)

反対討論がないので、討論を終わります。

これから議案第32号を採決します。

お諮りします。

議案第32号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第32号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第35 議案第33号 平成30年度身延町大八坂及び川尻並びに山之神外十五山恩賜林保護財産区特別会計予算

日程第36 議案第34号 平成30年度身延町広野村上外九山恩賜林保護財産区特別会計予算

日程第37 議案第35号 平成30年度身延町第一日影みそね沢恩賜林保護財産区特別会計予算

日程第38 議案第36号 平成30年度身延町第二日影みそね沢及び石原外二山恩賜林保護財産区特別会計予算

日程第39 議案第37号 平成30年度身延町大久保外七山恩賜林保護財産区特別会計予算

日程第40 議案第38号 平成30年度身延町仙王外五山恩賜林保護財産区特別会計予算

日程第41 議案第39号 平成30年度身延町姥草里外七山恩賜林保護財産区特別会計予算

日程第42 議案第40号 平成30年度身延町入ヶ岳外二山恩賜林保護財産区特別会計予算

日程第43 議案第41号 平成30年度身延町西嶋財産区特別会計予算

日程第44 議案第42号 平成30年度身延町曙財産区特別会計予算

日程第45 議案第43号 平成30年度身延町大河内地区財産区特別会計予算

日程第46 議案第44号 平成30年度身延町下山地区財産区特別会計予算

以上の12議案は財産区予算案でありますので、一括して討論・採決を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議案第33号から議案第44号は一括して討論・採決に入ることに決定しました。

これから、議案第33号から議案第44号までを一括して討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

原案に反対の討論はありませんか。

(な し)

反対討論がないので、討論を終わります。

これから議案第33号から議案第44号までを一括して採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり可決することについて賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第33号から議案第44号は原案のとおり可決されました。

日程第47 議案第45号 身延町過疎地域自立促進計画の変更についての討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

原案に反対の討論はありませんか。

(な し)

反対討論がないので、討論を終わります。

これから議案第45号を採決します。

お諮りします。

議案第45号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することについて賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第45号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第48 諮問第1号 人事擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて。

本案については人事案件のため討論を省略し採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって諮問第1号については討論を省略し、直ちに採決に入ることに決定しました。

お諮りします。

原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、諮問第1号については適任と意見を付すことに決定しました。

日程第49 議案第46号 町道静川大須成曙線道路災害復旧工事請負契約についての討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

原案に反対の討論はありませんか。

(な し)

反対討論がないので、討論を終わります。

これから議案第46号を採決します。

お諮りします。

議案第46号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第46号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第50 委員会の閉会中の継続調査について。

総務産業建設常任委員会委員長、教育厚生常任委員会委員長、議会運営委員会委員長、議会広報編集委員会委員長から委員会において調査中の事件について会議規則第75条の規定によって、お手元に配布した申出書のとおり閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

お諮りします。

本日、追加議案1件が提出されました。

これを本日の日程に追加し、審議することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、追加提出されました議案を本日の日程に追加することに決定しました。

本件については、一身上にかかわる件ですので鈴木高吉君の退席を求めます。

(退 席)

追加日程第1 同意第1号 身延町教育委員会教育長の任命について。

町長から提案理由の説明を求めます。

望月町長。

○町長(望月幹也君)

それでは同意第1号について提案理由を説明申し上げます。

身延町教育委員会教育長の任命についてであります。

身延町教育委員会教育長に下記の者を任命することについて議会の同意を求めます。

記

住 所 山梨県南巨摩郡身延町小田船原175番地

氏 名 鈴木高吉

生年月日 昭和22年12月9日

提案理由を申し上げます。

平成30年3月31日に教育長の任期が満了するので、その後任教育長を任命する必要が生じました。ついては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議

会の同意が必要であります。

これがこの議案を提出する理由でございます。

別紙、議案説明書をご覧ください。

提案理由は先ほど申し上げたとおりでございます。内容の背景等について説明をいたします。2項目めから説明をさせていただきます。

教育長の任命については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項に教育長は当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で教育行政に関し識見を有する者のうちから地方公共団体の長が議会の同意を得て任命すると規定されております。

次に内容についてですが、鈴木教育長は昭和41年4月から平成19年3月まで旧身延町および新身延町に勤務され、町職員として長年、地方行政に携わり平成24年11月から平成27年3月まで旧法による教育長として、平成27年4月から現在まで新法による教育長として地方教育行政にあたり職務を行う上で必要な知識と経験が豊富で人格は高潔であり教育長として適任者であります。

また記載はございませんけれども、学校教育に関する諸課題としていくつか申し上げますと平成31年度から身延中学校への連携型中高一貫教育の導入がございます。身延中学校の新校舎、身延小学校の体育館、給食センターのあり方などの学校施設の整備の推進も控えております。

平成32年度には、小学校学習指導要領の改訂に伴う5・6年生外国語科の教科化、3・4年生外国語活動の増、道徳教科化、プログラミング教育の実施などへの対応の準備もございます。

平成33年度には、中学校学習指導要領の改訂に伴いまして授業時間の増加などへの対応準備もございます。それと情報活動能力の充実、現在タブレットを活用してICT教育を進めておりますので、その充実も図っていかねばなりません。

あと、学校における働き方改革の推進、教職員の多忙化の解消についても対応していかねばなりません。

以上、一部を申し上げましたけれども重要な課題が山積しております。これらの課題に的確に対応していかねばなりません。先ほど来、申し上げましたとおり知識と経験が豊富で人格も高潔である鈴木高吉氏に引き続き次期教育長をお願いいたく、議会の同意を求めるものでございます。

なお、任期については平成30年4月1日から平成33年3月31日までの3年間でございます。よろしく願いいたします。

○議長（柿島良行君）

お諮りします。

本件は人事案件でありますので質疑・討論を省略して直ちに採決を行いたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって質疑・討論を省略して、直ちに採決を行うことに決定しました。

これから同意第1号 身延町教育委員会教育長の任命についてを採決します。

お諮りします。

本案について原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

起立多数であります。

よって、同意第1号は原案のとおり同意することに決定しました。

鈴木高吉君、席にお戻りください。

(着 席)

ここで鈴木高吉君からあいさつの申し出がありましたので、これを許します。

鈴木高吉君、登壇してください。

○教育長（鈴木高吉君）

本会議の貴重な時間を、あいさつの機会をつくっていただきまして誠にありがとうございます。

私は平成24年11月から教育長を拝命いたし、途中、制度改正がありましたが今日まで通算5年4カ月、この職を務めさせていただき3年の任期が満了になるうとしております。

この間、特に学校統合という難題に直面をいたし、議員の皆さまのご指導、また叱咤激励をいただく中で、なんとか課題解決に向けて取り組むことができました。厚くお礼を申し上げます。

さて、ただいまは4月からの教育長の人事にあたり、町長の提出いたしました議案に対し皆さまのご同意をいただき、引き続きこの職を務めさせていただくことになりました。

私は正直申し上げまして、町長からこのお話をいただいたときに他の人に代わってほしいと申し上げ、躊躇もいたしました。しかし、教育課題が山積をする中、町政の発展のために私にできることがあれば、微力ながらですが協力をしますと申し述べさせていただきました。

私は、お引き受けした以上は教育長の任に全霊を傾注し、職をまっとうしたいと思っています。どうか議員の皆さまにはこれまでと変わらぬご指導、またご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。よろしく申し上げます。ありがとうございました。

○議長（柿島良行君）

以上で、あいさつを終わります。

議事の途中ですが、ここで暫時休憩とします。

再開は11時15分とします。

休憩 午前11時10分

再開 午前11時15分

○議長（柿島良行君）

休憩前に引き続き、議事を再開します。

ただいま議会運営委員会委員長 芦澤健拓君から発委第1号 身延町議会委員会条例の一部を改正する条例についてが提出されました。

これを本日の議事日程に追加し、議題としたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、発委第1号を本日の追加日程に追加し、議題とすることに決定しました。

追加日程第2 発委第1号 身延町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

議会運営委員会委員長から提案理由および内容説明を求めます。

議会運営委員会委員長 芦澤健拓君、登壇してください。

○議会運営委員長（芦澤健拓君）

それでは追加議案について説明させていただきます。

これは議案第4号の身延町行政組織条例の一部を改正する条例が可決されたことに対して議会のほうから委員会条例の一部を改正する条例を提案するものでございます。

発委第1号

平成30年3月19日

身延町議会議長 柿島良行殿

身延町議会運営委員会委員長 芦澤健拓

身延町議会委員会条例の一部を改正する条例について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第109条第6項および第7項、ならびに身延町議会会議規則第14条第3項の規定により提出いたします。

提案理由です。

身延町行政組織条例の一部が改正されたことに伴い、身延町議会委員会条例の一部を改正する必要が生じました。

これがこの議案を提出する理由であります。

内容は、身延町議会委員会条例の一部を改正する条例ということで、身延町議会委員会条例の一部を次のように改正する。

新旧対照表が一番最後に付いておりますので、こちらをご覧くださいればよくお分かりいただけると思います。

総務産業建設常任委員会で企画政策課と交通防災課を所管することになりました。

教育厚生常任委員会では環境上下水道課を所管することとなりました。

この内容が、その概要のところに書かれています。身延町行政組織条例の一部が改正されたことに伴い、身延町議会委員会条例第2条中の常任委員会の所管の一部を改正するものである。

第2条第1号中「政策室」を「企画政策課、交通防災課」に改め、「環境下水道課」を削り、同条第2号中「水道課」を「環境上下水道課」に改めるというものでございます。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

議会運営委員会委員長の提案理由と内容説明が終わりました。

お諮りします。

本件は議会運営委員会提出案件でありますので、質疑・討論を省略し採決を行いたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、発委第1号については質疑・討論を省略し直ちに採決に入ることに決定しました。

発委第1号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、発委第1号 身延町議会委員会条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

以上をもちまして、本定例会に付議されました案件はすべて議了しました。

ここで町長からあいさつの申し出がありましたので、これを許します。

望月町長。

○町長(望月幹也君)

皆さま、長期間にわたり大変お疲れさまでございました。

平成30年身延町議会第1回定例会の閉会にあたり一言お礼のあいさつを申し述べさせていただきます。

本定例会は去る3月2日に開会され、今日までの18日間、柿島議長のもと私どもの提案いたしました48件の提出案件につきまして、慎重なご審議によりすべての案件につきましてご議決・ご同意をいただき、閉会を迎えることができました。議員の皆さまのご協力に敬意と感謝を申し上げたいと思います。ありがとうございました。

本議会でご議決いただきました平成29年度補正予算、ならびに平成30年度当初予算の執行につきましては、職員ともども知恵を絞り出して一丸となって最善を尽くしてまいりたいと思います。

議員の皆さまには今後もなお一層、ご指導・ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

年度末となり本年度も残すところ2週間あまりとなり、何かと気忙しい日々が続きます。また季節の変わり目でもあり、日によって寒暖の差もございませぬ。議員の皆さまには健康に十分ご留意をいただく中で、住民福祉向上のため、ますますご活躍いただけますことをご祈念申し上げ、閉会にあたってのあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

○議長(柿島良行君)

町長のあいさつが終わりました。

会議規則第7条の規定によって閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、本定例会はこれで閉会することに決定いたしました。

会期18日間、議員各位には慎重に審議をしていただき、無事閉会を迎えることができましたことに深く感謝を申し上げます。

住民福祉の向上、町の活性化等、町の将来を考える気持ちは全町民が同じであると考えております。町および議会がそれぞれの役割の重要性を再認識し、町が抱える多くの課題を積極的に取り組み、安心・安全なまちづくりに努めていくことが求められていると思います。

平成30年度は身延町の総合戦略を進めていく上でさらに重要な年となります。町民の皆さまとともに町、議会が力を合わせさまざまな事業に積極的に取り組み、活力ある町、安心して住める町を築いていきたいと思っております。

町長をはじめ執行部の皆さまには、なお一層のご尽力を賜りますようお願い申し上げます。平成30年第1回身延町議会定例会を閉会とします。

大変ご苦労さまでございました。

○議会事務局長（佐野勇夫君）

相互にあいさつを交わし終わります。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

お疲れさまでした。

閉会 午前11時25分

上記会議の経過は、委託先（株）東洋インターフェイス代表取締役薬袋東洋男が録音テープから要約し、議会事務局長佐野勇夫が校正したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、議長により署名する。

議 長

署 名 議 員

同 上

同 上